

平成30年第1回大多喜町議会定例会

3月会議会議録

平成30年 3月1日 開会

平成30年 3月15日 散会

大多喜町議会

平成30年第1回大多喜町議会定例会3月会議会議録目次

第1号 (3月1日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	9
同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
一般質問	11
麻生 剛 君	11
山田 久子 君	23
渡邊 泰宣 君	42
吉野 僖一 君	52
野中 眞弓 君	69
会議時間の延長	85
根本 年生 君	85
散会の宣告	104

第2号 (3月2日)

出席議員	105
欠席議員	105
地方自治法第121条の規定による出席説明者	105
本会議に職務のため出席した者の職氏名	105
議事日程	105

開議の宣告	108
議事日程の報告	108
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	108
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	111
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	118
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	127
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	130
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	133
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	134
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	136
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	137
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	141
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	143
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	146
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	153
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	155
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	157
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	173
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	178
議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	180
議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	184
議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	188
散会の宣告	192

第 3 号 (3月5日)

出席議員	193
欠席議員	193
地方自治法第121条の規定による出席説明者	193
本会議に職務のため出席した者の職氏名	193
議事日程	193

開議の宣告	195
議事日程の報告	195
議案第21号～議案第27号の一括上程、説明	195
夷隅環境衛生組合議会議員の選挙	228
散会の宣告	230

第 4 号 (3月15日)

出席議員	231
欠席議員	231
地方自治法第121条の規定による出席説明者	231
本会議に職務のため出席した者の職氏名	231
議事日程	232
開議の宣告	233
行政報告	233
諸般の報告	234
議事日程の報告	234
議案第21号の質疑、討論、採決	234
議案第22号の質疑、討論、採決	287
議案第23号の質疑、討論、採決	288
議案第24号の質疑、討論、採決	291
議案第25号の質疑、討論、採決	292
議案第26号の質疑、討論、採決	295
議案第27号の質疑、討論、採決	296
日程の追加	301
同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	301
日程の追加	303
同意第3号～同意第12号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	304
日程の追加	308
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	308
休会について	311

散会の宣告.....	311
署名議員.....	313

第 1 回大多喜町議会定例会 3 月会議

(第 1 号)

平成30年第1回大多喜町議会定例会3月会議会議録

平成30年3月1日(木)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	野中眞弓君	2番	志関武良夫君
3番	渡辺善男君	4番	根本年生君
5番	吉野僖一君	6番	麻生剛君
7番	渡邊泰宣君	8番	麻生勇君
9番	吉野一男君	10番	末吉昭男君
11番	山田久子君	12番	野村賢一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	宇野輝夫君	代表監査委員	滝口延康君
総務課長	西郡栄一君	企画課長	米本和弘君
財政課長	君塚恭夫君	税務住民課長	和泉陽一君
健康福祉課長	西川栄一君	建設課長	野村一夫君
産業振興課長	吉野敏洋君	環境水道課長	山岸勝君
特別養護老人ホーム所長	秋山賢次君	会計室長	鈴木久直君
教育課長	古茶義明君	生涯学習課長	宮原幸男君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	吉野正展	書記	市原和男
------	------	----	------

議事日程(第1号)

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 同意第 1 号 大多喜町教育委員会委員の任命について

◎開議の宣告

○議長（野村賢一君） おはようございます。

本日は、平成 30 年第 1 回議会定例会を招集しましたところ、議員各位を初め、町長及び執行部職員の皆様には、ご出席いただきましてまことにご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は 12 名全員です。したがって会議は成立しました。

ただいまから、平成 30 年第 1 回大多喜町議会定例会を開会します。

これより 3 月会議を開きます。

(午前 10 時 00 分)

◎行政報告

○議長（野村賢一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） おはようございます。

平成 30 年第 1 回議会定例会 3 月会議の開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

本日、議会定例会 3 月会議を開催させていただきましたところ、議長を初め議員の皆様には大変お忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付をさせていただきました報告書のとおりでございますので、これによりご了承いただきたいと思います。

さて、本日から始まる第 1 回議会定例会でございますが、平成 30 年度各会計の当初予算を提案させていただきますので、予算編成方針などについて若干ご説明をさせていただきます。

内閣府によりますと、我が国経済の先行きについては、雇用、所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されるとしながらも、海外経済の不確実性等に注意が必要であるとしています。

国の平成 30 年度の予算編成は、我が国経済財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き歳出全般にわたり聖域なき徹底した見直しを推進し、地方においても国の取り組みと基調を合わせ、徹底した見直しを進めるとしています。

このような中で、本町の平成 30 年度一般会計予算は、第 3 次総合計画、過疎地域自立促進計画及び総合戦略の着実な推進を図るため、歳入については、課税客体の的確な把握、町

税、使用料、負担金等の滞納整理の促進、城見ヶ丘団地や未利用地の積極的な売却や貸し付け、受益者負担の適正化など、あらゆる面から歳入を見直し、財源を確保すること。また、歳出については、継続的な事業について、その必要性、緊急性、費用対効果を十分検討することなどを予算編成の基本方針としました。

平成 30 年度予算の歳入における自主財源については、ふるさと納税による寄附金の増額や基金繰入金の増額などにより、自主財源の総額は前年度より 1 億 5,300 万円増額の 20 億 4,600 万円となりました。

依存財源については、地方交付税は、国の概算要求や制度改正、地籍調査事業、有害鳥獣駆除対策事業、小・中学校遠距離通学などによる増額、国庫支出金は社会資本整備総合交付金や学校統合に伴う僻地児童・生徒援助費等補助金などの増額、県支出金は地籍調査費負担金の減額、町債は過疎対策事業債、緊急防災・減災事業債、臨時財政対策債の増額など、依存財源の総額は前年度より 7,800 万円増額の 29 億 1,000 万円となりました。

一方、歳出においては、総務費では、定住化対策事業として船子地先分譲地の造成工事、高速バスの運行補助、デマンド型地域公共交通の運行経費、ふるさと納税事業として返礼品やふるさと基金積立金などを計上しました。

民生費は、高齢者及び障害者福祉費、出産祝金、子ども医療費助成、児童手当支給、保育園運営費、児童クラブ運営費、国民健康保険等の特別会計への繰り出しなどを計上しました。

衛生費は、がん検診、住民健診、予防接種事業、乳幼児・妊婦関連健診等経費、合併処理浄化槽設置補助、ごみ収集及びごみ処理委託料、上水道高料金対策補助などを計上しました。

農林水産業費では、有害鳥獣対策事業として、猿、鹿、イノシシ、キョン等の駆除や有害獣関連各種補助金事業、多面的機能支払交付金事業、味の研修館の施設改修経費などを計上しました。

商工費は、商工会やお城まつり実行委員会ほか各種団体への補助金や、市原市、君津市との広域連携事業などを計上しました。

土木費は、過疎対策事業、辺地対策事業及び社会資本整備総合交付金事業として実施する町道改良や維持補修経費、地籍調査事業、定住化対策、住宅助成事業、また町内企業従業員向け共同住宅建設費などを計上しました。

消防費は、広域常備消防負担金、消防団運営事業、消防機械器具置き場の新設、防火水槽の新設、消防車両 1 台の更新経費などを計上しました。

教育費は、小・中学生の通学対策として、老川、西畑地区に送迎バスを追加、小学生の給

食費無償化、中学校空調設備設置経費、中央公民館ホールとトイレの改修経費などを計上しました。

一般会計の予算総額は、前年度より 4.9 パーセント増の 49 億 5,700 万円となりました。

特別会計と企業会計は、それぞれの会計の目的に沿った予算編成を実施しましたが、国民健康保険特別会計においては、県が国民健康保険の運営に加わることにより、前年度より 16.7 パーセントの減、2 億 5,600 万円の減額となりました。

平成 30 年度予算の一般会計と 4 つの特別会計の合計額は、前年度より 0.6 パーセント増の 75 億 922 万 2,000 円となりました。

以上、平成 30 年度当初予算編成方針の一端を申し上げさせていただきましたが、各議案とも十分ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げ、行政報告にかえさせていただきます。

◎諸般の報告

○議長（野村賢一君） 次に、諸般の報告であります。平成 29 年第 1 回議会定例会平成 30 年 1 月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

なお、このうち、2 月 14 日、第 1 回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました。この件につきましては、11 番山田久子君から報告願います。

11 番山田久子君。

○11 番（山田久子君） それでは、私のほうから報告をさせていただきます。

平成 30 年第 1 回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が 2 月 14 日に開かれました。

冒頭、流山市の海老原功一議長の辞任に伴い、富津市議会議長の平野明彦氏が指名推薦により新議長に就任をいたしました。

議案 11 題が上程され、一般質問は 2 名の方が行いました。議案のうち、7 題は条例の一部改正、制定に関するもので、ほかに平成 29 年度の一般会計、特別会計の補正予算と、平成 30 年度の一般会計予算、総額、歳入歳出それぞれ 21 億 9,186 万 9,000 円と、特別会計予算、総額、歳入歳出それぞれ 6,107 億 8,508 万 8,000 円が上程され、全て可決をされました。

今回は、平成 30・31 年度の保険料率の改正が行われ、均等割 4 万 1,000 円、600 円の増になりました。所得割 7.89 パーセント、0.04 ポイントの減になりました。1 人当たり平均保険料、年額 7 万 2,597 円、金額にしまして 878 円の増、率としまして 1.22 パーセントの

増となり、可決をされました。

また、第2期保健事業実施計画、計画期間平成30年から35年度が示されました。これは、急激な高齢者の進展が見込まれる中、高齢者の方ができる限り長く自立した日常生活を送ることができるよう、高齢者の皆様の特性を踏まえた適切な保健事業を実施するためのものがございます。健康診査事業、歯科口腔健康診査事業に加え、高齢者の低栄養・重症化予防等の事業が新規に加わりました。広域連合と各行政区の連携による取り組みが望まれるところでございます。

以上、簡単でございますが、報告とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、2月23日に第1回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会が開催されました。

この件につきましては、10番末吉昭男君から報告願います。

10番末吉昭男君。

○10番（末吉昭男君） それでは、平成30年第1回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会が2月23日10時から開かれ、議長、副議長、私と3人で出席しましたので、報告させていただきます。

まず、議案第1号の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、これにつきましては、新たに任期付き短時間勤務職員に関する規定の追加と字句の整備を行うものでございました。

議案第2号の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う改正を行うものでございました。

議案第3号 一般職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じて、一般職員の給与等に関する条例の改正を行うものでございました。

議案第4号の夷隅郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本条例で規定しておりました指定数量未満の危険物及び指定可燃物に係る手数料を規定しようとするものと、総務省からの通知により、利用者みずからが建物の防火安全に関する情報を確認し、消防機関が立入検査の際、確認した重大な違反に係る情報を利用者に公表する違反対象物に係る公表制度を規定するものでございます。

続いて、議案第5号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防手数料の一部を改正する条例の制定については、地方公共団体の手数料の基準に関する政令に定められた手数料の基準額に

ついて、地方分権に基づき改正するものであり、また、本組合火災予防条例に規定されていた指定数量未満の危険物及び指定可燃物に係る手数料を一括規定とする改定を行うものでございます。

議案第6号の平成29年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）及び議案第7号の平成30年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算については、皆様のお手元に配付させていただいたとおりであります。補正の主なものは、新採用8名分の制服代など368万7,000円のほか、各種車両購入に要した備品購入費の入札差金515万7,000円の減額でございます。

平成30年度予算については、公用車2台分の更新費用、医師会へ委託している病院群輪番制病院運営事業委託料の1,200万円の増額、女性職員宿直対応のための大原消防署の改修工事費等が主なものであります。

全議案とも全員賛成で可決されたところであります。

以上で報告を終わります。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、2月19日に第1回夷隅環境衛生組合議会定例会が開催されました。

この件につきましては、私から報告いたします。

平成30年2月19日午前10時から、夷隅環境衛生組合において平成30年第1回夷隅環境衛生組合議会定例会が開かれました。

上程議案は5件でありました。

議案第1号は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定については、議会の議決に付さなければならない財産の取得または処分は予定価格700万円以上とされていましたが、これを1,000万円以上とするもので、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 夷隅環境衛生組合一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、国、県の勧告並びに構成市町の方針に鑑み、一般職の職員の勤勉手当を100分の10、再任用職員の勤勉手当を100分の5引き上げるとともに、給料表を構成市町にあわせて改正するもので、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 平成29年度夷隅環境衛生組合会計補正予算（第2号）ですが、歳入歳出それぞれ4,931万4,000円を追加する補正予算で、主な内容は、給与改定に伴う人件費補正及び財政調整基金への積み立てで、原案のとおり可決されました。なお、詳細について

はお手元の資料をごらんいただければ幸いです。

次に、議案第4号 平成30年度夷隅環境衛生組合会計予算についてですが、歳入歳出予算総額5億7,322万8,000円で、施設の基幹的設備改良工事の起債の元利償還が始まったことにより、前年度に比べ6,910万1,000円、率にして13.7パーセントの増額となっております。これも原案のとおり可決されました。なお、詳細についてはお手元の資料をごらんいただければ幸いです。

次に、議案第5号 夷隅環境衛生組合監査委員の選任につき同意を求めることについてですが、御宿町の竹内達哉氏が引き続き識見を有する監査委員に選任されました。

次に、夷隅環境衛生組合副管理者の選挙についてですが、指名推選により大多喜町の飯島町長が選出されました。

以上で報告を終わります。

次に、平成29年第1回議会定例会平成30年1月会議において可決した千葉県循環器病センターの存続を求める意見書の提出について、私からご報告申し上げます。

2月21日に千葉県庁の会議室において、私と麻生副議長の2名及び市原市議会議長とともに、それぞれの議会で可決した意見書を県病院事業管理者病院局長、健康福祉部長に提出してまいりましたので、ご報告申し上げます。

次に、監査委員から2月26日に実施しました例月出納検査の結果の報告がなされています。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願います。

次に、陳情書について、「協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書」提出を求める陳情、受動喫煙防止条例の早期制定を求める陳情書、「千葉県受動喫煙防止条例の早期制定を求める意見書」の提出に関する陳情書の3件の陳情書が提出されています。

お手元にその写しを配付してありますので、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野村賢一君） それでは、お配りしています議事日程に従い、議事を進めてまいります。

これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、

8 番 麻 生 勇 君

9 番 吉 野 一 男 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（野村賢一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本町議会では通年議会を導入しており、定例会の会期につきましては、通年議会実施要領第 2 条の規定により、原則 1 月から翌年の招集予定日の前日までとされております。

このため、翌年の招集予定日を確認しましたところ、現時点で平成 31 年 1 月 29 日招集予定ということでもあります。

したがって、平成 30 年第 1 回大多喜町議会定例会の会期は、本日 3 月 1 日から平成 31 年 1 月 28 日までの 334 日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から平成 31 年 1 月 28 日までの 334 日間とすることに決定しました。

次に、本 3 月会議の審議期間ですが、本日から 3 月 15 日までとします。

本会議の審議は、本日と明日 2 日、5 日、そして 15 日とし、この間、6 日と 7 日に総務文教・福祉経済合同の常任委員会協議会を開催する予定です。6 日は総務文教常任委員会所管事務、7 日は福祉経済常任委員会所管事務について、新年度予算の内容説明を受けることとしています。

執行部の皆様には、よろしくお願ひしたいと思います。

議員の皆様申し上げます。

事前に議案とともに配付しました参考資料ですが、これはあくまで議案を審議するための参考資料ですので、議案書により質疑をされるようお願ひします。

◎同意第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第 3、同意第 1 号 大多喜町教育委員会委員の任命についてを議

題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君） それでは、議案書の1ページをお願いしたいと思います。同意第1号について提案理由の説明を申し上げます。

教育委員のうち、加曾利幸雄委員の任期が本年3月31日をもって満了となることから、後任の委員を任命するため、法律の規定により議会の同意を求めます。

教育委員に任命しようとする方は、住所、大多喜町田代28番地の5、氏名は田邊壮玄氏、生年月日は昭和51年11月16日でございます。

田邊壮玄氏は、平成7年に高校を卒業し、現在は株式会社ジャパンディスプレイ茂原工場に勤務されております。田邊壮玄氏は、小学校のPTA副会長、中学校のPTA会長、さらには町PTA連絡協議会の会長を務めるなど、学校教育にも熱心に取り組んでこられました。

人格は高潔で、教育に関しても識見を有しており、教育委員として適任と考えます。また現在、高校3年生、高校1年生、小学校2年生の父親であり、保護者代表として大多喜町教育委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、同意第1号 大多喜町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎一般質問

○議長（野村賢一君） 日程第4、一般質問を行います。

なお、議会報編集のため、議会事務局職員による一般質問中の写真撮影及び質問者の自己の質問時間のみ録音を許可したので、ご承知願います。

通告順に発言を許します。

◇ 麻 生 剛 君

○議長（野村賢一君） 初めに、6番麻生剛君の一般質問を行います。

6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 6番麻生剛です。

通告に基づきまして、ただいまより行いたいと思います。限られた時間ですので、私も通告に基づく質問にいたしますので、その辺、執行部もそれに応えていただきたいと思います。

この議会に私も、ちょうど復帰して1年2カ月でございます。再びこのような機会を与えていただいた町民の皆様には感謝申し上げます。ですから私自身、最後の自分の政治生活の中で、ふるさとの町民の皆様のご期待に応えるため精いっぱい頑張る、そういう所存でございます。そして、役場の執行部の皆さんには、これは私が知っている限り、非常に皆さん優秀でございますので、善処しますとか、前向きに検討しますとかという答弁は一切要りません。なぜなら、この答弁というのは、やらないという意思表示だからです。言いつ放しはしない、そして私どもも聞き放しはしない、必ず実行に移すこと、これは常に町民が監視している、その中でのお互いのやりとりですから、これはお約束なんです。約束は必ず実行する。

そして行政というのは、常に前に前に前進し続けること、これが問われます。よく町民の方とお話しして、なかなかいいことを言うんですね。役所とは何か、役に立つ場所。役人とは何か、役に立つ人。ということは、公務員は言うまでもなく全体の奉仕者であります。これらのことをしっかりと肝に銘じて、これから質問に入らせていただきます。

戦後73年が過ぎ、我が国は昭和、平成の時を刻み現在に至ります。この時代だからこそ、

私たちが決して忘れてはならないものがあります。私はそれらを記憶遺産という形で名づけました。建物が朽廃するように、記憶もえてして忘却のかなたへと追いやられてしまうんです。

私は、老若男女、これは大多喜町の人口構成上、若い方は少ないんですけども、若い方との接点が多々ありますので、そういう人たちの対話の中で特に危機意識を持つことがある。私はこれは危機遺産だと思います。それは若い青少年の中に、さきの大戦、さきの世界大戦、こう言ってもぴんどこない。おもしろい顔をするんですね。このように、我が国が、このふるさとともそうでしょう。戦争の被害に遭ったこと、あるいは戦場のるつぼに化したことを知らない人たちが、もう数多いんです。とりあえず若い方は、ほとんどぴんどこない。そんなときに、このままでは大変なことになる、この世代間の意識のずれは想像を絶し、私の胸を打ちました。今こそ何とか手を打たなくてはならない。

そしてご存じのように、戦争は二度とあってはなりません。私は、その近くの大多喜小学校を卒業しました。今は新校舎になりましたけれども、旧校舎のときに、2階の家庭科室のところに機銃掃射の跡があるんです。しかし、その建物も、あるいはそのことを記憶する方もなく、壊され、そして破壊され、確かに新校舎は建ちました。大多喜小100年誌の中に書面でそれはとどめられていると思いますけれども、私はそれを見たわけではないけれども、その機銃掃射の跡を見て、この学校施設までが戦争というのは被害に遭う。要するに簡単に言うと、学校ではなくて軍事施設だと間違えられた、そういうことらしいです。

大多喜町民で戦争時を生き抜いた方々の当事者証言を募集したり、聞き取り調査をするなりして、当事者証言、伝聞証言として後世に残し伝えていく義務が当然あると思います。年々、年を重ねていくにつれ、人々は高齢となり記憶も薄らいでいきます。あるいは命までもが危機にさらされてくる。早急に取り組むことには異論を挟む余地はないと考えます。

さて、私が住民の方々との対話を通して、とりわけ内容的には、集団疎開の件、召集令状の件、空襲の件、軍隊経験の件あるいは捕虜の件等、最も大切なこととされているので、直ちに着手すべきであると、そのように思っております。

さて、このようなことについて、今、担当課のほうではどのように対処し、着手しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） それでは、町民で戦争を生き抜いた方々の当事者証言や伝聞証言を後世に残すためにどのような対策をとるのか、また、集団疎開の件、召集令状の件、

空襲の件、軍隊経験の件、捕虜の件等について、直ちに着手すべきではないかというご質問につきまして、生涯学習課のほうからお答えをさせていただきます。

麻生議員のおっしゃるように、さきの大戦から長い年月が経過いたしまして、戦争があったことさえ知らない若年層が増加していることは事実であるというふうに思われます。そのような中で、戦争を経験された方々も高齢になっており、当事者証言や伝聞証言を聞くためには早急な対策が必要であると判断いたしますが、どなたがどのような経験をされたのか把握するのは難しいと思われます。

そのような中で、集団疎開や召集令状の件などにつきまして、また史実を子孫に伝えていくことは非常に大事なことであると思われますので、今後、遺族会など関係団体の協力をいただくとともに、広報紙やホームページなどで広く周知を図りまして、該当者の把握に努め、史料の収集を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 生涯学習課の課長としての答弁、なおかつ私から言わせていただくと、確かにさまざまな史料あるいは町史が発行されたり、いろいろしております。私もそれを見て、記録としての価値、非常に評価するところがございます。

これは私が感じたことですし、また私もこれ、当時おりましたので、ふるさとのほうに。一つご披露させていただきたいと思うんですけれども、平成8年7月7日です。大多喜町に元アメリカ空軍の乗員がやって来ました。かなり前ですけれども、その方の名はブルース・ヤンクラスさんです。聞けば、昭和20年5月29日、B-29の乗員でありましたが、乗っていたB-29が高射砲により被弾した。そして、大多喜の山中にパラシュートで降下した。その墜落場所は、先ほどお答えいただいた、生涯学習課長の地元である筒森地先であったと。このときの住民に大変親切にしてもらったヤンクラスさん、そのお礼を言いたくて、平成8年に我が町に足を踏み入れた。

そのときに、私もたまたま議会議員をやっておりましたので、ちょうど通訳が、今はお亡くなりになりましたけれども、森宮の宇野輝雄先生、翻訳家としても著名な宇野輝雄先生がやっていただいて、私どもとのやりとり、当時は山岸正平さんが課長だったと、私、記憶しております。そのときは、あの大多喜町が、そして日米が戦っていたときにもかかわらず、当町の住民が昭和20年のあのときに、筒森地先の人たちが人道的に接して、敵兵といえども親切に食事も提供し、そしてけがをした人を助ける、これってすごいことなんです。こういう友好親善の例があった。

このようなことも、確かに大多喜の広報には載りました。そして当時の新聞にも載ったと思います。これは私、大多喜町の宝だと思うんです。財産だと思うんです。こういうことを、あの戦争中にもかかわらず行った先人たちがいたんだと。ヒューマニズムの世界を実践した。こういうものは残していかなくちゃいけないんです。そして伝えていかなくちゃいけないんです。

えてして戦争というのは暗い話題が多いです。特に、これはもう皆さんもご存じだと思います。戦争は、アメリカあるいは欧米の人たちは常に記録として、自分たちが行う当事者側から全部記録に残してあります。我が国は、えてしてこういう隠れた美談、それって謙譲の美德で隠しちゃう、あるいは謙譲の美德で心の中に入れていく。そうではなくて、こういうすばらしいかけがえのないものこそ残していく。もう恐らく、生涯学習あるいは教育委員会のほうでは、このような事実を知っていらっしゃると思いますし、もう既に着手していると思うんですけれども、あえて私のほうから提案させていただきます。

また、これはもう皆さんもご存じだと思うんです。昨年、私のほうは個人的な関係で、ちょうど特攻生き残り、鳥澤操さんという方の講演会を開かせていただきました。この方はご存じのように、つい先日、卒寿を前にして帰らぬ人となりました。つい今年の、あの暑いときに講演をやらせていただいたんですけれども、そのときはお元気で、まさかと思いました。しかし、当時のありのままの姿を、ご自身の体験に基づくさまざまなことを私どもに伝えてくれました。

聞けば、その方が、虫が知らせたというか、あるいは生涯学習課の皆さんや図書館の皆さんの好意により、みずからの資料を寄贈したということが広報に出ていました。聞けば、鳥澤操さん、平和を愛し、戦争の悲惨さを身をもって体験なさり、戦後の私たちに、二度と再び戦争を繰り返さないこと、過ちを繰り返さないこと、そのことを遺言として息を引き取ったと聞いております。今こそ再び、鳥澤操先生が寄贈してくれた貴重な資料は、また精査するなり、次の世代に伝えるように行ってほしいと、これは私の切なる思いであります。恐らくかなりの貴重な資料だと思います。そしてかなりの量だと思いますので、大変だとは思いますが、その辺も含めてご考慮していただければと思います。

そして、私、通告に基づきまして行いますので、現在あるいは今後、こういう記憶遺産の収集、保存、活用、展開についてどのように対応していくのか。例えば学校教育の現場において、戦争を生き抜いた当事者の方々が直接語り部になって行く、あるいは小冊子を発行し、副読本として活用していくことなどが考えられます。平和の意義、人道的行為の伝承等も含

めて、世代間を超えて考える契機となることを望む次第です。このことについて、いかが思うのか、いかが対処しているのか、担当課よりご答弁いただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） それでは、収集、保存、活用、展示について、どのように対応していくのかということにつきまして、生涯学習課のほうからお答えをさせていただきます。

先ほど麻生議員からお話がありましたように、麻生議員からご紹介をいただきました戦争当事者の方から資料の提供を受けまして、現在、図書館において管理しまして、内容の精査等を進めておるところでございます。また今後、周知を図り、収集されました資料に関しましても、非常に大切な資料であると認識しておりますので、図書館において記録としてしっかりと保存し、終戦記念日など折を見て、図書館などで展示や閲覧、また、体験談をお話しいただける機会などをあわせて設けていきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） ありがとうございます。

生涯学習課長としてのご答弁、一生懸命精査し、そして私が情報を提供すれば動いていただける、その価値ある姿は評価に値すると思います。

もう一方、学校教育現場等においてはどうなっているのか、これは教育課長のほうからご答弁いただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） それでは、教育現場における記憶遺産の活用について、教育課のほうからお答えさせていただきます。

麻生議員の言われるとおり、同じ過ちを二度と繰り返さないためにも、平和教育は重要であると考えております。また、大多喜町内の小・中学校の平和に関する教育は、現在、学習指導要領によりまして、児童・生徒の発達段階に応じて行っております。

小学校では社会や総合的な学習において、また、中学校では社会の歴史と公民で、教科書により、戦争の歴史や憲法の平和主義などを学んでおります。その際には、教科書だけではなく、町教育委員会が平成 26 年 3 月に作成しました「わたしたちの郷土～大多喜町の歴史～」という冊子を副読本として活用したり、戦時下における生活の様子、また学校生活など、町内のさまざまな記録や写真を豊富に用いて編さんされた大多喜町史を活用しまして、大多喜町の戦争被害を含めた大多喜町の戦争体験を大多喜町の小・中学校で平和教育の一環とし

て授業の中に組み込んでおります。

また最近では、国語や総合学習の授業におきまして、地域の戦争を経験された方々にご協力をいただきまして、戦争当時の体験談をお話しいただいております。その際にお話しいただいた内容や、収集しました大多喜町の戦争関連資料などを、道徳などほかの授業においても活用しているところでございます。

さらに、本年度においては、大多喜中学校においても中学校1年生を対象に、3人の方をお招きして戦時下の生活等についてお話をいただき、平和教育の授業を行ったところでございます。

今後においても、各小・中学校長が推進します教育課程の中に平和教育を位置づけ、子供たちの発達段階に応じた平和教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

また、新たに平和教育の教材として活用できる大多喜町の戦争に関する資料等があれば、また活用してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） ありがとうございます。

教育現場において活用している「わたしたちの郷土」、あれはなかなかいい本だと思います。

そして、私がおこの場であえて質問したというのは、現在やっている速度はとめることなく進めていただきたい。そうしますと、当然、増刷なり、あるいは追録なり、必要になるわけです。私自身も、実はこのふるさとの大多喜、そして夷隅地域、そして東京都内において、さまざまな活動をしてまいりました。

その中で、戦争、平和、これは当たり前のことなんだけれども、なかなか忘れてしまう。忘れてしまうということは、いいことなのかもしれません。しかし、あの苦しかった経験は次の世代にも伝承していかないと、えてして同じような過ちを繰り返すんです。今、国際情勢にもシリアの問題があります。本当に、ただ単なる自分の都合で政権側が、あるいは反政権側が戦う。いつも犠牲になるのは民衆であります。

そんな中で、これは私が自分で歩いてその方々に聞いたこと、あるいは自分で資料に基づいて調べ上げたこと、伝聞証言といいますか、そういうものを披露させていただきたいと思うんです。

実は私自身、さまざまな研究活動もやらせていただいておりますけれども、今、人類に

おける大罪というのは、ナチスドイツによるホロコーストの大虐殺、米国による広島・長崎の原爆投下、そして、この夷隅郡地域にも非常にかかわりのある昭和 20 年 3 月 10 日の東京大空襲だと思います。これは全く関係ないと思われておったんですけれども、いやいやそんなことはなかったんですね。

私は、東京大空襲の地元にはいました。当時の本所区、現在の墨田区ですね。そして、私の住むふるさととは夷隅郡大多喜です。この両者の関係が非常に深いつながりがある。それはなぜかというと、昭和 19 年、戦況が激しくなって、日本の軍部は本土決戦を見据えて、東京の、当時東京市と言いましたけれども、東京の生徒・児童さんたちを集団疎開させることを国策として命じました。そこで、墨田区の外手小学校、当時は外手国民学校と言いますけれども、いい学校なんですけれども、その学校の生徒さんを夷隅郡で引き取る。そして大多喜町もそうですし、いすみ市、とりわけ旧千町村や中川村、そして国吉町ですか、そして大多喜町あるいは西畑村、そんなところが外手小学校の皆さんの引き受けたんです。今でも、外手小学校の卒業生、私が行ったときにはかなり高齢でしたけれども、非常にお世話になったと、非常に夷隅郡の方々にはお世話になったと、このようなことを申し上げておりました。

私が取材し、そして調べ上げたものを皆さんにご披露させていただきながら、議論をまた深めさせていただきたいと思います。

アメリカの戦略爆撃機 B-29、325 機が東京の上空を飛来しました。昭和 20 年 3 月 10 日です。そして高性能焼夷弾を投下、東京の下町地区を、日付が変わった午前零時 8 分を皮切りに第 1 弾、午前 2 時 37 分までの 2 時間半余りの間に 1,665 トンの大量の焼夷弾投下。東京東部地区、城東地区と言いますが、焦土と化し、完全に灰じんと帰りました。

当時、木造家屋が密集する東京の下町地区です。また、零細企業の工場群、我が国の物づくりを支えてきた地域でありました。職住一体の暮らしを営み、江戸情緒を残してたたずむ町、その様相は一晩で一変してしまいました。荒れ狂う戦火の中、折からの強風にあおられ、町なかには火炎地獄、逃げ惑う人々にとって、少しでも炎をかいくぐり、水を求めて川に飛び込む。あるいは行き交う人々の重さで身動きもままならず、橋の上からはじき飛ばされ、欄干より川の中へ落下。春 3 月、しかし川の水は冷たく凍えるほどでありました。次々と帰らぬ人となった。

それだけではないんです。町なかからの火の粉が飛んでくる。安全と思われた川の中とて例外ではない。人間の体から浮き出てくる油脂が川の表面に漂う。そこに火柱が立ち、水面を流れるがごとく燃え移るんです。それは生き地獄だった。童謡でよく歌われている春のう

ららの墨田川が、このとき、死体が行き交う地獄の墨田川へと変貌していきます。その結果、死者約 10 万人、負傷者は数え知れず、そして 100 万人の人々が家を失う事態となりました。アメリカによる大量破壊兵器による無差別攻撃であり、非戦闘員の住民への大量虐殺が断行された日として、歴史に刻まれています。

つまり私が言いたかったことは、そのような事実があって、その 2 時間余りの間に、あれはルメイ将軍が絵図を描いて実行に移したと言われております。あっという間に燃えたんです。

そして、この東京大空襲は他人ごとではないんです。翌日にこの大多喜にも、隣のいすみ市にも、灰が飛び交い、その紙切れの中に、自分たちが日ごろ知っている本所だとか、両国とか、浅草とか、深川という紙切れが落ちてくるんです。どうでしょう。それを見た疎開していた子供たち、この子供たちが感じたことは、何か自分の知らないところでとんでもないことが起き、軍部が幾ら当時の情報を統制しようが、その現実を知るにつれ、わかる。このことを知っている一部の指導教諭や関係者は、子供たちから聞かれても口をつぐむしかないんです。

しかし、その後何が起こったか。その親たちが命からがら、市川を通り、千葉を越え、そしてこの夷隅郡へと子供に会いに来るんです。自分たち東京はやられた、我が子の夷隅郡はどうだったのだろうか、無事であると思うけれども、そんな状況があったんですよ。

今考えなくちゃいけないことは、このとき夷隅郡にいた方々が、まだ都内で命あるんです。私はその方々にお会いして聞いたことによると、もうあんな戦争は二度と起こさないでほしい、そして夷隅郡の方には非常にお世話になった、あなたは夷隅郡の出身ですか、夷隅郡の人は本当に心が温かい、このように言われたのは誇りに思いますけれども、先ほど来、教育課長や生涯学習課長が、このままではいけないと思い、学校教育現場の中でもやっている。そして「私たちのふるさと」という副読本を使いながら一生懸命教えてくださっている、これは高く評価します。しかし、そこから一歩進めて行ってほしいんです。

それはなぜかというと、私が昨年の市民団体の集まりの中で、やはりこの東京大空襲のことを経験した方が大多喜にいるんです。大多喜の桜台のところの、今は中村さん、要するに工務店さんですね。中村さんのところは旅館だったと。あそこの近くを通ると、子供たちがお母ちゃんに会いたいんだと言って涙を流している。そして当時、大屋旅館さんがあそこの本部ですか、本部であって、そこに先生方がいたとか、そのほか大多喜のさまざまなお寺に、墨田の人、当時は本所ですね、本所の人たちが集まって泣いていた、その姿を同世代として

知っていた人たちがいた。その市民集会に出て、大多喜でもこういう方々がいて、その中の一人の方、Yさんと申しましょう。やはり昨年お亡くなりになりました。貴重な資料、新聞をお持ちで、託して皆さん勉強してくださいと、本土決戦があればここも同じだったんですよ。

私、思ったんです。戦争というのは、よく現代の内閣総理大臣の皆さんを初めとした方々が、憲法改正とかいろんなことを言うておりますけれども、自分はやらないからなんです。自分はただ指示するだけでその現場に行かないから、でも現場に行った方々は大変なご苦労があったと。その住民の生の声、いつも犠牲になるのは、そういう名もなき方々なんです。

さて、そこで私は、通告に基づいておりますから、これはもうすぐ答えていただけるものと思います。いよいよ最後の質問に入らせていただきたいと思います。

法の目的は平和であり、それに達する手段は闘争です。平和主義の日本国憲法は存在します。しかし、昨今の情勢は日本がいつか来た道をたどっているかのように感じられます。今の我が国は戦争前夜の様相であると、そう思われております。二度と過ちを繰り返さない。我々の自制が求められるのは言うまでもありません。

さてここで、町民の生命、財産を守り、安全な安心のまちづくり、これは町政根幹でございます。それでは、最高責任者である大多喜町町長に、この問題について、いわゆるまちづくりの根幹に関して、自分の平和への思いを述べていただければと思います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、麻生議員から、大変いろいろ資料を集められて、また、そのお話を今聞いたところでございます。大多喜町にも、今お話にもありましたように、戦争を経験された方、また、家族の皆さん方を亡くされ、また、一家の大黒柱を亡くされた方もたくさんありまして、遺族会というものがございます。そして、遺族会の皆さんが毎年私どものところに来ますが、その中で遺族会の皆さんからのいろいろ要望等がございまして、町として遺族会とともに恒久平和を願う、このことがやはり重要なのであるということを皆さんがおっしゃいます。

そして、今お話にもありましたように、町民の生命、財産、身体を守る、これは町の根幹であることは申し上げるまでもないわけでございます。そういう中で、今、私ども町は、遺族会の皆さんと毎年、それぞれ老川地区、西畑地区、総元地区、そして大多喜地区、また上瀑地区の戦没者慰霊巡拝を毎年ともにやっているわけでございます。そして、総元地区につきましては大多喜町の仏教会挙げて、総元地区の皆さん方、また遺族会の皆さん方とも協力

しまして、そして毎年、戦没者慰霊祭をやっているわけでございます。それをやっている目的は、今、麻生議員の言われたように、恒久平和を願う、そして戦争の悲惨さというものを世に伝えていながら、二度と戦争を起こさない、そういう思いで、不戦を誓う思いで毎年やっているわけでございます。

しかしながら、やはり皆さん方、年々高齢化しています。そして、今、遺族会に入っておられる方も、2世の方、また3世の方もいまして、3世ぐらいになりますと、今お話にもありましたように、なかなか戦争というものの実感が出てこない中で遺族会に入っていないということもありまして、そういったことをこれからどうするんだということで、遺族会の中でも、これから若い世代にどう伝えていくか、こういったことが大きな課題になりまして、町としても遺族会とともに、これからも恒久平和を願い、また不戦を誓うということの中で、町民の生命、身体、財産を守るという、いわゆる基本のところに戻りながら、これからも遺族会とともにこれを進めてまいりたいと思っています。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） ありがとうございます。

時間も限られてまいりました。そして、きょうは町執行部、善処しますとか、そういうことを一切言わなかった、この点は行動する執行部に変貌しつつあるということで、高く評価させていただきたいと思います。

そして、現状は現状でやっている、この姿はわかりました。一つ、私、これは民間でやったんですけれども、これもかなり前です。ちょうど、当時の千町村、現在のいすみ市荻原に、東頭山行元寺という名刹がございます。これはもうご存じのように、比叡山延暦寺あるいはそれに匹敵する東の比叡山と言われるぐらいに有名なお寺でございます。

開山したのは、なかなか著名な高僧でありましたけれども、ここに、行って見ていただくとわかると思うんですけれども、歌碑がございます。「母さんたずねて」と、これは当時いすみ市に滞在しておりました音楽家の海沼實、この方が作曲しました。非常に有名な音楽家で、作曲、海沼實、作詞、齋藤信夫、このゴールデンコンビで、非常に日本の音楽史に残る方ですけれども、「母さんたずねて」、いわゆる東京大空襲で、母と子あるいは親子が生き別れたその状況を子スズメに託して作った名曲であります。そのほか、海沼實先生は、「里の秋」とか日本の童謡史に残る方です。

ここに、行元寺の市原淳田先生という高僧は、ご自分のところが舞台であった、外手国民学校が来た、そこを海沼實先生がやっていただいた、それを歌碑として設置して、永遠に、

永久に非戦の誓いを、そして二度と戦争を起こしてはいけないんだということを伝えていこうと、先ほど町長から、仏教会が大多喜でも一生懸命やっている、そして隣のいすみ市、荻原の行元寺さんというお寺では、このようにすばらしいことを民間の力でやっている、こういう力があるうちは、我が国は世界に誇れる国になれるし、民間の皆さんの力を結集して、二度と起こさないようにしたいと思います。

私は今回は、予算計上しろとか、そういうような財政的な問題について執行部に対して言ったことはありません。執行部が足を使い、汗を流し、そして知恵を出し、その上で必要とする経費が存在するならば、それは予算計上していただきたい。そして、その予算計上したものの中で、例えば、平和へのこの状況の中で、ヤンクラスさんを助けたヒューマンイズムあふれる、あの姿を例えばテレビドラマ化するとか、そのほかいろいろ、「母さんたずねて」の世界はここでもあるわけですから、そういうものをドラマ化するとかして映像によって伝えていく。

私はよく、映像の世界あるいは映画の世界、そして文学の世界では、欧米ではみんな抵抗する権利として書いているんです。命をかけて。レマルクの「西部戦線異状なし」、これは第一次世界大戦が舞台です。ドイツ兵が鉄条網の国境線を守るんです。その若者が、チョウの飛び交う光景に思わず手を伸ばしてしまう。チョウが舞う、その姿に手を伸ばしたその瞬間、相手方から狙撃されて落命してしまうんです。しかし、その部隊が本部へ打電するのは、本日、西部戦線異状なし、人が死のうが生きようが全く関係ないのが戦争である、反戦文学です。

そのほか、これは皆さんもよく見たと思います。チャップリンの「独裁者」。人間は肌の色が違おうが人種が違おうが、みんな仲よくして平和でなくちゃいけないんです。ユダヤ人であろうが、黒人であろうが、白人であろうが、我々黄色人種であろうが関係なしに、手をつないで生きていく、そういう世界を念頭にやってきた、それが一流の文学者であり、一流の演技者です。

大多喜町にも、芥川賞作家の北原ヒトミさんだって生まれました。お孫さんですよ、お亡くなりになった宇佐美さんの。そのおじさんは宇佐美豊さん。ユニバーサル・フィルハーモニー管弦楽団の事務局長。きょう傍聴でおいでになっているけれども、友人の吉野三次さんが、あの宇佐美豊さんを今度また連れてくるんだと。その中でまた、「母さんたずねて」を言う、あるいは戦争への非戦の誓いを言う。そういう音楽を通して、芸術を通してやっていく。当町もそういうものに対して、恐らく教育委員会の皆さんも応援していただ

ると思います。また、そのような快諾があったというようなことも聞いております。教育委員会の皆さんも一緒になって芸術文化を愛し、そして次へ向かって若い世代の皆さんに伝えていく。いい町になってきたじゃないですか。

私はこの議会に復帰して1年2カ月です。私の政治生活の中で、当然、大多喜町の方にも大変お世話になっておりますけれども、その中で多大なる影響を与えてくださった政治家の方をお二人、ちょっとご紹介させていただきたいと思います。

その人の名は井上和雄先生です。元国連ユニセフ出身で、衆議院議員として、平和を愛し教育問題を中心に取り組んできた方です。私自身も先生とともに国政、国際問題に取り組んでまいりました。井上先生は、ご存じ国連時代、戦争をとめた男、そして衆議院議員時代は、今は皆さんもよく知っていると思うんですけども、飲酒運転厳罰化法案の生みの親です。常に命のとうとき、国民の安全・安心のために活動してきた信念の政治家でありました。

そして、私が尊敬する、そして多大なる影響を与えてくださった先生は、もう一方、石井紘基先生です。石井紘基先生は井上和雄先生の友人でもあります。正義を貫き、不正と戦い、日本の闇と戦った政治家です。心ない方の刃にかかり、志半ばで帰らぬ人となってしまいました。

しかし、先生方の生きざまは、そのものが今でも私に影響を与えております。国民のためにはどんな圧力にも屈せず、社会正義の実現とこの世の悪の追放に命をかける。それは、私が弟子として受け継がなければいけないことだと思います。国政であろうが、国際政治であろうが、そして地方政治であろうが、同じなんです。特に地方政治は、住民の最前線にいるんです。住民の最先端のことがわかるんです。これは私は、政治家として一番地に着いた、最も日本を救う立場だと思っております。

私の決意は、毎回このような形で皆さん方にお伝えしました。そして執行部の皆さんも、戦う執行部となってやってください。私自身は、評価するものは評価する、しかし、もし誤った形で皆さんが動くようであれば、それは徹底的に戦います。町民の気持ちをしっかりと伝え、しっかりと代弁する、町民の不安を取り除く、町民の不満を解消する、町民の目線で動く、このことを実践する、これが町議会議員です。

先ほど来、町長が言ったように、町民の生命、財産を守る、そして町民の暮らし向きを第一に考える、町民からお預かりした税金をいかに有効に使うか、ここが最も問われます。これは、今回の一般質問の中では決して取り上げることではありませんでしたけれども、今回の3月議会は予算議会です。予算議会は、町民からお預かりした大切な税金をいかに有効に

使うか。そのときには、たとえ執行部がこれは大した額ではないと思われるかもしれない。前年から見れば大した額ではないと思われるかもしれないけれども、町民の立場から見で一円の無駄遣いも許しません。そのためには私が一人になろうとも戦い続けます。

しかし、今回の3月議会は、町民の暮らしを第一に考えるならば、多数の町民の支持があります。きょうも私のところに7件のお電話がありました。その7件の方、7人の侍ですよ。議会は12人の方がいらっしゃる。そして採決にあるのは11人、イレブンです。このイレブンの力が結集すれば、執行部の皆さん、あなた方がきちっとした財政執行しなければ、刃は皆さんに向かいます。今回の3月議会は、私は評価するところは高く評価する、しかし、もし町民のげきりに触れるような事案、事象があれば、そのときはしっかりと、きょう私にお電話があった7人の侍の方々のご意向に沿って戦ってまいります。

長らく皆さんに私の意見等を伝えました。しかし、きょうの一般質問は、皆さん方執行部がわかってくださる、わかっている、やっているということで、私は理解させていただいております。今後とも決して、ただ単なる対立の構図ではなくて、一緒にやれる、一緒にベクトルを目指せるところにはともに歩もうじゃありませんか、それも常に町民サイドの立場に立つということを前提に。

これをもちまして、私、6番麻生剛の一般質問を終えさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） 以上で、6番麻生剛君の一般質問を終了します。

ここで10分間休憩します。

(午前11時20分)

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時30分)

◇ 山 田 久 子 君

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

次に、11番山田久子君の一般質問を行います。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 11番山田久子でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日は大綱3点にわたり質問させていただきます。昨夜の防災対策でお疲れのところ恐縮でございますが、よろしくお願いいたします。

初めに、大綱1、情報公開・情報発信について質問させていただきます。

大多喜町公告式条例に基づく条例、規則その他の規程で公表を要するものについては、現在5カ所の掲示場で掲示がされておりますが、事前に、いつどのような内容の掲示がされるのか、されているのかを知ることができません。通りがかりで知り得る状況にあると思います。しかし、掲示の公表内容は住民の皆様の生活にかかわるものであり、町政に関する重要な情報であります。

そこで、自治体と住民との情報共有による協働関係を築くためにも、自治体の情報を積極的に公開していく必要があるのではないかと考えますことから、広報紙などによる資料提供や町ホームページへの掲載による情報提供をしてはどうかと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 山田議員の一般質問に総務課からお答えさせていただきます。

町の条例、規則、訓令、告示の制定・改廃の件数につきましては、平成27年度に148件、平成28年度にも165件ございます。

大多喜町公告式条例は、地方自治法の規定に基づき、条例、規則、訓令の公布や公表に必要な事項を定めたもので、町内5カ所の掲示場に掲示することを定めております。また、要綱につきましても、大多喜町告示規則で同様に掲示場に掲示することを定めております。

町民の皆さんへは、条例につきましては議会だよりで制定・改廃の審議結果を掲載していただいております。また、町では、町民の生活に関連する内容につきましては、その改正内容や改正の対象になる事業について、広報おたき等でその改正内容の周知に努めているところでございます。

町の各種情報を町民の皆さんに提供していくことは必要なものだというふうに認識しておりますので、制定・改廃された例規の件名、公布あるいは公示の年月日、制定・改廃内容の概要、問い合わせ先などを一覧にして、四半期ごとにホームページに掲載することと情報公開コーナーに掲示することから始めたいと考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

大多喜町の情報公開条例の第21条におきましても、「町は、実施機関の保有する情報の

提供及び情報の公表に関する施策の充実を図り、町政に関する分かりやすい情報を町民が容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。」とございます。

今、課長のほうから前向きなご回答をいただいたわけでございますけれども、より一層、町のホームページ、そういったものも活用しながら掲載をしていただくことができればと思うところでございます。時々、規則とか要綱とかが今までと変わっておりまして、えっと思うときも正直あります。それは執行部の皆さんが事業を推進する中で変えられるという部分でもあるかと思えますけれども、中には、内容は町民の皆さんに先に、もしくはしっかりと報告をしなければいけないと思うときもございますので、公告式条例ですね、しっかりと公開をしていただきたいと思います。

つきましては、いつごろからそれに取り組んでいただくことができるのか、どのようにお考えになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） これにつきましては、四半期ごとに、議会が終わりますと例規の電子データの修正等も行いますので、それに合わせて行うような形を考えていきたいと思っています。

ですから、早ければこの3月会議の結果から公表するような形を始められればと思っておりますけれども、場合によっては6月とか、来年度中には実施するような方向性を考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

今のお話でも理解できる場所はあるんですが、できれば、公告を掲示板に掲載しますよね。各5カ所あると思うんですが、それと合わせた状況でホームページに掲載をしていただくということはできないのでしょうか。要するにアップをしていただくということだと思っておりますけれども、公告の場に掲示をするために、そこには内容として書式としてでき上がっていると思えますので、それをホームページに上げていただくだけのことかなと思うんですが、この点いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 告示したり掲示したりするときは、まとめて、例えば条例であれば、この会議の中で可決されたものを一括して告示するような形をとりますので、それをその都度そこで行えるかどうかというのは、ちょっと疑問があるかなと思います。いろいろな

ものがいっぱいまとまってきている中でそれを実施するとなると、事務も非常に煩雑になってまいりますので、誤りも起きやすいというふうに考えております。

ですから、それが公布した後に例規の修正を出すような形をとりますので、それに合わせて実施するような形で現在は考えております。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11 番（山田久子君） わかりました。それではよろしく願いいたします。

すみません、1点確認ということで質問させていただきたいんですが、公告式条例をホームページにアップしていただく場合なんですが、要するに掲示場に張ってあるようなものを上げてもらうような場合、条例の改正というのは必要になってまいりますか。それとも、今の条例の中で対応していただくことができるのかというところなんですが。

私がお願いしたいのは、町で今、公告式条例として掲示場に上げているものをそのままホームページに上げてもらえないかというところをお願いしているんですね。ですので、その際に、今の公告式条例の中で、そのままホームページに対応もしていただくことができるのか、ここは、先ほど地方自治法に条例で定めるという項目がありますので、条例改正が必要になってくるのかどうか、このところだけ1点確認させていただきたいんですが。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 先ほど議員さんのほうからも情報公開条例の第21条の関係の話も出ましたけれども、公告式条例は公告式条例ということで、地方自治法に基づいて、その5カ所に実施するのはそのままとして、ホームページにアップしたりするのは、これは町が公表していくんだというような意思でありますので、特に条例改正の必要性はないというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11 番（山田久子君） わかりました。それではぜひよろしく願いいたします。

次に大綱2、自治体クラウドの導入推進についてお伺いをいたします。

行政情報システムについて、コスト削減、効率化等の観点から、近年、国・地方ともにクラウド化が推進されています。自治体クラウドの導入により、1、情報システムのコスト削減、業務負担の軽減、2、業務の共通化・標準化、3、災害に強い基盤構築（データのバックアップの確保や業務の継続）が図られることが期待されることから、本町でも導入推進をしてはどうかと考えます。

そこで、基幹系システム（住民情報関連システム・税務関連システム・国民健康保険シス

テム・国民年金関連システム・福祉関連システム)と内部管理系システム(人事給与システム・財務会計システム・文書管理システム等)で経費は現在どのくらいかかっているのか、それぞれの合計金額をお伺いいたします。

○議長(野村賢一君) 総務課長。

○総務課長(西郡栄一君) それでは、総務課のほうからお答えをさせていただきます。

初めに、町の基幹系システムと内部管理系システム、町では情報系システムというふうに呼んでおりますけれども、それぞれの経費についてお答えをさせていただきます。

基幹系システムと言われる住民基本台帳、税務、福祉などのシステムは 27 システムあり、平成 29 年度では年間約 5,284 万円でございます。

次に、情報系システム、内部管理系システムと言われる財務会計システム、人事給与システム、電子調達システムなどは 36 システムあり、その合計額は約 4,025 万円でございます。

○議長(野村賢一君) 11 番山田久子君。

○11 番(山田久子君) ありがとうございます。

今いただいたものはシステムの部分で、多分、私たちはもっと多くいろんな部分でお金がかかっているのかななんて、ちょっとそういう意識があるんですけども、一部というふうなところだと思いますけれども、自治体クラウドの導入によりまして費用削減効果について、各自治体の情報システム整備状況が地域の実情によっておのおのであるために、一概には言えないというふうにも言われておるところでございますけれども、自治体クラウドの取り組みの事例においては、過半の団体において3割以上の費用削減効果があり、または費用削減効果が見込まれているというふうに伺っております。

2011 年から順次切りかえてられました神奈川県のある町村会、14 町村あるようでございますけれども、こちらの場合では、導入によって費用を 43 パーセント減らすことができたという報道もございました。このパソコンといいますか、IT 関係の費用というのは、人員の削減に伴いまして、またこれからどんどんふえていく、ふえざるを得ない部分ではないかと思うところでございます。本町でも導入推進を検討してはどうかと思いますけれども、町の見解をお伺いいたします。

○議長(野村賢一君) 総務課長。

○総務課長(西郡栄一君) ご質問の自治体クラウドとは、住民基本台帳、税務、福祉などの自治体の情報システムやデータを外部のデータセンターにおいて管理・運用し、複数の自治体で共同利用する取り組みでございます。

町においては、基幹系システムと言われる住民基本台帳、税務、福祉などのデータについては、27 システム中 26 システムがいわゆるクラウド化を行っております。これは外部のデータセンターにおいて管理・運用をしております。

また、情報系システムと言われる人事給与システムや財務会計システム等、内部管理システムの一部についても、36 システム中 9 システムが、クラウド化により外部のデータセンターにおいてデータの管理・運用を行っておりますが、複数の自治体で共同運用する取り組みには至っていないのが現状でございます。

町の基幹系システムの管理業務をクラウドで委託している業者では、県内の他の自治体でもクラウド化によりデータの管理・運用を委託していますが、複数の自治体による共同運用は実施しておりません。

国が推進している自治体クラウドは、議員さんのおっしゃるとおり、情報システムのコスト削減が見込まれること、情報セキュリティの水準が向上すること、庁舎被災時においても業務が継続できること、参加団体間で業務が共通化、標準化されることなど効果も多いと言われております。

自治体クラウドは町だけの意向でできるわけではありませんけれども、今後、県内の他の自治体において自治体クラウド化の方針が提案されれば、積極的に加入することができるように努めてまいりたいと思います。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11 番（山田久子君） ありがとうございます。

自治体クラウドを導入しているところの一覧をちょっと見させていただいたんですけども、構成団体の数も本当に柔軟に組み合わせがされているようです。また、自治体の同質性というんでしょうか、例えばここですと夷隅広域でやらなければいけないとか、そういうことでもないようです。本当に柔軟に、それぞれの態様によって組み合わせもできるようでございますし、場合によっては県をまたいで自治体クラウドを実施しているというような、そういったところもあるようでございますので、最近、近隣でも自治体クラウドを検討し始めているようでございますので、町としてもまた検討をお願いを、実現に向けて進めていただくことができると思うところでございます。

また、今現在、総務省においても、自治体クラウドに係る経費について特別交付税措置なども講じているようでございます。複数の地方団体による情報システムの集約と共同利用のための計画策定ですとかデータの移行、コンサルタントによる導入支援、また導入後の実務

処理に係る研修など、ほかにもあるようではございますけれども、財政支援していただけるようでございますので、町としてぜひ自治体クラウドを検討していただくことができればと思いますが、よろしく願いいたします。

次に、大綱3に移らせていただきます。防災・減災対策について伺います。

台風、豪雨、地震、大雪、土砂災害と自然災害の危険性を感じる機会がふえています。町民の命と生活を守るため、防災・減災対策に終わりはないと考えますことから、質問をさせていただきます。

初めに、東日本大震災の後の避難所等では、女性視点の対応策が不足していたようです。そこで、本町でも町防災会議のメンバーに女性の登用を考えていただくことができないでしょうか。町の見解をお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） それでは、山田議員の一般質問に総務課からお答えさせていただきます。

先ほどお話のあった女性視点の対応というのは、非常に大切なものだというふうには思っております。

しかし、防災会議の構成員となる委員につきましては、大多喜町防災会議条例で定められており、各防災関係機関のうちから、千葉県知事の同意や指定公共機関等の長の同意、指定地方行政機関の所属長の同意を得て任命することとなっておりますが、女性登用の可否は定められておりません。したがって、各防災関係機関から推薦された方が女性であれば、女性登用は可能でございます。

なお、大多喜町防災会議委員には女性委員が1名、現在任命されているところでございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

そうですか、1名今いらっしゃるということで。すみません、私のほうでは、石井教育長さんが女性委員さんでいらっしゃるって、その後、いらっしゃるのかなと思っておりましたので、そのような質問をさせていただいたところでございますが、できれば3割ぐらいまで女性委員の方をお願いしたいところでございます。

今、課長のほうからもお話がございましたけれども、防災会議の委員さんの対象の中に含まれていないという、対象の方がこういうところから選出してくださいねということである

ようでございますけれども、その対象者に、例えば民生委員さんとか、介護とか看護、保健師さんなど医療福祉分野の方もしくはボランティア団体の方、女性が多い職場の方などですね、そういった女性枠を設けていただいて委員さんを選出していただくという、そういったことはできないものなんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 大多喜町防災会議は、災害対策基本法に基づいて条例で設置しているものでございます。その災害対策基本法の中では、千葉県防災会議の組織及びその所掌事務に準じたもので作成するような規定がございます。

したがいまして、今現在、町で指定していますのは、県、そして災害対策基本法に基づいた委員さんということをお願いしておりますので、今のところ、これにつきましては変更するというようなことは考えておりません。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11 番（山田久子君） わかりました。

東日本大震災のときには、子供目線、それから女性目線の対策が不足をしてしまったということでもございました。今まで、多くの男性の皆さんの目線の中で、防災対策の基本的なところというのはしっかりとつくっていただいているのではないかと思います。やはり足りなかったところというのは、そういったところだったのかなと思います。

これからは、高齢者の方とか弱者の方の目線も必要になってくると思いますので、ぜひ女性の方をふやしていただきまして、また、そういった意見も聴取していただくような方向性も考えていただきたいと思います。ぜひよろしく願いいたします。

次に、町一斉のシェイクアウト訓練、シェイクアウト訓練とは、大勢が一斉に身を守ろうと行動することの実施についてお伺いをいたします。

シェイクアウト訓練は、大地震の揺れから身を守ることを主な目的とした訓練です。いろいろなやり方はあると思いますが、町総合防災訓練の日に、防災無線等により一斉に町民に知らせ、開始合図に基づき、「地震の揺れから身を守る安全行動1-2-3（まず低く、頭を守り、動かない）」を、各人がその場所で1から2分程度一斉に実施するというものです。子供のころに、学校で机の下に身を隠した防災訓練をイメージしていただければと思います。

地震はいつどこで起こるかわかりませんので、今いるその場所で身を守ることをしていただくことで、日常の生活の場の中で安全行動をとることや、身の回りの危険排除を意識してもらう訓練になればと考えます。本年の町総合訓練の日に合わせて実施をしてみてもどうか

と思いますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） シェイクアウト訓練は、地震発生時にどこにいるのかはわからないことから、どこで地震に遭遇しても自分の身を自分で守る、議員さんのおっしゃるとおり、「まず低く、頭を守り、動かない」の安全確保行動を身につける訓練とされています。

これは議員さんのお話にもありましたけれども、学校で行う避難訓練の初期行動、地震の際は机の下に入り、頭・首等を守り、地震がおさまるまで動かないということと同じでございます。その結果、落下物や倒壊してくるものから身を守り、けがする確率をまずは少なくすることにより、震災後の早期復旧に取りかかれることを目的とし、いざというときに素早く反応できるための訓練とされております。

町におきましては、昨年の防災訓練会場及び小学校2校を巡回した起震車の体験のときに、安全確保行動を説明し、起震車体験の際に実際に行動して、そして体験していただきました。

しかし、町の防災訓練は5年に一度の開催ということで今進んでおりますので、開催されない地区では何もしない状況が4年間続いてしまいます。多くの方の防災意識の高揚を図ることが必要だと思いますので、シェイクアウト訓練の実施に当たりどのような課題があるのか、既に県内で実施されている自治体に話を伺ったり、あるいはシェイクアウト提唱会議というところが主催している、一緒になって主催してくれると思うんですが、そういったところにも話を伺いながら、考えていきたいというふうに思っております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

考えていただけるということなんですが、それは先ほど私がお願いしましたように、本年の防災訓練の中において実施に向けて考えていただけるという解釈をさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 現段階では、新年度予算案にも予算を特に計上しておりません。

また、実施までの準備期間あるいはその周知期間、それがどのぐらいかかるかというのにも影響があると思いますので、その辺がはっきりした段階で、必要なものは予算として計上させていただくと。余りかかるものではないと思っていますけれども、ホームページの例えばメールフォームの作成とか、あるいは各世帯に配るリーフレットとか、そういったものは最低でも必要になってくると思いますので、そういったいろいろなものを、既に実施している

自治体あるいはそういう主催となる所と協議をしながら、進めていきたいというふうに考えています。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11 番（山田久子君） ありがとうございます。

私も、この事業をもしやっていたけるとなると、やはり大事なのは事前の周知ではないかと思えます。ですけれども、最初はもしかしたら参加していただく人の人数が少ない、また、同じように思ってくださいの方が少ないかもしれないですが、毎年行うことによって意識がだんだん、意識づけになっていって、少しずつでも町民の皆さんがふえていっていただくことができなと思えますので、そういった方向で考えておりますので、一気に全部 100 パーセントやりなさいということではないので、できるだけ前向きに捉えていただきまして、検討をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（野村賢一君） 山田久子君に申し上げますけれども、まことに恐縮でございますけれども、ここで休憩に入りたいと思えますので、次に午後 1 時から 3 時から始めていただければと思えます。

一般質問の途中でございますが、ここでしばらく休憩します。

(午前 11 時 58 分)

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 零時 58 分)

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11 番（山田久子君） それでは、引き続きまして一般質問させていただきます。

それでは、3 番目の質問に移らせていただきます。災害時の被害状況の確認と災害支援活動にドローンを活用することについて、お伺いをさせていただきます。

本町では、崖崩れや大雪などで孤立が想定される地域がございます。以前にも、職員の方々が山越えをして救援物資を届けてくださったこともございました。孤立をさせない対策が必要であります。万一の場合、現場に人が行かなくても被害状況の確認ができ、災害支援活動にも対応できると言われておりますドローンを備えてはどうかと思えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 本年度、旧上瀑小学校で開催しました防災訓練において、事業者の厚意により、ドローンの操作、映像等についてデモンストレーションを行っていただきました。

空からの撮影については、町の各種事務事業でも活用したいと考えており、各課からドローンの活用についての要望を取りまとめ、ドローンの活用を職員が実践しようとしていたところでございます。

ご質問の災害支援活動におけるドローンの活用についても、どのような機種が適するのか、何に利用できるのか、あるいは職員で操作ができるのか、専門の事業者に委託すべきものなのか、事業者と災害時の協定を結ぶことが可能なのかなど、これから協議を進めていくところでございます。

災害時だけでなく、防災や行方不明者の捜索、あるいは町の各種事業にも幅広い活用方法があるというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

先日、千葉日報の1月30日付の新聞に載っていたんですけども、本年というのはことしですが、1月29日に県の消防学校で、県内の消防団員向けに操縦訓練を初めて実施したそうです。県の消防課は、これからも訓練を続けるので、多くの団員に受講をしてほしいと新聞紙面上では呼びかけておりました。ドローンからの無線映像を手元の画面で確認したり、救助者にスピーカーで空から呼びかけることができるというようなことで、新聞に載っていたところでございます。

また、委託による方法といたしましても、先日、やはりこちらも新聞のほうに掲載されていたものでございますけれども、富津市が一般社団法人千葉県ドローン協会と、また、君津市が民間の会社とドローンを活用した災害協定を締結したということで載っておりました。

本町でも、今、課長のお話がありましたけれども、どちらがいいのかということは一ちょっと難しいかもわかりませんが、せんだって、有害鳥獣対策でドローンを活用されたらどうでしょうかというご質問をされた議員さんもいらっしゃいましたので、それを含めまして、ドローンの幅広い活用というものご検討を早目をお願いできるとよろしいのかと思うんですけども、お願いできますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 初めに、消防学校で実施したドローンの講習会なんですけれども、

対象者が18名ということで、これは消防署の職員を含んで、消防団員も含んだ中で18名ということで、まだ町に配備するかどうかというのも決定していない中で、その講習だけ消防団員の方が行くというのはいかがなものかなということで、これには参加をしなかったものでございます。

それと、今言われたように、いろいろな事業で活用するというのは確かに方法としてあると思います。各課から出していただいただけでもたくさんありますので、それらが、例えば有害獣がどこにいるかとか、そういうことになると赤外線を使ったりする特殊なカメラが必要になったり、行方不明者の捜索なんかもそうなんですけれども、温度差で感知するというような形になりますので、そこまでだとちょっと高価なものを入れなければならないと。その使用頻度と、そういったものを、費用対効果というものを考えながら、どこにどのようなものを配備したらいいのかというようなものを考えていきたいというふうに思っております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。それでは、町のほうで有効な利用をできるような形でご検討をお願いしたいと思います。

また、防災という部分だけにおきますと、千葉市、柏市、香取市におきまして、香取広域という形でドローンの配備をしているというところもあるようなんですね。ですから、防災という観点におきましては、本町だけでもし無理な場合は、広域というような考え方もひとつ検討していただきながらと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、4番目でございますが、ベンチかまど等の設置についてお伺いをさせていただきます。

町の町営住宅の宅地内や町ポケットパーク内に設置されているベンチが、傷み始めていたり、破損して枠組みだけが残っているというような状況があります。今後、修理に当たり、住宅地における防災対策として、緊急時にかまどとして使えるベンチかまどを設置してはどうかと思うんですが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 災害による延焼や建物崩壊が発生する危険度の高い地域では、地域住民の避難場所の確保が重要でございます。都市部においては、公園・緑地などの空間を避難場所や救助資材の保管拠点としているところもございます。

ベンチかまどは、平常時は憩いのベンチとして、そして災害時には、かまどとして炊き出しが可能になるものでございます。ベンチかまどの設置や管理については、盗難というもの

を考えるとやはり固定式で、安全性、耐久性、そして汚れの防止などを備えたものが望ましいと考えております。

しかし、このタイプについては、2基用で59万円、1基用でも39万円とかなり高額なものになります。町では、現在、ベンチを新たに設置する計画がありませんので、今後、ベンチを設置する計画があり、かつ避難する方が多く集まるような場所の場合は、ベンチかまどの設置の必要性を関係課と協議していきたいというふうに思っております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。それでは、今後よろしく願いいたします。

次に5番目、災害種別ごとに指定避難所、指定緊急避難所を見直すことができないかということについて、お伺いをさせていただきます。

大雨による崖崩れや河川の増水、台風などで避難をする際に、指定緊急避難所まで向かうことが難しい場合や、真冬に少人数で体育館に避難をする場合なども考えられます。地域の集会所等を指定緊急避難場所として対応していただくことができないのかというお声もいただいているところでございます。また、避難場所が旧学校分校が指定されているところもあり、地震が起こったら一番最初に壊れるよね、人が集まればトイレの問題がついて回るけどどうするかねとのお声もあります。

今後ふえると考えられる自然災害や弱者の皆様の避難も考えますと、より身近な場所で暑さ対策、寒さ対策、椅子や畳なども考え、少しでも過ごしやすい環境状況での避難所や避難場所が必要になってきているのではないかと考えます。災害種別ごとに指定避難所、指定緊急避難場所を見直してはどうでしょうか。町の見解をお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） それでは、総務課からお答えさせていただきます。

平成25年の災害対策基本法等の一部を改正する法律の公布により、平成26年4月1日から指定緊急避難場所の指定制度が施行されました。

従来の指定避難所は、避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設でございます。

町では、指定避難所を14カ所、指定緊急避難場所を18カ所指定しております。指定緊急避難場所は、津波、洪水、地震等による危険が切迫した状況において、住民等が緊急に避難する際の避難先として位置づけたものであり、住民等の命の安全の確保を目的とするものとされており、建物に必ず避難するのではなく、校庭等に避難することを想定し、旧

分校等を指定したものでございます。

また、指定緊急避難場所は、洪水、津波、その他政令で定める異常な現象の種類ごとに指定することとされており、町の対応災害としましては、洪水、土砂、高潮、地震、津波、火災について個々に指定しております。指定緊急避難場所については、想定される災害の規模、範囲、対応等に変更が生じた場合を初め、その適切性について常に見直しを行うことは大切だと認識しております。

また、避難所まで行くことができないので、区の集会施設を指定できないのかというお話でございますけれども、町の防災訓練では、災害発生後、一度各区の集会施設に集まり、被害の状況を確認していただき、その後、指定避難所に集合していただくことにしております。これは、地震災害の場合、公助に時間がかかる場合が想定されます。このため、自主防災組織あるいは各区で、区内の被害状況の確認等、共助をお願いしているからでございます。

区の集会施設は、指定緊急避難場所の法的要件を全て満たすことが難しい集会施設もあるというふうに考えております。法に基づく指定緊急避難場所の指定をしないで、その補完的役割を担う避難場所として使用されるほうが適切ではないのかなというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11 番（山田久子君） ありがとうございます。

それでは、何点かお伺いさせていただきたいんですが、まず補完的緊急避難場所、もう少しわかりやすく教えていただけませんか。補完的緊急避難所というのは、どういうふうに考えさせていただいたらいいのか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 補完的役割を担う避難場所ということで、これは先ほど来お話ししています指定緊急避難場所というのが、これが要件がございます。通常の場合ですと、管理条件だとか立地条件を満たすということによろしいんですけれども、地震の場合に限っては、管理条件、これは常に誰かがあけられるということなんですけれども、それと一緒に耐震条件を満たすということが定められております。この場合については、一般的には地震に対して安全な構造のもの、例えば、昭和 56 年に定められたいわゆる新耐震基準に適合することなどというふうに言われておりますので、全てが全ての区でこの基準に該当するかどうかというのは、まだこちらでも十分な資料はありませんけれども、ただ、昭和 50 年代に建築されている建物というのが非常に多いというふうに認識しております。

ですから、指定緊急避難場所じゃなくても、その補完的役割を担う避難場所として、行ったら、例えば建物がちょっと傾いているとかそういう場合は、建物自体は使わないでそのまま、今度は指定されているほうに皆さんで来ていただくというようなことも、一つ考えられるんじゃないかなというふうなことで、補完的役割を担う避難場所というふうにお話をさせていただきました。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11番（山田久子君） それでは、もう一点伺わせていただきますが、地震のときの話を今伺ったところでございますが、例えば台風の時、大雨等、昨年本当に職員の皆様にお世話になりまして、避難所を立ち上げていただいたわけでございますが、実際、山の中から避難場所まで、避難所ですか、なかなか行くのが大変難しいと、地域の集会所で過ごすことはできないんでしょうかという、こういったお声をいただきました。その点につきましては、どのようにお考えになれますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） これも、1つは、その集会施設というのは区の所有物になっておりますので、区の中で、そこを使ってもいいよというような合意のあるものが一番いいのかなというふうには思っております。

ですから、町としても、できる限り自主防災組織的なものをつくっていただいて、緊急の場合はそこでも対応できるんだよというような、例えば土砂災害の場合ですと、土砂災害の警戒区域に入っていなければそういうものが可能ですので、そういう立地条件、そういったものを確認しながら、可能であれば、そういう近くのところを一時的な避難場所というようなことで使われるのももちろんいいでしょうし、あるいは知人のところにすぐ行かれるというのでも、これも土砂災害の警戒区域からとにかく出ていただければ、安全な場所にいられるわけですから、そういう形も考えていただければというふうに考えています。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11番（山田久子君） 例えば、今の場合ですけれども、地区の集会所等で避難場所として使っていただいてもいいですよというお話でしたけれども、その場合は、町との提携とか、そういうものが必要になってくるのでしょうか。

例えばこの間の台風ですと、職員の皆さんもいてくださいますし、時間帯によっては食料的なものも準備をしてくださったり、対応してくださっていたところもあると思います。町では防災行政無線で、食べ物を持って来てくださいますと流していただいていたけれ

ども、実際なかなか大雨の中、自分が逃げるのがやっとなので、そこまでの対応ができなかったというケースもあったかと思えますし、また、その放送を聞いていた町民の皆さん方から、えっという、そういったお声もありました。

正直、自主防衛というか、自分の身は自分で守るということでございますので、その対応というのはしなければいけないと思うんですが、なかなか100パーセント、持って出られないこともあるよねと、持ってきてくれなければだめだといったら避難しないよねというような、なかなかその辺が難しい部分もあるかなと思って聞いていたんですけども、その地区で、各集会所等で避難所とさせていただくときには、事前に役場との締結のような、そういったものが必要になるのか、例えば、臨時的に区長さん等が開いたときに役場に連絡をしてくれれば、それで対応が可能となるのか、この辺はどういう形になりますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 1つ、締結というお話が出ましたけれども、これについては、法に定めてある指定緊急避難場所とするのであれば、それは締結することが必要になります。

ただ、この場合ですと、どここの区が指定して、どここの区が指定していないよというようなこともありますので、できれば補完的役割を担う避難場所としていただければということ考えているところですけども、その場合には、本来は、その避難所にいる方の物資というのは、自分で本当は持参してきていただきたい。これは町のほうの周知が不十分かなということで、この辺は周知徹底していきたいというふうに考えております。3日分ぐらいは自分の家で備蓄しておいてくださいねというようなお願いをしていくことを考えています。

それと、もしそういうところで避難していて、現実的に食料が全くないというようなことであれば、ご連絡いただければ職員が、そのときにどのくらい集まっているかちょっとわかりませんが、食料については配布したり、あるいはその区の中で車をお持ちの方に取りに来ていただくとか、そういうことは可能ではないかなというふうに考えています。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

今、ちょっと食料の件が出たんですが、せんだって、ある区の代表の皆さんとお話をしておりましたときに、防災倉庫に食料が少ないよねと、備蓄が少ないよねというお声をいただいたように思っております。実際、そこの地域の住民の人が1日過ごす分も、防災備蓄倉庫には入っていない状況なのかなというふうに感じます。

今、課長さんがおっしゃったように、自分のものは自分で用意する、これはもう大前提の時代なのかもしれないんですが、例えば台風とか、そういう予測ができる場合は対応できると思うんですけども、地震が急遽起こったときに、ご高齢の方がどれだけ持って出られるのかなというのは感じるがあります。救助をしなければ、自分では避難所まで逃げられない方をご近所の方が一緒に支えて逃げるとなると、当然、備蓄品というのは持つて出ることが少なくなってしまうというのはあるのかなと思います。

以前にもお話しさせていただいたかと思うんですけども、実際に避難所に避難された方の中には、自分で持ってこられた方と、それから、逃げてくるのがやっとなで持ってこられなかった方といった中で、持ってきた人も、やっぱりその中で食べることができなかったという、そういった状況も伺っております。やはりある程度のものというのは、町としても準備をしておいていただく必要というもあるのかなというようなことも感じます。

その中で、課長がおっしゃいましたように、自分でできるだけ準備をしておいていただくということも、周知というか、普及をしていただくという、両方の兼ね合いの中でお願いをしたいなと思います。

避難所に関しましては、できればもう少し、各地域といいますか、そういうところとの、要望があるところがありましたら煮詰めていただいて、地震の場合、暴風雨災害の場合、河川の氾濫の場合、土砂崩れの場合におきまして、もう少しきめ細かい、身近な地域で避難所を、避難するところを確保できるというんでしょうか、そういうものを、今、課長のお話を聞きますと、補完的役割を担うところを決めて、つくっていただければいいのかなというふうに思います。よろしく願いいたします。

最後に、それでは避難所運営マニュアル等の整備についてお伺いをさせていただきます。

これは、以前も野中議員さんも質問されておりますけれども、これまでの災害において、避難所運営に自治体職員がかかわったことにより、国や県との連携、支援の受け入れなど、災害初動期における自治体のさまざまな対応に支障を来すケースが一部に見られたと伺っております。

内閣府が公表しております「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」には、市町村の避難所関係職員以外の者でも避難所を立ち上げることができるよう、わかりやすい手引、マニュアルの整備が必要であるとなっております。

本町では、今、避難所運営マニュアルの作成にかかわっていただいているということで伺っておりますけれども、進捗状況はどのようになっているのか、お伺いをさせていただきます。

ます。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 避難所運営マニュアル等の整備状況につきましては、全ての課と職員多くを集めて、避難所運営マニュアルに関する意見交換会を実施しました。それで、さまざまな要望事項や様式の追加修正等を現在実施しているところでございます。

4月の中旬ごろ、ちょっと時期的にははっきりとわかりませんが、町の内部である程度のマニュアルができた段階で、議会議員の皆様あるいは自主防災組織、各区あるいはボランティア組織などに町の案を示させていただいて、広く町民の皆さんにパブリックコメントなどもいただく予定で、現在考えているところです。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） それでは、ちょっと伺いたいですけれども、具体的にどんなような感じで作っていただいているのか、差しさわりのない範囲で結構なんですけれども、内容的にはこんな感じで、こんなふうになっていますよみたいな感じが、もしわかりましたら教えていただきたいのと、本当に誰でもわかりやすい手引ということで言いますと、中学生でも避難所運営ができるような形の手引をつくっていただくと、多くの方が理解しやすいマニュアルになるのではないかと思うんですけれども、その辺も踏まえまして、今現在どのような形で作っていただいているのか、お願いいたします。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 今現在、初動期の避難所運営とか、あるいは避難所の運営、そして各活動班の役割とか、避難所の運営は、先ほど議員さんがおっしゃったとおり、町の職員だけでなく、例えば避難されてきた方と一緒にそういう組織を立ち上げて運営していくんだというようなものを前提に考えております。

それと、大きな項目でいくと、第1章で避難所の状況想定、第2章では初動期の避難所運営、第3章では避難所の運営、第4章では撤収期、それと、様式をかなり多目につけさせていただいております。ただ、非常にページ数も多いものなので、これは誰でもすぐわかりやすい手引かということ、わかりやすく書いてある分、厚くなっているというようなことがございます。

ですから、先ほど議員さんが言われたように、わかりやすい手引ということであれば、もう少し簡略化するようなものも考えていかなきゃいけないのかなと思っていますけれども、とりあえずは今までの避難所、東日本大震災、熊本、そういったところでいろいろな問題点

がたくさん出ております。そういったものを網羅してくると、やはりかなりの厚みになってしまうというようなことで、わかりやすい手引というのは、またこれから考えていかなくてはいけないなというふうに思いますけれども、当面は、この運営マニュアルをしっかりと作成するというところに力を注ぎたいと思います。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11 番（山田久子君） わかりました。

この運営マニュアルの中で、先ほど課長からお話がありましたように、避難所へ逃げてきた方の中からも、リーダーをつかって運営組織を立ち上げていくというような形の考え方もあるように伺っております。この辺の立ち上げ方のようなものも、このマニュアルの中には盛り込んでいただいているのかどうか。

また、わかりやすいということになると、今のお話で厚くなってしまいますので難しい部分もあるということがございますので、一概には言えないのかもわからないのですが、私がちょっと見させていただきました避難所運営マニュアルを見ますと、本当に必要な、例えばマジックが必要、模造紙が必要、何が必要、それを用意して、これを使ってこういうふうにするというような本当に細かい、誰でも運営に携われるような、そういったものを示しているマニュアルもございましたので、訓練をしている人が必ずしも助かって避難所に来れるとは限らない場合もありますので、細かいものを、できるだけわかりやすい避難所運営マニュアルをつくっていただければと思います。

最後の質問になりますけれども、避難所運営マニュアルができ上がった後は、この避難所運営マニュアルに基づきまして、避難所の設置や運営訓練を実施していくべきと思うんですが、そういう考え方は町はお持ちでございますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 今現在、まだ具体的に何をやりたいとかというのは決まっておられませんけれども、避難所運営ゲーム、HUGゲームというものがあるんですけれども、そういったもので、今度、福祉のほうでもボランティアの方と行われるというふうに伺っております。

ですから、いろいろな機会を見て、何かしら災害に携わっていただけるような機会があれば、設けていきたいなというふうに考えています。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11 番（山田久子君） わかりました。せっかくなつくついでにマニュアルでございます

ので、それを実際に実践できる形もご検討いただければと思います。

今、国会が開かれておりますけれども、国会では平成 29 年度の補正予算が成立をいたしました。その中で、学校施設の避難所機能の強化を柱にした避難所機能の強化に関する費用の一部を国が補助する制度が盛り込まれているようでございます。本町の避難所の強化という形の取り組みの中に活用できるものがあるのかどうか、詳しいところまでは私もわかりませんが、こういったものもご検討いただきながら、避難所の機能強化をより進めていただけるようお願いをしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） 以上で、山田久子君の一般質問を終了します。

◇ 渡 邊 泰 宣 君

○議長（野村賢一君） 次に、7番渡邊泰宣君の一般質問を行います。

7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 7番渡邊泰宣でございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問を通告に従いさせていただきます。よろしくお願いします。

交通弱者の対応についてということをお願いしたいと思いますが、高齢者の交通事故が社会問題になっております。特に、高速道路の反対車線を走行しての事故は、死亡事故につながる大変な問題となっております。大多喜町には高速道路はありませんが、近くには圏央道もありますし、利用することがあると思いますが、高齢者も利用すると思います。また、一般道路の通行においても、危険な運転をされているのを見かけることがあります。やはり、確認しますと高齢者の方が運転されているようでした。

そこで、今回の質問に入りますが、このたびの中学校の統合に伴い、平沢循環バスの路線が休止されて、送迎バス形態に変わるようですが、内容を見ますと、今現在の状況ではやむを得ないようになるかもわかりませんが、デマンドバスのことについて考慮すべきではないかと思いますが、次の点について伺いたいと思います。

新年度から実行される送迎バスの形態はどのような形で実施されるのか伺います。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 4月1日からの平沢循環路線バス運行休止に伴い運行する予定の児童・生徒用の送迎バスの形態について、教育課のほうからお答えさせていただきます。

児童・生徒の送迎バスにつきましては、児童・生徒の登下校の時間に合わせた運行ダイヤにより運行を予定しているところでございます。

その運行経路につきましても、今までの平沢循環路線バスとは異なりまして、朝の登校時は、会所を起点に平沢、宇筒原を經由して西小までの便と、弓木を起点にいたしまして田代、三条、中野駅、紙敷を經由し西小までの便の2本での運行を予定しているところでございます。下校時におきましては、登校時の逆の経路で運行する予定でございます。

なお、土日祝祭日の運行につきましては、部活動に参加する児童・生徒に配慮した時刻と本数を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） そうしますと、自分の地域のことで申しわけないんですが、平沢循環バスは、今まではたしか一般の人も乗れたと思います。その場合に、送迎バスの形態をただいま伺いますと、会所から平沢を通過して小学校までというようなことになると思いますが、そうした場合に、一般の人がそのバスというか、そういうものは利用できるのかどうか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） バスの大きさ等がございまして、やはり児童・生徒の乗車を優先したいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） そうなると、今まで循環バスも余り一般の人は乗っていないように思われますが、後のほうでまた質問したいと思っておりますけれども、免許の返納制度とかそういうものが今問題になっておりますが、その辺のことについてどうなるのかもちょっと伺いたいと思っておりますが、それは後のほうで伺います。

それでは、2番の福祉タクシーの利用状況について伺いたいと思います。これは、福祉タクシーの利用制度はいろいろ制約があると思いますが、それを含めてちょっと伺いたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） ただいまの福祉タクシーの利用状況について、健康福祉課からお答えいたします。

ご質問のほうでは、福祉タクシーの利用状況ということですが、外出支援サービス

の利用状況につきましてもあわせてお答えいたします。

まず、福祉タクシーにつきましても、平成 28 年度の実績で、利用者の累計が 31 人、町の事業費は 7 万 2,270 円となっております。平成 29 年度につきましても、ことしの 1 月末現在で利用者の累計が 16 人、町の事業費が 4 万 3,800 円となっております。

次に、外出支援サービスですが、28 年度の実績で、利用者の累計が 1,856 人、本人負担を差し引いた町の事業費が 1,167 万 7,687 円、平成 29 年度は、ことしの 1 月末現在で、利用者の累計が 1,540 人、町の事業費が 945 万 3,003 円となっております。

○議長（野村賢一君） 7 番渡邊泰宣君。

○7 番（渡邊泰宣君） 両方の外出支援サービスあるいは福祉タクシーにつきましても、利用する人のタクシーに乗車する距離によって利用状況が大分違うと思うんですが、極端に言えば料金ですね。その辺が違うと思いますが、その辺の距離的なものについての分析というんですか、その辺はわかりますでしょうか。遠いところと近い人の利用状況というのがわかりますか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） 地区別の利用状況ということでもよろしいですか。

（「大体遠いところという、西老地区が主になると思うんですが」の
声あり）

○健康福祉課長（西川栄一君） 28 年度の外出行支援サービスのほうの利用実績なんですけれども、老川地区が利用回数が 848、西畑地区が 1,275、総元地区が 1,014、大多喜地区が 2,021、上瀑地区が 1,540 回というふうになっております。

（「もう一回」の声）

○健康福祉課長（西川栄一君） 上瀑地区が 1,540 回です。

○議長（野村賢一君） 渡邊君の質問に答えてやってください。

7 番渡邊泰宣君。

○7 番（渡邊泰宣君） それで、もうちょっと伺いたいことがあるんですが、自分の思っていることが同じだと思うんですが、利用する目的ですが、やはり病院とか公共機関とか、大半がそういうところだと思うんですが、その内容的なものはどうなんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） 外出支援サービスの行き先別の件数なんですけれども、これもやはり 28 年度の実績で、医療機関が 2,590、買い物が 1,553、金融機関が 248、公共施設

が575というふうになっております。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） ありがとうございます。

何でこの内容をお伺いしたかという、高齢者の方でまだ免許を持っているんですが、いずれ免許を返納しなければいけないような状態になったときに、特に西老地区、山間地区の方については、車が運転できなくなると、今はどこでも同じような状態だと思うんですが、もう車に頼るしかない、そのために免許が返納できない、しなくちゃいけない状態になっても無理して乗っているというようなことから伺ったわけでございます。

そのような状況の中で、そういう人たちの声を聞きますと、やはり買い物に行きたいとか、今、町内で移動販売もありますよね。週1回、西老地区に来ていただいておりますが、やはり自分たちで買い物にもたまには出たいとか、そういう希望もあるので、その辺のことについて伺いました。

それでは3番の、今後深刻な問題となることが予想されます。高齢者の免許自主返納についての対応策はどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 高齢者の免許証自主返納についてということで、企画課からお答えさせていただきます。

生き生きとした老後の生活を過ごす上で、本町において車の運転というのは大変重要な交通手段となります。しかし、個人差はありますが、身体機能は確実に低下する中で、運転に自信がなくなった、家族から心配と言われたなどの理由で、本人がみずからの意思で有効期限の残っている運転免許証を返納するのが、運転免許の申請取り消し、いわゆる運転免許証自主返納ということになります。この運転免許証の自主返納が、警察庁のまとめでは昨年1年間で42万2,000件ありまして、前年に比べまして7万6,720件の増加、昨年、特に75歳以上が約6割に当たる25万2,677件で、前年より9万336件ふえて過去最多を更新したとの報道がございます。

本町におきましては、昨年度の免許証返納が40件で、前年度に比べまして10件程度の増加とのことです。

このような中で、高齢者の運転免許証自主返納についての対応策ということでございますが、現状での運転免許証を自主返納された方への公共交通機関の乗車運賃割引などのさまざまな特典を受けることができます。

町内での乗車運賃割引などについては、いすみ鉄道では乗車運賃の半額、小湊鐵道では乗車運賃の2割引き、小湊バスでは乗車運賃の半額、大多喜タクシーでは乗車運賃の1割引きなどの特典を受けることができます。

また、大多喜町におきましては、60歳以上の方を対象に、いすみ鉄道シニア会員制度を設け、町内区間について100円で乗車できる補助制度を実施しております。

さらに、先ほども報告がありましたが、福祉タクシー事業や外出支援サービス事業により対応しているところですので、当面の間につきましては、現状の制度により対応していきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） ちょっと今、聞き漏らしたんですが、100円で何とかという制度、何制度。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） いすみ鉄道のシニア会員制度、町内区間で100円で乗車できるという制度です。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） もう一回、シニア会員は年齢とかそういうの、ちょっと聞き漏らしたので。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 60歳以上の方を対象にしております、申請をしていただいて登録をしていただきまして、それで自分が乗車できる区間ですね、中野駅から城見ヶ丘駅の間に限りますけれども、その区間が100円で乗車できるという制度になっています。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） そうした場合に、この申請については、何か自分の証明をすとか、そういうものが要るのか、あるいは手続はどこの窓口に行ったらいいのか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 当然、生年月日を証明できるような書類、免許証とかマイナンバーカードとかそういった……

（発言する者あり）

○議長（野村賢一君） 質問者以外は発言しないでください。おかしなものができますから。
7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） それでは、4番の送迎バスの種類について伺います。

前にもお話ししましたように、デマンドバスのことについては以前から、私も行ったこともあるし、何人かの議員の方も一般質問で行っておりますが、この種類について伺いたと思います。話によると、学校の送迎バスはワゴンタイプの10人乗りというふうに聞いておりますが、最初の質問とダブるかもわかりませんが、学生の送迎以外にデマンドバスを活用できないのか伺いたと思います。また、デマンドバスを取り入れる予定について伺いたと思います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） このデマンドバスの制度につきましては、平成28年3月に大多喜町地域公共交通網形成計画を策定いたしまして、既存公共交通網の機能分担と連携により、地域力を生かした有機的な地域公共交通ネットワークを構築することを基本理念として、これまで進めてきたところです。

新年度から実施されます送迎バスの種類につきましては、ただいま渡邊議員が言われたとおり、10人乗りのワゴン車両を計画しております。

この送迎用ワゴン車両につきましては、学生の送迎用を主にしておりますが、朝の通学への利用時間帯は、現在のところ午前6時40分ごろから7時35分ごろまで、午後の利用時間帯については、2時50分から7時10分ごろまでの利用予定というふうになっております。このため、午前8時ごろから午後2時半ごろまでの時間帯につきましては、車両の利用がない時間となりますので、この時間帯を利用して、デマンド型の乗り合いタクシーとして活用してまいりたいというふうに考えております。

この具体的な実施時期とか実施区域、実施方法等につきましては、既存の地域公共交通、福祉タクシーや外出支援サービスとの整合性について、今後、庁内及び関係機関と協議をいたしまして、実施に向けた取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 以前、何かのときに聞いたと思うんですが、テストケースとして、紙敷地区を中心としたところで行いたいというようなことを聞いたような気がするんですが、その辺を含めて今年度の実施というのは、これは難しいんですか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 今年度というのは新年度という意味でしょうか。

（「新年度です」の声あり）

○企画課長（米本和弘君） 先ほども申し上げましたように、新年度中の運行を目指して進めていきたいというふうに考えています。

地区につきましては、先ほど申し上げましたが、関係機関と言いましたけれども、陸運局等の許可が必要となります。それに当たりましては、さまざまな要件とかがついて回りますので、そこら辺は今後、陸運局との協議によって、地区とか具体的に決まってくるような形になると思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） そうしますと、私の期待としては今年度というふうに思っておりましたけれども、今から申請する段階だと思うんですが、そうした場合にどうなんですか、今年度の見通しというのはつくんでしょうか。新年度ね。30年度。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 目標としてなんですけれども、新年度予算のほうにも一応計上させていただいてありますけれども、10月以降の運行を目指して、早目の協議のほうを進めていきたいというふうに考えています。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） そうした場合に、具体的なことはまだあれしていないような感じもするんですが、コースとかあるいは時間、デマンドバスの形態ですね、時間とか予約制とか、いろいろさまざまなあれがあると思うんですが、その辺については構想はどうなんでしょうか。予約制とかいろいろあると思うんですが、デマンド形態が。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 細部については、まだまだ決まっていない部分があるんですが、形態については、近隣でやっております、勝浦とかいすみ市、御宿でもやっておりますが、同じような形の形態になるのではないかというふうに考えております。ですから、予約制という部分では、そういう形になると思います。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） このワゴンタイプ、学生の送迎のワゴンを利用する、併用するという形なんですが、そうすると、説明によると2台ですか、予定するのは、2台で、コース的とか時間的には賄えそうな感じになるんでしょうか。2台で間に合うのかどうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 今年度、一度陸運局のほうにご相談に行っているんですけども、その中では、既存の公共交通が走っているところについては、基本的にデマンドタクシー等の運行はできないというふうになっております。

ですから、そこら辺はまだいろいろ、それについても路線バスの運行事業者とかの協議の中で、多少の考慮はしてもらえるような形もありますので、いずれにしましても、今後、関係機関と協議しながら、実施区域とかについては決めていくこととなりますので、現段階では、どこの範囲とかというところまでは、はっきりとは決まっております。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） わかりました。

それでは、次に移らせていただきます。暗渠排水についてということで伺いたいと思います。

最近の気象状況は、各地で集中的な災害が発生しております。交通災害、家屋の災害、農作物の災害、あるいは人の命を奪うこともあります。そのような状況にある中、防げるものと防げないことがあります。そこで今回は、災害まではいかないまでも、このような方法を行っておけばよかったと思われるようなことについて伺いたいと思います。

ここ数年、秋の長雨が続き、収穫作業が思うように進まなかったり、せっかく一生懸命に野菜の種まきや苗の植えつけを行ったが、湿害により生育が阻害されたり、大変な思いをしている農家の方が多数いるように聞いておりますが、このようなことを回避するために暗渠排水は必要な事業と思います。

これは、数年前に、水稲専用の暗渠排水というような目的で行われた、補助事業で行われた暗渠排水もありますが、この辺について、これではちょっと不足ではないかというような気持ちもあります。

また、稲作栽培についても、減反政策もなくなり、米の価格もよくなることは見込めないと思いますが、今後の大多喜町の農業の振興策について、特に野菜栽培とかその辺のことについてなんです、どのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 今後の大多喜町の農業の振興策についてということでございますが、産業振興課のほうからお答えさせていただきます。

まず、町のほうで策定させていただきました第3次大多喜町総合計画前期基本計画、基本目標2でございますけれども、「産業・経済」において、「農業生産基盤の維持・管理」と

いたしまして、農業生産基盤を維持保全しまして、農業生産環境を良好にすることにより、採算のとれる農業へとシフトしていただく生産者の意欲の改善、これに努めることとされております。また、実施計画におきましては、生産性の向上・推進といたしまして、効率的な生産技術の導入を図ることとされておるところでございます。

細かな事業につきましてでございますけれども、今後、千葉県の夷隅農業事務所の栽培技術担当、また事業につきましては企画振興担当と連携しながら、町内の農家の皆様への技術指導並びに要望がございます地区の基盤整備に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） ただいまの回答の中で、地区の基盤整備とかそういうものも入っておりますようですが、基盤整備については、今後の計画の中にそういうものを入れていくのか、あるいは私の要望というか希望としては、この基盤整備の中にも暗渠排水が織り込まれていればいいんじゃないかなというふうな感じがありますが、特に暗渠排水のことについて伺いたいと思いますが、これはなかなか、今話したように、水稲中心の暗渠排水と、それから水稲の裏作ですか、その辺について、必要な暗渠排水とはちょっと言いがたいところがあります。その辺について、特に野菜について、冬場の野菜栽培、その辺について対応できるような暗渠排水をできるのか、やれるのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 水田の環境をよくするための暗渠排水と、畑地のほうのかんがい、暗渠排水ということでございますか。

（「はい」の声あり）

○産業振興課長（吉野敏洋君） まず水田のほうでございますけれども、既に実施いたしました、平成24年度から26年度まで、こちらのほうで、国の事業でございますが、農業基盤整備促進事業によりまして、町内の圃場整備を過去に実施いたしました地区、およそ15地区になりますが、これは水田の暗渠排水150ヘクタール、暗渠排水整備を実施したところでございます。この事業によりまして、水田の乾田化、冬季における乾田化が促進されております。このことから、水田については、これは非常に有効な事業であるというふうに考えておるところでございます。

ただ、冬季部分、150ヘクタールでございますけれども、水田が基本という形になっておりますので、1年を通じた畑作への転換の暗渠ではありません。というところでございます。

す。

また、畑地化というところになりますと、やはり同様な事業で導入が可能だというふうに思われます。ただ、詳細につきましては、これは県のほうに確認をしなければ、現時点ではちょっとはっきりしたことは申し上げられないところでございます。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 3番の、この事業を行うためには事業費も相当かかるということで、今もちょっと回答があったような気がします。国・県の補助対象事業では対象になるようなことがないかと、これは今回答がありましたね。何か私のちょっと聞いたことによると、そういうような対象の事業があるというようなことで聞いておりますが、その辺のことについて、これは難しいということ。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 国・県の補助事業というところでございますが、先ほども申し上げましたが、現在ございます事業といたしまして農業基盤整備促進事業、こちらにつきましては、暗渠排水の施工が国の補助対象事業ということで、現在も対象となります。

しかしながら、これは事業の採択要件がございまして、総事業費や受益者数、受益面積数などの要件がございまして、補助金につきましては、定率の補助、さらには定額の補助というところで、これは選べるようでございますけれども、いずれにしても国の補助が受けられる状況になっているところでございます。

事業実施につきましては、これは要望地区の条件を見きわめる必要がございまして、受益面積、受益者等の確保が必要となりますので、これは、詳細につきましては千葉県農業事務所との企画振興のほうですね、こちらのほうと連携しまして協議し、対応が可能というふうになることでございます。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） それでは、ただいまの私の質問に対して、まだこれからいろいろと調査しなくちゃいけないとか、事業に対しての必要案件が満たされなければできないようなことでありましたと思います。

それでは、以上で私の質問を終わらせていただこうと思います。どうもありがとうございました。

○議長（野村賢一君） 以上で、渡邊泰宣君の一般質問を終了します。

一般質問の途中でございますけれども、ここで10分間休憩します。

(午後 2時03分)

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時12分)

◇ 吉 野 僖 一 君

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

次に、5番吉野僖一君の一般質問を行います。

5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 5番吉野僖一でございます。

議長の一般質問の許可が出ましたので、一般質問を行います。

先ほど渡邊議員のときに、私がちょっと意見を言っちゃいまして、本当に申しわけございません。反省しております。そういうことで勘弁してください。

通告どおり一般質問をさせていただきます。

初めに、より住みよい町をつくることについてお伺いします。

飯島町長さんの1期目の公約は、町全体が衰退している状況、農業も商業も若者が定住できるまちづくりをしなくてはならないと危機感を持ち、自主財源の確保に向け、経済関連の施策に選択と集中を図ると訓示ということで、これは千葉日報に出ていたものを引用しました。そのときも、地場産業の競争力向上、観光振興、企業誘致による雇用創出を3本柱としたということで、1期目でございます。

2期目が、公約として、道半ばの案件をどうしてもやり遂げたいと再選に向け出馬する意向を表明した。4年間の中で大きな案件を2つほど抱えている。もう1期は頑張らなくてはいけないと理由を述べ、大きな案件は、いずれも若者の移住・定住につながる誘致施策が必要と、実現には相手方と交渉に当たってきたトップの継続が必要とした。現在の課題には少子高齢化対策、財政基盤の強化などを挙げ、今後は若者が住みやすいまちづくりを目指す目標を掲げた。

今回、3期目の公約としまして、「共に築こう、自立と緑の大多喜町！！地域資源を活かした協働のまちづくり」、より住みよい大多喜町をつくるため8つの約束とありました。

まず初めに町長さんにお伺いします。地域資源を生かした協働のまちづくり、どのようなまちづくりを目指しますか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 吉野議員の、8つの約束、これを今後どのように進めていくか、また地域資源を活用したと、これを生かしていくということでございます。

私は1期目、2期目、今回の3期目も含めて、常にその考え方は、基本的なものは変えていないわけでございます。常に大多喜町の人口減少ということを考えるときに、やはり若者の定住化というものが全てそこにあるわけでございます。

そこから全てスタートしているわけでございますが、今ご質問の内容につきましては、8つの約束につきましては、大多喜町は、28年度に第3次総合計画を策定いたしまして、29年度から動いているわけですね。これは10年の総合計画です。第2期につきましては15年でありましたが、時代の変化、スピードの変化ということを考えたときに、10年ということで策定をさせていただいたわけでございます。そして前期5年、後期5年というふうに分けて29年度から動き出したところでございます。それは毎年毎年、単年度ごとにローリングしていくということで、議会の承認もいただき、こうして進めているわけでございます。

総合計画というのは、町の最上位の計画でございます。その中に全てうたい込んであるものでございまして、これは既に町民の皆さんにお約束しているものでございます。そういうことで、この8つの約束につきましては、それぞれここに挙げてありますので、それぞれ所管課のほうからその辺につきましてはご説明をさせます。

○議長（野村賢一君） ①の地域資源を生かした協働のまちづくり、何課がやりますか。

企画課長。

○企画課長（米本和弘君） それでは、1点目の地域資源を生かした協働のまちづくりということで、企画課のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

協働のまちづくりの推進につきましては、第3次総合計画に掲げるまちづくりの基本理念として、「みんなが主役。よろこびの町の創生」というふうに定めております。まちづくりにおける多様な課題を行政だけで担うには当然限界がございます。財政運営に厳しさが増す中で、自治体の諸施策を効果的に推進し、住民がいつまでも安全・安心、快適に暮らしているようにするためには、住民や各種団体、民間企業等の地域社会を構成するさまざま組織と行政との協働が不可欠となります。

地域のさまざまな組織がまちづくりに参加しやすい環境や仕組みを整備することにより、地域の皆さんの意見や考え方を聞きながら、さらに、地域に存在する歴史や伝統、文化、自然等の地域資源を生かした協働のまちづくりの推進に努めてまいりたいというふうと考えて

おります。

○議長（野村賢一君） 吉野議員、1番から8番までやってもらってよろしいですか。それから答弁してもらってね。

○5番（吉野僖一君） そうですね。

○議長（野村賢一君） では、2番目の地元産業の育成。

産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） それでは、2番目でございます地元産業の育成、産業振興課のほうからお答えさせていただきます。

第3次総合計画にも盛り込まれておりますところでございますが、地元産業は町の活力の源になるものがございます。本町の産業力は現在低下傾向にあることから、高速道路網の整備や国の地域振興策の強化等の追い風を生かしまして、各産業の実情に応じた振興策を講じてまいります。

農林業については、都市交流センターの機能強化や6次産業化、地産地消の推進等により、付加価値の高い農林業への転換を進めるとともに、担い手の育成や新規就農者の確保、有害獣対策に努めてまいります。

具体的でございますが、地域営農活動支援といたしまして、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、集落営農組織が行います地域の協働活動へ多面的機能支払交付金の交付を行います。

農業振興補助といたしまして、町内の農道、林道、作業道及び用排水路の維持・管理、施設の補修・更新に要する経費の一部を補助します。

土地改良施設維持管理適正化事業ということで、老朽化しております農業用施設の整備・補修に要する経費の一部の補助、さらに農地利用促進といたしまして、青年就農給付金を対象者へ交付をいたします。さらに、農業関係施設維持管理といたしまして、町所有の味の研修館、農村コミュニティセンター、やまびこセンター、たけゆらの里の施設、機械器具等の更新及び修繕の実施を行います。

そして、有害獣被害対策といたしまして、有害獣の一層の捕獲及び被害防止対策の実施、狩猟免許取得経費の助成、ヤマビル等の対策といたしまして忌避剤の購入助成を図ります。

次に、商工業、観光についてでございますが、経営改善や後継者育成の支援、各種団体の組織強化等による既存の事業者の活性化、企業誘致、創業支援、産業間や地域間の連携強化等により、商工観光業の振興、町内勤務者や観光客の増加を図り、地域経済を活性化してま

います。

具体的には、空き家等を活用いたしました起業支援といたしまして、起業家に対する補助金の交付。町並み整備地区修景事業といたしまして、旧市街地における景観形成地区の新築、改築、増築時の外観修景に係る経費の一部補助。経営改善普及事業といたしまして、商工会への運営に係る経費補助。中小企業育成事業といたしまして、町内で創業する中小企業の運転資金及び設備資金の借入れに対しての利子補給。観光レクリエーション振興といたしまして、大多喜お城まつり実行委員会への補助金交付を通じての大多喜お城まつり運営の支援でございます。さらに観光案内看板、観光トイレ改修といたしまして、町内の観光施設への案内看板と観光トイレ等の改修・修繕の実施をいたします。そして、観光客誘致といたしまして、本町の魅力的な観光資源や高速バスの利便性をさらにPRし、都内在住者やSNSによる情報を英語表記とし、インバウンドの来訪を促し、さらに広域連携による周辺自治体と一体となりました誘客事業を展開して、観光客の周遊化を実施してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 財政の健全化について、財政課からお答えさせていただきます。

飯島町長の公約の一つである財政の健全化は、大多喜町第3次総合計画及び実施計画の基本目標、行財政運営にもあるとおり、大多喜町の財政を将来にわたって持続可能なものとするため、経費の節減と予算の厳正な執行に努め、事務事業の情報化及び計画的、効果的な行政運営を推進し、健全な財政基盤の確保に努めるものです。

歳出面では、行政改革の一層の推進や事務事業の見直しの実施、あわせて各種業務の情報化を推進し、行政サービスの充実と経費の抑制を図り、計画的、効果的な行政運営を行います。

歳入面では、町税収入の確保に努めます。人口減少・高齢化により、生産年齢人口の減少を主要因に町税収入は減少傾向にあるため、人口増対策の実施、地域経済の活性化等により町税収入増を促し、財源確保に努めます。

大多喜町の財政状況は、歳入に占める自主財源の割合が約40パーセント、財政力指数は0.43と、決して財政的に強い自治体ではありませんが、町債については、元金の償還金以上の借入れを実施しないことを基本方針とした財政運営の結果、平成20年度の町債残高50億円は、平成28年度には約45億5,000万円と縮減でき、地方公共団体の財政の健全化

に関する法律の4つの指標についても、昨年の議会定例会9月会議で報告させていただいたとおり、全て基準以下となっております。

今後も健全な財政運に努め、さらなる健全化を目指していきます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 吉野議員に申し上げます。とりあえず3番目まで説明を受けました。

ここら辺で議論しますか、今説明を受けた中で。

○5番（吉野僖一君） それで頑張ってもらいたいと思います。

○議長（野村賢一君） 1、2、3よろしいですか、議論しなくて。

○5番（吉野僖一君） はい。

○議長（野村賢一君） では、4番目ですね。

○5番（吉野僖一君） 4番目、歴史と文化の薫るまちづくり。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） それでは、歴史と文化の薫るまちづくりにつきまして、生涯学習課のほうからお答えをさせていただきます。

第3次総合計画の前期基本計画にも掲げてありますように、これまでも芸術文化活動の拠点施設の整備・改修や文化団体協議会への支援など、町民が芸術文化活動を実践する場所や芸術文化に触れる環境への充実を図ってまいりました。

今後は、住民ニーズに応じて活動施設を整備充実させるとともに、町民がみずからの活動を発表する場の拡充と文化行事への町民参加の促進等、さらなる芸術文化活動の活性化を図りたいと考えております。

また、本町には県下有数の文化財が残されておりますが、これを次世代に確実に継承するため、町民と町が一体となって適切な保護と保存に努めるとともに、文化財は町民が郷土に対する誇りと愛着を創出するものであるとともに、観光客を引きつける地域資源であることから、町の内外に効果的に発信し、活用してまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 4番は、何かありますか。

○5番（吉野僖一君） いいです、次。

○議長（野村賢一君） では、5番にってください。

産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 5番目でございます。雇用促進のための新たな開拓ということで、産業振興課からお答えさせていただきます。

第3次総合計画にも掲げておりますが、町内の活力を向上させていくためには、定住人口の維持を図りつつ、町内の経済活動が活発であることが重要でございます。本町の小売販売額や工業出荷額についてはいずれも減少している傾向でございます。

一方、高速道路等の交通体系の整備等によりまして、首都圏からの時間的距離の短縮と国による地方振興策の強化などにより、商工業や観光の振興に資する条件は次第に整いつつあるため、この機会を捉えて、企業誘致や既存事業者の追加投資を促しまして、地域経済の活性化や雇用の場の確保を積極的に進めてまいります。

その一例でございますが、横山地先に平成28年に創業を始めました株式会社グランブーケ大多喜、小田代地先のバイオマスホフ大多喜、また、旧老川小学校を利用いたしました株式会社良品計画を初めとした企業誘致を行ったところでございます。

今後も企業誘致を積極的に行いまして、町民の雇用の場の確保を推進してまいります。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 今、老川小の跡地が、エコ・フューチャーですか、それとあと良品計画ということなんですけれども、その計画がちょっとわからないので、どういうふうは無印良品がしていくのか、ちょっとお伺いします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） この良品計画の事業内容につきましては、町とはまた全然別で、企業さんがやることなんです。事業計画はある程度町のほうに提案していただけたらと思います。まだまだ道半ばのようでございます。出ましたら、またそういうことをお知らせしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） これからということですね。ありがとうございます。

6番の福祉の拡充と充実についてお伺いします。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） 福祉の拡充と充実について、健康福祉課からお答えいたします。

福祉の拡充と充実につきましては、基本的には大多喜町第3次総合計画の前期基本計画を推進することが重要と考えております。

具体的に申しますと、高齢者福祉につきましては、今年度策定予定の高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画に基づき各種施策を推進するとともに、介護が必要となった高

齢者の方々が住みなれた大多喜町で暮らし続けられるよう、介護老人福祉施設と小規模多機能型居宅介護施設の整備を進めます。また、高齢化が進む中、独居高齢者や高齢者世帯が今後ますます増加することが見込まれることから、地域包括支援センターの機能の充実、具体的には相談体制の充実、介護・医療の連携や生活支援サービスの充実を図ります。

地域福祉につきましては、地域福祉の拠点となる社会福祉協議会あるいは民生委員児童委員協議会や各種福祉活動を行うボランティア団体等と連携し、地域福祉を推進するとともに、これら団体への支援に努めます。

障害福祉につきましては、今年度策定予定の第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画に基づいた施策を進め、また、サービス提供事業所や関係機関との連携・調整を図り、必要な障害福祉サービスが提供できるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 健康福祉課のほうで、医療に関しては、国吉病院、いすみと鶴舞ですか、この前、要望書を出してありますけれども、県議会の内容を見ると、鶴舞から東千葉のほうに先生2人引き抜かれたということで、先生の補充がなかなかできないので、その後がすごく厳しいという、県議会の一般質問の中に出てきたんですけれども、その辺は、国吉病院と鶴舞病院を今後どのように、病院というのは拠点ですよ。人口をふやすには、やはりそういう施設が充実しないと……。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今の質問ですね、2つあると思います。鶴舞の病院ですね、循環器の。それからもう一つは、いすみ医療センターということでございます。

まず1つ、いすみ医療センターにつきましては、これは本当に、今、亀田病院のほうからのお医者さんも引き揚げられまして、大変厳しい状況でございますが、これからいろいろ手を打ちまして、独自の先生の確保に向けた施策を今打ち出しております。やはり地域にとって、このいすみ医療センターというのはなくてはならない病院でございますので、これはいすみ市、また御宿町、大多喜町と協力して、しっかりといすみ医療センターの立て直しには努めてまいらなければならないと思います。

特に、医師あるいは看護師というのは、これはいすみ医療センターに限らず、鶴舞に限らず、みんなどこでも今足りない状況でございますので、そういったことをどういう形で確保するかというのが大きな課題でございますが、医師なくして、また看護師なくして病院があ

りませんので、こういったことをしっかりと今進めているところでございます。

また、鶴舞に循環器病センターにつきましては、県議会でそういうお話が出ておりますが、ただ、これは議会のほうでもそういう要望を出しておりますし、私ども関係市町村でもその要望を出しております、現状のものを維持してほしいということの要望で、これから県議会のほうでもこういったことで、これから要望していくということでございます。まだ完全に決定しているわけではございませんので、それを阻止していくということで、今努力しているところでございます。

○議長（野村賢一君） 5番吉野儋一君。

○5番（吉野儋一君） よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、いすみ医療センターで医師不足で、奨学金を全部負担して、勤めてくれればその奨学金は返さなくていいというか、何か公募というか、そういうあれがあったんですけども、それよりも逆に、いい先生を呼んだほうが、今から医療大学へ行ってそれを育てるというのは時間がかかるし、飯島町長、同級生もいい人がいるので、そういう人を呼んでいただければと思うんですけども、どうですか。

○議長（野村賢一君） 今の質問、通告にないんですけども、後で担当課から説明させますので、国吉病院組合議会でもそれをやったような話を聞いていますので、個人的なのはちょっと勘弁してください。

○5番（吉野儋一君） そういうわけで、たまたま同級生がいるので、すみません。

○議長（野村賢一君） 5番吉野儋一君。

○5番（吉野儋一君） 7番の子育て支援と教育環境づくりについてお伺いします。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） それでは、子育て支援と教育環境づくりについて、教育課のほうからお答えさせていただきます。

飯島町長の公約の一つであります子育て支援と教育環境づくりは、大多喜町第3次総合計画及びその実施計画に、基本目標として、子ども教育、また子育て環境として盛り込んで、計画的に現在取り組んでいるところでございます。

その計画に盛り込み、既に実施または事業推進中の一例といたしまして、給食費の無料化、保育園、小学校、中学校と連携しました外国語教育の推進などが挙げられます。来年度以降につきましても、小学校の給食の無料化であったり、ALTを増員し各小・中学校に配置するなど外国語教育の充実、また、中学校、小学校へのエアコンの設置などを予定しており、

引き続き計画的に子育て支援と教育環境づくりに取り組んでまいります。

以上です。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 確かに皆さん一生懸命やっているんですけども、たまたまこの間テレビの取材で、中野新町でゼロ歳から1歳までのお家を教えてくださいということで来て、新町を調べてみたら、駐在さんがこの間生まれて2人かな、新町で。本当に子供がいないんですよね。ということは若い人がいないということなんだね。だから、中野新町にしても、ひとり暮らしがいっぱいふえちゃって、子供がいないというのが現況。これは本当にみんなで真剣に考えないと、この先どうなるかということで、みんなでまた頑張りましょうということで、よろしく。

○議長（野村賢一君） 町長に聞いたほうがいいんじゃないの。

町長。

○町長（飯島勝美君） これは、中野地区でそうやって子供さんが出生しないというのは、その地区だけじゃなくて、大多喜町全体でありますし、また、地方の市町村でもそういう状況になっております。そういうことで、今、本町につきましては、最大の課題は、何度も申し上げておりますが若者の定住化、少子化の最大の原因はそこにありますので、そういったことの施策をこれからしっかりとまた進めてまいればと思います。よろしくをお願いします。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 今度の日曜日、フジテレビかなんかでやるみたいで、取材に来たんですよね。よろしくをお願いします。

8番、シルバー人材の活用促進についてお伺いします。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） シルバー人材の活用促進について、健康福祉課からお答えいたします。

大多喜町第3次総合計画におけるまちづくりの基本理念は、「みんなが主役。よろこびの町の創生」と定めており、この基本理念に基づき、総合計画で策定した基本構想と前期基本計画を推進していくには、行政だけでなく、各種団体や事業者、地域住民等が一体となり協力していくことが重要となってまいります。

また、総合計画では、計画の最終年度となる平成37年度には、人口の約46パーセントが65歳以上の高齢者になると予想しており、このようなことから、人口の半数近くを占める

高齢者の皆様の力、特に豊富な経験や豊かな知識、あるいは地域に貢献したいという気持ちは、今後のまちづくりになくてはならないものと考えております。特に、健康づくりや福祉活動におけるボランティア活動、住民の生活支援や環境整備につながるシルバー人材センター活動、養老溪谷や大多喜城など豊富な観光資源を活用した活動、大多喜町の歴史や文化を伝える社会教育活動等、幅広い分野でのますますの活躍が期待されているところであります。

このようなことから、町としましては、高齢者の皆様のお力をかりて、未来に光り続けるふるさと大多喜のまちづくりを推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） ありがとうございます。本当に協働のまちづくりということで、皆さんの今発表してくれたことを、町民ともどもまちづくりに生かしてくれればと思います。

これで1番の質問を終わります。

2番目、予約制乗り合いタクシー、デマンドタクシー事業についてお伺いします。

今までは、町内の路線バスは大通りしか運行していないため、バスの停留所まで距離があるために利用者が少ないのが現況です。最近の朝昼夕の中野から及川方面のバスの利用者はほとんどなくて、空気を運んでいるのが現況でございます。

今後の緊急課題として、少子高齢化社会に対応した政策が必要と思います。高齢化社会で運転免許の更新ができない町民が多くなってきています。買い物や通院など移動が困難な町民の増加が見込まれており、自宅や指定の場所から目的地まで、時間帯や乗降場所などの要望に応えられる予約制乗り合いタクシー、デマンドタクシーの運行が急務となっていると思いますが、町の見解をお伺いします。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） デマンドタクシーの運行についてというご質問ですので、企画課からお答えさせていただきます。

このデマンド型乗り合いタクシーの件につきましては、先ほど渡邊泰宣議員からのご質問にも答弁させていただきましたが、学生用送迎ワゴン車両の利用時間帯を見計らいまして、デマンド型乗り合いタクシーとして活用していきたいというふうに考えております。

なお、現状では、福祉タクシーや外出支援サービスにより町内全域をカバーし、交通弱者の方々への対応が可能となっておりますが、地区による負担の格差等もあります。デマンド

型乗り合いタクシーの運行に当たりましては、さまざまな制約等もありますので、具体的な実施時期、実施区域や実施方法等につきましては、既存の地域公共交通、福祉タクシーや外出支援サービス等の整合性等について、今後、庁内及び関係機関と協議し、実施に向けた取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 今回の3月議会で、昨年の議事録を見まして、3月議会、渡邊議員が田代分校のことと、山田議員がこういう地域公共交通のことで一般質問してございました。その中で、町長さん初め、企画課長かな、何か京都のほうへ視察に行ったというあれがあるんですが、その辺は行ってみてどういうふうな状態だったんでしょうか、お伺いします。去年、おととしかな。

○議長（野村賢一君） 去年行った人、誰。

（「資料がない」の声あり）

○議長（野村賢一君） 資料がない。資料がないんだって。

○5番（吉野僖一君） じゃいいです。これは山田議員が一般質問したので。

○議長（野村賢一君） 通告外だったから資料がない。

では、5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） ささえ合い交通とって、京丹後市ですか、そこへ町長初め、当時企画課長だったんですが、今は総務課長ですけれども、行って見てきたんですけれども、路線バスが200円の定額で巡回しているらしいですね。あと、60歳以上になると200円が1回100円、半額になるというか、そういうシステムを見てきたと思うんですけれども、これは今いすみ市で、先ほど企画課長も言ったんですけれども、勝浦市と御宿町といすみ市は現にもう20年近くやっているんですよね。

それで、いすみ市は当初、1回300円で、ちょっと300円ではできないというので、100円上げて400円ということで、全市的な、いすみはぐるっと回れば用が足りるような感じで、そういうふうなあれになっているんですが、大多喜はどうしても谷津が多いですね、老川にしても西畑にしても。その辺で、路線バスもいいんだけど、逆にデマンドタクシーのほうで、予約制でもって住民全戸対応で、ここはできてここはできないんじゃないかと、やはり高齢化社会に対応しながら全町的に、路線バスはちょっとやっぱり、乗っている人が本当にいないんですよね。だから、バス会社とよく相談して、このほうがいいと思う。

それと、私も身体障害者ですがけれども、車椅子も利用できるようなのも車庫のところにあったので、車椅子の人も利用できるようなシステムというか、そういうふうにしたほうがいいと私は個人的に思いますし、その辺はどうなのでしょう、高齢化社会に対応したということ。

○議長（野村賢一君） 企画課長、要望です。

企画課長。

○企画課長（米本和弘君） ただいまのご質問の中で、まず路線バスが空気を運んでいるというような話ですがけれども、これはまさに私も地元、老川のほうにおりますので、そこら辺の実態というのは十分承知しております。

そういった中で、昨年まではスクールバスも小学生用として運んでいて、またそれが一緒に走っているというような状況の中で、今回の路線バスの運行見直しというような形で、小学生、それから中学生についても、なるべく路線バスを使っていただくような形で通学をしてもらおうというような形で、学校のほう、保護者のほうの了解もいただきながら、そういう形で進めてまいりました。

それから、路線バスよりもデマンドタクシーのほうが、当然、今のデマンドタクシー、近隣でやっているところは、自宅からその目的地まで行けるというような形になっております。この辺につきましても、先ほど渡邊議員の質問の中でもお話しいたしましたけれども、路線バスとデマンドの区域というのが、やっぱりいろんな規制の関係がございまして、今後いろいろ協議した中で、どこの範囲まで運行するとかということところは協議して進めていきたいというふうに考えておりますので、そこら辺につきましても、もう少したってから協議して決めさせていただければと思います。

それから、路線バスに車椅子で乗車できるような形、確かに今、車椅子のマークの入っているバスも走っているのではないかと思います。今実際にどこを走っているのかということにつきましても、ちょっと今把握しておりませんので、またそこら辺、調べて報告はさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） これはやはりバス会社とよく相談して、ドア・ツー・ドアで、枝道まで入れるような交通システムにしないと高齢化社会に対応できないと思う。

この件について、私のやり残した仕事というか、そういうことで、たまたま建設課のほう

で、町だよりと一緒にそういう樹木の張り出したあれが、この前、回覧板で入ってきたんですけれども、たまたま山田議員の中で、当時、紙敷地区と久我原がモデル地区で、地元の人たちと何回ぐらい会合して、その後どうなっているんですか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） それは道路の関係じゃなくて、地元との話し合いがその後どうなっているかということですか。

○5番（吉野儋一君） デマンドタクシーのことで、モデル地区で紙敷と久我原が指定されているんですよ。何回かやったらしいんだけど、その後、全然やっていないみたいで、それがちょっと住民から言われたので。

○企画課長（米本和弘君） 久我原地区と紙敷区で、地元の意見を聞いた中でどういった形の交通の形式がいいのかというようなことで、昨年度実施したところですけども、確かに今言われるとおりの、今年度については両区のほうには伺っていないような状況です。そういったことも含めまして、現在進めているデマンド型のタクシーの中で運行できればというような形で、現在は考えているところです。

○議長（野村賢一君） 5番吉野儋一君。

○5番（吉野儋一君） それで、この前、学校統合のときに、紙敷から西部田へ抜けられないというのは、やはりそういう枝木が生い茂ってバスが通れないということで、そういうことの説明を受けたんですけども、この際、デマンドタクシー等をこれから運用していく場合は、町道にはみ出した竹や樹木の枝等について、交通安全対策を考慮して、町民の知恵と意見を聞き、協働のまちづくりの観点からどのように対応するのか、町の考えを伺います。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 道路に張り出している竹や樹木の枝などについて、どのように対応するかというご質問に対して、建設課のほうからお答えします。

道路に張り出している樹木の管理については、道路敷から出ているのであれば町、個人所有の土地から出ているのであればその所有者が処分することが大前提となります。道路に張り出している樹木の枝の撤去などは、路上等のため作業も難しく、状況によっては機械も必要になってくる場合もあります。各区で対応しているところもありますが、高齢化や人口減少などにより、所有者や地域での対応も厳しい状況にあります。

過去にも同様の質問があり、協力が得られるのであれば、地域の人と協働で作業することも選択肢の一つと考えますと回答しています。その後、2つの地区と試験的に協働で竹の伐

採などの作業を行いました。町道も 250 キロメートル超の延長を有しておりますので、今後、樹木の張り出しなどの管理について、地域の人との協力を得られるのであれば協働で管理する方法を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 5 番吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） 建設課長の前向きな回答、ありがとうございました。

町長さんにちょっとお伺いします。これは今まで質問すると、民法がどうのこうのということで、できないという回答だったんですけども、実際に地主さんに聞いてみますと、高齢者で、下を車が通っているのに、それは自分らじゃできないよ、町でやってくれよというのが、答えが出ているんですよ。

だから、私は野球やっています、町長さんは卓球だったんだけど、やっぱりルールはルール。私なんか、野球なんかもグラウンドルールと、そのグラウンド、その町のルールというのは、町条例で、地主さんと話し合って、そういう小枝は一々地主さんに断らなくても切れるような条例改正というか、そういうあれを、まちづくりというか、そういうあれで。本当に紙敷道は、皆さん、老川の人も、副町長さん、課長もいっぱいいるし、毎日通っているんですよ。だからみんな思っていると思うんだけど、町長さん、どうですか、トップ。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これはさっき建設課長が答えたとおり、やっぱり所有権というのがあるんですよ。そういうことがまだ表には出なかったでしょうけれども、実は区長さんが、この道路に張り出しているから切ってくださいということで、区の要望でやったことがあります。そうしたら所有者の方から相当のクレームをいただきまして、職員も大変危険な目に遭ったことがあるんです。ですから、必ずしも全員が賛成しているわけではない。やっぱりそういうものは皆さんが全部賛成しなきゃ、なかなかできない話なので、それを条例で縛るといふ形はなかなか難しいと思っております。

○議長（野村賢一君） 5 番吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） その回覧板で回ってきたのは、高さが 4.5 メーターですか、それと車道と歩道の部分と 2.5 メートルとか、そういうところの伐採はできる。これは回覧板で来たんだから、町民も知っているわけですよ。その辺で建設課長さん、対応できるところは今後どうですか。交通安全協会、会長さんもいるし、そういう人たちともやはり協議して、安

全対策ということでしょうか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） その4.5メートルというのは、道路法上の建築限界ということで、4.5メートルまであけてくださいよという法律で、それで樹木については、やっぱり所有者が切るのが大前提であって、それはまた道路管理者としても、危険であれば連絡したりしてやっていかなくちやいけないんですけれども、まずは所有者に連絡して、それから、どうしましょう、できなければどうしましょうかという話になってくるんじゃないかと思います。

○議長（野村賢一君） 5番吉野儋一君。

○5番（吉野儋一君） ありがとうございます。頑張ってください。

続きまして、3の西中学校活用計画募集についてお伺いします。

平成30年4月には西中学校と大多喜町中学校が統合します。これに伴い西中学校は廃校となりますが、同施設は地域の拠点施設として親しまれ、また、災害時の避難所や選挙投票所やドクターヘリの発着などに利用されております。今後の地域活性化のため有効利用が強く望まれています。その辺について町の今後の活用についてお伺いします。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） それでは、西中学校活用計画ということから、教育課からお答えさせていただきます。

吉野議員のおっしゃるとおり、現在の西中学校は、教育施設としてだけではなく、災害時の避難所等の施設に利用されております。西中は閉校後におきましても、引き続き避難所等の目的で活用していくことは必要であるというふうに考えております。

しかしながら、現在、吉野議員もご存じのとおり、平成27年の3月に閉校となりました旧上瀑小学校、旧総元小学校、また、ことしの3月に閉校となる西中学校のいずれかを教育施設として活用したいとの申し出があり、現在協議中でございます。

ですので、その協議結果により、仮に西中以外の施設を活用することが決定すれば、西中の活用計画について意見を伺って、活用について考えていきたいと存じますが、教育課といたしましては、今までと同じ教育施設として使用されることを優先的に考えていきたいと存じますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 5番吉野儋一君。

○5番（吉野儋一君） この件につきましては、9月1日の全員協議会で説明をある程度受けたんですけれども、まず西中学区の西畑地区と老川地区の地域の住民の意見を聞くこと。そ

して同施設の有効活用として、地域の活性化に結びつく利用計画等幅広く、老川小みたいに公募して、町の今やっているものと比較検討してやるのが筋かと思うので、その辺、今後どういうふうに町は対応していきますか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 今お答えしたとおり、教育課といたしましては、その協議が終了次第、その結果によってそういうことも考えていきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） これは9月1日のときにも言いましたけれども、やはり手順としては、西中学区のPTA賛助会費を皆さんからもらっているんで、西畑と老川の住民の意見をまず聞いてください。それと、最終的には公募をやって、形だけでもいいですから、そういう手順をするのが普通かと思うので、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、ふるさと納税についてお伺いします。

今現在の状況と、今後の課題と今後の対応についてお伺いします。今までの各年度の収入支出について、使い道とかお金の流れについてお伺いします。

○議長（野村賢一君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） ふるさと納税について、財政課からお答えさせていただきます。

まず、今現在の状況と今後の課題、対応について、平成29年度のふるさと納税の状況ですが、ことし2月16日現在で、申込金額が1億4,765万4,002円、延べ3,598件となっております。

今後の課題としましては、返礼品の品質管理と充実が必要と考えております。返礼品の送付は現在3事業者に委託しております。各事業者において、お礼品の送付ということで細心の注意を払っていただき、クレームなどは非常に少ない状況となっておりますので、今後も品質管理を徹底してまいります。

返礼品につきましては、特産品などの品物が返礼品として選ばれるのが多かったのですが、近年、宿泊券やゴルフ場利用券など体験型の返礼品、大多喜町に来て使っていただけるような、そういった体験型の返礼品を選択するふるさと納税の方がふえてきています。今後も、特産品の新規の追加、それと大多喜町に来て見て知ってもらえるような体験型の返礼品を追加していきたいと考えます。

また、ふるさと納税の用途につきまして、大多喜町をふるさと納税の寄附先として選んでいただけるような町の魅力あるような項目の追加と、募集案内のほうの掲載を工夫していき

たいと考えます。

次に、今までの収入支出、それと使い道などについてですが、まず、ふるさと納税の納税をしていただいた額ですけれども、平成 25 年度までは過去の分もあって約 660 万円ほど、平成 26 年度は、26 年 12 月にふるさと感謝券を返礼品に加えたことによりまして約 5,000 万円、平成 27 年度は約 18 億 5,500 万円、平成 28 年度は、28 年 5 月にふるさと感謝券を廃止したことによりまして約 4 億 400 万円、平成 29 年度は、先ほど言ったとおり 1 億 4,700 万円ほどとなっております。合計では約 24 億 6,400 万円となっております。

その使い道、支出についてですが、保育園や小・中学校の施設などの整備、住宅建設や道路改良などの事業への充当、廃棄物処理施設及び高速バスなどの基金への積み立て、そして返礼品及び事務経費の合計で、約 20 億 3,500 万円の支出となっております。その支出のうち、返礼品及び事務の経費が約 16 億 9,000 万円、各種事業などへ充当した金額が 3 億 3,700 万円となっております。これが 2 月 16 日現在での途中経過ということになります。詳しい数値につきましては、また決算のときなどに報告させていただきたいと思っております。

最後に、今年度末の基金の残額の見込みですけれども、約 4 億 3,000 万円となる見込みでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 5 番吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） ありがとうございます。

今、何パーセントで、昔は何割だったっけ。

○議長（野村賢一君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） その何パーセントというのが、前はふるさと感謝券、感謝券の返礼率が当初 70 パーセント、その後 60 パーセントに下げて、今現在は、返礼品それぞれ調達価格というもので、送料とか手数料、あと返礼品送付をお願いしている 3 事業者のほうで、さまざまな対応をしてもらおうというような委託経費も含めて、およそ 40 パーセントから 50 パーセント強ぐらいの割合となっております。

○議長（野村賢一君） 5 番吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） ありがとうございます。

ふるさと感謝券の失敗というか、それはどういうふうに思っていますか。

○議長（野村賢一君） これは通告にないな。

5 番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 確かにそうなんですけれども、実際、転売されたのが一番のあれで、だから感謝券にその人の名前か何かを入れればそのまま継続できたかと思います。この件については終わりにします。

続きまして、5番、田代分校についてお伺いします。この件につきましても、昨年3月に渡邊議員が詳しく質問してありましたので、ちょっとだけやります。

1月9日に田代分校で、シニアフレンドの新年会に町長さん、地元町議の皆様に出席参加の案内があり、久々に諸先輩の皆様方といろいろな意見交換をすることができました。前年の3月議会で渡邊泰宣議員が一般質問を細かくしておりましたので、端的にお聞きします。町長さんも現場に来て現場を見てくれましたので、数カ所の雨漏りや一部天井が抜け落ちていて非常に危険な状態です。修繕して残すのか、危険家屋のため取り壊すのか、収集保管してある貴重な古民具の有効活用を今後どのように対応するのかお伺いします。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） それでは、旧田代分校についてのご質問に対しまして、生涯学習課のほうからお答えをさせていただきます。

旧田代分校につきましては、議員おっしゃるように、昨年3月議会で渡邊泰宣議員からの質問に対しまして答弁をさせていただいておりますとおり、建物につきましては本来の目的を既に終えておりますので、建物を修繕して残すことについては考えていないところでございます。

また、保管してあります古民具等につきましては、生涯学習課で保有する施設に一度移動し保管しまして、今後、展示する場所を確保できた段階で効果的に活用してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 時間がきましたので、ありがとうございます。以上で終わります。

○議長（野村賢一君） 以上で、吉野僖一君の一般質問を終了します。

ここで会議の途中でございますが、10分間休憩します。

(午後 3時09分)

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時20分)

◇ 野 中 眞 弓 君

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

次に、1番野中眞弓君の一般質問を行います。

○1番（野中眞弓君） 1番野中眞弓です。

3点にわたって質問させていただきます。

1点目は、子供のインフルエンザの予防接種助成についてです。

毎年、冬になりますと、インフルエンザがはやり始めたというニュースがあります。非常に身近な病気ですけれども、侮れない病気です。

町では、もう10年以上も前に高齢者のインフルエンザの予防接種、これはだんだん拡充していった今のような形になりましたが、高齢者がインフルエンザによって肺炎を併発するとか、そういうことで今2,000円の援助が出ています。おかげさまでうちでもインフルエンザに、年寄り世帯ですけれども一人もかからずに済んでおります。

ところが、子供の場合というのは、本当に身近なんですけれども、いつときニュースになったのは、高校生ぐらいまで、突如として窓から飛び出してしまって、高層階だったりすると亡くなるというニュースがありました。その窓から飛びおける症状というのは、薬を飲んだとか飲まないとか、どの会社の何という薬だとかにかかわらず、人によって出るということで、もう一つは、年間数百人の子供たちが脳症、脳が膨らんで意識がなくなったり、吐き気があったり、重症化すると後遺症が残るということも言われています。親は子供がインフルエンザになると、熱がある間は必ずそばに、同じ部屋に寝ていなさい、窓は必ず鍵を閉めてくださいというような指導が最近はあるようです。

子供たちがかかると、学校保健安全法で1週間程度の出席停止になることはご存じだと思いますが、数がふえると学級閉鎖あるいは学年閉鎖、学校閉鎖というようなことが起きるのは既にご存じだと思います。

伺いますが、今年度は2月の初めまで過去最高の罹患率だというようなことをテレビなどで言っていました、大多喜町の場合の今年度のインフルエンザの小・中学生の罹患状況というのはどうだったんですか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） すみません、ちょっと今データがないもので、また後で調べてお答えさせていただければと思います。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 担当に実は調べていただきました。西小学校が 34 パーセントで3分の1強の子供がインフルエンザにかかっています。西中が 20 パーセント、大多喜小が 17 パーセント、大中が 19 パーセント、どこの学校でも子供の数が少なくて学級閉鎖を行ったということを伺っています。

ところで、集団生活の場である学校や保育所が、学級閉鎖が物語るように感染率抜群ですが、同じように集団生活をしている老人ホームなどの感染率はどうだったのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） 当ホームでは、今年、感染された方はおりません。以上です。

○1番（野中眞弓君） どういう対策をなさったんですか。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） 施設に外部の方の出入りを禁止しております。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） それだけですか。ワクチンの接種というのはなかったのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） 入所者あるいは短期で利用される方、全ての方、ワクチンの接種はお願いしております。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） ということなのですが、老人ホームも狭いところに人がびっちり入るんですが、学校も狭い教室に子供たちがびっちり、老人ホームよりももっと高い密度で閉じ込められるわけです。ですから、子供たちのワクチン接種にも助成すべきではないかと私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） ただいまのご質問に対し、健康福祉課からお答えいたします。

現在、町が実施する各種予防接種につきましては、予防接種法に基づき定期接種として実施しております。この定期接種には、集団予防を目的とする予防接種と個人予防を目的とする予防接種があります。集団予防を目的とする予防接種は、結核、日本脳炎や風疹などの感染症を予防するためのもので、子供を対象に実施しています。また、個人予防を目的とする予防接種は、インフルエンザ、肺炎球菌等の感染症を予防するためのもので、高齢者を対象に実施しています。

なお、高齢者のインフルエンザ予防接種は、高齢者におけるインフルエンザの集団感染や症状の重篤化が社会問題となったことから、予防接種法が改正され、定期接種に追加されたものであります。

子供のインフルエンザ予防接種については、学校などにおける集団予防の観点から、以前は予防接種が行われていましたが、予防接種法の改正により、現在は法律による予防接種は行われておらず、任意で受ける予防接種となっております。

インフルエンザは、時には重篤な症状になることもあることから、予防の一つとして予防接種は有効と思われますが、インフルエンザウイルスには幾つかの種類もあることから、予防接種をしても高い確率で予防できるとは限らないこと、また、本町におきましては、各種予防接種を予防接種法に基づき実施していることを踏まえると、ご質問のありました子供のインフルエンザ予防接種の助成につきましては、現在のところ導入する考えはありませんが、今後、国における予防接種法の動向や県内市町村の動向などを注視していきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 県内の動向をこれから見てというんですけれども、県内の動向を大多喜町からつくり出すという姿勢に立っていただきたいと思うんです。

それから、費用対効果のことを考えていただきたいと思います。老人と同じように 2,000 円助成したとします。子供のインフルエンザの場合は、多分、大人と同じ量を 2 回に分けてやって、2 回で 3,000 円から医院によって 4,000 円で違いがあるのですが、2,000 円助成したとします。今おっしゃったように、インフルエンザの予防接種をしたからといってかからないわけではないけれども、統計的には 3 分の 2 くらいには効果があると。3 分の 1 ぐらいの割合で予防接種したけれどもかかっちゃった、でも、かかっても軽く済むということは、お医者さんもおっしゃってありました。

そうすると、効果は 3 分の 2 の数はあるわけですから、やってみる必要は私はあると思うし、大多喜町は子供の医療費の無料化で、小学生は 3 割負担です、町の助成がね。そうすると、お医者さんに聞きますと、インフルエンザに 1 回かかると総治療費は 1 万円くらいかかると、検査とか薬代とかで。そのうちの 3 割は 3,000 円です。その 3,000 円を町が助成するわけです。インフルエンザにかからないように 2,000 円の接種に対して助成するのと、それをしないで、かからせちゃってから 3,000 円の助成をするのを考えると、費用対効果を考

えると、私はずっと得をすることはできません。でも、町の財政としてそんなに大きな支出増にはならないんじゃないかというのが一つあります。

それからもう一つ、学級閉鎖が起これば、そのクラス担任は大変だと思うんです。一つは、授業が今でも、指導要領が変わるたびにどんどん教えなきゃいけないことがあって、授業のスピードが速くなっていると思うんです。そこのところに2日なり3日なり学級閉鎖になると、どうやって授業のおくれを取り戻すのかということがあります。子供にとっても、これはすごいスピードでやられたらわからなくなるのが当たり前です。

そういう苦労と、もう一つは事務的な苦労で、出席日数が変わったりして、学級閉鎖の分が何日、個人で休んだ分が何日なんて、一人ずつ別々の数字を出していかなくちゃいけないというのは、またまたこれ神経を使う仕事で大変です。教師の負担軽減をなくそうという流れの中で、やっぱりできるものなら学級閉鎖が起きるような状況は避けてあげるといのはどうでしょうか。町長にお考えを伺います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 大変細かく計算していただきましてありがとうございます。

学校の生徒さんに予防接種ということで、一時期国が進めていて、その重篤の症状が出るということの中でこれは取りやめになっていますよね。それを今度は、国の施策として進めた中で町が単独でそれをやるということは、重篤症状が出たときに町がどういうふうになそれを補償するかという、そういう問題にもつながりますし、やはり国が施策として進めてくる場所に準ずるのが私は妥当だと思っております。

ですから、計算上では、今、野中議員が言うのもよくわかります。しかしながら、やっぱり一方で、わずかではあるけれども重篤症状が出るということは、町単独でやることと国がやることでは全然違いますので、その辺はしっかりと考えていかなければならないなと思っています。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） それもわからないわけではないんですが、ワクチンをしないでインフルエンザにかかって、重篤症状になって重大な脳への後遺症が残る、うんと重体化して後遺症が残るといのは、そんなに件数は多くないかもしれませんが、ただ、回復するにしても重篤症状になる子供たちが数百人は毎年いると。

予防接種って、いろんなところで重大な後遺症を残す、100パーセント安全ではないといことは、もう皆さんご存じだと思うんですけども、それを承知で親はやはり予防接種を

受けさせていると思うんです。うんと勧めはしないけれども、受ける分については援助しますよという姿勢を私はとっていただきたいと思うんです。やっぱり学校の3分の1がかかるといのは大き過ぎます。ほかにありますから次にいきます。秋の予防接種のときにはいい返事が来るように待っています。

2点目に移らせていただきます。自然災害による宅地被害対策について、これは12月議会でもやりました。

大雪や大雨など自然災害による宅地被害が町内でも起きています。建物の場合は、全焼あるいは全壊あるいは床上浸水、そういう程度に応じて見舞金が出ます。しかし、宅地被害には何も出ません。

自然災害というのは本当に突然の受難です。それに対して、お見舞いあるいは安全に暮らすための復旧に対して補助の手を差し伸べていいのではないかと思います。個人の宅地だから出ませんという答弁をいただいたこともあります。かつて、行政は個人には援助しませんという姿勢がずっとあったと思いますが、最近は、個人的なことに対しても助成が出るようになっていきます。

それで伺いたいのですが、自然災害で罹災したものが、建物なら、今住んでいる住居はもとより物置にも大多喜町では見舞金が出ます。宅地に出さない理由は何でしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） それでは、見舞金の関係ですので、総務課のほうからお答えをさせていただきます。

町内において災害が発生した場合は、大多喜町災害見舞規程に基づき、住家、非住家の被災の状況に応じて見舞金を支給しております。

人が生活していく上で必要なものの基本は、衣・食・住の確保であると言われてるように、その基本の一つである住家についてはなくてはならないもので、その大切な財産を失うということは大きな絶望感などが生ずるものでございます。その被災者の鎮痛を和らげる一助となるよう、住家等については町から見舞金を支出しております。

その住家等の底地となる宅地についても、その土地がなくては家は建ちませんので大切なものだと認識はしておりますが、宅地の被災については、その被災状況によって、生活が不能になる場合、ならない場合がありますので、これを一律の基準で判断することは大変難しいものがございます。

例えば宅地の面積で考えると、建物よりもかなり広い面積を有する場合や、建物とほぼ同

じ面積の場合など、所有する方の宅地面積はそれぞれ異なっておりますし、形状や被害の規模で考えると、住宅の基礎と一体化している箇所に亀裂や膨らみが発生した場合、面積的には被害はありませんが、基礎と一体化しているのであれば直ちに復旧しなければなりません。また、宅地の崩落や土砂の流入にしても、建物に全く影響がない場合や、崩落の高さ、土砂の量によっても判断することが必要であり、その運用や判断基準が曖昧になったり、その判断に時間がかかったりすることも想定され、見舞金として均衡を図ることが困難なことが想定されます。このため、町の災害見舞規程では定めていないものでございます。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 住まいで、その住居で暮らすに支障のある場合には出しますよというのが鎌ヶ谷市です。本当に、田舎暮らししていると、宅地もすごく広大な宅地で、おっしゃることはわかるんですが、でも、そこで住まうということを考えたとき、あるいはそこで仕事をするというのを考えたとき、そこに支障があると判断できるものについては、私はやっぱり出してあげたい。

4 年前の大雪のときも現場を見せていただきました。去年の秋の 2 回にわたる大雨の被災者の現場も 3 カ所見せていただきましたけれども、仕事や、それからこれから先長く暮らすには、やっぱり手を入れなきゃいけないなという現場でした。1 カ所は、上のほうの家を取り壊しちゃったところの、のり面だったんですけれども、その下に家があるところで、やっぱりそこをやらないと下のお宅が困るというようなことで、どうしてもそこも工事をせざるを得ないだろうなど。

しゃくし定規にとらないで、常識の範囲で、本当に暮らしていくのに支障がある場合については、やはり出していいんじゃないかと思うんです。早急に対策をとる検討課題として考えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

町の個人にお金を助成している幾つか事業があります。定住促進、産業・経済の活性化という目的のもとに、建物を新築するには 30 万から 80 万援助をします。町外から転入する方には 20 万上乘せして 100 万までお金が出ます。リフォームをするなら工事費の 10 パーセント、上限 20 万まで奨励金が出ます。それと同じように、宅地の改良、改修、復旧にも出していいんじゃないかと思うのですが、この出さない理由は何でしょうか。

また、もう一つつけ加えさせてください。空き家の改修にも定住促進、産業・経済の活性化、目的に書いてあります。5 年以上貸し出すことが条件ですよというもとに 100 万円を上限に奨励金を出しています。空き家ですから、これは住んでいる人がいません。早急の暮ら

し向きに困るわけではありません。にもかかわらず 100 万円のお金が出るんです。宅地に出さない理由を教えてください。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 宅地の改良や補修、復旧に奨励金などを出さない理由はなぜかというご質問ですが、国においては、住宅について、消費税引き上げによる住宅取得者の負担を軽減するためという理由で、すまい給付金を平成 33 年 12 月まで時限つきで実施しています。そのほかに、省エネ対策や木材需要の拡大のための目的で、住宅建設には補助金を交付しています。このように政策として住宅には補助金を交付していますが、大規模災害以外の災害で宅地の復旧に対しては補助金は交付していないと思われま。

本町においても、定住化対策や人口増対策、町内産業の活性化などを図るため、住宅取得奨励金や住宅リフォーム奨励金を交付しています。これも国と同様、その政策として住宅に対しては奨励金を交付しますが、宅地の復旧に対しては交付していません。

地方自治法において、公益上必要がある場合において補助金を補助することができるようになっており、本来、住宅や宅地など個人の資産に対しては、公益性が少ないため補助金の交付はしません。市町村によって、その施策として、必要に応じ個人資産に対しても補助金や奨励金を交付しているということだと考えます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 家を建てる時には計画的で、今、消費税引き上げなども考慮してというようなことがありましたけれども、災害の場合は本当に突然の災難なんです。お金の準備はありません。家を建てよう、リフォームをしようという人は、自分でお金の準備ができたからするんです。そこで助成があればありがたいということですが、災害の場合は全く予期しないところに起きてくるわけですから、それこそ援助の手が必要だと思うんです。

災害の復旧をリフォームだと考えれば、リフォーム助成制度の中で対象を、宅地の補修あるいは擁壁の補修、そういうものを拡大したっていいじゃないですか。今、私がこの通告の中の 2 で書いてあるのはみんな個人の資産です。いかがでしょうか。自分の身になって考えてください。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） あくまでも公益性という点から、本来は住宅に対しても個人資産ということを出さないと思うんですが、最近の人口減少という形で住宅には出しているとい

うことで、あくまでも公益性という点から宅地には出さないということです。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） どうして家なら公益性があって宅地なら公益性がないんだか、全く理解ができません。

それで、補助金制度についての財源なんですけれども、災害見舞も空き家対策も住宅リフォームも住宅取得も、あるいは公益性があるかどうかわかりませんが、商工会を通じて中小企業の経営に対して改善資金を借りたときの利子も、これは私が要求したんですけれども、利子補給に対してもお金が出ています。ところがこの財源、一切、国や県から補助金が出ていなくて、町の一般財源だったり過疎債などを充てているという返事をいただいております。ですから、町がやろうという気になれば、国がどうのこうの問題ではなくてできるはずなんです。

伺いますが、県内で災害における住宅の損壊に対して助成、補助金を出している市町村は幾つぐらいありますか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 県内に補助金を交付している市町村は幾つあるかというご質問ですが、各市町村のホームページから調査したところ、住宅に対してリフォーム奨励金や住宅取得奨励金など、いずれかを交付している市町村は 27 団体ありました。このほか、液状化支援補助金や崖地移転補助金などを交付している市町村も数団体ありました。また、住宅や宅地に対して補助金や交付金を全く交付していない市町村も 27 団体ありました。

調査の中で、多古町が宅地など災害対策工事補助金を交付しています。内容は、宅地災害に対して、堆積物の撤去、液状化の復旧、斜面地の宅地ののり、斜面地の復旧及び防止、崖地対策に係る工事を行う者に対して、その費用の一部に補助金を交付するものです。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） ありがとうございます。

私、4 年前、大雪の後で援助してくださいという一般質問したときには、そのときには災害に対しては 3 つの市が出しておりました。崖の大規模補修については 2 つがやっていました。袖ヶ浦は、崖の補修で経費の 2 分の 1、300 万円を上限に出す、成田は経費の 3 分の 2、750 万円を上限に出していました。財政力が違うので、こんなに出してくださいとは言っていないんですが、私の調べた範囲の宅地のつつましい補修については、八街が 50 万、成田はう

んとつつましくて2万円出していました。

前も言ったんですけども、さっき企画課長の答弁でありましたように、突然の被災で本当にショックを受けていると思うんです。そういうところにこそ援助するのは当たり前ではないかと思うんです。

空き家対策、よそから人を呼ぼう、それから、よそから来て家を建てるのに20万円を上乗せしよう、魚を釣るための餌で、今ここに住んでいる人の宅地が壊れたのには、釣った魚には餌をやらないということなのだろうか、そんな薄情なところにいつまでもいるかよって出ていってしまう可能性だってあるじゃないですか。外から入れることばかり考えないで、宅地の補修に対しても出すことは定住化促進という名目は立つと思うんです。ぜひ、リフォームでもいい、見舞金でもいい、あるいは新しい規則をつくるのでもいい、本当に途方に暮れている人たちに温かい手を町として差し伸べていただきたい、そう思いましてこの件は終わります。

3つ目の質問に移らせていただきます。教職員の勤務時間の改善や運動部活動のあり方等について質問させていただきます。

この件については、昨年6月会議の答弁で、教職員の負担軽減のため、集金の口座引き落としや部活動の土日いずれか1日は休んでいる、学校によってはノー残業デーも設けているなどの学校個々の取り組みの報告がありました。

私は、やっぱり勤務時間をはっきりさせることは必要だと思って、タイムカードを採用してほしいと。だけれども、今でも掌握できているからタイムカードは採用しない、こういうような答弁と同時に、来年度以降の取り組みについては30年3月まで、つまり今月ですね、今月中に出される部活動のガイドラインに従って取り組む意向と、そういうことが明らかになりました。

教員の長時間労働については、1990年ごろから深刻化し、病気休暇や過労死、自死が急増してきたのに対して、国は、各地方教育委員会が管理する事柄だと責任回避をしてきました。しかし、2006年、平成18年の第1回の教員の勤務に関する全国調査以降、負担軽減を呼びかけてきましたが、さらに第2回の調査で明らかになったことは、減るところかふえていたことです。

6月会議が終わった数日後の6月9日に、まるで私の要望を受けたかのように、国は教員の長時間勤務の早急な是正を閣議決定し、教職員の長時間勤務の早急な是正ということが政府全体の方針になりました。これは画期的なことだと思います。

6月22日、当時の松野文科大臣は、教員の長時間勤務について「看過できない深刻な状況」という強い言葉を使って、中央教育審議会、通称中教審に、学校における働き方改革を諮問しました。8月29日に中教審の部会連名で緊急提案が発表され、12月22日に中間まとめが公表され、文科省は中間まとめを踏まえ、12月26日に「学校における働き方改革に関する緊急対策」を公表しました。ぱたぱたぱたといろんな提案がされております。

教員は、子供の教育を考えると最大級の教育条件です。教員の勤務改革を早急に取り組み、子供たちが健やかに、新学習指導要領のいう主体的、対話的で深い学びのできる環境を整えてほしいと思います。未来への投資です。早急に改善が進むことを願って以下伺います。

詳しく内容を言われると、聞き取りにくかったり理解できなかったりしますので、実に簡単に教えてください。中教審の中間まとめや文部科学大臣決定緊急対策の要旨の簡単な説明をお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） それでは、中教審の中間まとめや文部科学大臣決定緊急対策の要旨について、教育課からお答えさせていただきます。

先ほど野中議員さんがおっしゃられたことが大体内容でございますが、再度私のほうからご説明させていただきます。

初めに、昨年12月22日に中央教育審議会から出された中間まとめにつきましては、昨年6月に文部科学大臣から中央教育審議会に対して諮問しました、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策」に対し、中間まとめとして答申されたものでございます。その答申内容につきましては、学校における働き方改革を、国、教育委員会、学校が取り組むべき具体的な方策を示したものでございます。

次に、昨年12月26日付の文部科学大臣決定「学校における働き方改革に関する緊急対策」は、中央教育審議会から答申されました中間まとめを着実に実施するため、答申の方策一つ一つに対し、より詳細な具体策を示したものでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 私もとりあえずざっと目を通して、全部理解できたわけじゃありませんけれども、教員の忙しさの改善として、業務の軽減をするということと外部人材を入れるということが大きな提案だと思います。私はそういうふうにとったんですけれども、国も

しゃかりきにそれをやるという姿勢が感じられるような中間まとめや緊急対策だったと思うんですけれども、教育長はどのような感想を抱かれたでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育長。

○教育長（宇野輝夫君） 中間まとめ、緊急対策に対しての教育長の感想を聞かせていただきたいというご質問でございますけれども、中間まとめと緊急対策の主たる柱につきましては、今、議員もおっしゃっているとおり学校における働き方改革でございます、今日の現場の教員の勤務実態を考えるとすれば、改善が必要な状況にあることは私自身も認識してございます。

学校における働き方改革を進めるためには、教員一人一人の意識改革、あるいは校長が学校経営に対してこれまで以上に真摯に取り組む学校の取り組みも重要であると。さらには、町教育委員会としてもその役割は大きいものと認識しております。

なお、これと同時に大事なことは、学校における働き方改革を進めるに当たっては、従来の日本型学校教育を、これまで保護者の方はその大部分が経験しておりまして、そして、経験してきている家庭や地域社会を含めてですね、関係者の皆さん全てに、学校における働き方改革をどうしてこういうふうに提言されたのか、そういう趣旨についても理解を得ることが重要であると思います。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 教育長に伺います。学校で個人の考えで業務を軽減したりすることは実際はできるんですか。私は、個人ではできない、やっぱり教師集団として話し合う場が必要だと思うのが1点と、趣旨の徹底を図るということをどういう形で進めるのか、これこそ教育委員会がしゃかりきになって、地域にも働きかけ、校長にも働きかけという作業が必要ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育長。

○教育長（宇野輝夫君） 確かにおっしゃるとおり、個人で軽減というのはどうかと。しかしながら、個人でも、例えば私自身も現場のときにはやっておりましたけれども、スケジュール管理ということをしっかりやっていれば、今、庁舎でもノー残業デー等いろいろありますけれども、これについては、一月先の仕事を見ながら、あるいは1週間先、あるいはきょうの仕事、そういったスケジュール管理を本人が意識をしっかり持つことによって、これは私自身、部活もやりながら、なおかつ学校生活を子供と一緒に楽しんでやった経験があります

ので、自信を持って言えます。

あるいは学校行事等ですね、これは個人だけでは賄われないものでございます。当然、学校の行事でございますから多くの人間がかかわります。そういった中で、これは、今、国でも言われていますチーム学校ということ意識しながら、また、校長がその中で、必要な行事あるいはこれは軽減してもいい行事、言われているようなスクラップ・アンド・ビルドとか、こういったものをいま一度認識することが大事ではないかと思っております。

また、趣旨の徹底については、例えば町内の学校長あるいは保育園もそうなんですけれども、そういった中で校長等の会議がございます。あるいは教員を集めた研修もございます。これに際してそれぞれ私のほうからも伝えていきたいと思えますし、あるいは、とにかく部活に関しては、これは確かに学校の中でも、当然授業が一番長いんですが、部活も多くの時間を要しているのは現実です。そういった軽減を図るためにも、やはり保護者あるいは子供もそうですね、実際私が現場にいたときにも、子供、保護者、この2人は、とにかく部活を一所懸命やってほしい、もっと練習させてほしいと、これが現状です。逆に、部活の休みを多く入れた顧問については、何で今度の先生は全然見てくれないんだとか、そういう意識がございますので、適正な勤務の中で、やはり保護者の皆さんの理解もないと、これはスムーズには進まないものと思っております。

そういった中で、関係機関等も含め、教員あるいは保護者の皆様に、PTAを通じてまたお話しできればと思っております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 教育長は教育のエリート畑をずっと歩いていらっしゃいまして、県教委では国の政策を下におろすお仕事をなさっていたと思います。今まで教育行政というのは、先生は今、スクラップ・アンド・ビルドとおっしゃいましたけれども、ビルド・アンド・ビルドでスクラップはほとんどなかった、その中で多忙化、教員の数はふやさないで仕事をふやしてきた。そういう立場においでだった教育長さんの個人的な立場でいいんですけれども、どのくらいの業務がスクラップにできるんでしょうか。量として、パーセントとして。

○議長（野村賢一君） 教育長。

○教育長（宇野輝夫君） 数字であらわすのはちょっとこれは困難でございまして、実際に今の学校現場では、スクラップ・アンド・ビルドは大分前に言われた言葉で、かなり精査しております。そういった中で、やはり子供の成長に必要な行事であるというものが残っており

ます。これについては丁寧に先生方も考えながら、いかに子供の学びの一つとして、成長の一つとして、この行事を成功させていくか、そこだけをにらんで先生方は頑張っております。組織としても頑張っております。

そして、とにかく子供たちの支援、援助ということを大前提に置いて、子供たちが成長するための喜び、それを願ってやっているわけですが、そういった中で、今現在の学校現場は、かなり精選された中の行事と思ってもらっても結構だと思います。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） そうすると、スクラップになる部分というのは非常に少ないということですね。だとすれば、業務を削減しろ削減しろということ、中間まとめでも、それから緊急対策でもうたっているけれども、スクラップにする部分がないとすれば、質問の5にいきますが、教員をふやすしかない。中間まとめのほうで、何で教員が今の状況が起こされたのかという分析の中で、教員をふやしていないという項目が1項目ありますが、本当に根本的には教員の数をふやすことだと思うんです。

計算上からいくと、1時間の授業に対して1時間準備をしろと言われていることを考えると、1.4倍の教員が必要だというふうに計算している方もいらっしゃいます。

今回の中間まとめ、それから緊急対策、教員をふやすということを一言も触れていません。でもそこが最大の問題じゃないかと思うんです。それで、国に対して、あるいは県に対して、堂々と教員増を要求していく考えはございますか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 教職員をふやすことを町として国に対し要求していく考えはあるかというご質問でよろしいでしょうか。

現在、大多喜町教育委員会が加わっております県内の教育委員会で構成する組織、また、県内の町村教育長で構成する組織の各団体において、今ほど教員の数が少ないということは教育委員会でも認識しておりまして、平成30年度千葉県教育予算及び人事に関する要望において、重点要望として、小学校における英語、理科、音楽、図工、家庭科の専科教員の増員等を国に働きかけることを県に要望し、定数改善について県から国に対して要望していくことで回答を得ておりますので、大多喜町単独での要望は現在のところ考えておりません。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 町としても単独でじゃんじゃん要求していただきたいなと思っていま

す。よろしくお願ひいたします。

それと、まとめ、緊急対策のもう一つの柱は、教員ではなくて業務をやってくれるスタッフをふやすということが提案されています。カウンセラーだとか、それから理科の実験準備をする人とか、テストの丸つけをする人とか、そういうのを配置するというようなことを言っていますが、こういうサポートスタッフの配置というのは見込みがあるんですか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） サポートスタッフ等の配置は保証できるかというご質問ですが、現在、サポートスタッフは配置しておりませんが、現在、学習サポーター、またスクールカウンセラーともに、県の教育委員会に派遣を依頼しまして、必要とされる小・中学校に非常勤職員として配置しております。今後とも、サポートスタッフについても、配置に向けて県教育委員会へ働きかけてまいりたいと思います。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） わかりました。6点目にいきます。

勤務時間の管理は、自己申告制度でちゃんと把握できているからやらないというふうに6月でおっしゃいましたけれども、国のほうは、客観的に把握できる、教員にも、それからそれを受ける校長にも負担が軽減されるように、ICT、これは東京都がやると言っていました、ニュースで。それから、タイムカードを採用しろと、かなりきっぱりと断言しています。採用する考えはありますか。負担を減らすという点では本当に必要だと思うんです、ほんとやればもうそれでいいわけですから。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 勤務時間の管理には、自己申告ではなくICT、またタイムカードを活用する考えはあるかというご質問でございますが、6月にも、教育長、また私のほうから答弁させていただきましたが、ICTを活用しましてもタイムカードを活用しても、やはり操作するのは結果的に人でありますので、その集計する方法が変わるということであると考えますので、現在、各学校で実施しておりますパソコンの入力の方法等を今後とも活用してまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 私はパソコンは全然、もう化石的にだめなのでわかりませんが、パソコンを使えば全く負担がふえなくて、正確にどのくらい働いたかということが集計できるんですか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 現在、教育課のほうでもやっておりますが、集計等、グラフにしても、そういう活用方法で統計的に客観的に、その情報を得ることはできるというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 確認します。負担がふえることは、例えば私なんか古いから、タイムカードでピッとやって一月分の、こんな昔の図書カードみたいなやつに退勤と出勤が出て、それ1枚で管理できるじゃない、一目瞭然じゃないのと思うんですけども、今やっているのは業務量がふえたりするという事ではないですか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 教職員が使用しておりますパソコンが起動しておれば、エクセルという表ソフトでございますが、そこに時間を入力するだけでございますので、入力は何秒もかからないというふうに思います。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 機械がもう今日の仕事は終わったといって切ってあったら、退勤のためにまた立ち上げるという……。いいです。できるだけシンプルで、そのこと自体が業務の軽減になるようなシステムを採用していただきたいと思います。

もう一つ、あと少ししかないんですけども、部活動の問題です。

部活動に対して、20年前と同じような内容で、骨子ですが出ました。少なくともです、少なくとも週2日休みなさい、それから、中学生の場合は2時間、もし土日出るようなことがあればちゃんと代休をとりなさい、科学的トレーニング、スポーツ医学に基づいて、少ない時間でも、短い時間でも効果の上がる練習をきなさいということをやっております。大変わかりやすい書き方で私にも理解できました。

教育委員会として、今度学校が一つになるんですけども、練習時間をきちんと守るよう指導する考えはあるのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 現在、教育委員会としましては、部活動については、試合などのやむを得ない時期を除いて平日1日の休養日と土日どちらか1日を休むことを、学校長会議を通じて指導しておりますが、今後、国から3月までに示される予定の中学校の運動部の活動に関するガイドライン及び県の方針にのっとり運動部活動の休養日や活動時間などの方

針を、教育委員会として今後定めていきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） よろしくお願ひします。

それからもう一つ、私、わからないことがあったんです。科学的なトレーニングってわからなかったんですけども、実はその話をおしゃべりでしたら、西中学校の野球部に武大の先生が来て、機械ではかって、どんな運動をすればいいのか指示してくれて、3月にそれをもう一回はかって、その効果をやるんだってよというような話をちょっと聞きましたので、その話を聞きに行きました。そうしたら、目的をはっきりさせて、目的に応じた練習法をきちんとする。ウォーミングアップやクールダウンをきちんとして体に負担のないようにするとか、そういう話を武大の先生にも伺うことができました。私も目からうろこと思ったんですが、近くに体育系の大学があつて、好意的に部活動の……。

一言言わせてください、要望だけです。先ほど教育長が親の理解を得なければいけないとおっしゃいました。そういう部活動には本当に複雑に親の思いがこもっております。スポーツ医学、科学的なトレーニング法、部活のあり方など、身近にあるそういう機関のご協力を得て、親、地域、行政、学校が共通理解を得るような取り組みをしていただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 速やかに一般質問をやめてください。

○1 番（野中眞弓君） はい。遅くなって申しわけありません。ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） 以上で、野中眞弓君の一般質問を終了しました。

ここで10分間休憩します。

(午後 4時20分)

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時30分)

◎会議時間の延長

○議長（野村賢一君） 一般質問の途中ですが、本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。よろしくお願ひします。

◇ 根 本 年 生 君

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

次に、4番根本年生君の一般質問を行います。

○4番（根本年生君） 根本です。お許しを得ましたので質問させていただきます。

先ほど控室のほうでも、根本、また大多喜高校をやるかいと、もう何回もやっているから早く終わるだろうというご指摘を何人かの方から受けました。簡潔にできればやりたいと思います。よろしくお願いいたします。

実は今回、私、これを本当は予定していなくて、ほかのことをやりたいなと思って準備していたんですけども、前期の応募の状況、志願者の状況を見ますと、過去最高の、前期の志願者が少ないということを新聞報道で見まして、これはぜひもう一度やらなくちゃいけないなど。それで後期も発表になりました。後期を見ましたら、やはりこれも過去最低で定員マイナス26人と。私も注意しながら見ていますけれども、こういったことは過去なかったんじゃないかと。あと二次募集もありますけれども、二次募集でも多分、ふえても数人かなという気がして、これはもう一度やりたいなと思って今回も質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

県では県立高校改革推進プランを作成し、着々と公立高校の再編を進めています。大多喜町でも小・中学校の統合を進めているように、この流れをとめるのは容易なことではありません。平成30年度前期の志願者数は過去の最低水準です。後期も過去最低だと思います。大多喜町、夷隅地域の人口減少の推移からすると、いつ統合の案が示されてもおかしくない状況であると思っております。非常に心配しております。

今回のこの志願者数についてはどのような見解を持っているか、そのことをまずお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育長。

○教育長（宇野輝夫君） 通告の中になかったんですけども、私も後期の最近の数字を確認してまいりました。今のところ大多喜高校はマイナス22人ですね。後期の締め切り以降に変更が1回だけできるんですよ。それで移動が多少あったと。それにしても、議員が心配しているようにマイナス22という数字なんですけれども、私は、第1にこういう結果になったのは当然生徒数の減少であると、これは間違いないと思います。

もう一つは、県も2020年、平成32年ですね、2020年からいよいよ、今、前期・後期の入試のほうも統一して行くと、そうするとまた変わってくるのかなと。ということは、第1にこの数字を見て生徒数の減少はやむを得ない。第2に、やはり前期・後期、こういった制

度の影響がここには出ているなど。私も以前、県での会議に参加させてもらったことがありますけれども、やはり大分前から前期・後期を1本にしようと、そういった流れの中で意見交換をしてみましたが、いよいよそういうふうになったと。

じゃ何が変わるかという、当然、子供たちは、今現在は前期・後期、さらには二次募集をしますと3回受験できるという、こういう仕組みになっているんですね。ですから、親御さんも子供たちも今の制度でというのが前の会議の話の大体中心だったんですけども、そうじゃないと、やはり大事なことは、子供たちが生かせる学校、生かせる高等学校にあるべきだと。ということは、県立高等学校の特色化、これをさらに推進しなければならないと。行きたい学校という進路ではなく、私も町内の中学校の校長には、進路指導に当たっては、生かせる高等学校への進路指導ということを強く話をさせてもらったので、まだそこら辺は浸透していないのかなと思いますけれども、いずれにしても見解はというと、生徒数の減少でやむを得ない部分、さらには前期・後期制度の影響であると私は認識しております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 教育長、ありがとうございました。

ですから、これが一本化して本当にふえてくれればいいんですけども、夷隅地域の生徒数、子供の数を見ると、10年間でたしか100人ぐらい減るんですかね、今のペースでいくと。そういった状況から見ると、正直言って数年は延ばせるかもわからない。しかし、これを未来永劫として、20年、30年残すということは現状ではなかなか難しいのかなと。本当に何か手を打っていかないといけないのかなという思いでいます。

それで、大多喜高校支援推進委員会が立ち上がり、本当に皆さん活発な意見交換をされている。私も常に傍聴させていただきまして、本当に皆さん熱心にやっているなど、本当にありがたく思っています。

しかし、何回か会議を開いて貴重な意見も出ています。しかし、なかなかそれを実行することが、いつ実行するんだろうかということ非常に危惧しております。その出された意見を今後は実行に向けて、具体的に向かっていかななくてはならないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 大多喜高校支援推進委員会の委員から出された貴重なご意見の実行段階に来ているのではないかとご質問に対して、教育課のほうからお答えさせていた

できます。

根本議員の言われるとおり、大多喜高校支援推進委員会において貴重なご意見を多数いただいておりますので、実行可能なものも多数ありますので、今後、高校側と協議しながら、実行に移してまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） では、多分、近々また推進委員会が来年度開かれると思います。そのときにある程度具体的な案が出てくると考えてよろしいですか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 現在、町から支援しておりますスタディサプリも平成30年度で3年目を迎え、大多喜高校支援推進委員会におきましても、スタディサプリ以外にも、高校と町内中学校との交流を深めるために部活動を通じた交流、また、教育委員会で進めている連続した英語教育を高校までつなげていくような体制づくり、また、地域と高校との結びつきを深めるために、高校の文化祭、明善祭に地域住民が参加する方法であったり、就職支援等の貴重なご意見をいただいておりますので、高校側と協議しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ぜひ実行に向けて頑張ってくださいと思います。

次にいきます。

今の答弁は、何回か私が質問する中で、ほとんど以前の答弁と変わらない答弁であったと。それはそれで非常に重要なことですので、進めてもらいたいと思います。

しかし、それに加えて新たな支援策、多少方向を変えてみるとか、そういった抜本的な何か改革案とか支援策とか考えていますでしょうか。考えていたら教えてください。なかったらないと言ってください。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 教育委員会としましては、支援推進委員会が出されたご意見をもとに進めてまいりたいと考えておりますので、新たな支援策としては、現在のところ考えてはおりません。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 大多喜高校は、町の活性化について本当になくってはならない、必要不可欠なものであると強く思っております。

これも何回も聞いているんですけれども、万が一、統廃合により大多喜高校がなくなった場合の大多喜町に与える影響については、再度お聞きします、どのような認識でおられますか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 大多喜高校が統廃合によりなくなった場合の大多喜町に与える影響ということについて、お答えさせていただきます。

仮に大多喜高校がなくなったとした場合、やはり大きく影響を受けるのは、大多喜高校に入学しようとしていた大多喜町の子供たちで、希望していた高校に通えなくなることで、ほかの高校に入学せざるを得なくなり、通学時間の増加、また、そのご家族は送迎や通学費等の負担が大きくなるのが考えられますので、直接影響があるものと考えられます。

また、経済的影響も、公共交通機関、また、大多喜町内の商店等の収益減少などの影響が生じてくることも考えられます。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） これは私、以前の議会でも言ったんですけれども、たしか長野のほうか何かで、子育て世代をたくさん、町が安い賃貸のアパートを借りてそこに呼んだんだけど、小学校、中学校まではいるけれども、その町には高校がなくて、小学校、中学校が終わるとみんなまた出ていってしまうと、そういった統計が出ていました。これも前の議会で言いました。やはり高校は非常に大事なものであると。それと、大多喜に高校がないと、さっきと同じですけれども、じゃどこに行くの、茂原、じゃ最初から茂原に行くんなら茂原に住んじゃおうかということに、必ずというか、ほとんどの方がそういったふうに考えるんじゃないかと。

あと、経済的効果といいますと、大多喜高校は大部分がほかから、勝浦、いすみ、茂原から来ています。生徒数480人のうち、地元が大体100人ぐらいだと思うんですね。毎日400人の生徒が電車、バスでこっちに来るわけですね。それで飯も食う、いろんなもので消費する、この経済的な効果も大変なことがあると思いますので、ぜひ全力を挙げて、未来永劫存続するように頑張っていたいただきたいと思います。

続きまして、先般、「高校から大多喜を支える～大多喜のために私たちができること～」という「地域づくりのポイント」「教育の魅力化による地域の活性化」をテーマに講演会がこの場所で行われました。多くの方が参加して本当に満席の状態でした。

その中身は、私も聞かせていただいたんですけれども、人口減少によって多くの高校が廃

校となる中、学校の有無が人口減少を加速化させ、地域の衰退に大きく影響を与える、今後は地域と高校が連携することが重要であるというお話であったと思われます。その講演の内容についてはどのように思われるか。

また、私は本当に素晴らしい講演であったなというふうに感じております。今後もこのような講演会を継続して行う必要があると。町民みんなが、大多喜高校は大事なんだ、どうしても残すんだという一体感を持つ上においても、この講演会は必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 根本君、すみません。ページが飛んでいる。4番にいつちゃっているんじゃないの。こっちのほうをやらなくてもいいので4番にいくんだったら、それでも構いませんけれども、4番でいいですか。

○4番（根本年生君） 4番でいいです。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 地域づくりシンポジウム、「高校から大多喜を支える」の講演内容についてということで、企画課のほうからお答えさせていただきたいと思います。

昨年12月23日に開催をさせていただきました地域づくりシンポジウムは、慶應義塾大学SFC研究所による大多喜元気プロジェクトと大多喜町の共催事業として開催をさせていただきました。当日は、大多喜高校の先生方、生徒の皆さんや町内関係機関の皆さんのご協力によりまして、90名程度の方々に出席をいただき、開催することができました。

講演内容についてどのように思われるかのご質問ですが、現在、慶應義塾大学SFC研究所と連携し、大多喜元気プロジェクトで進めている持続可能なまちづくりを目的に、大多喜高校との連携をさらに深めるための事業の一環として講演会を開催したところです。

講演会では、地域づくりのポイントや、実際に全国で行われている高校の魅力化プロジェクトの事例を交え講演が行われ、大変参考となる内容でした。今後の高校連携の推進に役立てればというふうに考えております。

また、このような内容の講演会をこれからも継続して行ってはどうかとのことですが、今後も慶應義塾大学SFC研究所と連携を図っていきたいというふうに考えておりますので、今後も大学側と協議して進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） やはりいい講演だったので、ぜひ継続してもらいたいと思いますけれ

ども、今の答弁ですと、まだはっきりこういったものというのは決まっていないと。多分、何かやるにしても予算が必要になるのかなど。そうすると新年度の予算の中で、慶應義塾大学との予算も計上してあるのかどうかちょっとわかりませんが、多分、計上してあるんじゃないかならうかと思えます。

ただ、予算を計上するに当たっては、やはり何か具体的な項目がないと、こういったことをやるからこれだけお金が必要なんだという、私はそう思うんです。だから本来であれば、予算を組む前にそういった内容が決まっていないと、この予算で足りるのか足りないのかということもあるでしょうし、何回開くの、1回開くの、2回開くの、3回開くの、そういったことが決まっていないと、予算の計上等はできないんじゃないかならうかと思っていますけれども、具体的な内容はまだ決まっていないんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） この慶應義塾大学との連携事業も28年度、29年度、2年たって、来年度も当初予算のほうには業務委託というようなことで、計上はさせていただいてございます。

今年度の事業の中におきましても、こういった講演等については当初は予定をしていなかった部分でありまして、大多喜高校との連携事業の中で、高校側の受け入れ体制といいますか、そういった部分で、高校連携の必要性というものをぜひやったらいいのではないかなというような考え方の中で、今年度においてはこういった講演会を開催させていただいて、高校側の考え方をもう少し、高校連携の必要性という部分で考えていただければというような部分で、今回、講演会を開催させていただいたというような経緯でございます。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 往々にして予算の場合、私、さっき言ったように、具体的な内容が決まって初めて予算化すると。先にお金ありきではなくて、何をやるか、それに対して幾ら金がかかるのかということで予算は計上されなければいけないものだと思います。

往々にして時間がないとか、まだ協議ができないとか、いろいろあって、お金はついたけれども思ったような事業ができなかった、これは過去にも、ほかの市町村でも結構そういった例が聞くとあります。だから、できるだけ具体的な、それは当然相手方があることですから、それでいけるかどうかは抜きにして、町としてはこういった形でやるんだという方向性がないと、具体的な予算、お金は、要は大事なお金を使うに当たってできないんじゃないかならうかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） ちょっと私の説明が悪かったかもしれませんが、当然、業務委託するに当たっては、それなりの仕様をつくって積算して、それで見積もりもいただいた中で、業務委託というようなことで予算の計上はさせていただいております。

その中で、当初予定していなかったこういう講演会を、慶應義塾大学のほうで今回特別やっていただいたということでございますので、決して、その業務の内容を計画的でなくやったというわけではございません。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） わかりました。じゃ継続して同じような内容ですね、本当に地域と連携するような形の事業をぜひやっていただきたいと思います。

続きまして、平成28年、今だとおとしだと思えますけれども、学校、家庭、地域を結ぶミニ集会在、「大多喜高校の今後を考える。地域の過疎化が進む中で大多喜高校の存続に向けてできること」をテーマに、大多喜高校で開催されました。この主催者というんですか、それは大多喜高校と、あと開かれた学校づくりですか、その委員会の共同開催であったと思われま。ただ、これは教育委員会のほうもどこまで協力したかわからないけれども、教育委員会のほうに話があって、いろいろ相談しながら進めたことだと思っております。

その会合には、大多喜の地域住民、あと近隣中学校の生徒と教職員、これは進路指導の教職員、あと大多喜高校の生徒、保護者、教職員、開かれた学校づくりの委員等、全員で参加者が84名ありました。多くの方々が参加され、大変有意義な集会であったと思えます。

この内容は、教育委員会は知っていると思えますけれども、近隣の中学校の生徒を集めて、大多喜高校は素晴らしいところだよということをみんなで説明して、何か疑問な点があったら言ってくださいというようなことで、お互いにざっくばらんに、大多喜高校へ行きたいんだけど、こういったことがネックだよと。逆に、大多喜高校はこういった面でいいよということを、お互いにざっくばらんに話すような会合であったと思えます。

しかし、去年は開かれませんでした。私、本当に素晴らしい会だと思って、近隣の中学校の生徒、先生も来て、ざっくばらんに、大多喜高校に来たいんだけどなぜ来られないのか、通学問題がいけないよとか、いろいろな問題を話し合いました。これはぜひ継続してやる必要があるなと思うんですけれども、平成30年度はこのような集会を、町も協力して少なくとも数回開催して、本当に大多喜高校を知ってもらおうということが大事だと思いますけれども、継続的に行うことは大切だと考えていますが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） それでは、平成 28 年度に大多喜高校で開催されたミニ集会を平成 30 年度以降も継続的に町が協力して実施することが大切ではないかというご質問について、教育課ほうからお答えさせていただきます。

ご質問のミニ集会は、根本議員の言われるとおり、学校、家庭、地域が共同して地域に開かれた特色ある学校づくりに取り組むことができる有意義な集会であるというふうに考えております。しかしながら、このミニ集会の企画運営ですが、県教育委員会が各県立学校に設置をしております開かれた学校づくり委員会が学校長の依頼を受けて実施しているということでございます。この委員会の委員は地域住民及び保護者で構成されておまして、ミニ集会の企画運営以外にも、学校や地域の実情に応じた地域の検討、地域との交流や教育力向上の取り組みの検討、また、学校運営上の課題解決に向けた検討などに取り組んでいるということでございます。

町といたしましても、今後、ミニ集会に限らず、開かれた学校づくり委員会、また学校が企画する事業につきましては、積極的に協力してまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） 確かに、開かれた学校づくりということではいろんなことをやっています。ただ、このミニ集会は、大多喜高校を存続させるために、いかにしたらみんなが協力して存続できるのかと、そういったテーマでやっていると認識しております。ですから、全てのことについて私は別に、協力できればいいんですけども、大多喜高校をいかにしてみんなが協力して存続させるのか、いい学校にするのかという、こういったミニ集会はぜひどんどん応援してやってくださいよということを申し上げていますので、こういった要素、大多喜高校の存続に向けた、みんなで話をする場、こういったものはぜひやってくださいということ。今の答弁はここでやるということでしたか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） あくまでも、県の高校に設置された地域に開かれた特色ある学校づくりで、開かれた学校づくり委員会が企画運営してやっておりますので、これを要望はできても、開催しろというような拘束力といいますか、そういうことはできないと思いますので、今後要望していきながら、実現できたらというふうに思います。

○議長（野村賢一君） 4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） 正直言って、大多喜高校の存続に向けては、県がどうのとか町がどう

のこうのと言っている場合ではないんじゃないかと。やはり県がやるべく、県もしっかりやってもらうし、町が応援できるところは応援する、その辺の危機意識がないと、後でも言いますけれども、大多喜高校がなくなって一番困るのは大多喜町のはずですから、県は、統合によって高校が一つでもなくなれば、それだけ経費も浮くし、いろんな面で助かるということで推進計画でやっていることでしょうか、ぜひ、県がどうのこうのとか、町は県がやっていることだから積極的に参加できないとか、そういったことではなくて、町も協力して、ぜひいろんな面でやっていただければと思います。

次いきます。

続きまして、これは先ほどから何回も言いますように、県は統合を進めています。高校がなくなって一番困るのは大多喜町です。町は県の案件だと思わないで、町の重要な案件であるという認識のもと対応すべきと考えます。

そのためには、先ほども何回も答弁の中でも出てきました。要は地域と高校、町が連携して、一体となっていていろいろなことをやると、そういうことが必要であるという答弁を承りました。じゃそれを具体化して何をどうするのかと。私が思うには、役場の職員を高校の中に派遣する、あるいは高校の魅力化に詳しい専門家、コーディネーターを派遣して、小・中・高・大及び地域との連携を図るべきだと思います。

これは既におとし、邑南町のほうに議会で視察に行きました。そのときに邑南町では、役場の職員を派遣して、公募によってコーディネーターを公募して、その方が学校の職員室の中に入って、それで地域と学校を結ぶ。先ほど野中議員の質問の中にも出てきました。今そういったことをやれと言っても、学校の教職員は大変忙しくて、とてもじゃないができません。そのためにもコーディネーターをぜひ入れてほしいと思います。

それから私、この件で、また邑南町の教育委員会、あと島根県の教育委員会、それと、このコーディネーターの派遣について非常に熱心だということをお人から聞きましたので埼玉の教育委員会、それと、こういったことを他県ではやっているよということをお千葉県ではどう思うかということで千葉県の教育委員会、そちらの、電話で失礼だったんですけども、電話で確認させていただきました。

それで、島根県の場合だと、高校の魅力化活性事業ということで、1年間に500万の予算をつけて3年間1,500万、これで各地区に協議会を設置してもらって、地域と学校と市町村が協働で今後の高校をどうするのかという協議会を設置する費用として年間で500万、これは全体で500万です。それで3年間1,500万でやってみた、だけど思ったように成果が上が

らなかった。しかし、市町村独自で学校のほうに、さっき言ったように職員を派遣するとかコーディネーターを派遣して、地域と学校、市町村を結ぶ人を入れたところは非常に効果があったと。正直言って、定数が1を下回っていたところが、1を超えたという事例が幾つもあるというようなことで、島根県のほうでは、今度はそれを義務化したそうです。この活性化事業で補助金を県から受ける場合にはコーディネーターを置きなさいと。それで全て市町村の負担でやっているということです、その人件費についてはですね。その財源は何をやっているかという、地方創生の加速化交付金とか、あと過疎債を利用してこの人件費を払っているということでございます。

コーディネーターの仕事は、さっきも言いましたように、地域と町と高校を結ぶ、そういった重要な役割を持っています。それで、学校に入ってそのほかにやることは、今、学校のほうでは、私もこのところがよくわからないけれども、課題解決のための授業みたいなものがあるんですか。一般の学力とは違って、課題があつて、それをどのように解決するかというような、そういった授業もあるんだそうですね。それにこういった地域のコーディネーターの方が非常に力を発揮してやっているということをお聞きしました。

やはりこれは、学校、課長さんも忙しい、職員の方も忙しい、教育長もなおさら忙しい、学校の先生も忙しければ、地域と一体化して何かをやるには、やっぱり新しい人を入れる、誰か専門職を入れなければできないと思っています。

こういったことで高校の中に、それでもう一つ、当初、高校の中に第三者が入ることを高校のほうは非常に拒否していたそうです。しかし常にお願ひして、1回入ってしまうと、本当にコーディネーターの方も一生懸命やってくれるので、今では県下8校が学校のほうに派遣してやっているそうです。

それで、先ほど言いました埼玉県も去年の11月にここに視察に行っているそうです。それで、埼玉県は教育委員会ではなくて知事部局で行ったということです。そのときに教育委員会も一緒に来ないかと声をかけられて、教育委員会はついていったけれども、実際動いているのは知事部局であると。それで、私も電話で教育委員会と知事部局に聞きましたところ、今後どうするんですかと言ったら、来年度、何らかの方策を立てたいと。埼玉県も都市部と山間部、奥多摩のほうだと結構人口減少が激しいので、非常に危機感を持っています。千葉県も同じような状況ですよ。都市部のほうはいっぱいいるけれども、こちらの南部のほうは非常に人口減少が激しいということで、こういった取り組みをやることによって、大多喜高校の活性化を図るべきではないか、魅力化を図るべきではないかと思いますが、いかがで

しょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 大多喜高校に役場職員あるいは高校の魅力化に詳しい専門官を派遣して、小・中・高・大及び地域の連携を図るべきではないかというご質問に教育課のほうからお答えさせていただきます。

根本議員の言われるとおり、小・中・高・大の連携及び地域との連携は、大多喜高校の特色づくりのためには大きな柱になるというふうに考えております。教育委員会におきましても、現在、保育園から小・中・高と学びの連続性を推進するなど、連携を深めるための取り組みを行っているところでございます。

しかしながら、現在のところ、役場職員及び専門官の派遣については考えていないところでございます。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 正直言って、私、これいろいろ調べているうちに、こういったことによって活性化が図れるんだなと思うと、今まで大多喜高校、申しわけないけれども、人口減少が進む中、いつかなくなってしまうのかなと非常に危惧していたんですけども、こういった事例を見ることによって、これは何とかなるんじゃないのかなというように、本当にうれしい気分になってしまったんです。

ちょっと言い忘れましたけれども、あるところでは、コーディネーターに地域おこし協力隊、その方を派遣しているところも数市町村ありました。ですから、もし地域おこし協力隊の方が、こういったところにも派遣できる、派遣というか、仕事のできるのであれば、そういったことも対応できるんじゃないかなと思いますけれども、ちょっとこれは質問にありませんけれども、地域おこし協力隊がこういったことにかかわって、コーディネーターとしてやることは可能でしょうか。わかる範囲でお願いします。

○議長（野村賢一君） 今の質問については通告にありませんので。

○4番（根本年生君） わかりました。

では、よその県、市町村で地域おこし協力隊がやっているということですから、できないことはないと思うんですね。これは、島根がよくて千葉がだめだよということはないはずでしょうから、そういったことも含めてぜひこれは実現してもらいたいと思います。

次にいきます。続いて、大多喜高校の通学問題の解決に向けて。

大部分の生徒は町外から通学している……。ないですか。

○議長（野村賢一君） もとに戻してください。

○4番（根本年生君） 順番が違ったか。

○議長（野村賢一君） 根本議員、始めてください。

○4番（根本年生君） すみません。

大部分の生徒は町外から通学している生徒です。大多喜高校の生徒を確保するためには、通学問題を解決しなければなりません。大多喜高校の存続が危惧されている一番の問題は通学が不便なことです。これは皆さんも通学が不便だと、要は交通政策、町長も盛んに言っています。本当に交通が不便なために、人が、生徒が集まりにくいという状況は確実だと思います。これが本丸だと思っています。

やはり大多喜高校の存続を解決するには、この通学問題に何らかのメスを入れていかないとならないと思っております。通学問題を解決しなければならないと思うが、どうでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 通学問題の解決についてということで、企画課のほうからお答えさせていただきます。

通学問題に関しましては、通学する生徒さんやその保護者の皆さんにとりましては、近くて費用のかからないことが一番であることは当然のことだと思いますので、通学問題の解決というのは大変重要なことであるというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ですから、今の時期、6時半の茂原行きのバスですか、オダカヤさんのところとか、あとイセコさんのところで、暗い中、待っているわけですね、生徒が10人くらい。寒いときは、本当に真っ暗な中、傘を差して、本当にあそこは真っ暗なんです。街灯も何にもない。そうすると、反対から市原中央高校とか私立の高校のバスが来るんですね。そうすると、それはスクールバスですから、そこで生徒が10人くらいおられるわけですよ。それですつと行って、信号を左に曲がって今度はいすみ市のほうに行く。やはりこれを見たときに、本当に大多喜高校に通学してもらってうれしいな、本当にありがたいなと思う反面、これを何とかしてやらないと非常にかわいそうだなという思いでいっぱいでございます。

それで、この間の例の父兄のアンケート調査によると、1カ月にかかる費用については、約半数の生徒が1万5,000円から2万円かかっていますという回答をしています。これは、

大部分が通学の定期代が非常に高いためだと思います。そのため、町外から通学をしている生徒の保護者に大きな負担をかけています。

県立学校改革推進プランの中では、統廃合するに当たって、保護者の負担増になるような統合はしないと明確に記載されています。人口減少により非常に悩んでいる自治体では、高校の生徒確保ため通学補助金制度を行っているところがあります。

邑南町の例ですと、邑南町もこれ当然、邑南町にある矢上高校の生徒確保のため、教育振興のために、町外の方にも定期代を補助しています。ここは町民バスも走らせて、町外にもバスを走らせて、学校の生徒も乗れる、一般の方も乗れる、そういったバスを定期的に走らせています。

それで調べましたら、いろんな高校でやっています。ちょっと調べただけでも 10 校ぐらい、全国であります。それで、これはいろんなタイプがあって、仮に大多喜町だと、大多喜町に住んでいなければだめだよというような条例をつくっているところと、そうではなくて地元の高校、大多喜では大多喜高校の生徒確保のため、大多喜高校の存続を図るため、それについて、そういった目的で補助するんだと。だから 2 種類ありました。当然、大多喜から茂原に通っている生徒もいます。そういったところに補助しているところと、あくまでも、この目的は大多喜高校を残すんだと、大多喜高校は町にとって大事なものなんだから残すんだということで補助している自治体もありますし、やっています。非常に危機感が強いと思います。

大原からいすみ鉄道までの 1 カ月の定期代が 1 万 1,600 円、茂原から大多喜、一宮から大多喜、月の定期代 2 万円、父兄にとっては非常に、正直、茂原に住んで茂原の高校に行ってしまうと、この 2 万円がかからないわけですから、これは何らかの手当てをしてやらないと生徒の確保は難しい、そのように考えます。

ですから、これについても、補助しているところに聞きますと、過疎債を使ったり、さっき言った地方創生の交付金、これは交付金を使うには、大多喜高校があることによって、町がこのようないろんな、地域づくりというんですか、まちづくりというか、いろんな計画を立てなくてはいけないでしょうけれども、そういった交付金でやっているところもあると。当然それだけではつかないので、町の一般の財源も入れているということでございます。

やはり大多喜高校を永久に残すには、これに何らかの形でメスを入れていかなければ存続は難しいと。さっき言いましたように、ことし 22 人の欠員、あと 10 人、20 人減るのはわけないですよ、このままだと。皆さん一生懸命やったださっていて本当に助かるだけけれ

ども、私、4学級が3学級になるのも本当に目の前じゃないかというような気がしてなりません。

結構ことしは茂原の高校も定員割れを起こしているところがあります。ですから、茂原の高校にいっぱい行って大多喜が少ないといえ、茂原に申しわけないですが、茂原の生徒がこっちに流れてくるということもあるでしょうけれども、茂原も今、定員割れを起こしているわけですから、当然こっちにはなかなか来ないですね。そのためには、やっぱり通学問題に何らかのメスを入れるべきであると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 高校の生徒確保のため、通学の補助金制度を行ってはどうかというようなことですが、この高校生への補助金の制度につきましては、ただいま根本議員もいろいろ調べた中であるというような話でございました。

私のほうもいろいろと調べた中では、都道府県からの助成もあるようです。また、市町村としての助成も適用しているところがあるようでございます。その制度を見ますと、私の調べた範囲では、都道府県の制度では遠距離通学者に対する助成が多いようでございます。また、市町村での助成制度については、保護者への経済的負担の軽減という観点からの助成で、そのほとんどが、対象者はその市町村内に在住する方を対象にするといった制度となっております。

現在、大多喜高校に通学されている生徒さんというのは、通学費用とか通学時間にかえられない、大多喜高校の教育内容に魅力を感じて通学していることと思います。過去には、保護者の皆さんで通学のバスを走らせたこともあるというふうに聞いておりますが、現状では難しいものであるというふうに考えております。

このため、以前からもお話ししておりますように、町外から通学している生徒さんへの補助金制度の創設については、現状では難しいのではないかとこのように考えております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 現状では難しいと。やはり何回も言うように、私、これは何らかのメスを入れないと、さっき言ったように、大多喜高校に魅力があるから、皆さん高い定期代、月2万円も払って子供たちが来てくれていると。今、子供たちの貧困とかいろいろ問題になっていますよね。本当に魅力があって来てくれる生徒だけならいいけれども、今、若者は、非常に低賃金というか、その辺で困っている方がいる。若い結婚したての夫婦で通学費が2万円もかかる、じゃ茂原に行けばただだよと。それで生徒が集まりますかね。非常に危惧し

ているんですよ。

さっき言ったように、大多喜高校を残すための補助金です、これは生徒を確保するための。そういった要綱なりをつくって、それで、大多喜高校のためにこういった制度が必要なんだよと。

それで、邑南町の方にもこの件を聞きました。やはり町外の方に補填することについては大変異論があったんじゃないですかということを知りました。そうしたら、その辺は、やっぱり地元の高校を残すんだということで、正直言って異論は余りなかったと、皆さん地元の高校を残すことは非常に大切であるということであって、これについて合意がなされたということで始めたということです。

それで、もう一つ危惧するのは、大多喜高校がなくなった場合、先ほど大多喜町のホームページにもありましたけれども、生活交通維持・確保計画というのがホームページで発表されました。その中の文言に、これは大多喜から牛久ですかね、その協議、取り組みの内容の中に、今度鶴舞高校が、なくなりますですね、それで今後は鶴舞高校がなくなるので、そのバスに乗る人がふえるということはないでしょうね、減ると、そういったことを勘案して、今後の対応を協議しますということが明確に書かれているんですよ。高校がなくなって、多分、普通の人になかなかこっちへ来るということは、バスでというのはなかなか考えづらいですが、高校があるから何とか、大多喜からも鶴舞高校に行っている生徒、何人かいますから。逆に牛久のほうから大多喜高校に来る生徒もいますからね、そのために残しているんだと。

ご存じのように、いすみ鉄道、今、県が半分補助金を出しています。これも県立高校があって生徒が通っているから、県は補助金を出しているんじゃないかなろうかと思います。生徒がいなくなればほとんど乗降客がいないですよ。観光客が土日来るけれども、それは大したことはない。

それと茂原、さっき言った茂原、一宮のバス、出ています。これも大部分が生徒ですよ。それで、この中にも書いてありますけれども、規制緩和が行われて、以前に比べてバス路線の廃止が比較的簡単にできるようになったと書いてあります。大多喜高校がなくなれば、本当に町長、先ほど言っていましたように交通政策が問題なんだと。さらに厳しくなりますよ。仮に茂原行きのバスがなくなる、一宮行きのバスがなくなる、いすみ鉄道がなくなる、これは金にかえがたいものであると、非常に危惧しております。

それで、負のスパイラルではないけれども、生徒数がどんどん減ってくると、どこの学校

を見てもどんどん減ってくるんですよ。本当に危惧しています。これは何とかありませんか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 交通政策につきましては、私も常々お話ししているとおりでございます。どうしてもやはりこれが、何事も維持する上で交通政策というのが非常に重要であるということは、私どもも認識しておりますし、それは重要であると考えております。

その中で、いろいろ町のほうも、いわゆる私学がスクールバスで送り迎えしているという話の中で、町でも、じゃ大多喜高校はどうかということで県にも協議したことがありますが、公立の場合はそれはできないということでありますので、そうすると一方で、一般の皆さんも乗せられるような、そういう交通ということになろうかと思えます。

それはまたこれから、その状況によっては、生徒がどこから来るかというのは毎年変わりますので、そういった非常に難しい問題はありますが、ただ、交通政策は重要であるということはもちろん認識しておりますから、高校存続という中で、どういう形がいいのかは、これから考えていかなければいけません。少なくとも大多喜高校というのは千葉県の教育委員会が所管のものでありますので、それぞれ県によって教育委員会の考え方も違うと思えますので、やっぱりそれは教育委員会、県との協議等で、十分検討しながら進めなければならんと思っています。

島根県ができたから千葉県もできるかということは、これはまた別の話なので、そういったことは今、根本議員もいろいろとお話をしておりますので、そういったこともこれから詰めていかなければならんと思っています。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 千葉県の教育委員会に2回ほど電話して、知事部局にも電話したときに、正直言って、島根県でこういったコーディネーターをやっているということは知りませんでした。そういったことがあるんですね、じゃ今度研究してみますよというようなお話でございました。

やはり私、県は一方的に高校を統合させようとしているなと思ったんだけど、逆に電話で何回か聞いているうちに、地方のことを大変心配していると。やはりこれは県も巻き込んだ形でぜひやっていかないと、統合は阻止できないということをまた改めて強く認識した次第でございます。

ですから私、また今後もこのコーディネーターの件とか交通の政策の面とか、いろいろ勉強させていただいて、私、今度、埼玉県とか、島根県とか、千葉県とか教育委員会へ、今ま

で電話だったので失礼だったので、今度お伺いさせていただきますということでお話しして終わっているんですけども、そちらのほうにもぜひ実情を話して、できるだけ残すような形で全力を尽くして、とにかく県立の高校を残す、いわゆる少子化によって大多喜高校がなくなってもおかしくない、それを県が残すためには大義名分が欲しいんだと思うんですよ。県の方に言いました。どれだけ地域が頑張っているか、地域が一生懸命になっているか、それによって大義名分が立つんだよと。A校とB校があったときに、Aという地域は本当に町を挙げて頑張っているねと、Bというところは余り、知らんぷりだと、そういった差をつけていくしかないというふうな形で言っていました。

じゃ、時間がないので次にいきます。次、PTAが行った通学問題に関するアンケート調査からお尋ねします。

自動車の送迎による通学が一番多い状況です。現在、どのような場所で乗りおりしているのか、交通安全上の問題はないのか。現在は町道で乗りおりしていると思われま。町が安心して送迎できる場所を確保する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 生徒を自動車送迎する場合の乗降場所について、建設課のほうからお答えします。

生徒を自動車送迎する場合の乗降場所については、今まで町道中野大多喜線、高校入り口を大多喜城方面に100メートルほど向かった右側の、右側を主に利用していたようですが、このほど、高校入り口の反対側に道路改良工事の作業ヤードとして取得した土地を利用して、駐車スペース3台と自動車を取り入れして乗降できる場所を確保しました。これは高校が専用で使用する施設ではありませんが、高校とは打ち合わせを行い、自由に使用できることを伝えてあります。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ありがとうございます。私もちょっと見させていただいて、きょう来る前に、何日か前に見させていただきました。非常にやっていただいて本当に助かります。ありがとうございました。

次にいきます。

さっき通学問題の中で、やっぱり時間も大変な問題ではないかと。60分から120分かけて来る生徒が半数います。それで、先ほどのコーディネーターの話ですけども、コーディネ

ネーターは、県内近隣だけではなくて、県外にも、千葉のほうも、千葉県じゅう、中にはちょっと離れた県外、東京とかね、大多喜で言うそうですね。島根だとかっこのほうじゃないでしょうけれども、東京のほうにも来ているのかな、PR活動に歩いているそうです。

それで、品川行き的高速バス、これもありますので、ぜひそういった方を入れて、東京とかでPR活動をしていただいて、それで高速バスに乗ってこっちに来てもらおうと。そうすることによって高速バスの、申しわけないですけど、走っていて、私はいろんな苦言を申すことが多いんですけども、何の目的のために走っているかというのがいまいちはっきりしない部分があるので、これは一つの中で、大多喜高校を存続させるために、県外の高校生を連れてくるために必要なんだよとか、そういった理由づけにもなるんじゃないかなと思うています。これは答弁はいいです。

それで、最後になりますけれども、これも皆さんご存じだと思うんですけども、いすみ市でも本年度から、非常に危機感を感じて、大多喜と同じように条例というか要綱をつくりまして、大原高校存続に向けてということで教育振興会というのを設けて、それは通学問題ではなくて、大原高校の教育問題とか学力向上とか、そういったものに補助金を出すということで立ち上げて、今年度は時間がなくて、100万円ぐらいの予算だったと思います。何をやるのかできなくて、とりあえず備品を買ったということでございます。

その構成員がありまして、正直言って個人名なので、構成員は名前を教えてくれなかったんですけども、どういった方が構成員ですかと聞きましたところ、大原高校のOBの方を中心に、あと大原に住んでいる大原高校の歴代の校長先生とか、それに一般の住民を交えて、教育振興会というのをつくっているそうです。すばらしいことだなと。

県のほうにも行ったときに、これから私も、大原高校と大多喜高校、どっちかがなくなって、どっちかが残るんじゃないかなんてちょっと思っていたんですけども、そうではなくて両方残すように、やはり今後は地域で盛り上げていかないと、いすみ市の人口もふえてもらわなければ大多喜高校に通う生徒も少ないわけですから、逆に、大多喜も人口をふやすことによって大原高校が存続するわけですから、これは共同で、夷隅地域の高校をどうするのか、お互いに協力していろいろな面で事を行うと。

県についても、いろいろこれからそういった面で、人口減少が激しい地区の高校を支援するに当たって、やはり地域のほうから声を上げてもらわないと、なかなか具体的に動けないということでございますので、私はこれは、いすみ市と協力して、ともに地域で発展していくようにやっていく必要があると思います。

これは質問の中にありませんので、答弁は求めませんけれども、今後は広域でやっていく方向も一つなのかなど。いすみ鉄道、大原から通っていつていますのでね。これは答弁は結構です。

○議長（野村賢一君） 通告がないからね。

○4番（根本年生君） そうです。ただ、質問を上げた後にいろいろ調査していたらそういった思いがあったので、今発表させていただきました。

それでは町長、最後に、残り少しですけれども、大多喜高校をどうしても存続させるんだという強い意思を述べていただけると助かります。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 大多喜高校を残す気持ちというのは、これは大多喜の町民ならみんな同じだし、また大多喜高校のOBでもみんな同じだと思います。それはみんな変わらない思いであろうかと思えます。

ただ、できることとできないこともありますし、また、できないことをどうしたらできるよ
うにするかということも一つの仕事であります。ですから、これは町がどうこうではなくて、
本当に全域で支えるような形でなければ、なかなかそれは実現できないのかと思っています。
町はその先頭に立ってやっていかなきゃいかんなと思っています。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 今、最後に、町は先頭に立って頑張るという言葉いただきましたので、よろしくお願ひしたいと思えます。

これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） 以上で、根本年生君の一般質問を終了します。

これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（野村賢一君） あす3月2日の会議は、議事の都合によって午前9時半に繰り上げて開くこととします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

あす2日は午前9時半から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

（午後 5時31分）

第 1 回大多喜町議会定例会 3 月会議

(第 2 号)

平成30年第1回大多喜町議会定例会3月会議会議録

平成30年3月2日(金)

午前 9時30分 開議

出席議員(12名)

1番	野中眞弓君	2番	志関武良夫君
3番	渡辺善男君	4番	根本年生君
5番	吉野僖一君	6番	麻生剛君
7番	渡邊泰宣君	8番	麻生勇君
9番	吉野一男君	10番	末吉昭男君
11番	山田久子君	12番	野村賢一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	宇野輝夫君	代表監査委員	滝口延康君
総務課長	西郡栄一君	企画課長	米本和弘君
財政課長	君塚恭夫君	税務住民課長	和泉陽一君
健康福祉課長	西川栄一君	建設課長	野村一夫君
産業振興課長	吉野敏洋君	環境水道課長	山岸勝君
特別養護老人ホーム所長	秋山賢次君	会計室長	鈴木久直君
教育課長	古茶義明君	生涯学習課長	宮原幸男君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	吉野正展	書記	金杉孝枝
------	------	----	------

議事日程(第2号)

- 日程第 1 議案第 1 号 指定管理者の指定について
- 日程第 2 議案第 2 号 大多喜町第 5 期障がい福祉計画の策定について
- 日程第 3 議案第 3 号 大多喜町高齢者保健福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画の策定について
- 日程第 4 議案第 4 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 5 号 大多喜町公共施設整備基金条例の制定について
- 日程第 6 議案第 6 号 大多喜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 7 号 大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 8 号 大多喜町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 9 号 大多喜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 10 号 大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 11 号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 12 号 大多喜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 13 議案第 13 号 大多喜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 14 号 大多喜町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 15 号 平成 29 年度大多喜町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 16 号 平成 29 年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 17 議案第 17 号 平成 29 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2

号)

日程第18 議案第18号 平成29年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第5号)

日程第19 議案第19号 平成29年度大多喜町水道事業会計補正予算(第3号)

日程第20 議案第20号 平成29年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算

◎開議の宣告

○議長（野村賢一君） 皆さん、おはようございます。

議員の皆さん、また執行部の皆さん、きのうの会議に引き続き、ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立いたしました。これから会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

○議長（野村賢一君） 本日の議事につきましては、既に配付の議事日程第2号により進めてまいります。よろしく申し上げます。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） これから日程に入ります。

なお、事前に議案とともに配付しました参考資料ですが、これはあくまでも議案を審議するための参考の資料ですので、議案書により質疑をされるようお願いいたします。

日程第1、議案第1号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 議案第1号 指定管理者の指定について、議案つづり3ページをお開きください。

初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

大多喜町都市交流センターは、地方自治法第244条の2第3項の規定において、法人その他の団体であって、地方公共団体が指定するもの、いわゆる指定管理者に施設の管理を行わせることができると規定されていることから、現在は有限会社たけゆらの里大多喜が指定管理者となり、管理を行っておりますが、指定管理の指定期間が平成30年3月31日で終了することから、指定管理者について再度指定を行うことが必要となります。

指定管理者の選定に当たりましては、平成30年1月23日に町長の諮問機関であります大多喜町農林業振興協議会で、選定方法をご協議いただきました。たけゆらにおいては、平成12年から現在まで指定管理者といたしまして、管理、運営をしており、その実績は消費者

からの苦情もなく、施設内の売り上げも年々増加傾向にあることから、大多喜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項で規定されている、本町が出資している法人または公共団体、もしくは公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる。また、同条第1項の規定にある公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域の活力を積極的に活用した管理を行っていると判断されましたので、公募はせずに、有限会社たけゆらの里大多喜を引き続き、指定管理者の候補者とする旨の方針をいただいたところであります。

そして、有限会社たけゆらの里大多喜から指定申請書を提出していただき、この事業計画の経営方針についてであります。道の駅として大多喜町の特産品の販売、地元特産品を用いた郷土料理の提供等により、町内外の来訪者に広く町特産品のPR、周知を行うとともに、観光情報の提供を行う管理、運営の取り組みについて、直売所の原則に沿った新鮮、安全かつ安心、買いやすい適正価格と見せ方による商品の提供、生産者には栽培履歴簿の提出徹底、加工品製造過程の報告、指導、勉強会を通じての栽培指導により農薬の適正使用、減農薬栽培や有機肥料使用による安心、安全な作物の取り扱い、施設運営について、都市住民との交流イベントの実施、地域観光案内の充実、接客研修の実施、施設の現況及び将来展望について、限られたスペースでの農産物の配置を考慮し、購買意欲の向上と地域農業振興の場、交流の場、情報発信の場として魅力ある施設とする。

当施設は、消費者にスーパーなどにはない直売所のよさが浸透しており、直売所が林立する中で、たけゆらならではの地元産にこだわり、消費者の声に謙虚に耳を傾け、活気のある売り場とするとの事業計画を立てております。

また、経営状況においてでございますが、農産部門を初め、各部門並びに全体といたしまして、利益を毎年順調に上げていることから、条例第4条各項の選定基準に照らし合わせまして、総合的に判断しまして、有限会社たけゆらの里大多喜を引き続き指定管理者の候補者として提案するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

次の者を指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1、管理を行わせる施設、大多喜町都市交流センター。
- 2、指定管理者、夷隅郡大多喜町石神855番地、有限会社たけゆらの里大多喜、取締役社長、飯島勝美。

3、指定の期間、平成30年4月1日から平成34年3月31日まで。

以上で、大多喜町都市交流センターの指定管理者の指定についての提案を説明いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ご丁寧な説明ありがとうございました。

それで、ちょっとひとつお聞きしたいんですけども、勝浦市のほうで松野に道の駅を計画していた。当初、平成30年度オープンの前定だったけれども、諸所な理由でちょっと延びているようでございます。

あと道の駅、勝浦にできると、正直近い距離に道の駅が2つあるということで、これからそちらとの競争になるのかなと。当然、両方にお客さんが寄るといことはなかなか考えづらいことが車で10分、15分の距離ですから、その辺については今後どのような対応というんですか、できるでしょうから、事前にある程度準備が要るにしても、そういうところも必要ではないかと思えますけれども、その辺についてはどのように考えているんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 今、根本議員の質問、今の議題は指定管理者の指定についてですから、取り下げていただければと。

○4番（根本年生君） ただ、事業計画書を今発表されましたので、その辺で勝浦市に近隣するところに道の駅ができるということについて、何かそういったことがちょっと出ていなかったものですから、それでどうだと聞きました。

結構です。私、ちょっと心配してまして、当然近くにできると、そういったことで変化が起きるのかなと思って、別にこれは構いません。ちょっと気になったものですから、申しわけございません。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 僕も先ほど来ご説明がありました地元産品充実、私もいろいろ充実していると思うんですけども、現在決算状況なども確定している年度で結構なんですけれども、どういう程度の経常利益が出ておるのかということと、それから地元産と申しましたけれども、地元産の割合、これがことしの状況等を見た上でどのくらいあるのか、地元産とい

うのは、大多喜町だけなのか、あるいは夷隅地域全域を含めての地元産なのか、その辺ももし質問した中でお答えができればお願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 今、麻生君からもありましたけれども、根本さんと同じで、ちょっと議題外だと思いますので、この件に関しては、担当課長のほうから後でご説明させますので、ご了解していただければと思います。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第2、議案第2号 大多喜町第5期障がい福祉計画の策定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） それでは、議案第2号 大多喜町第5期障がい福祉計画の策定についてをご説明いたします。

5ページをお開きください。

大多喜町第5期障がい福祉計画の策定について、大多喜町第5期障がい福祉計画を別冊のとおり策定したく、大多喜町議会基本条例第11条第1項の規定により、議会の議決を求め

るものでございます。

それでは、計画の詳細についてご説明いたします。

今回、策定する計画は第5期障がい福祉計画及び第5期障がい児福祉計画となり、初めにそれぞれの計画の策定の趣旨、計画期間及び策定に関する事項についてご説明いたします。

まず、障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき市町村が計画を定めるものとされており、今年度が第4期計画の最終年度となることから、今回平成30年度から平成32年度を計画期間とする第5期の計画を策定するものがあります。

また、障がい児福祉計画につきましては、児童福祉法等の改正により、市町村は障がい児福祉計画を定めることとされたことから、今回平成30年度から平成32年度を計画期間とする第1期の計画を策定するものであります。それではそれぞれの計画は国の定める基本指針に即して、各種サービスが計画的に提供されるよう、サービスの通知目標及び使用料等を盛り込むこととされております。

それでは、計画の内容についてご説明いたしますので、別冊の大多喜町第5期障がい福祉計画をごらんください。

1枚ページをおめくりください。

目次がございませう。計画は5つの章で構成され、第1章、計画の概要、第2章、大多喜町の障がい者の現状、第3章、障がい福祉サービス等の数値目標及び見込み量、ここまでは第5期障がい福祉計画の内容となっております。

次のページをお開きください。

第4章が第1期障がい児福祉計画、第5章は計画の推進体制となっております。

3ページをお開きください。

第1章では、第5期障がい福祉計画の基本目標と計画の概要について記載しており、計画の基本目標は自己選択・自己決定ができる環境づくり、身近な地域での障がい種別によらない一元的なサービス提供、地域生活移行の推進と就労支援の強化と定めております。

4ページから6ページは、計画策定の趣旨や計画期間について定めております。

7ページをお開きください。

ここから第2章、大多喜町の障がい者の現状について記載しております。

9ページをお開きください。

このページには、身体障害、知的障害及び精神障害の障害者手帳保持者の推移について記

載しており、平成 28 年度にはその数字が 579 人となっております。グラフから年々障害者手帳保持者数が増加していることがわかります。

10 ページ、11 ページをお開きください。

ここでは身体障害者手帳を持つ方の 1 級から 6 級の等級別の人数の推移及び障害の種別推移について記載しております。等級別では 1 級の方、障害の種類別では肢体不自由の方が多
いことがわかります。

12 ページをお開きください。

ここでは療育手帳保持者数について記載しており、手帳保持者数は年々増加していることがわかります。

13 ページと 14 ページについては、精神障害者保健福祉手帳保持者数と自立支援医療受給者数について記載しており、手帳保持者数については、平成 24 年度以降、毎年増加しております。

15 ページをごらんください。

計画の策定に当たり、障害者の方及び障害児の方を対象にアンケート調査を実施した結果について記載しております。アンケート調査は、昨年 8 月に障害者手帳保持者 580 人の方に実施し、267 人の方から回答がありました。アンケートの内容及びその結果は、16 ページから 29 ページに記載しております。

30 ページをごらんください。

ここにはアンケート調査結果及び障害福祉サービスを提供する事業者へのヒアリングから、障害者の生活の基盤となる交通手段及び住まいの確保が大きな課題であることが挙げられています。

次のページをごらんください。

ここから第 3 章、障がい福祉サービス等の数値目標及び見込み量となります。

33 ページをお開きください。

第 1 節、障がい福祉サービスに関する数値目標では、障害者の方の地域生活への移行及び就労支援について、国が定める基本指針に基づき、4 つの項目について平成 32 年度末における数値目標を定めることとしています。

34 ページをお開きください。

1 つ目の数値目標を定める項目として、施設入所者の地域生活への移行があり、ここでは国の指針に基づき、平成 32 年度末における施設からの地域生活へ移行するものの目標値を

2人、施設入所者減少数の目標値を1人と決めました。

35 ページをごらんください。

2つ目の数値目標を定める項目として、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築でございます。ここでは地域包括ケアシステムの構築により、平成32年度末の長期入院患者のうち、2人を地域生活へ移行することを目標とします。

3つ目の数値目標を定める項目として、地域生活支援拠点の整備があります。国の指針では、各市町村または各圏域に少なくとも1つ整備することとされておりますが、今後夷隅郡市内の市町村と協議し、拠点の整備を進めることとして目標を定めています。

36 ページをお開きください。

4つ目の数値目標を定める項目として、福祉施設から一般就労への移行等があります。ここでは、まず一般就労への移行数について、平成32年度末における一般就労に移行する方の目標人数を3人としました。

次に、就労移行支援事業の利用者数について、平成32年度末における就労支援事業の利用者の目標数値を5人としました。

次に、就労移行支援事業所ごとの就労移行率と就労定着支援1年後の就労定着率については、事業所の就労移行率が3割超となること及び就労定着支援1年後の職場定着率80パーセント以上となるよう、努めることとしました。

37 ページをごらんください。

ここから51ページまで、障害福祉サービス及び地域生活支援事業のサービスの種類やその内容、各年度のサービス量の見込みと、サービス提供体制の確保等について定めており、必要なサービスの提供と確保に努めてまいります。

52 ページをごらんください。

ここから第4章、第1期障がい児福祉計画となります。

55 ページをお開きください。

第1期障がい児福祉計画の基本目標として、3つの目標を設定しました。

1つ目は、障がい児が健やかに成長できる地域づくり、2つ目は、重度障がい児支援の強化、3つ目は、レスパイトケアの強化であります。

56 ページをお開きください。

ここでは国の指針に基づき、障がい福祉サービスに関する数値目標を定めています。

1つ目は、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所の設置であります。これ

については、町単独での設置は難しいため、夷隅郡市内の市町と協力して、圏域内に1カ所の設置を目指します。

2つ目の目標として、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築であります。これについては、本町では子ども発達支援センターそらいろが既に実施しております。

3つ目として、児童発達支援事業者の設置であります。これについては、夷隅郡市内に1カ所事業所があり、圏域内で1カ所の確保はできています。

4つ目として、医療的ケア児支援の協議の場の設定であります。これについても夷隅郡市内の市町と協力し、協議の場の設置を目指します。

次に、57ページをごらんください。

サービス量の見込みと提供体制の確保についてにつきましては、障害児に対する障害福祉サービスの種類やその内容、各年度のサービス利用の見込みとサービス提供体制の確保等について定めております。必要なサービスの提供と確保に努めてまいります。

次のページをごらんください。

第5章、計画の推進体制になります。

63ページをお開きください。

本計画は、大多喜町が実施主体となり、障害者の代表や関係団体、サービス提供事業者などと連携や調整を行いながら、計画を推進してまいります。また、広域的な課題や調整が必要なものについては、夷隅地区自立支援協議会と意見交換を図り、計画の推進状況のチェックについては、PDCAサイクルのプロセスにより、計画の着実な推進に努めることといたします。

67ページ以降は、資料編となっております。

以上で、大多喜町第5期障がい福祉計画の策定についての説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ご丁寧な説明ありがとうございました。素晴らしい計画をつくっていただいて、本当に大変だったと思います。

そこで、ひとつちょっとお聞きしたいんですけども、今後この障害福祉サービスをやる

に当たって、地域包括ケアシステムの構築が非常に重要ではなかろうかと思っております。

それで、今後精神障害にも対応した地域包括システムの構築、これはなかなかハードルが高く、大多喜町のような小さい自治体であると、人的にも、財源的にも大変厳しい状況ではなかろうかと思えますけれども、今後この社会福祉協議、この計画を進めるに当たって、特に人員とか財源の確保、これはどのように考えていますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） この計画の推進に当たって、人員の確保とか財源の確保ということでありますけれども、一応今現状の人員の体制でこの計画を進めていくということで考えております。予算につきましても、その都度、必要なものを確保できるように努めてまいりたいと考えております。

地域包括ケアシステムのほうの構築、推進につきましては、大多喜町だけの関係者、また施設等、事業所等だけではできない部分については、夷隅郡内等、広域的なものを考えて推進していきたいなというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ふだん余り出ない、私はそんなに役場に行くわけではないですけども、外に出たことないんですけども、本当に皆さん一生懸命やっつけらっしゃって、今後新しい国の指針等が出て、いろいろな数値目標も出る中で、今の体制で果たしてできるのかなということで非常に心配しております。何らかの手当てをしていかないと、今後の数値目標とか、計画に基づいた確実な実行は難しいのではないかと考えておりますけれども、今の人員とかで大丈夫なのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） 今の人員で大丈夫かということでございますけれども、一応計画を策定するに当たりましては、その人員等ということについては、今の状況では特に考えていないことから、今の人数で対応していくというような考えでおりますけれども、今後そういうところで問題があるのであれば、また人事のほうと検討するなりということを考えていくことになるかと思えます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ますますこういった福祉関係、障害者含めて、本当に大変な状況になっている。多分、事業所、仕事量としてはかなり今ふえていると、平行線ではないと思っ

ています。大多喜町の高齢化の需要とか、それから障害者の需要とか、ですからこれは何とか人員的にも財源的にも何らかの方策を考えていかないと、今後厳しくなっていくんじゃないかと思いますけれども、いま一度聞きます。その辺は大丈夫なんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） この計画の策定とはちょっと離れるかもしれませんが、人事のほうを担当しておりますので、お答えさせていただきたいと思います。

福祉に限らず、あらゆる分野で例えば産業にしてもそうですし、建設にしてもそうです。あらゆるところで職員の要望というのは出ております。そういう中で、人口の減少があり、ますますニーズが高度化してくる中で、総合計画の中ではこの協働というものを主要に持っております。

ですから、協働でなるべくできるように、あるいは職員だけで不足する場合については、専門的な知見を持った方に一緒になって対応していただくとか、そういうことで対応していく方針を立ております。この計画について、先ほど健康福祉課長のほうからお答えがあったとおり、今の現状の中で何とか対応していくというのをまず第一に考えて推進していきたいということでございますので、それにどうしても人が足りないというようなことであれば、職員の増員もそうですけれども、そういった形で民間の方の活力もかりるというようなことも考えていきたいと思います。

○議長（野村賢一君） ほかにございせんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 目標値をいろいろと挙げられました。その目標値は今の現行の計画と比較してふえているんですか、それとも現状維持ですか、あるいは減っているのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） 今、目標値の現状との比較ということでありましたけれども、こちらについては、28 年度の数値をもとに出すようにということで、ちょっと全体の目標がどのような設定の仕方だったかということですが、今私も把握しておりませんので、詳しいことはわかりませんが、あくまでも 28 年度の人数に対して例えば 9 パーセント以上、地域移行ですとか、2 パーセント以上削減というようなことで設定しております。

ということで、ご回答とさせていただければと思います。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 29 年度の数値に対してのパーセンテージというのは、指定されたも

のですか、それとも町独自で考えたものですか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） 割合につきましては、国の指針に基づいた割合を使っております。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

5 番吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） 35 ページ、3 番の地域生活支援拠点等の整備について、国の指針が各市町村または各圏域ごとに少なくとも1つということで、今後夷隅郡市内の他市町と地域生活支援の拠点整備を進めていくというんですが、今どの程度進んでいますか、これは初めてですか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） 地域生活支援拠点の整備等の進捗状況ということですが、今現在まだそのことについては、進んでいる状況ではございませんので、今後郡内の市町村と協議して、また進めていくというふうに今の段階ではなっています。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第3、議案第3号 大多喜町高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画の策定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） それでは、議案第3号 大多喜町高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画の策定についてご説明いたします。

7ページをお開きください。

大多喜町高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画の策定について、大多喜町高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画を別冊のとおり策定したく、大多喜町議会基本条例第11条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回、策定する計画は高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画となり、初めにそれぞれの計画の策定の趣旨、計画期間及び策定する事項等についてご説明いたします。

まず、介護保険事業計画につきましては、介護保険法に基づき、市町村が策定することとされており、計画の対象となる区域の設定、介護サービス及び地域支援事業の量の見込み等を定めることとされております。

高齢者保健福祉計画につきましては、老人福祉法に基づき、市町村が介護保険事業計画と一体的なものとして作成し、老人福祉事業の量の目標等を定めることとされております。

次に、計画の期間につきましては、両計画とも平成30年度から平成32年度までの3年間としております。

それでは、計画の内容についてご説明いたしますので、別冊の計画書の目次をお開きください。

計画の構成であります。第1部が計画の基本事項、第2部が高齢者保健福祉計画、次のページをお開きください。

第3部が介護保険事業計画、第4部が計画の推進、第5部が資料編となっております。

1ページをごらんください。

第1部、計画の基本事項の第1章、計画策定の趣旨では、計画策定の背景、2ページには計画の位置づけ、3ページには計画期間と計画の対象、4ページに計画の策定体制、7ページに高齢者施策に関する主な計画について記載しております。

10ページをお開きください。

第2章は、高齢者を取り巻く状況で、大多喜町の人口及び被保険者数、高齢者世帯、要支

援・要介護認定者数、介護保険サービスの利用状況、本町の高齢者施策の課題について記載しております。

10 ページの下の表をごらんください。

計画期間の人口及び被保険者数の見通しが記載されております。

まず、人口は平成 30 年度 9,444 人、平成 31 年度 9,291 人、平成 32 年度 9,138 人と毎年減少する推定となっております。一方で、第 1 号被保険者（65 歳以上）の人口は、平成 30 年度 3,775 人、平成 31 年度 3,783 人、平成 32 年度 3,791 人と毎年増加する推計となっております。

13 ページをお開きください。

計画期間中の要支援・要介護認定者数の見通しについて記載してあります。下の表の下から 2 段目の要支援・要介護合計欄をごらんください。平成 30 年度 688 人、平成 31 年度 704 人、平成 32 年度 725 人と毎年増加する推計となっております。

計画期間においては、人口は毎年減少するものの、第 1 号被保険者（65 歳以上）の人口及び要支援・要介護認定者数は毎年増加する見込みとなっております。

15 ページをお開きください。

計画の策定に当たり、ニーズ調査を行った結果から見えてくる本町の高齢者施策の課題について記載されております。

16 ページをお開きください。

ニーズ調査の結果から、認知症予防、鬱予防、口腔機能の維持、閉じこもり予防、運動器の機能低下予防が課題として見えてまいりました。

19 ページをお開きください。

第 2 部は、高齢者保健福祉計画で高齢者に対する保健福祉サービスの種類や事業量の見込みについて記載しております。

30 ページをごらんください。

第 6 期計画で制度化した地域支え愛サポーター制度や、高齢者サロン事業の充実・推進について記載をしております。大多喜町のように人口が減少し、高齢化が進む地域においては、このような地域住民が自発的に行動を起こし、ともに助け合い、それを支援するという取り組みが今後ますます求められるものと考えられます。高齢者保健福祉計画におきましては、そういう制度の事業の充実に努めてまいります。

38 ページをお開きください。

38 ページから 61 ページにかけましては、介護保険事業計画について定めております。

第 1 章は、日常生活圏域の設定で町全域を 1 つの圏域とすることを定めています。

40 ページ、41 ページをお開きください。

第 3 章、介護保険事業の目標について定めております。目標の 1 つとして高齢者の自立した日常生活への支援、要介護状態などになることを予防、軽減及び悪化防止に関する取り組み、41 ページに目標の 2 として、介護給付の費用の適正化に関する取り組みを設定しています。

42 ページをお開きください。

42 ページから 49 ページは、地域支援事業の見込みについて記載しております。

48 ページをごらんください。

下から 2 段目の生活支援体制整備事業につきましては、平成 30 年度から生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置し、生活支援体制の充実に努めてまいります。

50 ページをお開きください。

第 5 章は、介護（予防）サービスの見込みについて記載しております。

第 1 節は、介護予防サービスの見込みで、提供する介護サービス、種類及び内容について記載しております。

54 ページをお開きください。

第 2 節は、介護サービスの見込み量の考え方で、介護保険料の算定フロー、計画期間のサービス見込みの考え方について記載しております。

56 ページ、57 ページをお開きください。

第 3 節は、介護サービス及び給付費の見込みで、計画期間の給付費の見込みを記載してございます。

58 ページ、59 ページをごらんください。

第 4 節は、介護保険料収納必要額及び保険料で、計画期間の介護保険料の基準額を定めています。

表をごらんください。総給付費、その他給付費、地域支援事業費に対する保険料額を合計した、59 ページの表で総給付費、その他給付費、地域支援事業費に対する保険料額を合計した表の下から 3 行目にあります保険料収納必要額は、月額 5,367 円となりましたが、保険料の上昇を抑制するため、介護給付費準備基金を 3,420 万円取り崩し、保険料基準額を月額 5,100 円としたものでございます。

第6期の保険料基準額は、月額4,500円であったため、600円の上昇となっておりますが、上昇した大きな要因は、介護報酬の改定に伴う給付費の増加によるものが1つ、2つ目として、平成31年10月に予定されている消費税の引き上げに伴う給付費の増加によるもの、3つ目として、平成31年10月から実施予定の介護従事者の処遇改善に伴う給付費の増加によるもの、4つ目として、第1号被保険者の給付費における負担割合が22パーセントから23パーセントに変更されたことでもあります。

60ページをお開きください。

保険料基準額5,100円をもとに、第1段階から9段階の区分別の保険料を設定した料を記載してございます。

61ページをごらんください。

第5節は、介護保険事業の円滑な運営について記載しております。

(1) サービス基盤の整備の①サービス提供の充実では、介護を必要とする方が住みなれた地域で暮らすことができるよう、介護老人福祉施設を平成32年度末までに整備し、小規模多機能型居宅介護施設については、平成32年度からサービス提供を目指すこととしています。

64ページをお開きください。

第4部では、計画の推進について、66ページをお開きください。

第5部は資料編となっております。

以上で、大多喜町高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画の策定についての説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 39ページの地域包括ケアシステムの充実というところで、先ほども言いましたけれども、本当に地域包括ケアシステムの充実、構築、これにこの計画ができるかどうか、大きなウエートを定めているものだと思っております。

その中で、システム化を進めると、地域包括支援センターを基軸とし、医療介護福祉サービスのコーディネートを通じてシステム化を進めますとあります。この具体的にはどのような形でシステム化を進めようとしているのか。

それと、もう1点、その下に何かいろいろなことが書いてあります。その中で老人クラブについても何かいろいろやっているよと、計画の中ではあります。老人クラブは近年なくなっていったり、本当に加入者が少なくなってきたり、聞いてみると皆さん高齢になってきて、いろいろな事務手続とか、老人クラブを維持していくために、いろいろなそういったことがなかなかできなくて、少なくなっているということを聞いています。

この計画の中で、老人クラブの支援というか、今後のあり方等についてもやっていくのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） まず、最初のシステム化ということでありましてけれども、具体的にこういうふうにするとかというものではなくて、今ある地域の資源、または専門的な人たちの連携をより強化していくというような形で、情報の共有ですとか、サービスの共有ですとか、そういうことを進めていくことで、システム化していくというふうに考えております。

それから、老人クラブへの支援ということでありましてけれども、老人クラブのほうには、この計画の中でもちょっと支援していくというような計画をうたっておりますが、今のところ活動面での経費の補助ということを考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 先ほど言いましたように、新しいこの計画に基づいてシステム化というのは、今あるものをやっていくのだということで、先ほど言いましたように、先ほどの件でも出ましたけれども、障害者を受け入れなくちゃいけないとか、今ある体制の中ではなかなか難しいのかなと、この新たな考え方を持ってやっていかないといけないのかなと思っています。

それで、もう一度確認ですが、新たに何かこういった形で充実を図るというのではなくて、既存のものを利用して充実していくということなのか、それで大丈夫なのか。

それと、老人クラブの件は、補助金を増額するとか、あと正直なかなか皆さん高齢になって、いろいろな活動が難しくなってくるとか、事務的な手続ができないとか、そういった面で苦勞しているということを聞いています。補助金だけじゃなくて、ある程度人的なというか、何か少しふやしてやるとか、そういったことは考えていないというか、その補助金だけ

ということですか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） 地域包括ケアシステムのシステム化のほうの回答ですけれども、今ある資源等、あと先ほど生活支援サービス体制を生活支援コーディネーターを平成30年度から地域包括支援センターに設置するとかというお話をしましたが、それで新しい制度も含めながら、今ある地域の資源を活用して、充実していくというようなことで考えております。

それから、老人クラブのほうの支援ですけれども、今のところ人的なものというのは、考えておりませんので、あくまでも経費的な面で補助をするというふうなことでございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 61ページ、第5節でサービス提供の充実ということで、既存の特別養護老人ホームの改修、解体かどうかわからないんですが、これは改修ですか、33年の4月オープンというふうに聞いておるんですが、計画。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） 介護老人福祉施設、特別養護老人ホームのことにつきましては、平成33年4月のオープンを目指して、これから公募するような形で考えています。

新しい事業者を募集をするということで計画をしております。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 今ある場所ではなくて、ほかの別のところに建てるというの。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） 場所は、これから老人ホームの建設を募集しますという案内を出して、それに対して手を挙げた事業者が場所を決めてまいりますので、ちょっとどこになるかということは全くわかりません。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 今のとちょっと関連してですけれども、町の老人ホームはそのまま継続ということですね。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） 町の老人ホームについては、ここでは全然全くどうするとか

ということは、計画の中では触れていませんので、現状のままいかれるということになると
思います。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） ページ数でわかりません。

今の第 6 期の計画のことで、随分サービスを減らされたと思うんです。例えば、供給量とか、それから食品も低所得者の安くするものとか、それと介護認定で認定の度合いを低くされている人が続出するとか、そういう傾向、自立した生活支援ということが言われて、その中でどんどん介護度を下げる。それから、老人ホームは要介護 3 以上でなければ入れない。この傾向は新しい第 7 期の事業計画も継続されるんでしょうか、それとも町独自で救済策というのは考えているのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） 第 6 期で制度が変わった部分については、そのまま第 7 期も同じような形で計画のほうは進めていくようになっております。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 私は、議案第 3 号 大多喜町高齢者保健福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画の策定について、反対の立場から簡単に討論させていただきます。

介護保険、よく私は言うんですけれども、始まったときに、保険料あって介護なしということが言われていました。保険料も始まったときには、ほどほどに安かったものが今では倍くらいになっているんじゃないかと思います。それに対して、サービスがよくなっているかという、別にそうではありません。

大多喜町の方なんですけれども、介護認定下げられちゃった。でも、私は今のサービスを

受けているから今の自立した生活、1人で暮らせるんだと。削られた分については、自費で1カ月に7,000円かそのぐらいの出費になるけれども、行かないわけにはいかないということをおっしゃっていました。

高齢者がふえたら介護がふえるのは当たり前で、それを減らそうと、高齢者の保険料の引き上げ、サービスの削減で乗り越えようとする。これは国の方針で、健康福祉課が決めたことではないんですけれども、そのことについてそれが町民にとって改善されている計画ではないという点では寂しいものを感じます。このまま認めるわけにはいきません。

以上をもちまして、私の反対討論といたします。

○議長（野村賢一君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 私は、議案第3号 大多喜町高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画の策定について、賛成の立場から討論させていただきます。

私も今の野中議員の思いというのは、本当に十分理解できるところでございますが、高齢者の皆様が大変ふえる中、介護保険制度は今やらなくてはならない制度となっているところでございます。サービスの充実においては、本当にもっともっと高いものを求めたいところではございますが、限られた財源の中で地域の皆様の、ボランティアの皆様のお力もかりながら、町としてはさまざまな点でご努力をいただいているところでございます。

本計画におきましても、充実をしたものを求めながらも、財源等の問題も抱えながら、十分に審議をしていただき、策定していただいたものと理解をしておりますことから、私は賛成の立場とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第 4、議案第 4 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 議案第 4 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案つづり 9 ページをお開きください。

初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

この条例の一部改正でございますが、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）が平成 28 年 4 月 1 日から施行されまして、以前から任意事務とされておりました担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消が必須条件に位置づけられたことに伴いまして、農業委員会会長、農業委員及び農地利用最適化推進委員の積極的な活動を推進するため、この業務の活動実績に応じまして、基本的な報酬に上乗せで支払うための国の予算といたしまして、農地利用最適化交付金が新たに創設されたところでございます。

この交付金でございますが、事業実施の年度末に実績報告を国へ提出いたしまして、国の予算の範囲内で交付されていることとなっております。このことから、新たな農業委員会となる平成 30 年 4 月 1 日から新制度に移しかえる必要があるため、今回の条例の一部改正を行うものでございます。

なお、年額といたしまして、金額を提示してございませんが、これは国から交付されないと年額が決定しない。また、毎年度、各年度交付額が同じとは限らないとのことでございますので、上乗せ分を成果報酬、予算の範囲内で町長が定める額といたしたものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 95 号）の一部を次のように改正する。

別表中、農業委員会会長、月額 2 万 5,800 円、農業委員会委員、月額 2 万 1,500 円、農地利用最適化推進委員、月額 2 万 1,500 円を農業委員会会長、月額 2 万 5,800 円、年額成果報

酬、予算の範囲内で町長が定める額、農業委員会委員、月額2万1,500円、年額成果報酬、予算の範囲内で町長が定める額、農地利用最適化推進委員、月額2万1,500円、年額成果報酬、予算の範囲内で町長が定める額に改める。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 申しわけありません。ぼーっとしていました。

成果報酬について、もう一度説明をしてください。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 成果報酬でございますが、これにつきましては、年額という形で金額は明記してございませんが、これは国から交付されないと金額が決定しない。さらに毎年度交付額が同じとは限らないということございまして、成果報酬ということで、予算の範囲内で町長が定める額ということにさせていただきたいと思っております。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） どういうものをもって成果とするんですか、それとも無条件で国から何にも成果がなくても、あっても出るのでしょうか、あるいはこういう仕事をしたときに、成果として国から出るのか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 活動の成果の事業実績という内容だと思います。

まず、国のほうから示されているものでございますけれども、担い手への農地集約、集約化の推進活動、さらに遊休農地の発生防止、解消活動、さらに農地中間管理機構との連携活動、さらには新規参入の促進活動、そして上記のほか、今までの活動に関して必要な会議等に附随して、出席された会議等に伴う活動、そのものについての活動になります。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

1 番野中眞弓君。

○1 番(野中眞弓君) 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論させていただきます。

農業委員会関係の月額報酬がそのまま踏襲されていることについては、問題ありません。成果報酬がどういう場合に出されるかという問題で、私が農地集約がこの成果報酬の最も国が力点を置いている点ではないかと思えます。

果たして、今言われているいろいろ農業の問題が農業離れの問題がありますけれども、それは国政の意図的な政策で引き起こされているものであって、農業というのは、命の源をつくる最も基幹にならなければならない産業で、日本のような狭い耕地にあっては、家族農業が適しているというように学者はおっしゃる方が多くいらっしゃいます。

今の農業放棄をさせるようなことで、遊休農地がふえている。日本はふえているということですが、まともな政治になったら必ず農業は基幹産業にならなければならないとなるはずだと思います。

例えば、先進国で農業をこんなに粗末にしている国は日本だけではないでしょうか。いざというときになって農地がないというのは、大変厳しいことです。そういう意味でも、農地集約ということについては、私たちはもっと根本から考えなければならぬと私は考えます。

農地集約を進めるようなこの成果報酬制度については、賛成できません。

以上、反対討論といたします。

○議長(野村賢一君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(野村賢一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

(午前10時39分)

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時49分)

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第5、議案第5号 大多喜町公共施設整備基金条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 議案第5号の説明をさせていただきます。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書つづり11ページをお願いいたします。

本基金は、平成29年3月に策定した大多喜町公共施設等総合管理計画にあるとおり、今後大多喜町の公共施設が大規模改修、建てかえなどの更新が必要となり、現在の施設を法定耐用年数などで改修、更新を予定した場合に約185億円の財源不足が見込まれています。

今後、策定予定の福祉計画で、財源等の変化などから、施設の更新や統廃合により財源不足の解消には努めていきますが、それでもなお各種補助金や町債などの特定財源を活用しても不足する財源に備えるために、本基金を設置しようとするものです。

それでは、議案の本文に入らせていただきます。

大多喜町公共施設整備基金条例を次のように制定する。

大多喜町公共施設整備基金条例第1条は、大多喜町公共施設整備基金の設置について定めるものでございます。

第2条は、基金の額について定めるものでございます。

第3条は、基金に属する現金の管理について定めるものでございます。

第4条は、基金の運用益金は予算に計上して、基金に繰り入れることを定めるものでございます。

第5条は、基金に属する現金の繰りかえ運用について定めるものでございます。

次のページをお開きください。

第6条は、基金の処分について定めるものでございます。

第7条は、委任規定を定めるものでございます。

附則は、施行期日を公布の日と定めるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11 番山田久子君。

○11番（山田久子君） 一般的に公共施設といいますと、道路、河川、運河、下水道、公園、広場、図書館などの公共の用に供する施設ということでは言われているようなんですけども、本町では、道路整備推進基金事業などもありまして、そちらでも基金を積み立てていると思います。

今回、ご提案いただきますこの基金条例で整備をする公共施設というのは、どの範囲のものを考えられているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） ただいまの公共施設の範囲ということの質問にお答えさせていただきます。

まず、確かに山田議員おっしゃるとおり、道路については道路の基金、庁舎になりますと、庁舎管理基金などがあります。ここでいう公共施設等ということでの対象としては、町のそれらに属しないところで、中央公民館であったり、あとは味の研修館、農村コミュニティーセンターといった産業関係の施設など、あと小中学校の施設整備基金があることから、学校の校舎とか体育館とかは、そちらのほう関連しているんですが、給食センターとかにも、こちらの基金での対応が可能ではないかというふうには考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

では、もう1点お伺いさせていただきたいんですけれども、この基金は年間の積立額、あるいは基金としての積立額の総額というんでしょうか。そういうものの目安というのは持っているのでしょうか。あくまでもここに書いてあるように、一般会計予算で定めるということを書いてありますけれども、その年度、年度の中での対応となるのか、その辺をお伺いしたいと思うんですが。

○議長（野村賢一君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 基金の目安というか、限度額の関係なんですけれども、具体的に何十億とか、幾らというふうには想定しておりません。

といいますのも、それぞれの施設の改修に関しましては、先ほどちょっと説明の中でも話させていただきましたが、各種補助金や町債などの活用ということも考えられます。また、今具体的にまだ個別計画のほうが策定していないということ、あと施設の統廃合などについても今後、検討していかなければいけないというふうなことから、基金を幾ら積み立てをすれば大丈夫なのかというところのめどが具体的に算定できないというようなことから、毎年施設の積み立てられる額を捻出した上で、予算に計上して積み立てていきたいというふうにご考えております。

○議長（野村賢一君） ほかにございせんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 今の説明の中で、山田議員の説明じゃなくて、その前の説明の中で、公共施設の維持補修及び建てかえという文言でご説明があったと思います。条文上は整備ということになっていますけれども、これは整備を建てかえと読みかえるというようなことでしょうか。

それと、建てかえということは、当然取り壊しの経費もこの中に入ると、既存施設の。そうすると、新築、新たに公共施設をつくる場合も、この費用が使えると考えてよろしいんですか。

○議長（野村賢一君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 基金の使い道として、整備というふうには基金条例のほうの名称を決めさせていただきまして、今おっしゃられたとおり、建てかえ、新たに新設する基金も使えるものとして考えております。

○議長（野村賢一君） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第6、議案第6号 大多喜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） それでは、議案第6号 大多喜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案つづり13ページをお開きいただきたいと思います。

本文に入ります前に、提案理由のご説明をさせていただきます。

高齢者の医療の確保に関する法律が改正され、第55条の2が新設されました。こちらの55条の2の内容なんですけれども、現在国保後期の資格適用につきましては、病院や施設に入院、入所することを目的として住所が移動した被保険者につきましては、住所地特例を設けまして、前住所地の被保険者としています。

しかしながら、現行制度においては、住所地特例の適用を受けている国保加入者が75歳到達により、後期高齢者医療に加入する場合、施設所在地の広域連合が保険者となっております。その取り扱いにつきまして、現に国保の住所変更を受けている被保険者が年齢到達などにより、後期の被保険者となる場合には、前住所地の市町村が加入する広域連合が被保険

者となるように改正されました。

それに伴い、大多喜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要があることから、提案させていただくものであります。

それでは、本文に入らせていただきますけれども、条文の朗読は割愛させていただきます。

大多喜町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

以下につきましては、大多喜町後期高齢者医療に関する条例の第3条第2号、第3号、第4号に（法第55条の2第2項において準用する場合を含む）を加え、また第4号の後に第5号を加え、大多喜町国民健康保険の住所地特例を受けている者が75歳に到達した場合、後期高齢者医療制度の住所地特例の適用を受けるということを設けたものです。

また、平成20年度における保険料の徴収に係る特例について規定した附則第2条は、既に効力を有していないので、削除するものです。

以上で、大多喜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第7、議案第7号 大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（古茶義明君） それでは、議案書の15ページをお願いいたします。

議案第7号 大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本文の説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

本条例の一部改正は、第15条第1項第2号で特定教育・保育施設として規定しております、認定こども園を定義づけるために運用しております、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第9項の前に新たな項が追加され、第9項が第11項になるなどの一部改正がなされ、平成30年4月1日から施行されることに伴い、町条例の一部を改正するものでございます。

それでは、本文の説明をさせていただきます。

大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附則。

この条例は平成30年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第8、議案第8号 大多喜町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） それでは、議案つづり17ページをお開きください。

議案第8号 大多喜町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の改正は、千葉県子ども医療費助成事業補助金交付要綱の助成対象者に係る部分について改正が行われたことから、本要綱の補助金を活用して運用している本町の子ども医療費助成事業の対象者についても同様の取り扱いとするため、本条例の改正をしようとするものであります。

改正の内容は、生活保護法による被保護世帯に属する子ども医療費については、生活保護法により公費負担されるため、子ども医療費の助成対象者から除こうとするものです。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大多喜町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

大多喜町子ども医療費の助成に関する条例（平成 23 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 号を加える。

第 3 号、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けていない者であること。
附則。

この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第 8 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第 9、議案第 9 号 大多喜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） それでは、議案第 9 号 大多喜町国民健康保険条例の一部を

改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案つづり 19 ページをお開きいただきたいと思います。

本文に入る前に提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、平成 30 年度から国民健康保険制度の広域化に伴い、大多喜町国民健康保険条例について、所要の改定を行おうとするものでございます。

改正内容につきましては、国民健康保険制度について平成 30 年度から県が担う部分もあるため、市町村の担う部分について国民健康保険の事務という表現で整備を行うものです。

それでは、本文に入らせていただきますが、改正条文の朗読は割愛させていただきますと思います。

大多喜町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

以下につきましては、大多喜町国民健康保険条例の目次、章名を改正し、第 1 条中「国民健康保険」の次に「の事務」を加え、また、第 2 条中「国民健康保険運営協議会」について、「町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改め、市町村の行う部分を明確にするものです。

附則第 1 項につきましては、施行期日を定めたものであり、附則第 2 項については、この国民健康保険条例の改正に伴い、国民健康保険運営協議会の名称が改正されることから、特別職の職員で、非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の国民健康保険運営協議会の協議会委員の名称を改正するものです。

以上で、大多喜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 今、健康保険の運営協議会については、お医者さんの代表だったり、住民の代表だったり、議会からの代表であったり、住民の声が運営について届くようになっています。委員の方に勇気があれば、本当にきめ細かく隔々の声が届くはずですが、県が運営するようになったときの運営協議会のメンバーというのは、どういう方がなるのでしょうか、住民の声がきめ細かく届くようなシステムになっているのでしょうか、伺います。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） 県が国民健康保険の運営に加わっていることになりまされども、県の運営協議会の方については、被保険者代表ということで、県内で4地区に分かれまして、4名の方がやるということになっております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（野村賢一君） それでは、討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 私は、大多喜町国民健康保険条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論させていただきます。

この4月から国民健康保険の財政が県に一括されることとなります。それに伴う改正ですが、私は県に移行されるということについて、基本的に反対の立場です。国が何で財政を県に一括管理をするかということ、最終的には多くの市町村が行っている保険料軽減のための法定外繰り入れがありますし、行政の負担を少なくし、住民の負担をふやすということに最終的な目的があるとらんでいます。

今始まるに当たり、私たち大多喜町が保険料が現状維持ということをお聞きされておりますけれども、いずれは高くなっていくんじゃないか。今まで入れられた法定外繰り入れもなくなる。全て値上がる分は住民が持つというのは全く困る話です。

それから、もう一つは住民の声、改革であります。細やかな改革ができなくなるのではないかと思います。今、答弁で被保険者の代表は全県で4名、本当に住民組織のトップクラスの方たちで構成されると思うのですが、町民の声が届くと言われると、私は非常に心配です。

そういう点で、条例が我々住民のために行われているのではないという確信のもとに、私はこの一部条例、大多喜町国民健康保険運営委員会の名称の変更、国民健康保険の第1章の

見出し、健康保険の事務に町の仕事が限定されることについて反対いたします。

以上です。

○議長（野村賢一君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

11 番山田久子君。

○11番（山田久子君） 私は、大多喜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

今の野中議員の思いというものも一部本当にあるお声ではないかとは思いますが、町の保険税負担がふえる中で、これ以上の負担はもうできないという町民の皆様のお声をいただく中、町の国民健康保険運営協議会としても、何とかこの対応ができないかということの中で、検討しても広域化ということもご要望をしていたというのも、それも事実なところでございます。

今回、今年度4月から県としても広域化になるに当たりまして、まだ予定ということではございますけれども、本町では本来であればふえ続ける可能性の高かった保険税が若干なりとも抑えられるような、そういった方向性を示させていただいているところでございます。

今後もふえ続けることを考えますと、またそれに対しましては、処遇の対象なども加えていただく中で、恩恵を受ける自治体の上位のほうに大多喜町は含めていただいているところでございます。

今、野中議員もおっしゃられました今後の保険税の増額であるとか健康診断等、こういった医療体制についても、懸念も伺うところではございますが、今回初めの制度の発足ということの中で、あらゆるさまざまな課題があることと思っているのは事実だと思います。

以前、ちょっと運営協議会の中でも、町長もちらっといけなければいろいろとまた考えていきたいと思いますと言っておられますので、そういった町長の思いにも、今後とも期待をしながら、また町としても諸課題に対して県にも意見を申し上げていただくということも含めてお願いを申し上げながら、この条例改正について、私は賛成の立場とさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございせんか。

5 番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 賛成のほうにちょっと補足で説明します。

委員ということで、この間審議したんですけれども、県の広域化ということは、人口の多

いところと少ないところとのギャップがあるので、それを標準化するというのはそういうことで改革というので、この間審議しまして、同じく今言ったように、余りふえも、減りもしないということで推移している現況でございます。

そういうことで補足説明。

○議長（野村賢一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第10、議案第10号 大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） それでは、議案第10号 大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、説明申し上げます。

議案つづり21ページをお開きいただきたいと思います。

本文に入る前に、提案理由のご説明をさせていただきます。

本案は、平成30年度からの国民健康保険制度の広域化に伴い、大多喜町国民健康保険税条例について所要の改正を行おうとするものでございます。改正内容につきましては、国民健康保険税について、県へ納める国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるといふ根拠を定めたものです。

それでは、本文に入らせていただきますが、改正条文の朗読は割愛させていただきます。

大多喜町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のとおり改める。

第2条、前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

以下につきましては、第1号として基礎額、第2号として後期高齢者支援金等課税額、第3号として介護納付金課税額として規定し、国民健康保険事業費納付金及び県の国民健康保険に関する特別会計において、負担する後期高齢者支援金、介護納付金に充てるための課税であることを明確にするものであります。

また、第2項中、以下につきましては、第2条第1項を改正したことによる整理であります。

附則第1号につきましては、施行期日、附則第2号については、平成30年度以降の分について適用し、平成29年度分以前につきましては、従前の例による適用区分を設けています。

以上で、大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 議案第10号は、県への国保の一本化にかかわる関連の改正ですよ。中身について、それぞれ国保は3段階あるけれども、その実質的な中身についての変更はありませんよね。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） 今回の改正につきましては、課税する根拠として、県に納める国民健康保険事業費納付金に関する費用に充てるという根拠を定めたものでありまして、それ以外につきましては、今回の改正には含まれておりません。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(野村賢一君) 挙手多数です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第11、議案第11号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(西川栄一君) 議案つづり23ページをお開きください。

議案第11号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、本文に入る前に提案理由の説明をさせていただきます。

今回の改正は、第1条と第2条に分けて改正を行うもので、第1条では平成29年度の保険料率を現状の制度との整合性を図るため、改正を行うものであります。

また、第2条では議案第3号で議決をいただきました、大多喜町高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画の策定に対し、平成30年度から平成32年度における介護サービスに係る保険給付費の見込み及び地域支援事業に係る費用の見込み、また第1号被保険者の負担割合の変更、介護報酬の改定、消費税の引き上げ等を見込んで、平成30年度から平成32年度の保険料を算出したところ、保険料基準額が月額で4,500円から5,100円に、年額で5万4,000円が6万1,200円になったことから、保険料率を改正することについて提案するものであります。

また、今回の改正に合わせ、条文の一部改正もあわせて提案するものであります。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例。

第1条、大多喜町介護保険条例（平成12年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中、平成28年度を29年度に改める。この改正は、介護保険条例の第2条第2項は、保険料第1段階のものについて、さらに保険料の軽減を適用する旨を規定したもので、制度上、この軽減は平成29年度も実施されておりますので、条例も制度に合わせたものにするため、改正するものでございます。

次に、第2条でございませう。

第2条、大多喜町介護保険条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中、平成27年度から平成29年度までを、平成30年度から平成32年度までに改め、同項第1号中、2万7,000円を3万600円に改め、同項第2号及び第3号中、4万500円を4万5,900円に改め、同項第4号中、4万8,600円を5万5,080円に改め、同項第5号中、5万4,000円を6万1,200円に改め、同項第6号中、6万4,800円を7万3,440円に改め、同項第7号中、7万200円を7万9,560円に改め、同項第8号中、8万1,000円を9万1,800円に改め、同項第9号中、9万1,800円を10万4,040円に改め、同条第2項を次のように改める。

第2項、前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同項の規定にかかわらず2万7,540円とする。

第2条第1項の改正は、第1号被保険者の第1段階から第9段階の保険料率を、平成30年度から平成32年度の保険料率に改正するものです。また、第2項の改正は、第1段階のもの、平成30年度から平成32年度の軽減後の保険料を定めるもので、この改正に合わせ文言等を国の示す参考例に合わせて改正しております。

次に、附則でございませう。

26ページをお開きください。

施行期日、この条例は公布の日から施行する。

失礼しました、24ページをお開きください。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。これは第1条の規定による改正は、公布の日から施行し、第2条の規定による改

正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することを規定しております。

経過措置、第 2 号第 1 条の規定は、規定による改正後の大多喜町介護保険条例第 2 条第 2 項の規定は、平成 29 年度分の保険料について適用し、平成 28 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

第 3 項、第 2 条の規定による改正後の大多喜町介護保険条例第 2 条の規定は、平成 30 年度分の保険料から適用し、平成 29 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

経過措置につきましては、改正後の保険料の適用時期及び改正前の年度分の保険料の取り扱いについて規定するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 私は、大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論させていただきます。

来年度の国民年金は、珍しくこういう情勢を鑑みて、値下げをしないということを知っております。国民年金の上限でも 6 万何ぼの年金が値上げしないとしても、今回の介護保険料の引き上げは、第 1 段階から第 9 段階、1 号から 9 号まで全ての段階で 13 パーセントの値上げになるということです。

これは年金生活者、特に農村部における国民年金しかいただいていない方たちにとっては、大変シビアなものであります。年金は上がらない、消費税は 8 パーセントに続いて、間もな

く 10 パーセントに引き上げると言っております。こういう中で、13 パーセントの値上げは認められるものではありません。

私の反対の討論といたします。

○議長（野村賢一君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

11 番山田久子君。

○11番（山田久子君） 私は、大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

介護保険第7期計画期間では、後期高齢者の増加を考慮し、認定者数の微増が見込まれておるところでございます。また、介護保険料の改定や、被保険者の費用負担割合の改定もあり、第1号被保険者は22パーセントから23パーセントに、第2号被保険者は28パーセントから23パーセントになります。介護職員の給付の改善や、平成31年10月よりの消費税引き上げも予定されております。32年度からは、小規模多機能型居宅介護施設の利用も見込まれているところです。介護保険料については、所得段階別、保険料率別で9段階となっており、低所得者の方に対する保険料軽減措置により、公費が投入され、負担割合の引き上げによる保険料の軽減がされております。第1から第3段階の方は、平成31年10月に予定をされている消費税増額に合わせて、さらに公費による軽減措置が予定をされているところでございます。

野中議員のおっしゃるように、完璧な制度になっているとは言い切れないかもしれませんが、先ほども申し上げましたように、介護保険制度は今やなくてはならない制度になっていると思いますことから、今後の運営には十分配慮をいただきながら、私は賛成の立場とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 12 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第 12、議案第 12 号 大多喜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） それでは、議案つづり 25 ページをお開きください。

議案第 12 号 大多喜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

介護保険法の改正により、平成 30 年 4 月 1 日から指定居宅介護支援事業者の指定に関する事務が都道府県から市町村に移譲されることになり、これに伴い市町村は指定に関する基準を条例で定める必要が生じたため、本条例を制定しようとするものであります。

なお、今回提案する条例案につきましては、国が定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を準用する形で作成しておりますので、本文の朗読につきましては、割愛させていただき、各章の規定する内容及び概要を説明することとさせていただきますので、ご了承くださいようお願いいたします。

また、説明の中で居宅介護支援事業という言葉が何回か出てまいりますので、初めにその意味についてご説明させていただきます。

居宅介護支援事業とは、要介護 1 から 5 の認定を受けた方が自宅で介護サービスを受ける際に、ケアマネジャーがその方に必要な介護サービスの利用計画の作成をしたり、介護サービスを提供する事業者等との調整などを行ったり、介護に関する相談や介護認定の手続等のサポートなどを行うことをいいます。

それでは、本文の説明をいたします。

大多喜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を次のように制定する。

大多喜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例。

初めに、目次が記載されております。

本条例案は、6 つの章と附則により構成されております。

次に、第 1 章、総則は第 1 条のみで構成されており、第 1 条は趣旨についての規定で、条

例で定める基準について記載しております。

26 ページをお開きください。

第2章は、指定に係る申請者の資格で、2条のみで構成されており、指定居宅介護支援の指定申請ができるものは法人とする旨を規定しております。

次の第3章は、基本方針で、3条のみで構成されており、指定居宅介護支援の事業の基本方針について規定しております。

27 ページをお開きください。

第4章は、人員に関する基準で、第4条と第5条の2つの条により構成されております。

第4条は、指定居宅介護支援事業者に必要な従業者の人数について。

第5条は、指定居宅介護支援事業所の管理者の資格等について規定しております。

次の第5章は、運営に関する基準で、第6条から第31条までの26の条により構成されております。

第6条は、27ページから29ページにわたり記載されており、8つの項により構成されております。内容は、指定居宅介護支援のサービスの提供に当たり、指定居宅介護支援事業者が利用申込者に対して説明すべき事項や、行うべき事項及び情報提供の方法等について規定しております。

29 ページをお開きください。

中段より下に7条がございます。第7条は、指定居宅介護支援事業者は、正当な理由がない場合は、指定居宅介護支援の提供を拒んではならない旨を規定しております。

次の第8条は、指定居宅介護支援事業者が適切な指定居宅介護支援を提供できない場合の対応について規定しております。

30 ページをお開きください。

第9条は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合に、被保険者の資格等を確認することについて規定しております。

第10条は、被保険者の要介護認定の申請、更新について必要な協力、支援を行うことについて規定しております。

第11条は、介護支援専門員に身分を証明する書類を携行させるなどについての規定をしております。

第12条は、指定居宅介護支援のサービスを提供した際の利用料や、交通費について必要な事項を規定しております。

31 ページをごらんください。

中段より少し上にあります第 13 条になります。第 13 条は、指定居宅介護支援事業者が利用料の支払いを受けた場合、証明書を交付することについて規定しております。

次の第 14 条は、指定居宅介護支援の基本取り扱い方針について規定しております。

次の第 15 条は、指定居宅介護支援の具体的な取り扱い方針について規定したもので、31 ページから 36 ページまで記載されており、30 の項で構成されております。

内容は居宅介護サービス計画の作成業務は、介護支援専門員に担当させること、居宅介護サービス計画の作成、変更などに当たり、実施すべき事項や注意すべき事項、その他指定介護予防支援事業者との連携などについて規定しております。

36 ページをお開きください。

下から 3 行目に 16 条がございます。

第 16 条は、法定代理受領サービス等に係る必要な報告事項について規定したものです。

37 ページをごらんください。

中段に 17 条がございます。17 条は、利用者が他の指定居宅介護支援事業者の利用を希望する場合に、必要な書類を交付することを規定しております。

第 18 条は、居宅介護支援事業者が町に対して利用者についての報告が必要となる場合について規定しております。

第 19 条は、指定居宅介護支援事業所の管理者の資格について規定しております。

38 ページをお開きください。

第 20 条から次のページの第 26 条まで、指定居宅介護支援事業者とその従業者等が遵守すべき事項や、禁止されている事項などについて規定したもので、第 20 条は、運営規程を整備することについて、第 21 条は従業者や介護支援専門員の勤務体制などを確保することについて、第 22 条は、事業を行うために必要な設備や備品等を備えることについて。

39 ページをごらんください。

第 23 条は、従業者の健康管理について、第 24 条は、運営規程や勤務体制等の重要事項についての事業所での掲示方法について、第 25 条は、業務上知り得た利用者等の情報等に対する秘密を保持することについて、第 26 条は、報告をする場合の内容について、第 27 条は、居宅サービス事業者などからの利益の収受を禁止することなどについて規定したものです。

40 ページをお開きください。

第 28 条は、苦情を受けた場合の対応について規定したものです。

次のページをごらんください。

第 29 条は、指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合の対応方法について規定したものです。

次の第 30 条は、他の事業と会計を区分する旨、第 31 条については、会計に関する記録の整備方法等について規定したものです。

42 ページをお開きください。

第 6 章は、基準該当居宅介護支援に関する基準で、第 32 条のみにより構成されております。第 32 条は、基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準について、第 3 章から第 5 章の規定を準用する旨を規定したものです。

施行期日は平成 30 年 4 月 1 日となります。

ただし、第 15 条第 20 号の規定については、平成 30 年 10 月 1 日から施行するものです。また、経過措置として平成 33 年 3 月 31 日までの間は、第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、介護支援専門員を同条第 1 項に規定する管理者とすることができるというものです。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） 今度は市町村にこういったことがおりてきて、市町村でやらなきゃいけないと。ますます地方の役割が非常に大事になってくるというふうに思っております。

その中で、基本方針の中で、3 条の 2 の中で「利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮しなければならない」というのは、まさに前回の計画の説明の中であった地域包括ケアシステムの中にこれを取れ入れるということになるかと思うんですけども、この地域包括ケアシステムの姿の何か図面がありますですね。計画の 39 ページだとか、そのどの部分に当たるのか、当然包括ケアシステムの中でともにやっているという形になるかと思うんですけども。

それと、先ほど説明の中で、時間がなかったせいもあるでしょうけれども、国のものを準用したということになっています。多分、地方におりてきたというか、地方独自で地方でできるのとできないのと、いろいろあると思うので、町独自のある程度何年かたった後に条例

をつくって、要は特色のあるものをつくっていく必要も出てくるのかなど。

このままの状況を見ていると、これが全部ができるのかなといういろいろな問題もあるし、これ以上のことができる場面もあろうかと思しますので、それは何年後かに見直しして、町の特色を生かした条例をつくってもらったらいいなと思しますので、その辺をお伺いします。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） まず、初めに地域包括ケアシステムというどの部分に該当するかということをございますけれども、こちらは町の事業所でいいますと、社会福祉協議会ですとか大多喜病院さん、川崎病院さん、セントケア大多喜さんなどがその事業所に該当しまして、そちらにいるケアマネジャーさんたちがやる業務をやるときの基準についての基準を定めるものをございますので、図の中でいいますと、ケアマネジャーさんとかがいる事業所の区分になるというような考えでいいと思います。

何年か後に町の特色ある条例を定めるかということをございますけれども、この基準には、国の基準に沿ってやるべき事項と国の基準を遵守してやるべき事項という2つの基準があつて、この三十幾つある条例の中で、この中の幾つかは国の定める基準と同じにやりなさいというような部分もあります。

それと、あと町独自で定めていいよという部分もございますので、町独自で定めていいという部分については、今後必要があれば、町の体制に合ったというんですか、そういうような定め方もできるかと思いますが、今現在はほとんどの市町村ではこの基準に沿って、ほぼ同じような形でやっているというような現状をございますので、当面は国の基準に合わせた形でやっていこうというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 簡単にこの場で事業を言うと、ケアマネジャーの方、事業所に対しての開設の許認可、それから適切にケアマネさんの事業が運営されているのかということをチェックする事業だというふうに考えていいんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） 大体野中議員が言ったとおりでいいかと思うんですけれども、チェックするというよりも、開設に当たって、そういうような基準が満たされているかというところの基準というような考え方で、町が指定するようになりますと、その後、指導監査とかというのはありますけれども、そういうときはこういう今定めてある基準どおりにやら

れているかというところ言えば、この基準がもとになって、指導監査ですとかというようなことになってくるというふうに考えてございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） この事業が町に移譲されることによる町にとってのメリット、デメリットというのはどういうものが考えられていますか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） メリットといいますと、町にある事業所の指定になりますので、迅速な対応ができるのかなというふうに思います。県で今まで指定したということは、県で県全体の事業所の指定をやっておりましたので、指定等に当たって多分時間がかかっていたんじゃないかなということが考えられます。町がやることによって、迅速な指定ができるのかなというふうに考えます。

それから、あとは指定の権限が移譲されるということは、取り消しなんかの権限もついてきますので、そうしますと適切でない事業所が仮にあったとすれば、そういう事業所の指導とか、最悪の場合には取り消しとかというの、迅速な対応ができるのかなというふうに考えております。

あとデメリットですけれども、強いて言えば町の事務が一つふえるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） ふえ方というのは、ふえる仕事量というのは、現実的には大きいですか、小さいですか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） ふえる事務の量ですけれども、今町内には4事業所しかありませんので、すごい事務があふれるというふうには考えておりません。

○議長（野村賢一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

会議の途中でございますが、ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いして、午後は1時から会議を再開します。

(午前11時56分)

○議長(野村賢一君) 少々早いですけれども、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

(午後 零時58分)

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第13、議案第13号 大多喜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(西川栄一君) 議案つづり43ページをお開きください。

議案第13号 大多喜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本文に入る前に提案理由の説明をさせていただきます。

大多喜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例につきましては、国の基準省令を準用する形で作成されておりますが、平成30年1月に国の基準省令が改正されたこと及び今回の改正

に合わせ見直しを行い、文言や字句等の改正を行おうとするものであります。

それでは、本文の説明をいたします。

大多喜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大多喜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正する条例。

大多喜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例（平成 27 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

以下の改正文の朗読につきましては割愛させていただき、改正内容の概要の説明をさせていただきます。

44 ページをお開きください。

5 行目から 9 行目にかけて、新たに項を加える改正がございます。これは、第 6 条第 2 項の次に第 3 項として追加されるものです。この内容は、指定介護予防支援事業者が利用者に説明すべき事項を新たに追加したものとなっております。

45 ページをごらんください。

1 行目から 3 行目にかけて、新たに号を加える改正がございます。これは、第 32 条第 22 号の次に第 23 号として追加されるものです。

また、少し下にいきまして、11 行目から 15 行目に新たに号を加える改正がございます。これは、第 32 条第 14 号の次に第 15 号として追加されるものでございます。

この 2 つの改正は、指定介護予防支援事業所の担当職員の行うべき手続を新たに追加したのものとなっております。この改正につきましては、国の基準の改正に伴う改正を行うものであり、国の基準の大きな改正の部分でもございます。

その他の改正につきましては、新たに項、号が追加されたことに伴う項、号の繰り下げ及び引用している項、号の改正であります。また、今回の改正に合わせ、字句や文言の見直しを行ったものであります。

最後に附則として、この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第14、議案第14号 大多喜町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長(吉野敏洋君) 議案第14号 大多喜町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案つづり47ページをごらんください。

初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

この条例の一部改正につきましてでございますが、土地改良法等の一部を改正する法律(平成29年法律第39号)が平成29年9月25日から施行されたことによりまして、当該法令を運用している条項について一部改正を行うものでございます。

また、土地改良事業の経費の賦課基準を別表で定めておりますけれども、記載されました6事業は制度並びに事業名の改正、廃止等に伴いまして、表記が適しなくなっています。今後も事業の見直しを考えられるため、具体的な事業名を掲げることは効率的ではなく、また現行の賦課基準はいずれの事業におかれましても、事業に要する経費のうち、県から交付

を受けました補助金を差し引いた額の 90 パーセントを地元負担としているため、別表を廃止いたしまして、統一いたします賦課基準に改めるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例。

大多喜町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和 54 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「賦課」の次に「及び基準」を加え、同条第 1 項中「前条」を「前条の」に、「第 7 項」を「第 6 項」に、「もののほか」を「額の 90 パーセントを超えない範囲内とし」に改め、同条第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項から第 6 項までを 1 項ずつ繰り上げ、同条第 7 項中「第 113 条の 2 第 2 項」を「第 113 条の 3 第 3 項」に、「第 2 項に規定する」を「第 1 項に規定する」に改め、同項を同条第 6 項とする。

第 5 条中「第 7 項」を「第 6 項」に改める。

別表を削る。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行する。

以上で、大多喜町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2 番志関武良夫君。

○2 番（志関武良夫君） これは町営じゃないんじゃないか。大多喜町営土地改良事業じゃなくて、大多喜町の土地改良事業でしょう。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 町営というふうにございますけれども、国並びに県が定める補助交付要綱がございますが、これにつきましては国営事業、さらには県が事業主体であれば県営事業ということで、町が行えば町の事業というふうにされておりまして、今回のこの町営事業につきましては、法人格の団体がいない場合は大多喜町の町営事業として実施しなさいという要綱で決められているところでございますので、町営事業という形にさせていただいておるところでございます。

○議長（野村賢一君） 2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） これは大多喜町は窓口になっているだけじゃないの。

各地域には、例えば私の土地も大多喜町の中でも下大多喜地区とか、そういったものがあるわけですね。そういったところ、下大多喜土地改良区というような、そういう名称がついているんですよね。それを事業を行う上においての町は、県とか国の窓口になっているだけですよね。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 議員のおっしゃるこの下大多喜の場合ですと、団体営という形になりまして、これは下大多喜土地改良区は法人格を持っておりますので、法人格のあるところは団体営という冠がつきます。町、補助金をこの団体に拠出すると、補助金を出すということになります。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく着座まま休憩します。

（午後 1時09分）

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時13分）

◎議案第 15 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第 15、議案第 15 号 平成 29 年度大多喜町一般会計補正予算（第 11 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 議案第 15 号 平成 29 年度大多喜町一般会計補正予算（第 11 号）の説明をさせていただきます。

49 ページをお開きください。

平成 29 年度大多喜町一般会計補正予算（第 11 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 4,572 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 51 億 1,561 万 8,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第 2 条、繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

債務負担行為の補正。

第 3 条、債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第 4 条、地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

それでは、第 2 表、繰越明許費から順次説明させていただきますので、55 ページをお願いいたします。

第 2 表、繰越明許費補正、追加は、当年事業を翌年度に繰り越して事業を実施しようとするものでございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、事業名一般事務費 100 万円は、平成 29 年 9 月に発生したメキシコ中部地震に係る被災地クエルナバカ市への義援金で、姉妹都市クエルナバカ市に確実に届き、復興、復旧に活用していただくため、訪墨時に渡すことを含め、安全で確実な方法を現在メキシコ関係の団体と協議していますので、翌年度に繰り越し、執行させていただこうとするものでございます。合計の 4,475 万 4,000 円は、既に繰越明許費を設定させてい

ただいた 4,375 万 4,000 円に、今回の追加額 100 万円を加算した額でございます。

次の第 3 表、債務負担行為の補正は、表内の事項を追加するものでございます。

スクールバス運行业務委託、期間は平成 30 年度から平成 34 年度まで、年割額は各年度 1,570 万 6,000 円、限度額は 7,853 万円でございます。これは平沢循環バス路線の休止によりまして、小・中学生の通学の手段としてスクールバスの運行业務を委託するものでございます。

次の第 4 表は、地方債の補正で、それぞれ限度額を変更するものでございます。

起債の目的、過疎地域自立促進特別事業債は、限度額 4,310 万円を 350 万円減額し 3,960 万円に補正するもので、過疎対策事業のソフト分として、充当する事業の実績の見込みにより変更するものでございます。

次の道路整備事業債は、限度額 9,800 万円を 630 万円減額し 9,170 万円に補正するもので、町道改良事業臨時対策事業債で 330 万円の減額、過疎対策事業債で 300 万円を減額するものでございます。

次の消防施設整備事業債は、消防車両購入費に充てるもので、限度額 1,990 万円を実績により 100 万円減額し、1,890 万円に変更するものでございます。

臨時財政対策債は、限度額 1 億 8,000 万円を 600 万円減額し 1 億 7,400 万円に変更するもので、こちらは普通交付税の算定結果によるものでございます。

次の災害復旧事業債は、災害復旧事業に充てるもので、限度額 2,070 万円を 500 万円減額し 1,570 万円に補正するもので、実績見込みにより単独災害分の 1,800 万円を 500 万円減額するものでございます。

次に、事項別明細書にて歳入歳出補正予算の説明をさせていただきますので、58、59 ページをお開きください。

2、歳入、款 1 町税は実績見込みによる補正で、項 1 町民税、目 1 個人は 700 万円の減額、目 2 法人は 500 万円の増額。

次の項 2 固定資産税は 800 万円の増額でございます。

次の項 3 軽自動車税は 250 万円の減額でございます。

款 4 配当割交付金、200 万円の減額。

款 5 株式等譲渡所得割交付金 50 万円の減額は、交付実績見込みによる減額補正でございます。

款 8 自動車取得税交付金 900 万円の増額。

款 9 地方特例交付金 88 万 8,000 円の増額は、交付見込みによる増額補正でございます。

款 10 地方交付税 2 億 4,532 万 1,000 円の増額補正は、交付実績による普通交付税 1 億 4,532 万 1,000 円の増額と、交付見込みによる特別交付税 1 億円の増額でございます。

款 12 分担金及び負担金、項 1 負担金、目 1 民生費負担金 14 万 8,000 円の増額補正は、実績見込みによる緊急通報装置と老人保護措置費負担金でございます。

次のページをお開きください。

款 13 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 4 観光使用料 81 万 7,000 円の減額補正は、節及び説明欄の各施設の使用料の実績見込みによるものでございます。

目 5 土木使用料 67 万 5,000 円の増額補正は、実績見込みによる住宅使用料でございます。

款 14 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金 298 万 6,000 円の減額補正は、事業の実績による増減でございます。

項 2 国庫補助金、目 2 民生費国庫補助金 61 万 1,000 円の増額補正は、事業実績見込みによるものでございます。

目 4 土木費国庫補助金 1,905 万 9,000 円の減額補正は、交付決定によるものでございます。

款 15 県支出金、項 1 県負担金、目 1 総務費県負担金 27 万 3,000 円の増額補正は、交付決定によるものでございます。

目 2 民生費県負担金 445 万 5,000 円の減額補正は、国民健康保険と後期高齢者医療保険の基盤安定に係る負担金の減額が主なものでございます。

目 4 土木費県負担金 2,787 万 5,000 円の減額補正は、地籍調査費負担金の交付決定によるものでございます。

項 2 県補助金、目 1 総務費県補助金 35 万円の減額補正、次の目 2 民生費県補助金 42 万 6,000 円の増額補正、次のページにいきまして、目 3 衛生費県補助金の 104 万 5,000 円の減額補正、目 4 農林水産業費県補助金の 946 万 8,000 円の減額補正、目 7 消防費県補助金の 12 万 2,000 円の増額補正は、それぞれの事業の交付決定に伴うものでございます。

項 3 県委託金、目 1 総務費委託金の 4 万 7,000 円の減額補正は、各種統計調査の実績による交付決定でございます。

款 16 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 財産貸付収入 82 万 8,000 円の増額補正は、旧老川小学校の貸付収入が主なものでございます。

目 2 利子及び配当金 10 万 5,000 円の増額補正は、基金利子でございます。

項 2 財産売払収入、目 1 不動産売払収入 112 万 1,000 円の減額補正は、法定外公共物及び

城見ヶ丘団地の売払収入の増減でございます。

款 17 寄附金、項 1 寄附金、目 1 指定寄附金 9,000 万円の増額補正は、ふるさと納税の実績を見込み増額するもので、目 2 一般寄附金 113 万円の増額補正は、2 件の寄附でございます。

款 18 繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金 9,507 万 8,000 円の減額補正は、当初予算において財源措置をしましたが、財政資金に不足が生じなかったため、減額するものでございます。

次の目 2 ふるさと基金繰入金 1,416 万 8,000 円の減額補正は、充当を予定している事業の実績見込みによる減額でございます。

次の目 3 ふるさと創生基金繰入金 150 万 9,000 円の減額補正と、次のページをお願いします、目 6 福祉基金繰入金 36 万 7,000 円の減額補正、目 8 環境基金繰入金 20 万 4,000 円の減額補正は、充当事業の実績によるものでございます。

次の目 9 道路整備推進基金繰入金 720 万円の減額補正は、社会資本整備総合交付金を財源に実施を予定していた舗装・のり面修繕事業が交付金が減額となったために実施を見送ったことにより、減額するものでございます。

次の款 19 繰越金、項 1 繰越金 136 万 5,000 円の増額補正は、前年度繰越金でございます。

款 20 諸収入、項 5 雑入、目 2 雑入 138 万円の増額補正は、説明欄記載のとおりそれぞれ実績見込みに伴う増減でございます。

款 21 町債、項 1 町債 2,180 万円の減額補正は、第 4 表の説明と重複しますので、説明を割愛させていただきます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきますので、次の 66、67 ページをお開きください。

歳出予算につきましては、事業などの実績見込みによる補正など、一部割愛して説明させていただきますので、あらかじめご了承ください。

3. 歳出。

款 1 議会費、項 1 議会費 47 万 1,000 円の減額補正は、説明欄記載のとおり、実績見込みによる増減でございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費 67 万 5,000 円の減額補正は、総務課職員の扶養親族の増による扶養手当及び産休・育休による職員の減による時間外勤務手当の増額と事業の実績に伴う減額の補正でございます。

目 2 文書広報費 12 万 9,000 円の増額補正は、法令集の追加発行の増による追録代でござ

います。

目4 会計管理費 1 万円の増額補正は、実績見込みによる郵便料の増額補正でございます。

目5 財産管理費 8,018 万 8,000 円の増額補正は、先ほど可決いただいた公共施設整備基金と減債基金への積み立てが主なものでございます。

目6 企画費 7,533 万 7,000 円の増額補正は、歳入でも説明させていただいたふるさと納税の増額による基金への積立金の増額が主なものでございます。地域公共交通対策事業のいすみ鉄道シニア会員制度補助金の増額補正は、実績見込みによる増額、ふるさと納税事業の報償費は、今年度分の返礼品の実績見込みによる減額でございます。

次のページをお開きください。

目7 電子計算費 72 万 8,000 円の減額補正は、実績による減額でございます。

目8 諸費 25 万 7,000 円の増額補正は、子育て関係の国庫支出金の返還金と実績による減額でございます。

項2 徴税費、目1 税務総務費 25 万円の増額補正は、税務関係職員の時間外勤務手当の増額でございます。

目2 賦課徴収費 69 万円の減額補正は、パソコンの更新に伴うシステム再設定委託料の増額と、航空写真撮影に伴う事業実績による執行残の減額でございます。

項3 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費 43 万 8,000 円の増額補正は、証明書発行時の契印とじ機 2 台を更新するものでございます。

次のページをお開きください。

項4 選挙費、目1 選挙管理委員会費 4 万 4,000 円の減額補正、目2 大多喜町長選挙費 387 万 1,000 円の減額補正及び目3 衆議院議員選挙費 77 万 6,000 円の減額補正は、実績によるものでございます。

項5 統計調査費、目1 統計調査総務費は、統計調査の実績による県委託金の変更に伴い、財源内訳を補正するものでございます。

目2 各種統計調査費 5 万 3,000 円の減額補正は、次のページにわたりまして、各種統計調査の実績によるものでございます。

項6 監査委員費、目1 監査委員費 8 万 8,000 円の減額補正は、実績による報酬と旅費の減額でございます。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費 3,179 万 7,000 円の増額補正の主な内容は、障害者福祉事業では対象者の増による扶助費の増額、国民健康保険特別会計繰出金は

平成 29 年度の保険基盤安定負担金の決定による減額、少子化対策事業は実績見込みによる出産祝い金の増額でございます。福祉基金積立事業は、今後の福祉関係経費の増加に対応できるよう、基金を積み立てるものでございます。

目 3 老人福祉費 30 万 2,000 円の減額補正は、利用者増による緊急通報システム業務委託料の増額と、各種事業実績見込みによる減額でございます。

目 5 介護保険事業費 231 万 2,000 円の増額補正は、次のページをごらんください。介護保険特別会計繰出金の増額が主な内容でございます。

目 6 後期高齢者医療費 642 万 2,000 円の減額補正は、療養給付費負担金及び基盤安定繰出金の決定による減額でございます。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費は、地方債の減額に伴う財源内訳の補正でございます。

目 2 児童措置費 420 万 5,000 円の減額補正、目 4 児童福祉施設費 442 万 7,000 円の減額補正は、実績見込みによる減額でございます。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 3 環境衛生費 331 万 2,000 円の減額補正は、各種補助金の実績見込みによる減額が主なものでございます。

目 6 地域し尿処理施設管理費 5 万 8,000 円の増額補正は、城見ヶ丘団地のコミュニティプラントに係る電気使用料の実績見込みによる増額でございます。

次のページをお開きください。

項 2 清掃費、目 1 清掃総務費 12 万 5,000 円の増額補正は、一般廃棄物処理施設建設基金に利子を積み立てるものでございます。

目 2 塵芥処理費 812 万 3,000 円の増額補正は、粗大ごみの増加、2 年ごとの蛍光管や電池の処分委託料の増額と、実績による塵芥処理負担金の増額でございます。

項 3 上水道費、目 1 上水道運営費 4,000 円の減額補正は、事業費の確定による南房総広域水道企業団への補助金と出資金の減額でございます。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費 21 万 6,000 円の減額補正、目 2 農業総務費 3 万 3,000 円の増額補正、目 3 農業振興費 239 万 7,000 円の減額補正、目 5 農地費 553 万 2,000 円の減額補正、次のページをお開きください。目 6 農業施設費 47 万円の減額補正は、事業の実績及び見込みによる減額でございます。

款 5 農林水産業費、項 2 林業費、目 1 林業総務費 351 万 1,000 円の減額補正は、猿、イノシシの捕獲頭数の減による報償費及び有害獣被害防止実施団体への補助金の減額と、捕獲し

たイノシシ肉の解体技術者育成業務委託料の増額でございます。

目3 大多喜県民の森運営費 37万3,000円の減額補正は、実績見込みによる減額でございます。

款6 商工費、項1 商工費、目1 商工総務費は、実績見込みによる増でございます。

目3 観光費 31万9,000円の増額補正は、観光施設管理事業では観光案内看板及び公衆トイレの修繕と三口橋シンボル塔改修工事の設計委託料でございます。観光振興事業、観光パンフレット印刷経費の増額と事業実績による減額でございます。

款7 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費 1,957万1,000円の増額補正は、実績見込みによる減額と、次のページをお開きください。道路整備推進基金の積み立てで、今後実施予定の町道改良や橋梁の補修工事などに備え積み立てるものでございます。

目3 国土調査費 3,562万円の減額補正は、国土調査事業の実績見込みによるものでございます。

項2 道路橋梁費、目1 道路維持費 2,434万2,000円の減額補正は、社会資本整備総合交付金を財源に実施を予定していた舗装・のり面修繕事業が交付金が減額となったために実施を見送ったことによる減額と、工事作業用車両の修繕料及び道路補修用材料の増額でございます。

目2 道路新設改良費 172万4,000円の減額補正は、町道横山南越城前線改良に係る用地買収で、買収用地の減による執行残の減額でございます。

項4 住宅費、目1 住宅管理費 34万円の増額補正は、新丁団地の街灯の修繕及び田丁団地のポンプの修繕と家賃収入の実績見込みにより、横山宮原住宅管理等基金への積立金を増額するものでございます。

款8 消防費、項1 消防費、目3 消防施設費 73万6,000円の減額補正は、小型動力ポンプ積載車及びポンプ自動車購入の執行残の減額と、消防車両の車検時などの修繕料の不足見込み額の増額でございます。

目4 災害対策費は、自主防災組織に対する県補助金の決定による財源内訳の補正でございます。

款9 教育費、項1 教育総務費、目2 事務局費 3,310万9,000円の増額補正は、特別支援員及び学校用務員の賃金と小・中学校施設整備基金への積み立てでございます。

次のページをお開きください。

項2 小学校費、目1 学校管理費 98万円の増額補正は、大多喜小学校の給湯器、西小学校

のプールろ過装置などの修繕と中学校の統合により小・中学生の通学バスが西小学校に乗り入れることにより設置をする自転車置き場、バス待合所の工事費でございます。

項3 中学校費、目1 学校管理費 122 万 4,000 円の増額補正は、中学校統合に伴う西中学校のパソコンなどのOA機器の撤去手数料と、西中学校から大多喜中学校への備品などの移設の経費、基幹集落センターに設置する自転車置き場の工事費でございます。

項4 社会教育費、目1 社会教育総務費 8 万 9,000 円の増額補正は、職員の扶養親族の増加による扶養手当の増額、会議参加者の謝礼などでございます。

目2 公民館費 47 万 6,000 円の増額補正は、実績見込みによる賃金の減額とガス使用料の増額、漏水及び浄化槽フロアの修繕料でございます。

目3 図書館費 57 万 1,000 円の増額補正は、消火器と自動火災報知機受信機設備の更新及び本棚 10 組の購入でございます。

項5 保健体育費、目1 保健体育総務費 3 万 3,000 円の増額補正は、実績見込みによる共済費の増額でございます。

次のページをお開きください。

目2 体育施設費 1,059 万 9,000 円の減額補正は、テニスコート人工芝張替工事完了による執行残の減額でございます。

目3 学校給食費 153 万 9,000 円の増額補正は、実績見込みによる共済費、賃金、電気使用料、ガス使用料の増額と、調理機器、蒸気配管、排水処理のろ過機配管などの修繕料でございます。

款 10 災害復旧費、項1 公共土木施設災害復旧費、目1 道路橋梁災害復旧費は、第4項地方債補正の変更で説明させていただいた単独災害分の事業実績により地方債を減額したことによる財源内訳の補正でございます。

次のページ以降の給与費明細につきましては、説明は省略させていただきます。

以上で、議案第 15 号の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） 67 ページのいすみ鉄道利用増大対策事業補助金、実績で 117 万円の

減、この補助金は、いすみ鉄道の利用者をふやそうと、崇高な目的があつてやったものだと考えております。

これは補助金をつけたからには、いすみ鉄道の利用増大に向けて、何らかの補助金をそれだけつけて、いすみ鉄道の利用者をふやそうとしたわけですから、減額するのではなくて、予算上あるのであれば、何らかの形でいすみ鉄道の利用者をふやすような事業、支援を行うべきではないかと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） この利用増大補助金につきましては、いすみ鉄道のほうに、今言われたように利用増大に向けての補助金となっています。この中には、学生の補助金に対する利用増対策も含まれておりますが、これにつきましては、現時点でいすみ鉄道のほうでイベントの事業とか、そういった部分に関して、この補助金を充てていくというようなことで、当初見ておったわけですが、いすみ鉄道のほうでそこら辺の事業の消化ができない、今年度中にどうしても予算を配分した分の事業の執行ができないということでありましたので、今回はうちのほうとしても使っていただきたいところなんですけれども、今回については減額とさせていただいたというふうになっています。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ですから、私が言ったのは、当初やろうとしたのが事業量が少なくて、それに伴って減額したんだということはわかるんですけれども、目的は要はいすみ鉄道の存続に向けて利用者をふやそうじゃないかというようなことで補助金をつけた。いすみ鉄道が利用者増大に向けてイベントをやるから、それについて補助金をつけたということであらうかと思ひます。

ですから、予算の範囲内で、当初はこういったイベントで補助金をつけようやろうと思つたけれども、それが見込みが甘い。何よりほかの目的でいすみ鉄道の利用増大に向けて、何らかの支援策を考えて、先ほどいすみ鉄道が何もやらないから補助金を減額しましたというのではなくて、町にとつてもいすみ鉄道は非常に大事なものだと思ひますので、いろいろ協議して、できるだけ支援して利用者をふやすように努力してやるべきではないかということを行っているんですけれども、ですから当初目的が達成されないから単純に削るということでは、当然これは目的にあつて補助金というのは出していると思ひますので、目的に合った形で、何らかの形をとるべきではないですかというような、そうじゃないんだと、当

初の目的が達成されないんだから、これは減額して何もほかの支援はしないんだよということなのかということで、だから私はほかの形でも何でも、何かやったほうがいいんじゃないのということで、単純な減額じゃない方法がないんですかと。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） ごらんの利用増大対策事業補助金については、当然交付要綱というのが決まっております、今回の補助金の交付要綱によりますと、補助対象経費というのをイベントというようなものに限って補助するというふうに、交付要綱で決めてございますので、その範囲の中で、今回いすみ鉄道としてイベント事業ができないということで、今回減額をさせていただいております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） それは知りませんでした。要はイベントに対して、要は利用増大はイベントにしか使えないということですね。そうであれば、利用増大に向けてはほかの方法もあろうかと思っておりますので、その要綱なりを見直して、来年度以降はいすみ鉄道の利用増大に向けてやっていってほしいなと思っております。すみません、イベントにしか使えないというのがわかりませんでしたので、言いましたけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） この事業につきましては、当然事業主体であるいすみ鉄道のほうから申請が上がってきて、うちのほうはその事業に対して補助金を出すような形でありますので、補助対象というものがあくまでもいすみ鉄道が行う事業の部分に対して補助をする形になっておりますので、そういった部分で、いすみ鉄道はほかにもいろいろやっています。例えば、イベント列車とかもやっていますけれども、そういう部分以外にも、乗車の増加に向けた取り組みをしてもらいたいというようなことで、補助金交付要綱を設けましてやっている中で補助金を出しておりますので、そういった中で、本年度については、そういったイベントのほうができなかったということで、今回は減額させていただいております。

○議長（野村賢一君） ほかにございせんか。

5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 80 ページ、3の国土調査費、これが減額、使っていないということで、当初町が向こう38年計画で地質調査を終わらせるということであったんですけども、せっかく予算がこれだけ余っちゃうということは、できれば中野地先、人がいなくなっちゃうんだから、初めは、とび地はいけないと言ったけれども、できれば本当に切実な、何とか

したいという気持ちがあるので、今やっているところが人がいなくなっちゃうので、人がかわっちゃうとまたごたごたするので、できればどういうあれでも業者が少ないんですか。

○議長（野村賢一君） 建設課長、これ中野とか、そういうことは関係なしに、予算の減額の原因だけ言ってください。

○建設課長（野村一夫君） この地籍調査事業の減額については、使っていないのではなくて、当初国に要望した予算額より補助金、交付金がそれに対して 78 パーセントしか来なかったもので、事業を縮小したということでございます。

○議長（野村賢一君） 5 番吉野儋一君。

○5 番（吉野儋一君） すみません、今本当に中野の事を言ってしまうて申しわけないんですけども、そうすると大分国の予算というか、政策が昔とちょっと、当初は国・県がほとんど出して、地元の市町村は 3 パーセントということで、地主さんは立ち会うだけというのであったんですけども、その辺の国の施策は変わってきていますか、補助金とか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 特にたまたまことは約 8 割、20 パーセントほどに落ちたんですけども、去年は 28 年度からスタートしていて、28 年度は 3 回にわたって、最初から悪かったんですけども、2 回とも引っかかって、補助金の計上ということで、特に変わってはいないんですけども、ことはたまたま 2 割ほど交付金が減ったということです。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

7 番渡邊泰宣君。

○7 番（渡邊泰宣君） 同じページなんですけど、土木費の町道維持管理事業というのは、2,400 万減額になっておりますが、これについて、町道のいたみ具合はひどい状態ではありますが、それについて、委託料が大半を占めているようですが、計画的なものに変更になったのかということについて、お聞きしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） この維持管理事業の中で、委託料と工事請負費、この委託料については、町道三又 297 号線、三又大橋から国道へ抜ける間ののり面の修繕の設計委託、あと鴨川生コンの脇の舗装の調査、それと鴨川生コンの脇の舗装の打ちかえを予定していたんですけども、当初この 3 本のほかに増田小土呂線の歩道整備工事、合わせて 2,700 万の交付金を予定していたんですけども、国の交付金が 3 割程度に落ち込んだので、増田小土呂線のほうに集中してやって、この 3 本の工事委託については見送ったということでございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

11 番山田久子君。

○11番（山田久子君） 55 ページ、第3表の債務負担行為補正についてお伺いしたいんですけども、スクールバス運行業務委託ということで先ほどご説明をいただきました。

4月から運行する西小学校関係のスクールバスと西中学校だと思うんですが、この業務委託の内容というのは、どの程度の範囲までのものを見込んでの金額になっているのか、お伺いしたいです。例えば、運行本数、平日何本とか、土日はどういうふうに見込んでいるのかとか、夏休み、春休みの分も含まれているのかどうか、その辺を伺いたいと思っているのですが。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） スクールバスの運行内容でございますが、これは1日単価がございまして、それに平日は運行日数200日、また土日、祝日は160日を予定しております、夏休み期間中も春休み期間中も運行する予定でございます。運行本数については、ちょっと手元にないんですけども、朝昼晩の通学、登下校に合わせた運行本数となっております。

○議長（野村賢一君） 11 番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

夏休み等も朝昼晩という形なんですか、日曜日、祝日も含めてなんですか、その辺はどのような運行で見積もっていただいているんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 夏休みは、今後事業者と協議していくんですけども、祝祭日と同じような運行形態になるかというふうに思います。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 今のスクールバスに関して、このバスが昼間あくので、デマンドタクシーとか、地域公共交通のデマンドタクシーみたいな形で利用するというような説明が計画としてあったようです。そうすると、別契約になるのですか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） この件については、きのうの一般質問でも答弁させていただきましたけれども、今おっしゃられたとおり、これについてはあくまでも小・中学生向けの送迎用の部分だけでございまして、デマンド用としては、別に新年度のほうで見てございますの

で、その分は含まれておりません。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 69 ページの地域おこし協力隊事業で 346 万 4,000 円の減額と出ているんですけども、この説明をお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） この地域おこし協力隊の事業ですけれども、当初 2 名の協力隊員の体制で予定しておったわけですけれども、募集を 2 回ほど行ったわけなんですけれども、応募のほうがありませんで、今年度の募集については見送ったというような形で、その 1 名分に対する報酬から共済費、それから車の借り上げ分、住居借り上げ、この辺全部 1 名分が減っているという形になっております。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

8 番麻生勇君。

○8 番（麻生 勇君） 79 ページ、その中の有害鳥獣駆除対策事業で、委託料で獣肉解体技術者育成業務委託料というのがありますけれども、先日この内容が新聞に出ていたんですが、これは 1 回だけの話ですか、要はもっとやる気があるのか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） この委託料につきましてですが、現在ご存じのとおり、たけゆらのほうに解体につきましては委託しているところでございますけれども、この解体技術者はかなり高齢でございます。そのため、今後の解体技術の継承を図るために、大多喜町としては、この養成をしていかなければいけないということに鑑みまして、この 3 月は一応この 2 カ月分だけ計上させていただきますが、次年度につきましても、継続的に事業委託のほうを実施させていただければというふうに考えているところでございます。

○議長（野村賢一君） 8 番麻生勇君。

○8 番（麻生 勇君） それで、この指導者が町に限られた人数しかいないですよ。その人はたまたま年がいつているとかと言うけれども、そんなことはない、忙しいからじゃないかなと思うんですけども、私より下ですよ。要はその指導者を解体する人も指導が要るみたいだけれども、解体できるように指導する人の養成というのが大事ですか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 多分、今の麻生議員の質問は解体をする人。

○8番（麻生 勇君） 解体をする人を指導する人。

○町長（飯島勝美君） する人ね。実は今千葉県におきましては、イノシシとか有害獣の解体技術者というのはほとんどいないんです。実は大多喜町にも1人だけ、今池田肉屋さんがやっていますが、かなり高齢なので、これは私も県のほうにもお願いをしたんですが、こういう解体技術者が恐らくだんだんなくなっちゃうと、押さえてもできませんよという話で、そういうことで、町としても養成を図るために、その人につけて、何人か若い人を養成しています。

だから、私もたけゆらで何度か解体を見ておりますけれども、若い方も今一緒にくっついていきますから、解体事業、でも10年以上かかるそうです、解体の技術は。それはそんなに難しいのかなと思いましたが、よくよく聞いてみますと、いわゆる家畜と違わせて、体型がばらばらであるということで、全部昔の技術でなければ解体ができないらしいんですね。

そういうことで、解体する部位の問題とか、非常に技術的なものを要するんだという、そういうためには、今町としては養成しなきゃいかんということで、今養成するためにその技術者に費用を払ってでもやってもらうということなんです。

実はことし県で、先月かな、県のほうで、私のほうで県にも申し上げたんですけれども、要はそういう解体技術者がいないということで、県がたけゆらのほうに百六十何万か予算を急遽つけて、解体の講習をやりました。

私ども当初30名も来たらいいんじゃないかということで、たかをくくっていましたが、実は200名応募がありまして、それはできなくて、公民館の大ホールでやりまして、それは講習、それをやりまして、その後解体の技術講習もやろうと思ったら、全員が要望したんですけれども、それはできないということで、100名を4班に分けて、これが最大でやらせてもらいましたけれども、そういうことで、県のほうでも相当要望はあるということで、恐らく来年度もそれは県のほうでやります。それほどの状態で、解体技術者が非常に問題になるということで、そういうことで予算をつけさせてもらっていると思います。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 同じ項目です。

有害鳥獣駆除対策事業で報償費が153万、下の有害獣被害防止実施団体補助金で205万ありますが、この支払いをどういう条件で支払っているのか、伺いたいと思います。

有害鳥獣については、水曜日、土曜日には朝早くから出かけて、たまにパーンという音がするんですけれども、できるだけ多くとっていただきたい。それから苦労もあったろうに、こんなに残してどうするんだろう、どうしてなんだろうという疑問があります。

よろしくをお願いします。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 確認なんですけれども、支払い方法というと。

○1番（野中眞弓君） 有害鳥獣対策の報償費って、物でしょう。物に対して、人に対してですか。

○産業振興課長（吉野敏洋君） それはイノシシ、猿、鹿、小動物というところで、これは金額が分かれるんです。これは報償費のほうに出ています。下の団体補助のほうは緊急捕獲、国が100パーセント経費を負うものでございまして、イノシシと鹿の成獣、幼獣に対してになります。

その減額の理由でございましてけれども、これは当初見込みの頭数より、今年度は大分捕獲数が減っております。その捕獲頭数の減の理由はわかりませんが、猟友会のほうへ委託している関係上、聞き取りをしたところではございまして、昨年、28年度、イノシシについては1,400頭ほどとれてしまいました。とれてしまったという言い方が非常にいいのかわかりませんが、子供、幼獣までとれてしまったということで、ことし、28年度はとれてしまったので、29年度は全然とれないのはそのためじゃないかということもお聞きしております。

また、ことし山のほうの果実、ドングリ、そういう実がなるものが大分豊作で、里のほうにはおりにこない。聞いたところによりますと、老川のほうでは柿の木も大分とられないで残っている。そういうような状況ということで、獲物が里におりにきていない。それでこれはいないんじゃないか、そういうふうにお聞きしているところで、いずれにしても見込み数が昨年よりはる大分減したというところではございまして、両方とも報償費並びに補助金につきまして、見込み頭数の減による減額でございまして。

○議長（野村賢一君） ほかにございせんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 75ページの合併処理浄化槽設置整備事業、261万4,000円減になります。これは大多喜町は国・県の方針もあるでしょうけれども、合併浄化槽の設置を広めようという目的で交付しているものだと思います。ということは、261万の減ということは、こ

の設置を広げようと思っても広がらないと、広げたいんだけども、広げられないということ
とで減になっていると。

これはどうしても合併浄化槽をどんどん広げてもらわなくちゃいけないので、この件につ
いては、減なら減なんでしょうけれども、今後どのようにしていくというんですか、減のま
までいいのか、その辺の考え方を聞かせてください。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） この減につきましては、当初計画で前回単独転換とくみ取り
で 12 基予定していました。実績で単独が 5 名とくみ取りが 3 基、一応 8 基の実績でござい
ます。周知につきましては、広報とホームページのほうで流しているんですけども、今後
も引き続きこの合併浄化槽の普及につきましては、粘り強く周知したいと思います。

なお、この浄化槽につきましては、新築のご家庭の浄化槽については補助対象外ですので、
実際できているものについては、ここに出ている数よりは多いと思います。

○議長（野村賢一君） よろしいですか。

（発言する者なし）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第 15 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

会議の途中でございますが、ここで 10 分間休憩します。

（午後 2 時 0 5 分）

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第16、議案第16号 平成29年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） 議案つづり97ページをお開きいただきたいと思います。

議案第16号 平成29年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきまして、本文に入ります前に提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正内容でございますが、歳入では国民健康保険税の収納実績見込みによる減額、療養給付費等負担金、共同事業交付金の交付決定等に伴う減額のほか、前期高齢者交付金及び前年度繰越金等の確定による増額でございます。

歳出では、一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費の増額、後期高齢者支援金、保険財政共同安定化事業拠出金の額の確定による減額及び国庫支出金に返還金が生じたことによる増額並びに翌年度へ繰越金が見込まれるため、繰越金の一部を財政調整基金に積み立てるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

平成29年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,845万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,873万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

なお、詳細につきましては事項別明細書によりご説明いたしますので、102ページ、103ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、歳入からご説明いたします。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、補正額1,280万円の減額。目2退職被保険者等国民健康保険税、補正額325万円の減額、合計

1,605万円の減額補正でございます。

減額理由といたしましては、本年度当初、現行の税率では国民健康保険の税収が当初予算を下回ることが見込まれておりましたが、税率改正は行わず、歳入不足が見込まれる保険料につきましては、前年度繰越金を充当することとしたため、減額補正を行うものでございます。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金2,260万7,000円の減額でございます。療養給付費等負担金につきましては、歳出科目の一般被保険者保険給付費、いわゆる医療費、あと後期高齢者支援金、介護給付金等の合計額から、歳入の前期高齢者交付金や基盤安定繰入金の2分の1相当を控除した補助基本額の32パーセントを国が負担するものです。

補助基本額となります歳出の保険給付費は増額となりますが、後期高齢者支援金、介護給付金は減額となり、また逆に補助基本額から控除されます前期高齢者交付金など、歳入の増加により国庫負担金の減少が見込まれるため、減額しようとするものでございます。

目2高額医療費共同事業負担金、補正額215万2,000円の減額、高額療養費共同事業拠出金の4分の1を国が負担するもので、拠出金の額の確定により減額するものでございます。

項2国庫補助金、目1財政調整交付金、補正額1,960万8,000円の減額、こちらは当初交付申請による減額でございます。

款5療養給付費交付金、項1療養給付費交付金、目1療養給付費交付金、補正額2,689万9,000円の減額、退職被保険者等加入者の減少によるものでございます。

款6前期高齢者交付金、項1前期高齢者交付金、目1前期高齢者交付金、補正額8,293万8,000円の増額でございます。65歳から74歳の医療費負担を軽減するための交付金で、社会保険支払基金が算定した医療費実績や伸び率、加入者等を基準に交付されるもののほか、前々年度の負担分として追加交付された2,696万2,000円が含まれております。

款7県支出金、項1県負担金、目1高額医療費共同事業負担金、補正額215万2,000円の減額は、国庫負担金と同様に、高額療養費共同事業拠出金の額の確定により減額するものでございます。

項2県補助金、目1財政調整交付金1,163万2,000円の減額、当初交付申請による減額でございます。

款8共同事業交付金、項1共同事業交付金、目1共同事業交付金、補正額7,969万8,000円の減額、交付金の確定によるものでございます。内訳につきましては、次のページ、103

ページと次の 104、105 ページをごらんいただきたいと思います。

103 ページの節 1、高額医療費共同事業交付金につきましては、レセプト 1 件当たり 80 万円を超える医療費が対象となり、1,044 万 7,000 円の減額となります。

次のページの節 2 ですけれども、保険財政共同安定化事業交付金は、全ての医療費につきまして、6,925 万 1,000 円を減額するものでございます。こちらの共同事業につきましては、県内市町村で拠出金を出し、医療負担の多い市町村に交付金を交付するもので、過去 3 年間の医療費実績及び今年度の実績により算出されるもので、事業主体である国保連合会からの交付見込みによるものでございます。

款 9 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、補正額 187 万 1,000 円の減額でございます。内訳につきましては、右の 105 ページのとおりでございます。

節 1 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）は、県が 4 分の 3、町が 4 分の 1 を負担するもので、78 万 8,000 円の減額、節 2 保険者支援分は国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、町が 4 分の 1 を負担するもので、108 万 3,000 円の減額はいずれも実績による減額の補正となります。

款 10 繰越金、項 1 繰越金、目 2 その他繰越金、補正額 1 億 5,818 万 3,000 円の増額は、補正財源として前年度の繰越金を充てるものでございます。

引き続き歳出についてご説明いたします。

次の 106、107 ページをお開きください。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 1 一般被保険者療養給付費、補正額 9,093 万 3,000 円は、実績見込みにより増額するものでございます。

目 2 退職被保険者等療養給付費については、財源内訳が変更になるため、補正額に変更はありません。

款 2 保険給付費、項 2 高額療養費、目 1 一般被保険者高額療養費、補正額 610 万円は、実績見込みにより増額するものでございます。

款 3 後期高齢者支援金、項 1 後期高齢者支援金、目 1 後期高齢者支援金、補正額 1,438 万 7,000 円の減額は、支援金納付額の確定に伴う減額でございます。

款 6 介護納付金、項 1 介護納付金、目 1 介護納付金、補正額 1,607 万 8,000 円の減額は、支援金納付額の確定によるものでございます。

款 7 共同事業拠出金、項 1 共同事業拠出金、目 1 高額療養費共同事業拠出金、補正額 860 万 6,000 円の減額となります。

目 2 保険財政共同安定化事業拠出金、補正額 3,411 万 3,000 円の減額でございます。いず

れも国保連合会から示された拠出金の額の確定に伴うものでございます。

款 9 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 3 償還金、補正額 1,989 万 9,000 円の増額でございます。前年度療養給付費等負担金の額に伴い、返還金が生じたことによるものでございます。

款 10 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 財政調整基金積立金 1,470 万 4,000 円は、翌年度への繰越金が見込まれるため、不測の事態に備えて繰越金の一部を基金として積み立てるものでございます。

なお、現在の基金保有額は 2,666 万 6,000 円でございます。

以上で、平成 29 年度大多喜町国民健康保険特別会計予算の説明を終了させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 104 ページの繰越金です。これは前年度の繰越金が 28 年度からの繰越金なのですが、補正も入れて 1 億 8,000 万、28 年度は残ったということですよ。この残った理由はどういうことが考えられるか、お願いします。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） こちらの繰越金につきましては、昨年、28 年度決算で 1 億 8,000 万ほど繰り越しが出ております。こちらについての残った原因ですけれども、たまたま昨年度は、医療費のほうはこちらで想定したよりも伸びがなかったということで、その分支出が少なかったということで、繰越金が出たというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案反対者の発言を許します。

1 番野中眞弓君。

○1 番(野中眞弓君) 私は、平成 29 年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算(第 5 号)に、反対の立場から討論したいと思います。

お金の出入について文句がある訳ではありません。ただ、この国保が私たちにとっては経済的に大きな負担であります。この予算補正のところで割合を見てもみますと、保険税の占める割合が 16.7 パーセント、国の占める割合が 18.3 パーセント、もう一つ前期高齢者交付金というのがほかの保険者から被用者保険ですか、社会保険などから来るお金、国民が負担しているという点では変わらないと思うんですが、これが 21 パーセントとなっています。

本当に国の持ち分が余りにも少な過ぎる。時々出させてもらうんですけども、たしか 1980 年に国保の法律を変えました。国民の負担を減らすということでした。それまではほぼ 50 パーセントと言われたり、45 パーセントと言われたりするんですけども、国の負担が国保会計にとって 50 パーセントから 45 パーセントだったのをまず 38 パーセントに戻した。

そのとき国がもしも困難が生じ、不都合が生じるようであればもとに戻すと言ったにもかかわらず、今では国の持ち分が 20 パーセントを割っている。この理不尽さというか、それに対して気持ちの持っていくようなない、でもこのままこういう国の持つ負担率が半減している中で、保険料が年々上がってくることに對して、許しがたい部分があります。

担当がどうのという問題ではありませんけれども、国がもっと持てということを担当及び町として要求してもらうことを希望して、私の反対討論といたします。

○議長(野村賢一君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(野村賢一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 16 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 17 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第 17、議案第 17 号 平成 29 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） それでは、議案つづり 111 ページをお開きいただきたいと思っています。

議案第 17 号 平成 29 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、本文に入ります前に提案理由の説明をいたします。

主な補正の内容でございますが、歳入では後期高齢者医療保険料の増額及び繰越金並びに交付決定に伴う保険基盤安定繰入金の減額、歳出では実績見込みにより後期高齢者医療広域連合納付金を増額しようとするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

平成 29 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 46 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2,181 万 9,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

なお、詳細につきましては事項別明細書によりご説明いたしますので、116 ページ、117 ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、歳入からご説明いたします。

款 1 後期高齢者医療保険料、項 1 後期高齢者医療保険料、目 2 普通徴収保険料、補正額 508 万 8,000 円の増額でございます。実績見込みによるものでございます。

款 3 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 2 保険基盤安定繰入金、補正額 454 万 2,000 円の減額につきましては、歳入金額の確定によるものでございます。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金、補正額8万3,000円の減額は、前年度被保険者から納付がありました保険料で、後期広域連合に納付されていない保険料を繰り越したもので、歳出でご説明申し上げます後期広域連合納付金の財源とするものでございます。

引き続き歳出についてご説明いたします。

次のページ、118、119ページをお開きいただきたいと思います。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金、補正額46万3,000円につきましては、被保険者から納付された保険料及び基盤安定繰入金を後期高齢者医療広域連合に納付するもので、実績見込みにより増額するものでございます。

以上で、平成29年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終了させていただきます。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第 18、議案第 18 号 平成 29 年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） 議案つづり 121 ページをお開きください。

議案第 18 号 平成 29 年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）について、ご説明させていただきます。

本文に入ります前に、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、国・県支払基金の変更交付申請、介護保険システムの改修、保険給付費及び地域支援事業費の実績増及び前年度繰越金の精算に伴い、歳入歳出をそれぞれ増額補正を行うものであります。

それでは、本文に入らせていただきます。

平成 29 年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,434 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11 億 4,064 万 7,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書によりご説明いたしますので、126 ページ、127 ページをお開きください。

歳入からご説明いたします。

款 1 保険料、項 1 介護保険料、目 1 第 1 号被保険者保険料 368 万 7,000 円の増額補正は、被保険者数の増及び保険料の団体別被保険者数の変動に伴う補正でございます。

款 4 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金 319 万円の増額補正、次の項 2 国庫補助金、目 1 調整交付金 213 万 8,000 円の増額補正、次の目 2 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）12 万 9,000 円の増額補正及び目 3 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）67 万 9,000 円の減額補正は、負担金及び交付金の変更交付申請による補正でございます。

款 5 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付金 159 万 8,000 円の増額補正、目 2 地域支援事業交付金 3 万円の増額補正につきましても、交付金の変更交付申請に

よる補正でございます。

款6 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費県負担金 301 万 2,000 円の増額補正、次の項2 県補助金、目1 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）6 万 6,000 円の増額補正及び目2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）2 万 6,000 円の減額補正につきましても、負担金及び補助金の変更交付申請による補正でございます。

款7 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金 231 万 2,000 円の増額補正、節1 介護給付費繰入金 238 万 4,000 円の増額補正、節2 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）6 万 6,000 円の増額補正、節6 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）16 万 9,000 円の減額補正は、国及び県負担金及び交付金の変更交付申請に合わせ補正するものでございます。

また、節4 事務費繰入金 13 万 5,000 円の増額は、システム改修に伴うもの、節5 低所得者保険料軽減繰入金 10 万 4,000 円の減額は、軽減対象者数の減に伴う補正でございます。

128 ページ、129 ページをお開きください。

項2 基金繰入金、目1 介護給付費準備基金繰入金 1,368 万 1,000 円の増額補正は、保険給付費及び地域支援事業費の実績増に伴う保険料等不足分を補うためのものでございます。

款8 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金 2,521 万 1,000 円の増額補正は、前年度繰越金の精算に伴う補正でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出についてご説明いたしますので、130 ページ、131 ページをお開きください。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費 13 万 5,000 円の増額補正は、制度改正に伴う介護保険システムの改修に係る委託料でございます。

款2 保険給付金、項1 介護サービス等諸費、目1 居宅介護サービス給付費 200 万円の減額補正は、主に訪問介護、通所リハビリ等の実績減に伴う補正でございます。

目2 地域密着型介護サービス給付費 404 万円の増額補正は、グループホームの利用実績の増、次の目3 施設介護サービス給付金 2,220 万円の増額補正は、介護老人保健施設の利用実績の増、次の目4 居宅介護福祉用具購入費 6 万円の増額補正は、実績増に伴う補正でございます。

目5 居宅介護住宅改修費 40 万円の減額補正は、実績減に伴う補正でございます。

目6 居宅介護サービス計画給付費 70 万円の増額補正は、実績増に伴う補正でございます。

項2 介護予防サービス等諸費、目1 介護予防サービス給付費 209 万円の増額補正は、訪問

リハビリ、短期入所等の実績増に伴う補正でございます。

目2 地域密着型介護予防サービス給付費、目3 介護予防福祉用具購入費、目4 介護予防住宅改修費につきましては、財源内訳の変更でございます。

目5 介護予防サービス計画給付費 19 万円の増額補正は、実績増に伴う補正でございます。

項3 その他諸費、目1 審査支払手数料は、財源内訳の変更でございます。

132 ページ、133 ページをお開きください。

項4 高額介護サービス等費、目1 高額介護サービス費 102 万円の増額補正は、実績増に伴う補正でございます。

項5 高額医療合算介護サービス等費、次の項6 特定入所者介護サービス等費、次の款3 地域支援事業費、項2 包括的支援事業・任意事業費につきましては、財源内訳の変更でございます。

款3 地域支援事業費、項3 介護予防・日常生活支援サービス事業費 110 万円の増額補正及び次の項4 その他諸費 3,000 円の増額補正は、実績増に伴う補正でございます。

項5 一般介護予防費は、財源内訳の変更でございます。

款4 基金積立金、項1 基金積立金、目1 介護給付費準備基金積立金 2,521 万 1,000 円の増額補正は、前年度繰越金の精算に伴い、基金に積み立てるものであります。

以上で、平成 29 年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

会議の途中でございますが、ここで 10 分間休憩いたします。

(午後 2 時 53 分)

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3 時 05 分)

◎議案第 19 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第 19、議案第 19 号 平成 29 年度大多喜町水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） それでは、議案第 19 号 平成 29 年度大多喜町水道事業会計補正予算（第 3 号）について、説明させていただきます。

議案書 137 ページをお開き願いたいと思います。

議案第 19 号 平成 29 年度大多喜町水道事業会計補正予算（第 3 号）。

第 1 条、平成 29 年度大多喜町水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第 1 款水道事業収益、既決予定額 4 億 9,013 万 8,000 円、補正予定額 17 万 4,000 円、計 4 億 9,031 万 2,000 円。

第 2 項営業外収益、既決予定額 1 億 8,417 万 4,000 円、補正予定額 17 万 4,000 円、計 1 億 8,434 万 8,000 円。

支出、第 1 款水道事業費用、既決予定額 4 億 7,775 万円、補正予定額 816 万 1,000 円、計 4 億 8,591 万 1,000 円。

第 1 項営業費用、既決予定額 4 億 4,571 万円、補正予定額 800 万 5,000 円、計 4 億 5,371

万 5,000 円。

第 2 項営業外費用、既決予定額 3,164 万円、補正予定額 15 万 6,000 円、計 3,179 万 6,000 円。

資本的収入及び支出。

第 3 条、予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 1,888 万 5,000 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 913 万円、過年度分損益勘定留保資金 1 億 272 万円及び当年度分損益勘定留保資金 703 万 5,000 円で補填するものとする」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 3,599 万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 912 万 3,000 円、過年度分損益勘定留保資金 1 億 272 万円及び当年度分損益勘定留保資金 2,414 万 7,000 円で補填するものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第 1 款資本的収入、既決予定額 1 億 903 万 1,000 円、補正予定額マイナス 1,710 万 5,000 円、計 9,192 万 6,000 円。

第 1 項負担金、既決予定額 702 万円、補正予定額マイナス 10 万 5,000 円、計 691 万 5,000 円。

第 2 項企業債、既決予定額 1 億 200 万円、補正予定額マイナス 1,700 万円、計 8,500 万円。
たな卸資産購入限度額。

第 4 条、予算第 12 条中「284 万 5,000 円」を「352 万 7,000 円」に改める。

補正内容の詳細につきましては、140、141 ページの水道事業会計補正予算積算基礎資料によりご説明申し上げます。

収益的収入及び支出ですけれども、款 1 水道事業収益、項 2 営業外収益、目 1 受取利息及び配当金の 10 万円の減額ですが、有価証券解約に伴います利息の減額でございます。

目 3 県補助金 51 万 8,000 円の増額は、市町村水道総合対策事業補助金の増によるものでございます。

目 5 雑収益 24 万 4,000 円の減額は、面白峡発電所維持管理協力金の減によるものです。

次に、支出ですが、款 1 水道事業費用、項 1 営業費用、目 1 原水及び浄水費 186 万 1,000 円の増額は、臨時職員賃金で 80 万 1,000 円の増、水質検査委託料で 49 万 4,000 円の減、浄水場電気料金で 100 万円の増、南房総広域水道事業企業団からの受水量増加に伴う受水費で 30 万円の増、臨時職員社会保険料で 25 万 4,000 円の増によるものでございます。

目 2 配水及び給水費 43 万 5,000 円の減額は、臨時職員賃金で 5 万 9,000 円の増、舗装本

復旧費で 100 万円の減、加圧ポンプ場電気料で 50 万円の増、臨時職員社会保険料で 6,000 円の増によるものでございます。

目 3 総係費 12 万 6,000 円の減額は、納付書及び封筒印刷に係る印刷費の減によるものでございます。

目 5 資産減耗費 670 万 5,000 円の増額は、構築物及び附帯装置の除却費用によるものでございます。

続きまして、項 2 営業外費用、目 1 支払利息 15 万 6,000 円の増額は、地方公共団体金融機構の利息確定に伴う増によるものでございます。

次ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出ですが、款 1 資本的収入、項 1 負担金、目 1 加入負担金の 43 万 2,000 円の減額は、水道加入者の加入負担金の減によるものです。

目 2 工事負担金 32 万 7,000 円の増額は、石神地先消火栓設置工事負担金によるものでございます。

項 2 企業債、目 1 企業債 1,700 万円の減額は、地方公共団体金融機構借入金の減によるものでございます。

以上で、議案第 19 号 大多喜町水道事業会計補正予算（第 3 号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） 140 ページの収入の県補助金が 6,600 万円で、51 万 8,000 円補助金が増額になっているので、この中の 6,600 万円計画根拠というか、県の補助金の計画根拠というか、51 万 8,000 円がなぜこの額になったのか、ただ単純にくれと言ってくれたわけじゃないでしょうから、6,600 万円の根拠と 51 万 8,000 円がなぜ増額になったのか。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） 県補助金の増額に関しましては、町から補助金として高料金対策事業でいただいています補助金に対しまして、県でも補助をいただいているもので、51 万 8,000 円の増となっています。当初 6,600 万円の申請でやっております。

○議長（野村賢一君） 4 番根本年生君。

○4番（根本年生君） そうすると、町のほうで6,600万円の補助金をくれと申請したところ、6,600万円くれたと、全額くれたということでいいんですか。だから、その6,600万円の当然申請書には根拠がないといけないと思うんですけども、その根拠はどういったものなんですか。それと、51万8,000円も今話があったくれと言ったからくれたということですが、何かなければいけないんですが、その明細がわかったら教えてくださいということです。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 細かい資料は私も後でまた資料としてお見せしますけれども、いわゆる高料金対策ということで、町から一般会計から同じような金額を入れております。大体それに近い、同額の金額が大体高料金対策として県から支出してくれたんですね。

その細かい内訳につきましては、多分計算方法は余り間違いがないなと思って、大体町が入れた金額と同額に近い金を県からもらうということが普通なんですね。資料は今持っていませんけれども、それは後で。

○議長（野村賢一君） ほかに。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 面白峡発電所維持管理協力金の内容及び減額理由を教えてください。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） 面白峡発電所維持管理協力金ですけども、平成27年4月に町と面白峡で今実施しています新工法との間で、面白峡発電所に伴います小沢又地先の旧調整池があるんですけども、そこに新工法のほうで機械を設置することがございます。取水機ですか、そちらのほうに枯れ草等が堆積しますので、その堆積に伴いまして、町の職員が除去するようなことで、協力金ということで年間25万円を協力いただくということで、覚書を締結しました。

その後、新工法のほうで自動的にこのごみを除去する除塵機を設置しまして、今後町の職員の手を煩わせなくても、その除塵機によってごみが除去できるということで、協力金の覚書については破棄していただきたいということで、昨年申し出がございまして、それを受理しまして、今年度から協力金の25万円については減額するものでございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございせんか。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） その前に、既決予定額が47万2,000円、もしそういうやるのであったら、このところが25万円になって、今度の減額が24万4,000円だったら、今の説明で

理解できるんですけども。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） この既決予定額の額につきましては、当初予算で資材の売却代、また給排水修繕工事代、督促料が収益に含まれています。その中で 25 万円の減額を上程させたものでございます。

○1番（野中眞弓君） ほかのものが含まれているということですね。わかりました。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第 19 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 20 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第 20、議案第 20 号 平成 29 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） それでは、議案第 20 号 平成 29 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 4 号）について説明をさせていただきます。

145 ページをお開きください。

本補正予算につきましては、人員不足等により 2 フロアで運営をしているため、利用者が

減少したこと等に伴います実績見込みによるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

総則。

第1条、平成29年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、科目、第1款特別養護老人ホーム事業収益、既決予定額2億8,650万2,000円、補正予定額7,912万6,000円の減額、計2億737万6,000円。

科目、第1項営業収益、既決予定額2億7,586万3,000円、補正予定額7,949万3,000円の減額、計1億9,637万円。

科目、第2項営業外収益、既決予定額1,063万9,000円、補正予定額36万7,000円の増額、計1,100万6,000円。

支出、科目、第1款特別養護老人ホーム事業費用、既決予定額2億7,750万9,000円、補正予定額798万1,000円の減額、計2億6,952万8,000円。

科目、第1項営業費用、既決予定額2億7,650万8,000円、補正予定額798万1,000円の減額、計2億6,852万7,000円。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第3条、予算第7条中「2億24万9,000円」を「1億9,311万4,000円」に改める。

続きまして、詳細につきましては積算基礎資料により説明させていただきます。

148ページ、149ページをお開きください。

収入、第1款特別養護老人ホーム事業収益、第1項営業収益、第1目介護報酬収益、第1節施設入所介護費収益6,169万6,000円の減額。

第2目介護負担金収益、第1節施設入所負担金収益1,779万7,000円の減額。

いずれも利用者の減少に伴う減額でございます。

第2項営業外収益、第1目受取利息、第1節預金利息3,000円の増額。

第2目寄附金、第1節一般寄附金2万円の増額。

第4目その他営業外収益、第1節雑収益34万4,000円の増額。

営業外収益の増額は、いずれも実績見込みによる増額でございます。

支出、第1款特別養護老人ホーム事業費用、第1項営業費用、第2目施設管理費、第9節

燃料費 40 万円の増額、こちらにつきましては、暖房用のボイラーA重油の実績による増であります。

第 20 節光熱水費 60 万円の増額、電気、ガス、水道代の実績による増でございます。

第 4 目施設介護事業費、第 4 節法定福利費 86 万 5,000 円の減額、臨時職員の社会保険料の実績による減でございます。

第 6 節賃金 627 万円の減額、臨時職員の賃金、こちらの実績による減でございます。

第 21 節賄材料費 191 万円の減額、入居者の食材の経費でございます。

第 5 目減価償却費、第 1 節有形固定資産減価償却費 5 万 1,000 円の増額。

第 6 目資産減耗費、第 1 節固定資産除却費 1 万 3,000 円の増額。こちらにつきましては、固定資産の処分による増でございます。

150 ページから 157 ページにつきましては、記載のとおりですので、割愛させていただきます。

以上で、大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） 特別養護老人ホームについては、職員数の減少とか、いろいろなことがあって、大変苦勞して運営されているということは非常に強く思っております。しかしながら、この 8,000 万円という赤字というのは、大変大きな額ではなからうかと思えます。

だから、本当に大変苦勞しているというのはわかるんですけども、もう少し詳しく、なぜ 8,000 万円の赤字が出たかという、職員数がこれだけで、入居者がこれだけでとか、あと建物が古いことによって、いろいろな経費もかかってくるとか、来年度以降同じような赤字が出るかどうかわかりませんが、来年度以降については、こういったことを変えたいとか、何かその辺の説明があると非常に助かると思っております。ですから、その辺をもう少し詳しく説明をお願いできると、よろしく申し上げます。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） 利用減の説明ということで、今ご質問をいただきましたが、29 年度当初予算でございますが、長期入居者 2 万 7,000 人、短期入居者 1,750

人で見積もりをさせていただいてあります。これはいずれも3フロア、80人の場合、営業した場合の人数でございます。

10月から外国人によりまして、見守りがきかないということで2フロアにさせていただいてあります。その2フロアで最大入所できるのは55名ということで、現在51名の入所者がおります。そういうことで、年間で前年比約3,000人程度の利用者の減が見込まれておりますので、このような減額補正をさせていただいてあります。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 大変苦勞していることは、重々承知しております。

来年度以降もこのような赤字が出るようなことが想定されるのか、それともある程度改善して、どのようにするのかという方向性とか、その辺は決まっているのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） この老人ホームにつきましては、一つには施設の構造的なものもございます。それで、既に議員の皆様もご承知のように、昨年死亡事故も起きています。それから、労働基準監督署の立ち入りもありまして、これは慢性的な介護者の不足ということもあるんですが、ただ非常に悪い回転がありまして、人の入れかえが激しいものですから、ある意味熟練の介護士さんがいればいいんですが、入れかえることによって、新しい人、今度はその方をまた新規に教えていくという、そうすると実際の労働力が総人数に見合わないものがあると。施設の状況として、どうしてもスロープということの中で、入所者が平均年齢が90歳ということになります。

そうしますと、本来ならば食堂に来て食事をしてもらえるのがいいんですが、食堂に来て食事をできる人はほとんどいないんです。ですから、ベッドに3食全部持っていくということ、そういったこともありまして、さっき申しましたように、2フロアにして、何とか労働の条件が労働基準監督署の問題、また死亡事故、そういったことを防ぐためには、今のできる人数の中でやらなくてはいかんということになります。

先ほど説明申し上げましたように、売り上げが全体で3フロアがあって、初めて売り上げになるのですが、1フロア分だけどうしても減ります。だけれども、全体の経費としては今申し上げましたように、それがそれほど削れるわけではないんですね。

ですから、どうしてもこの赤字というのは恒常的に出るということは、もうこれは仕方ないんですが、ただ原点に戻るということで、まず介護士の訓練、全体が稼働できるような状

態にまずしなきゃいかん。そういうことで、まず原点にまた戻して、介護士の方の熟練もしなきゃいかんということで、そういったことも含めまして、ある程度の期間は赤字はしようがないんだ。それでなければ恐らく運営は難しいんだということでございますので、そういったことも含めまして、これからどうしていくか。

私どもがインドネシアに行きましたのは、そういった中で少しでも長く勤めていただけるような介護士さんを置かなきゃいけない。そういうことで行ってきたんですが、まず人の問題と、年齢的に平均 90 歳ということの中で、構造的なものがありますので、そういったこともどうやって改善するかというのは、今進めているところでございますが、まず何よりも一人一人の技量を高める、そこから始めないとどうにもならないということでございます。

○議長（野村賢一君） 4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） ありがとうございます。

私のところにも、あそこに入りたいたいけれども、なかなか今、職員の関係で入れないということで、私のところに相談に来る方もいらっしゃいますし、私もいろいろ説明はするんですけども、大多喜町にとっては持続的になくてはならない施設だと思っていますので、持続的に経営できるような制度とか、準備とか、いろいろつくっていただいて、いつまでもあるような施設にしていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（野村賢一君） 答弁はよろしいですね。

質疑ですけれども、よろしいですか。

○4 番（根本年生君） じゃ、なくさないで。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第 20 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（野村賢一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

5日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

第 1 回大多喜町議会定例会 3 月会議

(第 3 号)

平成30年第1回大多喜町議会定例会会議録

平成30年3月5日(月)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	野中眞弓君	2番	志関武良夫君
3番	渡辺善男君	4番	根本年生君
5番	吉野僖一君	6番	麻生剛君
7番	渡邊泰宣君	8番	麻生勇君
9番	吉野一男君	10番	末吉昭男君
11番	山田久子君	12番	野村賢一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	宇野輝夫君	総務課長	西郡栄一君
企画課長	米本和弘君	財政課長	君塚恭夫君
税務住民課長	和泉陽一君	健康福祉課長	西川栄一君
建設課長	野村一夫君	産業振興課長	吉野敏洋君
環境水道課長	山岸勝君	特別養護老人ホーム所長	秋山賢次君
会計室長	鈴木久直君	教育課長	古茶義明君
生涯学習課長	宮原幸男君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	吉野正展	書記	金杉孝枝
------	------	----	------

議事日程(第3号)

- 日程第 1 議案第 2 1 号 平成 3 0 年度大多喜町一般会計予算 (提案説明)
- 日程第 2 議案第 2 2 号 平成 3 0 年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算 (提案説明)
- 日程第 3 議案第 2 3 号 平成 3 0 年度大多喜町国民健康保険特別会計予算 (提案説明)
- 日程第 4 議案第 2 4 号 平成 3 0 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算
(提案説明)
- 日程第 5 議案第 2 5 号 平成 3 0 年度大多喜町介護保険特別会計予算 (提案説明)
- 日程第 6 議案第 2 6 号 平成 3 0 年度大多喜町水道事業会計予算 (提案説明)
- 日程第 7 議案第 2 7 号 平成 3 0 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算 (提案説明)

◎開議の宣告

○議長（野村賢一君） おはようございます。

2日の会議に引き続き、ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

これから会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（野村賢一君） 本日の議事につきましては、既に配付の議事日程第3号により進めてまいります。よろしくお願い申し上げます。

なお、滝口監査委員につきましては、所用のため本日欠席する旨の通告がございました。

◎議案第21号～議案第27号の一括上程、説明

○議長（野村賢一君） これから日程に入ります。

日程第1、議案第21号 平成30年度大多喜町一般会計予算から日程第7、議案第27号 平成30年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算までの各特別会計予算及び各事業会計予算まで、一括議題とします。

なお、各議案は議事日程にお示ししたとおり、本日は提案説明までとします。

議案第21号から順次説明を求めます。

なお、説明員の皆様が着座にて説明することを許します。

初めに、日程第1、議案第21号 平成30年度大多喜町一般会計予算について、説明願います。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） それでは、座ったまま説明をさせていただきます。

議案第21号 平成30年度大多喜町一般会計予算について、提案説明をさせていただきます。

平成30年度大多喜町予算書に沿って説明をさせていただきますので、1ページをお開きください。

平成30年度大多喜町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 49 億 5,700 万円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

地方債。第 3 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

一時借入金。第 4 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 億円と定める。

歳出予算の流用。第 5 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用でございます。

次に、6 ページをお開きください。

第 2 表、債務負担行為。事項はデマンド型地域交通運行業務委託、期間は平成 31 年度から平成 33 年度まで。年割額は、平成 31 年度、平成 32 年度の各年度は 843 万 4,000 円、平成 33 年度は 421 万 7,000 円、限度額は 2,108 万 5,000 円でございます。

第 3 表、地方債。表内の起債の目的及び限度額は、過疎地域自立促進特別事業債 7,000 万円、この起債は、大多喜町過疎地域自立促進計画に計上した事業のうちソフト事業に係るもので、内容としましては、出産祝金、住宅取得奨励金、住宅リフォーム補助金、空き家改修事業補助金、子ども医療費、不妊治療費及び高速バス運行補助金に充当するものでございます。上水道出資債 540 万円は、南房総広域水道企業団への出資債でございます。道路整備事業債 7,870 万円は、辺地対策事業として宇野辺当月川線に 2,000 万円、過疎対策事業として中野大多喜線、増田小土呂線、弓木西下線、大中西線の道路改良事業に 5,870 万円を充当するものでございます。消防施設整備事業債 3,030 万円は、過疎対策事業として消防車両 1 台の更新に 360 万円、消防施設整備等で防火水槽の設置、消防機械器具置き場新築、Jアラート新型受信機購入に 2,670 万円を充てるものでございます。義務教育施設整備事業債 3,800 万円は、過疎対策事業として大多喜中学校の空調設備設置工事に充てるものでございます。臨時財政対策債 1 億 7,000 万円は、地方交付税の不足額に対応するために許可されている地

方債を見込み、計上しました。

起債の限度額の合計は3億9,240万円でございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、説明を割愛させていただきます。

次に、事項別明細書の歳入をご説明させていただきますので、予算書の10ページをお開きください。

歳入につきましては、科目と本年度予算額を中心に説明させていただきます。

款1町税、項1町民税の計は3億7,380万9,000円で、目1個人は景気の低迷、納税義務者の減少を見込み、目2法人は実績を見込み、計上しました。

次の項2固定資産税の計は5億5,979万2,000円で、目1固定資産税の現年課税分につきましては、家屋の減額があるものの土地及び償却資産の増額を見込みました。

次の項3軽自動車税は、現状の推移を見込み、3,362万2,000円を計上しました。

次の項4たばこ税は、実績を見込み、7,900万円を計上しました。

項5鉱産税200万円、項6特別土地保有税10万円及び項7入湯税600万円は、それぞれ前年度と同額を見込みました。

款2地方譲与税の項1地方揮発油譲与税1,700万円と項2自動車重量譲与税4,050万円は、前年度と同額を計上いたしました。

次のページをお開きください。

款3利子割交付金70万円から款4配当割交付金300万円、款5株式等譲渡所得割交付金200万円までは、実績を見込み、計上しました。

款6地方消費税交付金1億7,000万円は、前年度と同額を見込み、計上しました。

款7ゴルフ場利用税交付金1億円、款8自動車取得税交付金1,500万円は、実績を見込み、計上しました。

款9地方特例交付金210万円は、前年度と同額を見込み、計上しました。

款10地方交付税は15億402万円、前年度比較2,600万8,000円の増額で、この増額は、特別交付税の対象となる地域おこし協力隊、中学遠距離通学、有害鳥獣対策、デマンド交通などの増額を見込み、計上しました。

款11交通安全対策特別交付金150万円は、前年度と同額を見込み、計上いたしました。

次のページをお開きください。

款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金と目2衛生費負担金は、節及び説明欄記載のとおりでございます。

目3 農林水産業費負担金 48万6,000円は、小土呂・寺の谷ため池の年度割拠出金等でございます。

目4 教育費負担金と目5 給食費負担金は、節及び説明欄記載のとおりでございます。

目6 災害復旧事業費負担金は、平成29年度の農地及び農業施設災害復旧事業負担金で、項1負担金の計は9,286万2,000円でございます。

次の款13 使用料及び手数料、項1使用料、目1衛生使用料から次のページの目6教育使用料までの合計は5,814万2,000円で、内訳は節及び説明欄記載のとおりでございます。

項2手数料、目1総務手数料から目5土木手数料までの項の計は3,752万3,000円で、内訳は節及び説明欄記載のとおりでございます。

次の款14 国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金と目2衛生費国庫負担金の計1億8,362万3,000円は、それぞれ節及び説明欄記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金230万8,000円の節2の地方創生推進交付金は、市原市、君津市との広域連携事業に係る交付金を見込み、計上したものでございます。

目2民生費国庫補助金、目3衛生費国庫補助金は、節欄のとおりでございます。

目4土木費国庫補助金4,392万8,000円は、前年度比1,675万8,000円の増で、トンネル定期点検業務が主な増額理由でございます。

目5教育費国庫補助金1,398万8,000円は、前年度比1,311万2,000円の増で、中学校の統合による遠距離通学補助と、大多喜中学校空調設備設置工事による増額でございます。

次に、項3国庫委託金、目1総務費委託金と目2民生費委託金の計276万円は、それぞれ節欄に記載の事務に対する委託金でございます。

次に、款15 県支出金、項1県負担金、目1総務費県負担金から、次のページをお開きいただき、目5教育費県負担金は、それぞれ節及び説明欄記載のとおりでございます。

項2県補助金、目1総務費県補助金から、次の22ページの目7消防費県補助金までは、それぞれ節欄及び説明欄記載の各種事業に対する事業費等の増減を見込み、計上しました。

目8農林水産施設災害復旧費補助金は、平成29年度の農地及び農業施設災害復旧事業補助金でございます。

次のページをお開きください。

目9教育費県補助金45万5,000円は、中学校の部活動指導員への補助でございます。

項3県委託金、目1総務費県委託金は、千葉県議会議員選挙費委託金の増により、前年度

比較 220 万 7,000 円増の 1,954 万 6,000 円でございます。

目 2 民生費委託金から目 5 消防費委託金は、それぞれ節欄に記載のとおりでございます。

款 16 財産収入、項 1 財産運用収入の計 2,746 万 2,000 円は、前年度比較 191 万 9,000 円の増額でございます。

目 1 財産貸付収入の土地建物貸付収入として、旧老川小学校貸付収入を新たに見込んだものでございます。

次の項 2 財産売払収入は、次のページをお願いします。土地及び物品の売り払いを見込み、計上いたしました。

款 17 寄附金、項 1 寄附金、目 1 指定寄附金 8,100 万円は、ふるさと納税の現状の推移を見込み、計上しました。

次の款 18 繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金から目 11 定住化基金繰入金までの計は 5 億 1,177 万 7,000 円で、前年度比較 1 億 374 万 9,000 円の増額でございます。主なものは、ふるさと納税返礼品相当額の減少と高速バス運用基金繰入金の減少、定住化基金繰入金は、新たに建設する住宅事業への繰り入れの増額でございます。基金繰入金は、各基金の設置目的に応じた事業に充当するために繰り入れるものでございます。

項 2 特別会計繰入金の計は 74 万 2,000 円、各特別会計から節及び説明欄等に該当する場合に繰り入れるものでございます。

款 19 繰越金、項 1 繰越金は、前年度からの暫定的な繰越金として 1 億円を計上しました。

次のページをお開きください。

款 20 諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料 40 万円は、税金等の延滞金収入でございます。

次の項 2 町預金利子 1 万 2,000 円は、歳計金の預金利子を見込み、計上しました。

次の項 3 貸付金元利収入 100 万円は、高額療養費貸付償還金を計上いたしました。

次の項 4 受託事業収入、目 1 後期高齢者医療広域連合受託事業収入 308 万 2,000 円は、後期高齢者の健康診査委託金でございます。

次の項 5 雑入、目 1 滞納処分費 2 万 1,000 円は、インターネット公売による町税の滞納処分費でございます。

目 2 雑入 5,019 万 6,000 円は、説明欄記載のとおりでございます。前年度比較 1,535 万 2,000 円の減額でございますが、減額した主な内容は、海洋センターテニスコート人工芝張りかえ工事に対するスポーツ振興くじ助成金と、一般財団法人からの移住・定住・交流推進支援事業助成金の減額でございます。

次のページをお開きください。

款 21 町債、項 1 町債は、節の区分で第 3 表において説明させていただきましたので、説明を割愛させていただきます。

目 1 総務債から目 6 臨時財政対策債の計は 3 億 9,240 万円でございます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきますので、次の 32、32 ページをお開きください。

3、歳出。

款 1 議会費、項 1 議会費 7,770 万 3,000 円で、議員人件費、議会事務局職員の人件費、会議録の作成、政務活動費補助金、議会関係団体への負担金が主なものでございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は 3 億 4,671 万 8,000 円で、この目は、特別職及び総務、企画職員人件費、次のページをお開きください。財政、会計関係職員の人件費、一般事務費として行政連絡員等への報酬、共済費は追加費用の負担金、あと宿直業務委託料、その他関係団体への負担金や補助金でございます。

次のページをお開きください。

一般事務費の管財管理費は、事務用消耗品が主なもので、職員研修事業、入札関係の電子調達管理事業、男女共同参画推進事業に係る経費でございます。

目 2 文書広報費 914 万 9,000 円は文書管理事業として、需用費は法規集追録代などの経費でございます。

次のページをお開きください。

広報おおたき発行事業は、広報おおたきの印刷製本費やホームページのシステム使用料等でございます。

次の目 3 財政管理費 597 万 8,000 円は、財務関係の事務経費を計上したもので、財務会計システムの借上料が主な経費でございます。

目 4 会計管理費 158 万 3,000 円は、会計関係の事務経費でございます。

目 5 財産管理費は、旧老川小学校の貸し付けにより、光熱水費及び補助金の減額により、前年度比較 270 万 2,000 円の減額の 2,921 万 3,000 円で、町有車両、町有建物の保険料や、町有財産として財政課で管理している旧総元小学校などに係る経費でございます。

次の 41 ページをお開きください。

庁舎管理費は、役場庁舎の光熱水費、各種委託料や使用料、借上料を計上し、町有林管理事業は町有林の保険料や管理委託料などでございます。

次の目 6 企画費は、前年度比較 4,433 万 1,000 円減額の 3 億 3,623 万 6,000 円でございます。

す。ふるさと納税の返礼品の減額、ふるさと基金積立金の増額が増減の主な要因でございます。

企画事務費では、次のページをお開きください。地域活性化提案業務委託料は、慶應義塾大学SFC研究所との域学連携事業、郡市広域市町村圏事務組合負担金など、企画関係団体の負担金、まちづくり提言事業助成金が主な内容でございます。

総合戦略推進事業は総合戦略推進会議の経費で、定住化対策事業は、空き家改修事業と家財道具撤去補助金などに加え、都市部からの定住促進交流事業の実施、プロモーション動画の作成及び船子地先の宅地分譲の造成工事費など、2,063万円を計上してございます。

おためし居住事業は、住宅の光熱水費などの維持管理経費で、次のページをお開きください。地域おこし協力隊事業は、現在の隊員1人と新たに4月からの1人分を加えた報酬等活動経費を見込みました。

協働のまちづくり推進事業は、住民のまちづくりへの参画意識を醸成し、協働のまちづくりを推進するため実施するものでございます。

地域情報通信基盤維持管理事業は、光ファイバー網の保守管理費、東京電力やNTT柱へのケーブル添架料などがございます。大多喜ダム対策事業は、大多喜ダム跡地の環境管理事業の補助金でございます。

地域公共交通対策事業は、次のページをお開きください。路線バス、いすみ鉄道関連経費及び地域公共交通活性化協議会補助金と、新たに実施するデマンド型地域交通の運行経費などがございます。

公共交通政策事業は高速バスの運行に関する事業費で、通信運搬費は役場で販売する高速バスの回数券などの購入代で、高速バス運行補助金は計画に基づき、平成29年度の後期分と平成30年度前期分の補助額を計上させていただきました。

ふるさと納税事業は、町のふるさと納税の返礼品の経費やシステムの保守委託料、代理収納システム利用料などがございます。

次のページをお開きください。

ふるさと基金積立事業は、ふるさと納税を基金に積み立てるものでございます。

大多喜高校支援推進事業は、大多喜高校支援の助成金でございます。

結婚活動支援事業は、婚活イベントを開催する経費で、次の目7電子計算費6,353万7,000円は、印刷用消耗品、ネットワーク回線料、電子計算機の保守委託料や借上料などございます。

目 8 諸費は 958 万円を計上しました。総合賠償保険事業は、町主催行事の賠償保険や公金の損害保険で、自衛隊協力会補助金、税務事業の還付費、交通安全対策事務費は、次の 51 ページに続き、交通安全の啓発、防犯灯の借上料を計上してございます。

項 2 徴税费、目 1 税務総務費 6,291 万 7,000 円は、税務関係職員人件費と税務総務事務費で関係団体への負担金などでございます。

目 2 賦課徴収費 1,841 万 5,000 円は、町税の賦課徴収業務に係る事務費と、次のページをお開きください。地図情報システム管理事業は、地図情報データ修正委託料が主な内容でございます。

項 3 戸籍住民基本台帳費 3,420 万円は、戸籍関係職員人件費と、戸籍事務費は臨時職員の賃金、戸籍システムの保守委託料や借上料などで、次の住民基本台帳ネットワークシステム事業は、パソコンの借上料が主な内容でございます。

次のページをお開きください。

項 4 選挙費、目 1 選挙管理委員会費 67 万 3,000 円は、委員報酬や定時登録事務処理委託料が主なものでございます。

目 2 千葉県議会議員選挙費 221 万 2,000 円は、選挙の執行経費でございます。

目、大多喜町長選挙費は廃目でございます。

項 5 統計調査費、目 1 統計調査総務費 755 万 2,000 円は、関係職員の人件費と事務費でございます。

次のページをお開きください。

目 2 各種統計調査費 59 万 5,000 円は、説明欄の各統計調査経費でございます。

次のページをお開きください。

項 6 監査委員費、目 1 監査委員費 47 万円は、監査委員の報酬、研修に係る経費などでございます。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費 4 億 2,221 万円は、関係職員の人件費、社会福祉事務費、社会福祉関係団体助成事業は社会福祉協議会補助金が主なもので、障害者福祉事業は、前年度比較 1,058 万 5,000 円増額しております。

次のページをお開きください。

節 20 で扶助費の重度心身障害者医療費補助金、介護給付費が主な増額の内容でございます。

民生委員活動事業は、民生委員の活動報償が主なもので、高額療養費の貸付事業や戦没者

追悼式に関する経費、次のページをお開きください。国民健康保険特別会計繰出金は、前年度比較2,709万4,000円減額の1億1,285万5,000円で、法定外繰出金の皆減が主な要因でございます。

少子化対策事業は、出産祝金でございます。

目2国民年金費474万3,000円は、関係職員の人件費と事務費でございます。

目3老人福祉費2,313万9,000円は、高齢者在宅生活支援事業では緊急通報システム業務や外出支援サービスの委託料が主な経費でございます。

敬老祝事業費は、敬老祝品などの報償費が主なもので、老人福祉団体助成事業は老人クラブなどへの助成事業、老人日常生活用具給付事業、次のページをお開きください。地域ボランティア事業補助金、介護予防事業に係る委託料、老人ホーム入所判定委員の報酬と老人保護措置費を計上してございます。

次の目4青少年女性対策費112万円は、青少年相談員への報酬や活動費補助金、若い人たちが集まる場をつくるための結婚支援事業補助金でございます。

目5介護保険事業費1億8,971万9,000円は、地域包括支援センター運営事業の予防ケアマネジメント業務委託料や、社会福祉法人等利用者負担額軽減事業の助成金で、介護保険特別会計繰出金は、地域支援事業繰出金や介護給付費繰出金の増額により、前年度より640万5,000円増額でございます。

次のページをお開きください。

低所得者保険料軽減繰出金の対象は654人分でございます。

次の目6後期高齢者医療費1億9,482万円は、人間ドックの補助金や、後期高齢者医療に係る負担金や、後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

次の項2児童福祉費、目1児童福祉総務費3,452万1,000円は、関係職員の人件費、子ども医療費の扶助費が主な内容でございます。

目2児童手当費1億232万5,000円は、児童手当支給事業でございます。

次のページをお開きください。

目3母子福祉費91万7,000円は、ひとり親家庭等医療費等助成金でございます。

目4児童福祉施設費2億8,098万2,000円は、関係職員の人件費と、保育園管理運営事業では、保育園2園の施設管理費のほか、臨時職員賃金、賄材料費、送迎バスの委託料が主なもので、次の児童クラブ運営事業は、次のページをお開きください。臨時職員の賃金、運営に係る需用費と車両借上料等が主な経費でございます。

地域子育て支援センター運営事業は、関係職員人件費と臨時職員の賃金などでございます。
款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費1億531万6,000円は、関係職員人件費、保健衛生事務費では国保国吉病院負担金、養育医療給付事業は、発達が未熟な子供の入院費を助成する扶助費が主な内容でございます。

次のページをお開きください。

目2予防費4,405万1,000円は、がん検診事業では検診委託料、予防接種事業は、接種委託料と肺炎球菌ワクチン接種の助成金などが主なもので、健康増進事業は、健康診査委託料と健康増進計画策定業務委託料が主なものでございます。

次のページをお開きください。

感染症予防対策事業は、消毒作業用動力噴霧機の保守経費で、防疫対策事業は、狂犬病予防法に基づく予防経費でございます。

次の目3環境衛生費5,878万8,000円は、職員人件費と、環境衛生事務費では夷隅環境衛生組合負担金、環境保全事業では不法投棄監視員謝礼や住宅用太陽光発電設備導入促進補助金、合併処理浄化槽設置整備事業は次のページをお開きください。合併処理浄化槽12基分の補助金、面白峡発電所管理運営事業は環境基金積立金が主な内容でございます。

次の目4母子保健事業費787万2,000円は、子育て世代包括支援センター運営事業では各種健診、乳幼児相談の報酬、賃金及び報償費と妊婦・乳児の健康診査委託料、妊娠・出産包括支援事業は、妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩みなどについて包括的に支援する事業で、新生児の聴覚検査や不妊治療費が主なものでございます。

次の目5火葬場費1,699万7,000円は、斎場無相苑の燃料費などの施設運営費と、次のページをお開きください。火葬炉運転業務委託料と、工事請負費の火葬炉改修工事は制御盤機器の交換、火葬炉内部耐火材補修などが主な内容でございます。

次の目6地域し尿処理施設管理費188万4,000円は、城見ヶ丘団地のコミュニティプラントの維持管理経費でございます。

項2清掃費、目1清掃総務費3,167万7,000円は、職員人件費と環境センターの臨時職員賃金、管理経費などでございます。

目2塵芥処理費1億2,691万3,000円は、環境センターの運営経費や、次のページをお開きください。ごみ収集委託料、粗大ごみ処理委託料、いすみクリーンセンターの塵芥処理負担金が主な内容でございます。

次の項3上水道費、目1上水道運営費8,951万9,000円は、上水道高料金対策事業と南房

総広域水道企業団への補助金及び出資金でございます。

次に、款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費1,434万5,000円は、農業委員会事務局職員の人件費や農業委員会委員の報酬、事務経費などでございます。

次のページをお開きください。

目2農業総務費4,976万8,000円は、関係職員の人件費と、農業総務事務費は農家組合長の報酬及び事務費が主な内容でございます。

次の目3農業振興費497万5,000円は、農業再生協議会補助金や青年就農者確保育成給付金事業補助金など、農業関連団体などへの補助金などが主なもので、施設園芸農家育成補助金と旧上瀑小学校調理室等の維持管理経費でございます。

次のページをお開きください。

目4畜産業費34万3,000円は、畜産関係団体への補助金でございます。

目5農地費4,397万2,000円は、前年度比較386万4,000円の増額で、土地改良団体関係事業で、下大多喜地先の農業排水路横断管設置工事が主な増額の内容でございます。鉦毒ダム対策事業は平沢ダムと八声観測所の維持管理経費を、基幹農道整備事業は農道のトンネルの電気料と保険料で、土地改良関係団体事業は補修用原材料費、関係団体負担金が主なもので、多面的機能支払交付金は、次のページをお開きください。集落の農地維持、共同活動及び農業用施設の維持管理への支援交付金で、15組織分でございます。中山間地域等直接支払交付金事業は4組織分、環境保全型農業直接支払交付金は1組織分でございます。

目6農業施設費1,411万9,000円は、集落センター、味の研修館及び農村コミュニティーセンターの運営経費、臨時職員の賃金などでございます。前年度比較535万4,000円の増額は、味の研修館の屋根及び外壁の改修工事が主な増額の内容でございます。

次のページをお開きください。

項2林業費、目1林業総務費4,214万8,000円は、林業関係職員人件費、事務経費、関係団体負担金、有害鳥獣駆除対策事業の報償費は、猿、鹿、猪、小動物の捕獲報奨金で、有害獣被害防止実施団体補助金と、新たに獣肉解体技術者育成業務委託料でございます。

目2林業振興費18万3,000円は、県単森林整備事業委託料及び竹粉碎機の修繕料と保険料でございます。

目3大多喜県民の森運営費3,538万8,000円は、関係職員の人件費と、次のページをお開きください。県民の森施設の管理運営費でございます。

款6商工費、項1商工費、目1商工総務費2,890万5,000円は、関係職員人件費及び事務

費でございます。

目2 商工業振興費 1,619 万円は、久保駐車場の全自動料金システム保守管理委託料、次のページをお開きください。商工会への補助金、中小企業経営改善資金等利子補給金や商い資料館の維持管理経費、就職情報案内事業や、空き家等を活用した起業支援事業補助金でございます。

目3 観光費 3,022 万 3,000 円は、観光施設管理事業として町営駐車場、公衆用トイレの維持管理経費、公園管理などの経費、観光センター管理運営事業は次のページをお開きください。観光本陣の維持管理費用、観光振興事業は、お城まつり実行委員会や町観光協会、大河ドラマ誘致実行委員会等、関係団体への補助金が主なもので、天然瓦斯記念館の管理運営経費と、次のページをお開きください。観光推進広域連携事業は、地方創生の広域連携事業として、昨年度に引き続き、市原市、君津市と、湊谷や里山の豊かな自然環境やローカル鉄道といった共通の地域資源を生かし、新たな人の流れや観光需要を創出しようとするものでございます。

款7 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費 5,690 万 9,000 円は、関係職員人件費と事務経費のほか、道路台帳の更新業務委託料、関係団体負担金、国県道維持補助金などがございます。

次のページをお開きください。

目2 登記費 1,213 万 5,000 円は、職員人件費、登記推進事業の経費などがございます。

目3 国土調査費 1 億 4,757 万 2,000 円は、前年度比較 2,439 万 3,000 円の減額で、対象地区は上原、柳原、小谷松、部田、八声、堀之内を予定しております。

目4 道の駅管理費 358 万 1,000 円は、道の駅の維持管理経費でございます。

次のページをお開きください。

項2 道路橋梁費、目1 道路維持費 6,877 万 1,000 円は、前年度比較 2,313 万 5,000 円の増額で、トンネルの定期点検業務委託が増額の主な内容でございます。

目2 道路新設改良費 1 億 2,744 万 4,000 円は、職員人件費と、委託料及び工事請負費は、町道宇野辺当月川線、弓木西下線、大中西線、中野大多喜線の道路改良工事で、公有財産購入費は、町道大中西線、新坂泉水線の用地取得費が主な内容でございます。

目3 交通安全対策費 195 万 4,000 円は、次のページをお開きください。道路区画線工事、カーブミラー、ガードレールなどの交通安全対策用原材料費などがございます。

目4 橋梁維持費 1,100 万円は、橋梁の長寿命化のための補修設計業務委託料でございます。

次の項 3 都市計画費、目 1 街路事業費 309 万 2,000 円は、街なみ整備助成事業補助金が主な経費でございます。

次の項 4 住宅費、目 1 住宅管理費 956 万 7,000 円は、町営住宅に係る修繕料や借地料、横山宮原住宅管理等基金積立金、ふるさと基金積立金及び戸建住宅耐震診断費用補助金が主なものでございます。

次の目 2 宅地造成費 1,245 万 7,000 円は、次のページをお開きください。城見ヶ丘団地分譲地の仲介手数料、地盤改良工事及び定住化補助金が主なものでございます。

次の目 3 住宅助成費 1,300 万円は、定住化対策として住宅取得奨励金、住宅リフォーム補助金でございます。

次の目 4 住宅建設費 1 億 9,126 万 7,000 円は、定住化対策として建設する住宅建設事業に係る経費でございます。

款 8 消防費、項 1 消防費、目 1 常備消防費 2 億 3,236 万 8,000 円は、広域常備消防に係る負担金でございます。

目 2 非常備消防費 3,087 万 2,000 円は、消防団員の報酬と、旅費は消防団員の費用弁償と健康診査委託料、退職報奨金支給事務負担金などがございます。

次のページをお開きください。

目 3 消防施設費 3,959 万 9,000 円は、消防用施設整備事業では防火水槽 1 基の設置工事、消防機械器具置き場新築工事や消火栓の改修工事などで、消防機械器具整備事業は、消防車両等の車検修繕料や燃料費、備品購入費は、小型動力ポンプつき積載車 1 台の購入費などが主なものでございます。

目 4 災害対策費 1,112 万 3,000 円は、防災会議委員等の報酬、災害時の職員時間外勤務手当、次のページをお開きください。久保排水機場などの管理委託料、防災無線維持管理費の備品購入費は、デジタル戸別受信機及び J アラート受信機の購入などが主な内容でございます。

次の款 9 教育費、項 1 教育総務費、目 1 教育委員会費 103 万 7,000 円は、教育委員報酬、その他教育委員会に関する経費でございます。

目 2 事務局費 6,885 万 7,000 円は、教育長や職員の人件費、次のページをお開きください。登下校待機児童支援員や特別支援教育支援員の賃金、委員会事務経費、教育関連団体への負担金及び補助金、委員会施設管理経費が主なものでございます。

項 2 小学校費、目 1 学校管理費 4,448 万 5,000 円は、小学校管理事務事業は小学校医、薬

剤師の報酬、送迎バスの委託料が主なもので、次のページをお開きください。小学校施設管理事業の設計業務委託料は、西小学校、大多喜小学校の空調設備設計業務委託料、パソコン使用料、小学校2校の学校管理事務経費や施設管理経費等でございます。

次のページをお開きください。

目2教育振興費2,954万1,000円は、小学校2校の教育活動で使用する教材費やクラブ活動助成補助金、遠距離通学費補助金、英語教育業務委託料、学校給食費の無料化による補助金、要保護・準要保護児童学用品費等補助金などでございます。

項3中学校費、目1学校管理費6,588万6,000円、前年度比較4,272万2,000円の増額は、空調設備工事实施による増額が主なもので、学校医、薬剤師等の報酬、次のページをお開きください。パソコン借上料や学校管理事務経費や校舎等の施設管理経費などでございます。

目2教育振興費2,546万2,000円は、次のページをお開きください。中学校の教育活動で使用する教材費、クラブ活動助成費補助金、中学校遠距離通学費補助金、外国語指導助手の委託料、学校給食費の無料化に係る補助金などでございます。

項4社会教育費、目1社会教育総務費5,064万1,000円は、関係職員人件費、社会教育委員の報酬、生涯学習の事業費、関係団体への補助金が主なものでございます。

次のページをお開きください。

目2公民館費5,150万9,000円、前年度比較3,535万2,000円の増額は、中央公民館のホール、トイレ及び給水設備改修工事費の増額が主なもので、光熱水費や施設警備委託や清掃管理業務委託などの施設管理費などでございます。

次のページをお開きください。

次の目3図書館費868万5,000円は、臨時職員賃金、光熱水費と施設警備委託、パソコン借上料、図書の購入費と、大多喜の冊子発行事業は「あてら」を年2回発行する経費でございます。

次の目4文化財保護費50万2,000円は、文化財審議会委員報酬や文化財に関する補助金、負担金でございます。

次の目5視聴覚教育費30万2,000円は、いすみ市・夷隅郡視聴覚教材センターの負担金でございます。

次のページをお開きください。

項5保健体育費、目1保健体育総務費2,372万円は、職員人件費や事務費、保健体育振興事業は、スポーツ推進委員報酬や町体育協会補助金、郡体育協会への負担金などござい

す。

次の目2 体育施設費 2,179万2,000円は、海洋センターの屋外施設の多目的広場、野球場、テニスコート、旧総元小と旧上瀑小の体育館の光熱水費や施設管理業務経費でございます。次の海洋センター管理運営事業は、プール、体育館、武道場に係る維持管理経費で、武道場の屋根改修工事を計上してございます。

次のページをお開きください。

目3 学校給食費 9,865万6,000円は、職員人件費や臨時職員の賃金や共済費、光熱水費や賄材料費、給食配送委託、排水施設ろ過材交換工事などが主なものでございます。

次のページをお開きください。

次の款10 災害復旧費、項1 公共土木施設災害復旧費、目1 道路橋梁災害復旧費 180万円及び目2 河川災害復旧費 130万円は、災害発生時の緊急復旧費として予算計上しているものでございます。

款11 公債費、項1 公債費の計は4億6,031万1,000円で、起債償還の元金及び利子でございます。

款12 予備費、項1 予備費は、前年度同額の500万円を計上させていただきました。

次の130ページから139ページまでの給与費明細書は説明を割愛させていただきまして、140、141ページお開きください。

この調書は債務負担行為に関する調書で、限度額、前年度までの支出見込み額、当該年度以降の支出予定額、財源内訳を記載したものでございます。

次のページをお開きください。

この調書は地方債に関する調書で、区分ごとの年度末の現在高及び現在高の見込みに関するもので、平成30年度末現在高は、表の右端の欄の合計44億4,084万7,000円の見込みでございます。

以上で、平成30年度大多喜町一般会計予算の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

会議の途中でございますが、ここで10分間休憩します。

(午前10時50分)

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 00 分)

○議長（野村賢一君） 次に、日程第 2、議案第 22 号 平成 30 年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について、説明願います。

企画課長。

○企画課長（米本和弘君） それでは、着席で説明させていただきます。

議案第 22 号 平成 30 年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算の提案説明をさせていただきます。

この会計は、千葉県及び夷隅郡市 2 市 2 町からの拠出金や負担金等をもとに設けられた基金を適正に管理するための会計で、いすみ鉄道に交付金として支出し、鉄道経営の安定を図ることが目的です。

それでは、内容について説明をさせていただきます。

予算書の 145 ページをお開きください。

平成 30 年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 18 万円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

次に、歳入歳出の内容について、事項別明細書により説明させていただきますので、152、153 ページをお開きください。

2、歳入。

款 1 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 利子及び配当金 18 万円を基金利子として計上いたしました。

次のページをお開きください。

3、歳出。

款 1 鉄道経営対策事業費、項 1 鉄道経営対策事業費、目 1 事業費 18 万円を計上しました。これは、歳入で受け入れた基金利子を基金に積み立てるものでございます。

以上で、議案第 22 号 平成 30 年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村賢一君） これで、議案第 22 号 平成 30 年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特

別会計予算の説明を終わります。

次に、日程第3、議案第23号 平成30年度大多喜町国民健康保険特別会計予算について、説明願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） それでは、着座にて説明させていただきます。

議案第23号 平成30年度大多喜町国民健康保険特別会計予算についてご説明をいたします。

予算書157ページをお開きいただきたいと思います。

平成30年度予算につきましては、制度が改正され、県も国保の運営に加わり財政支援を行うということで、大幅に予算編成が変更となりました。歳入歳出予算の総額は12億8,092万8,000円となり、前年度と比較し2億5,676万6,000円の減でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

平成30年度大多喜町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億8,092万8,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明させていただきますので、164ページ、165ページをお願いします。

初めに歳入からご説明いたします。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税2億6,441万6,000円、目2退職被保険者等国民健康保険税380万4,000円、合計で2億6,822万円、平成29年度収納見込み、県へ納付する納付金を考慮し、前年度と比較し1,938万7,000円の減でございます。

款2項1目1一部負担金につきましては、前年度と同額1,000円で存目程度でございます。

款3使用料及び手数料、項1手数料、目1督促手数料は、前年度と同額5万5,000円でございます。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金8億9,829万4,000円でございます。内訳につきましては165ページ記載のとおりですけれども、普通交付金につきましては、出産育児一時金及び葬祭費以外の医療費について、県から全額支給されるものです。また、

特別交付金につきましては、特定健診等に係る県補助金や保険者努力支援金、県からの繰入金となります。

目、財政調整交付金以下、その下の県支出金、県負担金につきましては、広域化に伴いまして廃目となります。

次のページをお開きください。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金1億1,285万5,000円でございますが、内訳としまして右側のページ、167ページの節1保険基盤安定繰入金から節5財政安定化支援事業繰入金は法定繰入金でございます。節6特定健診等事業費繰入金は、町単独の健診項目費用相当の繰入金で、法定外の繰入金でございます。

款6繰越金、項1繰越金、目1療養給付費交付金繰越金1,000円、目2その他繰越金100万円とともに、前年度と同額でございます。

款7諸収入、項1延滞金及び過料、目1被保険者延滞金1万円、目2退職被保険者等延滞金1,000円につきましても、それぞれ前年度と同額でございます。

款7諸収入、項2雑入、目1延滞処分費から目5退職被保険者等返納金につきましても、前年度と同額を計上いたしました。

目6療養給付費等負担金、目7療養給付費等交付金については、前年度分の精算により追加交付があった場合の受け入れのための科目となります。それぞれ1,000円ずつです。

雑入37万6,000円につきましては、特定健診徴収金等を見込むものでございます。

その下の款、国庫支出金から次のページ、168、169ページになりますけれども、共同事業交付金につきましては、広域化に伴いまして廃目となるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。次のページをお開きください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費3,480万円の主な内容につきましては、右側171ページ説明欄記載のとおり、職員の人件費及び主な事務費として、基幹系システム大量一括処理委託料、レセプト電算処理委託料、広域化に伴う国庫集約システム委託料、また関係団体助成事業として県国保連合会への負担金等でございます。

項2運営協議会費、目1運営協議会費6万3,000円につきましては、国民健康保険運営協議会委員9名分の報酬でございます。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費7億4,362万6,000円、目2退職被保険者等療養給付費1,856万円、目3一般被保険者療養費723万8,000円、次のページ、目4退職被保険者等療養費14万2,000円でございます。医療費実績、被保険者数

の推移を考慮しまして、計上いたしました。

目5 審査及び支払手数料 162万7,000円は、レセプト審査手数料となり、手数料単価は前年度と同額でございます。

療養諸費の合計は7億7,119万3,000円となり、前年度と比較して2,468万3,000円の増でございます。

項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費 1億925万5,000円、目2 退職被保険者等高額療養費 303万5,000円、目3 一般被保険者高額介護合算療養費及び目4 退職被保険者等高額合算医療費につきましては、前年度と同額5万円でございます。

高額療養費の合計で1億1,239万円、前年度と比較し328万4,000円の増でございます。

項3 移送費、目1 一般被保険者移送費及び目2 退職被保険者移送費とも、前年度と同額で5万円でございます。

項4 出産育児一時金、目1 出産育児一時金 420万3,000円は、1件42万円の10件分及び審査手数料3,000円でございます。前年度と同額でございます。

続きまして、項5 葬祭費、目1 葬祭費 125万円は、1件5万円の25件分でございます。

次のページ、174、175ページをお願いします。

款3 国民健康保険事業費納付金、項1 医療給付費分、目1 一般被保険者医療給付費分 2億3,421万3,000円、目2 退職被保険者医療給付費分 113万7,000円、合計2億3,535万円。

続きまして、項2 後期高齢者支援金等分、目1 一般被保険者後期高齢者支援金等分 7,398万9,000円、目2 退職被保険者後期高齢者支援金等分 67万2,000円、合計7,466万1,000円。項3 目1 介護納付金分 2,407万6,000円、これらにつきましては、平成30年度から広域化に伴い県へ納付する納付金となります。

款4 項1 目1 共同事業拠出金 2,000円、国保連合会へ支払うもので、退職者医療制度対象者把握のための事務の事務処理拠出金になります。

款5 項1 目1 保健事業費 434万9,000円は、右のページ、175ページ説明欄記載の需用費、こちらにつきましてはジェネリック医薬品等啓発用消耗品、国保制度パンフレット、役務費はジェネリック差額の通知代、負担金補助及び交付金は人間ドック経費補助金90件分、378万円が主な内容となっております。

次のページ、176、177ページになりますけれども、款5 保健事業費、項2 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費 1,423万9,000円は、右のページの説明欄記載の特定健康診査時の看護師賃金、報酬及び特定健康診査委託料、特定保健指導委託料の経費が主な

内容でございます。

款6 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金でございますが、目1 一般被保険者保険税還付金120万円、目2 退職被保険者等保険税還付金5万円、目3 療養給付費等負担金償還金、目4 療養給付費等交付金償還金、こちらにつきましては、前年度精算による還付金が生じた場合の項目となります。

雑入につきましては、諸支出金につきましては合計125万2,000円となります。

款7 予備費、項1 予備費、目1 予備費300万円は、前年度と同額でございます。

なお、後期高齢者支援金から次のページの介護納付金までにつきましては、県の国民健康保険広域化に伴い廃目となるものでございます。

これで、平成30年度大多喜町国民健康保険特別会計予算についての説明を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

これで、議案第23号 平成30年度大多喜町国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

次に、日程第4、議案第24号 平成30年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算について、説明願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） それでは続きまして、議案第24号 平成30年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

予算書の191ページをお開きいただきたいと思います。

本文に入ります前に、平成30年度の予算編成状況につきましてご説明させていただきます。

本予算は、医療保険者であります千葉県後期高齢者医療広域連合で賦課されます保険料等の数値をもとに予算編成させていただきました。

なお、平成30年度は、保険料率の改定を実施しております。

それでは、本文に入らせていただきます。

平成30年度大多喜町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,471万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

なお、詳細につきましては、事項別明細によりご説明させていただきますので、198、199ページをお願いします。

初めに歳入でございます。

款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料、目1 特別徴収保険料 6,646万円は、年金からの特別徴収による現年度分保険料、目2 普通徴収保険料 2,617万3,000円は、現年度分及び滞納繰越分の保険料でございます。合計で9,263万3,000円、前年度比1,390万9,000円の増を計上いたしました。

平成30年度の保険料率でございますが、均等割が現行の4万400円から600円増の4万1,000円に、所得割率は現行の7.93パーセントから0.04ポイント減の7.89パーセントの改定となります。

款2 使用料及び手数料、項1 手数料、目1 督促手数料2万円は、前年度と同額でございます。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 事務費繰入金 96万5,000円は事務費に係る繰入金、目2 保険基盤安定繰入金 4,067万4,000円は、保険料の軽減状況によりまして、県が4分の3、町が4分の1を負担する繰入金となりまして、合計4,163万9,000円でございます。

款4 項1 目1 繰越金10万円でございますが、前年度よりの繰越金でございます。

款5 諸収入、項1 償還金及び還付加算金は、目1 保険料還付金 31万9,000円、目2 還付加算金、存目程度1,000円でございます。合計で前年度同額の32万円でございます。

引き続き、歳出についてご説明申し上げます。次のページ、200ページ、201ページをお願いします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費 66万8,000円は、右側201ページ説明欄記載の事務的経費で、主なものは基幹系システム大量一括処理委託料でございます。

項2 徴収費、目1 徴収費 31万8,000円は、説明欄記載の徴収事務に係る需用費及び役務費でございます。

款2 項1 目1 後期高齢者医療広域連合納付金 1億3,340万5,000円は、被保険者から納付いただきました保険料と基盤安定繰入金を合わせて、広域連合に納付するものでございます。

款3 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 保険料還付金 32万円は、転出や所得更正により保険料が減額となった方への還付金でございます。

項2繰出金、目1他会計繰出金1,000円は、存目程度を計上いたしました。

これで、平成30年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

これで、議案第24号 平成30年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

次に、日程第5、議案第25号 平成30年度大多喜町介護保険特別会計予算について、説明願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） それでは、座ったまま説明させていただきます。

議案第25号 平成30年度大多喜町介護保険特別会計予算につきまして、提案説明をさせていただきます。

予算書203ページをお開き願います。

平成30年度予算案につきましては、第7期介護保険事業計画策定に伴い算出した介護保険料、介護保険サービスに係る給付費及び地域支援事業費等に基づき予算編成を行い、前年度比5,620万1,000円、5.2パーセント増の11億3,640万2,000円の予算額を見込みました。

それでは、本文に入らせていただきます。

平成30年度大多喜町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億3,640万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、210ページ、211ページをお開きください。

初めに歳入からご説明いたします。

款1 保険料、項1 介護保険料、目1 第1号被保険者保険料につきましては、月額5,100円の保険料基準額に基づき、所得段階に応じた9段階の保険料率及び推計した第1号被保険者3,775人をもとに2億2,026万7,000円、前年度比15パーセント増を計上させていただきました。

款2 分担金及び負担金、項1 負担金には、介護予防教室事業参加者負担金として15万円を計上させていただきました。

款3 使用料及び手数料、項1 手数料には、事務手数料5万円、督促手数料4万円を計上させていただきました。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金には、介護給付費負担金として1億8,138万6,000円を計上させていただきました。

項2 国庫補助金につきましては、調整交付金として8,226万6,000円、地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業分として811万1,000円、地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業分として353万8,000円を計上させていただきました。

款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金には、介護給付費交付金として2億8,476万9,000円、地域支援事業支援交付金として382万2,000円を計上させていただきました。

款6 県支出金、項1 県負担金には、介護給付費県負担金として1億6,139万1,000円を計上させていただきました。

項2 県補助金には、地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業分として405万5,000円を、212ページ、213ページをお開きください。地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業分として176万9,000円を計上させていただきました。

款7 繰入金、項1 他会計繰入金につきましては、一般会計繰入金として1億8,442万円を計上させていただきました。内訳は、介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金、こちら町法定負担分となります。そのほかに職員給与費等繰入金、事務費繰入金、低所得者保険料軽減繰入金となっております。

項2 基金繰入金につきましては、介護給付費準備基金繰入金として10万円を計上させていただきました。

款8 繰越金には、前年度からの繰越金として2,000円を計上させていただきました。

款9 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料には、延滞金1,000円を計上させていただきました。

項2雑入には26万5,000円を計上させていただき、内訳は、生活保護者の介護認定調査等手数料、予防給付介護負担金及び介護予防ケアマネジメント負担金、第三者納付金、介護給付返還金となっております。

以上が歳入でございます。

引き続き、歳出の説明をさせていただきます。214ページ、215ページをお開きください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費には、介護保険関係職員4人分の人件費2,443万9,000円、介護保険業務に係る事務費193万8,000円を合わせ、前年度比489万1,000円減の2,637万7,000円を計上させていただきました。

なお、489万1,000円減の主な原因は、職員1名の育児休業取得によるものでございます。

項2徴収費でございますが、介護保険料の賦課徴収に係る事務費として111万2,000円を計上させていただきました。

項3介護認定審査会費でございますが、目1介護認定調査等費に、介護認定調査に係る調査員の賃金及び主治医意見書作成手数料などで571万円を、目2介護認定審査会共同設置負担金に、夷隅郡市2市2町で設置する介護認定審査会の設置、運営に係る負担金として344万2,000円を計上させていただきました。

項4運営協議会費でございますが、介護保険運営協議会1回の開催に係る委員12人分の報酬として、4万2,000円を計上させていただきました。

なお、前年度比8万4,000円の減となっておりますが、前年度は第7期介護保険事業計画策定のための協議会が3回開催されたことによるものでございます。

216ページ、217ページをお開きください。

項5選定委員会費でございますが、平成30年度から平成32年度にかけて整備を予定しております介護老人福祉施設及び小規模多機能型居宅介護施設の募集に係る審査を行う法的介護施設等整備事業者選定委員会委員4人分の報酬4回分として、5万6,000円を計上させていただきました。

次は、款2保険給付費でございますが、保険給付費につきましては、第7期介護保険事業計画の策定に際し推計した数値に基づき、予算計上させていただきました。

それでは、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費でございますが、要介護1から5の認定を受けた方の居宅介護、地域密着型介護、施設介護、福祉用具購入、住宅改修、居宅介護サービス計画等に係る給付費として、合計で9億5,549万4,000円を計上させていただきました。

項2 介護予防サービス等諸費でございますが、要支援1、2の認定を受けた方への在宅介護、地域密着型介護、福祉用具購入、住宅改修、居宅介護サービス計画等に係る給付費として、218、219ページをお開きください。合計で2,194万3,000円を計上させていただきました。

項3 その他諸費につきましては、介護報酬の審査支払いに係る手数料として65万円を計上させていただきました。

項4 高額介護サービス等費につきましては、利用者負担の上限を超えた場合に支給するもので、高額介護サービス費と高額介護予防サービス費を合わせ、2,417万8,000円を計上させていただきました。

項5 高額医療合算介護サービス等費につきましては、医療費と介護給付費の自己負担額の合計額が、年間の限度額を超えた場合に支給されるもので、高額医療合算介護サービス費と高額医療合算介護予防サービス費を合わせ、203万9,000円を計上させていただきました。

項6 特定入所者介護サービス等費につきましては、低所得者の方が施設に入所した場合の食費と居住費の自己負担を軽減するために支給されるもので、特定入所者介護サービス費と特定入所者介護予防サービス費を合わせ、5,039万7,000円を計上させていただきました。

次は、款3 地域支援事業費でございますが、地域支援事業費につきましては保険給付費と同様に、第7期介護保険事業計画の策定に際し推計した数値に基づき、予算計上をさせていただきます。

款3 地域支援事業費、項1 介護予防事業費、目1 総合事業費精算金でございますが、住所地特例者が総合事業の提供を受けたときの精算金として、10万円を計上させていただきました。

項2 包括的支援事業・任意事業、目1 任意事業費でございますが、任意事業には、介護給付費等の費用の適正化に係る経費、寝たきり高齢者等へのおむつの支給及び成年後見人制度の利用支援などに係る経費として、253万6,000円を計上させていただきました。

220ページ、221ページをお開きください。

目2 包括的支援事業費でございますが、地域包括支援センター職員3名分及び臨時職員の人件費や事務費で2,051万3,000円を計上させていただきました。

目3 包括的支援事業社会保障充実分は、昨年度は名称を認知症総合支援事業費としておりましたが、今年度から包括的支援事業社会保障充実分に名称を変更させていただき、49万3,000円を計上させていただきました。内訳として、生活支援体制整備事業に、地域包括支

援センターに配置する生活支援コーディネーターに係る賃金や消耗品費として 47 万 1,000 円、認知症初期集中支援推進事業に、認知症初期集中支援チームの医師に係る相談業務委託料として 2 万 2,000 円を計上させていただきました。

項 3 介護予防・日常生活支援サービス事業費につきましては、1,685 万 9,000 円を計上させていただきました。内訳としまして、要支援者等に係る訪問介護、通所介護の経費として 1,560 万円、ケアプラン作成経費として 125 万 9,000 円を計上しております。

項 4 その他諸費につきましては、介護予防・日常生活支援サービスの報酬の審査支払いに係る手数料として、2 万 7,000 円を計上させていただきました。

項 5 一般介護予防費、目 1 一般介護予防事業費につきましては、322 万 2,000 円を計上させていただきました。

なお、介護予防普及啓発事業における介護予防教室の実施方法などの見直しにより、前年度比 98 万 4,000 円の減となっております。また、内訳としましては、介護予防普及啓発事業に、脳トレ教室やいきいき塾等による介護予防の普及啓発に係る経費として 88 万 1,000 円を、222 ページ、223 ページをお開きください。地域介護予防活動支援事業には、住民主体の介護予防活動の育成や支援などを行う経費として 200 万 5,000 円を、地域リハビリテーション活動支援事業には、地域における介護予防の取り組みを強化するため、住民主体の介護予防活動リハビリテーション専門職員を派遣するための経費として 33 万 6,000 円を計上いたしました。

款 4 基金積立金でございますが、介護給付費準備基金への積立金として 80 万 9,000 円を計上させていただきました。

款 5 諸支出金につきましては、過年度保険料の還付金及び保険給付費や地域支援事業費に係る国・県支出金の法定負担金の精算に伴う返還金として、30 万 3,000 円を計上させていただきました。

款 6 予備費につきましては、前年度と同額の 10 万円を計上させていただきました。

以上が歳出でございます。

以上で、平成 30 年度大多喜町介護保険特別会計予算案の説明を終わりにさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

これで、議案第 25 号 平成 30 年度大多喜町介護保険特別会計予算の説明を終わります。

次に、日程第6、議案第26号 平成30年度大多喜町水道事業会計予算について、説明願います。

環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） それでは、着座にて説明させていただきます。

議案第26号 平成30年度大多喜町水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

別冊の水道事業会計予算書1ページをお開き願いたいと思います。

第1条、平成30年度大多喜町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。第1号、給水戸数3,830戸。第2号、年間総給水量104万3,600立方メートル。第3号、1日平均給水量2,859立方メートル。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入、第1款水道事業収益5億5,832万5,000円。第1項営業収益3億1,512万4,000円。第2項営業外収益2億4,320万1,000円。

支出、第1款水道事業費用5億1,488万円。第1項営業費用4億8,395万8,000円。第2項営業外費用3,052万2,000円。第3項予備費40万円。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,497万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,209万3,000円、過年度分損益勘定留保資金9,816万5,000円及び当年度分損益勘定留保資金472万円で補填するものとする。

収入、第1款資本的収入5億3,352万7,000円。第1項負担金1,071万6,000円。第2項企業債5億2,280万円。第3項固定資産売却代金1万1,000円。

次ページになります。

支出、第1款資本的支出6億7,850万5,000円。第1項建設改良費5億8,843万1,000円。第2項企業債償還金9,007万4,000円。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、次のとおり定める。

起債の目的、配水管布設事業の限度額は3,650万円。排水施設整備事業の限度額は630万円。面白浄水場更新事業の限度額は4億8,000万円。各事業とも起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

第6条、一時借入金の限度額は3億6,000万円と定める。

第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費 5,238 万 3,000 円。

第8条、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,000 万円である。

次ページになります。

たな卸資産の購入限度額は、260 万 8,000 円と定める。

次に、9 ページの平成 30 年度大多喜町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書になります。

この予定キャッシュ・フロー計算書は、平成 30 年度会計期間の現金預金の流れを事業活動別に記載したものです。

平成 30 年度中の資金の増減額は 3,824 万 3,000 円のマイナスとなり、資金の期末残高は 1 億 8,813 万 9,000 円となります。

続きまして、10 ページから 17 ページは職員給与費明細書です。説明につきましては、記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

次に、18、19 ページをお開き願いたいと思います。

継続費に関する調書です。款 1 資本的支出、項 1 建設改良費、事業名、面白浄水場更新事業。総額で 9 億 4,332 万 7,000 円。年割額、平成 29 年度 4,719 万 6,000 円、平成 30 年度 4 億 8,669 万 2,000 円、平成 31 年度 4 億 943 万 9,000 円となります。

20 ページをお開き願いたいと思います。

債務負担行為に関する調書です。設定事項は水道料金システム賃借料、限度額 1,092 万 3,000 円。期間は平成 30 年度から平成 34 年度で、支払い義務発生額は 1,072 万 4,000 円でございます。

次に、23 ページをお開きください。

平成 29 年度大多喜町水道事業予定損益計算書（前年度分）は、平成 29 年度の大多喜町水道事業の諸活動の経営成績の見込みをあらわしたものです。営業収支は 1 億 4,687 万円の営業損失となり、営業外収支では 1 億 5,285 万 3,000 円の営業外利益となります。これによりまして、経常損益では 598 万 3,000 円の経常利益が生じ、この 598 万 3,000 円が平成 29 年度の純利益となる見込みでございます。

次に、24、25 ページをお願いします。

平成 29 年度大多喜町水道事業予定貸借対照表（前年度分）及び 26、27 ページの平成 30 年度大多喜町水道事業予定貸借対照表（本年度分）につきましては、それぞれの年度末現在の財政状態をあらわしたものとなっております。

次に、28、29 ページをお願いします。

28、29 ページにつきましては、注記といたしまして重要な会計方針についての記載となります。

次に、30、31 ページをお開き願いたいと思います。

平成 30 年度大多喜町水道事業会計予算積算資料について、ご説明申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出ですが、款 1 水道事業収益、項 1 営業収益、目 1 給水収益の予定額 3 億 1,424 万 8,000 円は、前年度比較 970 万 3,000 円の増となります。有水収量 104 万 3,600 立方メートルに対する水道料金収入でございます。

目 2 その他営業収益の予定額 87 万 6,000 円は、前年度比 20 万 5,000 円のマイナスとなります。主な内訳は、標示テープ等の資材売益による材料売却収益 47 万 5,000 円、設計審査、工事検査手数料 25 万 4,000 円、資材等の売却、給配水管修繕工事代、水道料金督促料の雑収益 14 万 7,000 円でございます。

項 2 営業外収益、目 1 受取利息及び配当金の予定額 21 万 1,000 円は、前年度比 25 万 2,000 円の減となります。主な内容は、有価証券の利息となります。

目 2 他会計補助金の予定額 7,000 万円は、一般会計からの高料金対策補助金でございます。

目 3 県補助金の予定額 6,600 万円は、市町村水道総合対策補助金で、前年度と同額でございます。

目 4 長期前受金戻入の 7,218 万 8,000 円は、前年度比 2,615 万 1,000 円の増となります。

目 5 雑収益の予定額 22 万 3,000 円は、前年度比 24 万 9,000 円の減となります。

目 6 消費税還付金の予定額 3,457 万 9,000 円は、消費税計算見込みにより、還付金を予定しています。

次のページをお開きください。

支出、款 1 水道事業費用、項 1 営業費用、目 1 原水及び浄水費の予定額 2 億 2,477 万 2,000 円は、前年度比 358 万 8,000 円の増となります。主な経費は、職員 1 名分の人件費 674 万 3,000 円、浄水場管理臨時職員の賃金 1,108 万 6,000 円、水質検査、浄水場警備、汚泥処理委託料 968 万 6,000 円、浄水場の電気料の動力費 697 万 1,000 円、南房総広域水道企業団からの受水費 1 億 8,029 万 9,000 円です。

目 2 配水及び給水費の予定額 3,370 万 2,000 円は、前年度比 238 万 3,000 円の増となります。主な経費は、職員 1 名分の人件費 876 万 9,000 円、次ページをお願いいたします。給配水施設の修繕費 1,062 万 9,000 円、舗装本復旧費及び舗装仮復旧費、常温合剤費の路面復旧

費 452 万 7,000 円、加圧ポンプ所電気料の動力費 540 万円、施設補修用の材料費 118 万 2,000 円でございます。

目 3 総係費の予定額 4,485 万 2,000 円、前年度比 65 万 6,000 円の減となります。主な経費は、職員 4 名分の人件費 2,861 万 5,000 円、検針業務、地図情報、水道料金及び会計システム保守に係る委託料 692 万 4,000 円、水道料金及び会計システム等の賃借料 355 万 5,000 円でございます。

次のページをお開きください。

水道料金等の貸倒引当金として計上するための貸倒引当金繰入額 158 万円でございます。

目 4 減価償却費の予定額 1 億 3,292 万 1,000 円は、前年度比 245 万 1,000 円の増となります。

目 5 資産減耗費の予定額 4,734 万 4,000 円は、前年度比 3,001 万円の増となります。主な内容は、構築物、機械及び装置の固定資産除却費でございます。

目 6 その他営業費用の予定額 36 万 7,000 円は、前年度と同額となり、資材等の材料売却原価でございます。

項 2 営業外費用、目 1 支払利息の予定額 2,795 万 8,000 円は、前年度比 118 万 9,000 円の減となり、企業債 60 件分の利息でございます。

目 2 雑支出の予定額 256 万 4,000 円は、前年度比 7 万 1,000 円の増となり、特定収入仮払消費税等でございます。

項 3 目 1 予備費の予定額 40 万円は、前年度と同額でございます。

次のページをお開きください。

資本的収入及び支出。収入、款 1 資本的収入、項 1 負担金、目 1 加入負担金の予定額 804 万 6,000 円は、前年度比 102 万 6,000 円の増となります。

目 2 工事負担金の予定額 267 万円は、前年度比 267 万円の増となり、主な内容は、船子地先宅地造成に係る工事負担金でございます。

項 2 企業債、目 1 企業債の予定額 5 億 2,280 万円は、前年度比 4 億 2,080 万円の増となり、配水管布設事業及び面白浄水場更新事業への充当となります。

項 3 固定資産売却代金、目 1 固定資産売却代金の予定額 1 万 1,000 円は、前年度と同額でございます。

次のページをお開きください。

支出、款 1 資本的支出、項 1 建設改良費、目 1 取水施設費の予定額 108 万円は、前年度と

同額で、機器の交換工事に要する経費でございます。

目2 浄水施設費の予定額 91 万 3,000 円は、前年度比 16 万 7,000 円の減となり、機器の交換工事に要する経費でございます。

目3 配水施設費の予定額 6,768 万円は、前年度比 2,912 万 8,000 円の増となります。主なものといたしましては、職員 2 名分の人件費 820 万 7,000 円、測量業務等の委託料で 267 万 3,000 円、布設替工事用材料等の材料費で 444 万 5,000 円、小内地先配水管布設替工事及び紺屋地先の鉛管布設替工事等の工事請負費で 5,135 万 4,000 円でございます。

目4 固定資産取得費の予定額 433 万 9,000 円は、前年度比 23 万 7,000 円の増額で、内容につきましては、浄水場用取水ポンプの購入のための機械購入費 107 万 9,000 円、公用車の購入に伴う車両購入費 142 万 9,000 円、水道メーターの新規設置や検定期間満了に伴います量水器費 183 万 1,000 円でございます。

目5 施設拡張費の予定額 2,763 万 7,000 円は、前年度比 1,546 万 3,000 円の減となり、内容につきましては、三育学院の配水管布設工事等に伴います工事請負費で 2,221 万 5,000 円、同工事に伴います材料費で 542 万 2,000 円でございます。

目6 面白浄水場更新費の予定額 4 億 8,678 万 2,000 円は、面白浄水場更新工事に伴います本体工事の工事請負費でございます。

項2 目1 企業債償還金の予定額 9,007 万 4,000 円は、前年度比 382 万 5,000 円の増となり、企業債 55 件分の償還元金となります。

以上で、平成 30 年度大多喜町水道事業会計予算の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

これで、議案第 26 号 平成 30 年度大多喜町水道事業会計予算の説明を終わります。

会議の途中でございますが、ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いして、午後は 1 時から会議を再開します。

(午前 11 時 57 分)

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 零時 59 分)

○議長（野村賢一君） 次に、日程第 7、議案第 27 号 平成 30 年度大多喜町特別養護老人

ホーム事業会計予算について、説明願います。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） それでは、議案第 27 号 平成 30 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算について、説明をさせていただきます。座ったまま説明させていただきます。

それでは、予算書の 1 ページをお開きください。

総則。第 1 条、平成 30 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第 2 条、業務の予定量は、次のとおりとする。

第 1 号、利用定員、施設介護サービス 80 人、居宅介護サービス 4 人。

第 2 号、年間利用予定者数、施設介護サービス 2 万 75 人、居宅介護サービス 1,200 人。

収益的収入及び支出。第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。

収入、第 1 款特別養護老人ホーム事業収益 2 億 1,280 万 9,000 円。第 1 項営業収益 2 億 28 万 2,000 円。第 2 項営業外収益 1,252 万 7,000 円。

支出、第 1 款特別養護老人ホーム事業費用 2 億 7,958 万 3,000 円。第 1 項営業費用 2 億 7,908 万 2,000 円。第 2 項営業外費用 1,000 円。第 3 項予備費 50 万円。

資本的収入及び支出。第 4 条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 841 万 9,000 円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。

支出、第 1 款資本的支出 841 万 9,000 円。第 1 項建設改良費 841 万 9,000 円。

次のページをお開きください。

一時借入金。第 5 条、一時借入金の限度額は、1,200 万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。第 6 条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第 1 号、第 1 項営業費用、第 2 項営業外費用との相互。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。第 7 条、次に掲げる費用については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第 1 号、職員給与費 2 億 745 万 2,000 円でございます。

続きまして、9 ページは平成 30 年度予定キャッシュ・フロー計算書でございます。10

ページから 17 ページにかけましては給与費明細書でございます。19 ページは平成 29 年度
予定損益計算書でございます。20 ページ、21 ページにかけましては平成 29 年度予定損益対
照表でございます。22、23 ページは平成 30 年度予定損益対照表でございます。25 ページは
注記でございます。これらにつきましては記載のとおりですので、説明につきましては割愛
させていただきます。

続きまして、予算の明細につきまして、予算積算基礎資料により説明をさせていただきます
す。

26 ページ、27 ページをごらんください。

初めに、収入について説明いたします。

第 1 款特別養護老人ホーム事業収益、第 1 項事業収益、第 1 目介護報酬収益の予定額 1 億
6,301 万 2,000 円は、前年度比 5,953 万円の減となります。フロアを縮小して運営している
ことから、長期の利用者の見込み 2 万 75 人と短期の施設利用者 1,200 人分の介護報酬とな
り、前年度より 7,500 人ほど減ることが見込まれているためです。

第 2 目介護負担金収益の予定額 3,727 万円は、前年度比 1,605 万 1,000 円の減となります。
施設利用に伴う入所者の負担金となります。

第 2 項営業外収益の予定額 1,252 万 7,000 円は、前年度比 188 万 8,000 円の増となります。
内訳は、預金利息が 12 万 1,000 円、寄附金が 1,000 円、長期前受金戻入が 944 万 9,000 円、
雑収益が 295 万 6,000 円となります。

次のページをごらんください。

支出、第 1 款特別養護老人ホーム事業費用、第 1 項営業費用、第 1 目総務管理費の予定額
1 億 6,859 万 4,000 円は、前年度比 508 万円の増となります。主なものといたしまして、第
2 節給与 7,807 万 1,000 円は職員 25 名分の給与、第 3 節手当 3,160 万 3,000 円は職員の各
種手当、第 5 節法定福利費 3,915 万 9,000 円等ですが、17 節負担金に外国人技能実習生受
け入れに伴う経費 252 万 5,000 円を計上させていただきました。

次のページをごらんください。

第 2 目施設管理費の予定額 2,333 万円、前年度比 179 万 2,000 円の減となります。主なも
のといたしまして、第 8 節備品消耗品費 452 万 9,000 円、第 9 節燃料費 349 万 2,000 円、第
14 節委託料 342 万 6,000 円、第 20 節光熱水費 970 万 8,000 円でございます。

次に、第 3 目居宅介護事業費の予定額 285 万 9,000 円、前年度比 7 万 7,000 円の減となり
ます。主なものといたしまして、臨時職員 1 名分の法定福利費 37 万円、賃金 248 万 9,000

円でございます。

次に、第4目施設介護事業費の予定額6,699万8,000円、前年度比774万3,000円の減となります。主なものといたしまして、臨時職員19名分の法定福利費600万円、賃金3,771万6,000円。この賃金の中には、外国人技能実習生3名分の賃金を含ませていただいております。次のページをごらんください。賄材料費が1,638万円でございます。

次に、第5目減価償却費の予定額1,729万1,000円、前年度比113万1,000円の減となります。

次に、第6目資産減耗費の予定額1万円は、前年度と同額でございます。

次に、第2項営業外費用、第1目雑支出の予定額1,000円は、前年度と同額でございます。

次に、第3目予備費、第1目予備費の予定額50万円は、前年度より50万円の減でございます。

続きまして、次のページになりますが、資本的収入及び支出の支出でございます。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目設備整備費、第1節工事請負費の予定額561万円、前年度比93万2,000円の増となります。主なものといたしまして、電気設備工事費123万5,000円、居室改修工事、こちらにつきましては、外国人技能実習生の関係の工事となります。152万円。浄化槽修繕工事18万2,000円等でございます。

次に、第2節備品購入費の予定額199万9,000円、前年度比82万4,000円の増となります。主なものといたしまして、ギャッチベッド1台15万円、厨房大型エアコン交換1台91万円、リクライニング車椅子2台17万円等でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

これで、議案第27号 平成30年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算の説明を終わります。

以上で、一括議題とした議案第21号から議案第27号までの平成30年度大多喜町一般会計予算、各特別会計予算及び各事業会計予算の提案説明を終わります。

◎夷隅環境衛生組合議会議員の選挙

○議長（野村賢一君） 日程第8、夷隅環境衛生組合議会議員の選挙を行います。

準備をしますので、しばらくお待ちください。

それでは、これから夷隅環境衛生組合議会議員の選挙を行います。選挙すべき議員の数は1人であります。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

(議場を閉める)

○議長(野村賢一君) ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番渡辺善男議員、6番麻生剛議員、11番山田久子議員を指名します。

投票用紙を配付します。

(投票用紙の配付)

○議長(野村賢一君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

(投票箱の点検)

○議長(野村賢一君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

なお、この選挙においては、議員の中に同一の姓の議員が2名以上いるため、有効投票に応じた案分はされず、全て無効票となります。また、白票も無効票として取り扱います。よって、姓名の両方をフルネームで記載してください。

この選挙は、得票数の上位1名をもって当選者とします。

それでは、1番議員から順番に事務局より呼名をさせますので、投票願います。

(事務局長点呼により議席順に投票)

○議長(野村賢一君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

渡辺善男議員、麻生剛議員、山田久子議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（野村賢一君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 12 票

有効投票 12 票

無効投票 0 票

有効投票のうち

根本年生君 8 票

吉野一男君 4 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、根本年生議員が夷隅環境衛生組合議会議員に当選されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○議長（野村賢一君） ただいま夷隅環境衛生組合議会議員に当選されました根本年生議員が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

夷隅環境衛生組合議会議員に当選されました根本年生議員に、当選の承諾のご挨拶をお願いします。

4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） 前回に引き続きまして、重要な任務を賜ることができました。ありがとうございました。今後とも一生懸命頑張りますので、よろしく願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（野村賢一君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

なお、既に通知したとおり、新年度予算案の細部説明及び議案調査のため、あす6日及び7日の午前9時から、合同での常任委員会協議会がこの場所で開催されますので、よろしくをお願いします。3月6日は総務文教常任委員会が所管する事務について、また、3月7日は福祉経済常任委員会が所管する事務となります。

また、最終日である3月15日は午前10時から本会議を開きますので、ご参集願います。

これもちまして本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会とします。

長時間、ご苦労さまでございました。

(午後 1時24分)

第 1 回大多喜町議会定例会 3 月会議

(第 4 号)

平成30年第1回大多喜町議会定例会3月会議会議録

平成30年3月15日(木)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	野中眞弓君	2番	志関武良夫君
3番	渡辺善男君	4番	根本年生君
5番	吉野僖一君	6番	麻生剛君
7番	渡邊泰宣君	8番	麻生勇君
9番	吉野一男君	10番	末吉昭男君
11番	山田久子君	12番	野村賢一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	宇野輝夫君	代表監査委員	滝口延康君
総務課長	西郡栄一君	企画課長	米本和弘君
財政課長	君塚恭夫君	税務住民課長	和泉陽一君
健康福祉課長	西川栄一君	建設課長	野村一夫君
産業振興課長	吉野敏洋君	環境水道課長	山岸勝君
特別養護老人ホーム所長	秋山賢次君	会計室長	鈴木久直君
教育課長	古茶義明君	生涯学習課長	宮原幸男君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	吉野正展	書記	市原和男
------	------	----	------

議事日程（第4号）

- 日程第 1 議案第 2 1 号 平成 3 0 年度大多喜町一般会計予算（質疑～採決）
- 日程第 2 議案第 2 2 号 平成 3 0 年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算（質疑～採決）
- 日程第 3 議案第 2 3 号 平成 3 0 年度大多喜町国民健康保険特別会計予算（質疑～採
採
決）
- 日程第 4 議案第 2 4 号 平成 3 0 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算（質疑～採
決）
- 日程第 5 議案第 2 5 号 平成 3 0 年度大多喜町介護保険特別会計予算（質疑～採決）
- 日程第 6 議案第 2 6 号 平成 3 0 年度大多喜町水道事業会計予算（質疑～採決）
- 日程第 7 議案第 2 7 号 平成 3 0 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算（質疑
～採決）
- 追加日程第 1 同意第 2 号 大多喜町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれ
らに準ずるものとするについて
- 追加日程第 2 同意第 3 号 大多喜町農業委員会委員の任命について
- 追加日程第 3 同意第 4 号 大多喜町農業委員会委員の任命について
- 追加日程第 4 同意第 5 号 大多喜町農業委員会委員の任命について
- 追加日程第 5 同意第 6 号 大多喜町農業委員会委員の任命について
- 追加日程第 6 同意第 7 号 大多喜町農業委員会委員の任命について
- 追加日程第 7 同意第 8 号 大多喜町農業委員会委員の任命について
- 追加日程第 8 同意第 9 号 大多喜町農業委員会委員の任命について
- 追加日程第 9 同意第 1 0 号 大多喜町農業委員会委員の任命について
- 追加日程第 1 0 同意第 1 1 号 大多喜町農業委員会委員の任命について
- 追加日程第 1 1 同意第 1 2 号 大多喜町農業委員会委員の任命について
- 追加日程第 1 2 発議第 1 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提
出について

◎開議の宣告

○議長（野村賢一君） おはようございます。

3月15日は、皆様ご存じのとおり確定申告の最終日でございます。議員の皆様は既に終わっていると思いますが、終わっていない方はひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

町長及び執行部職員の皆様には、ご出席をいただきましてまことにご苦勞さまでございませう。本日は審議期間の最終日となりますが、よろしくお願ひします。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

(午前10時00分)

◎行政報告

○議長（野村賢一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） おはようございます。

平成30年第1回議会定例会3月会議の最終日に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議長を初め議員の皆様には、年度末の大変お忙しいところ、ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

行政報告につきましては、3月会議初日以降のものでございますので、お手元に配付をさせていただきました報告書でご了承をいただきたいと思ひます。

さて、本日の会議は、平成30年度当初予算に係る質疑と採決となっておりますが、先般の議会初日で予算編成方針をお話をさせていただき、また、先週は常任委員会協議会において、関係各課から各種事業の詳細な説明をさせていただいたところでございます。

限られた予算の中で、第3次総合計画や過疎地域自立促進計画などの着実な推進を図るため、主要幹線及び集落内の未整備町道の改良、道路維持事業、深刻化している有害鳥獣対策事業、老朽化している農業用施設の計画的な整備・補修に加え、若者の定住化に向けた宅地の整備、子育て世代への支援策として出産祝金事業、子ども医療費助成の継続、さらに対象者を小学生まで広げた給食費補助金、中学校統合に伴い対象者が増加した通学費の補助、中学校空調設備設置経費など、人口減少社会に対応していくための諸施策等を盛り込んだ予算とさせていただいております。

このようなことから、議員各位におかれましては、ご審議の上、可決くださるようお願いを申し上げ、行政報告にかえさせていただきます。

○議長（野村賢一君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（野村賢一君） 次に、諸般の報告であります。3月6日以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議事日程の報告

○議長（野村賢一君） これより日程に入ります。

本日の会議は、既に配付いたしました議事日程（第4号）により進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第1、議案第21号から日程第7、議案第27号までの平成30年度大多喜町一般会計予算、各特別会計予算及び各事業会計予算については、既に一括議題として提案理由の説明が終わっております。

3月5日の会議に引き続き、これより各会計ごとに質疑、討論、採決を行います。

議員各位には、既にご承知のとおり、事前に配付されている予算に係る予算説明資料などは予算審議を円滑に進めるための参考資料ですので、質疑に当たっては、平成30年度の各歳入歳出予算書から質疑されるようお願いいたします。また、質疑に当たっては、歳入については全般にわたって、また歳出については款ごとに行います。

また、質疑の際は予算書のページを必ず示していただくとともに、質疑に当たっては議題外にわたり、またその範囲を超えることのないようご留意願います。また、質疑については1項目については3回までとします。

それでは、これより質疑に入ります。

議案第21号 平成30年度大多喜町一般会計予算の質疑を行います。

歳入については全般、歳出の質疑については、初めに款1議会費、款2総務費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） 49 ページの大多喜高校支援推進事業。

ご存じのように大多喜高校、ことし本当に 26 人という大幅な定員割れが行われました。これは何とかしなけりゃいけないと思います。

大多喜高校推進事業、今年度、大幅な定員割れを起こしたにもかかわらず、前回と同じような予算立てで、大多喜高校の支援推進ができて、来年も定員割れを防ぐことができるのか。例年どおりの予算と取り組みでやっていたのでは、10 人、20 人、来年減ることも否定できません。このような予算立てで、高校の支援ができると思いますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 教育課のほうからお答えさせていただきます。

大多喜高校支援推進事業助成金でございますが、次の平成 30 年度で 3 年目となりまして、その有効性については今後検証していく必要があろうかと思いますが、あくまで大多喜高校支援策の一つでありまして、先日の一般質問の際にもお答えさせていただきましたが、平成 28 年 4 月に設置した大多喜高校支援推進委員会から出された意見、また教育委員会で進めている外国語教育を保育園から高校までつなげていくような体制づくりを、高校とともに協議しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） すみません、本当に危機的な状況になる前に何とかしなくちゃいけないと思っています。

今のお話だと例年どおりの答弁で、本当に新しいやり方、新しい模索、いろんな方面では成功をおさめている事例もあると伺っていますので、新しい分野に向かって、少なくとも来年度の予算はこれでいくと、今後はこういった新しい事業をやるとかというものを明確に示してもらい必要があるかと思いますが、その辺の危機感と、大多喜高校がなくなったときに大多喜町に及ぼす影響について、この予算でいいのか、再度審議してもらおうというか、精査してもらおうことはできませんか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） それにつきましては、やはり同じということで、予算上は同じでございますが、取り組みについては今まで支援推進委員会から出されたさまざまな意見をもとに、それを実行に移していくというふうなことで、明善祭に地域交流を深める、地域活性

化のために、地域活性化につながるような、明善祭のときに地域の方の協力を得て出店してもらうとか、いろいろな方法、方策というか意見が出されておりますので、それを今度は実行に移していくというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） そうすると、今のお話で、これが有効的であるような事業推進の方法があった場合には、補正予算等を組んでやる準備があるんだということによろしいですか。

○議長（野村賢一君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） それでは、私のほうからちょっと答弁させていただきますけれども、根本議員ご存じのようにことし二次募集もやって、26人の生徒募集がならなかったということなんですが、これは大多喜高校に限らず、近隣の高校も定員割れしている学校もございます。

これは一つの要因としては、やはりご存じのように今、少子化で子供の数が激減しているということで、大多喜高校、本当に私も残したいというか、今そういう残す残さないの問題もないわけですが、やはり近隣の市町村の子供たちの減少もございます。

そういう中で、非常に学校側も頑張っているわけですが、私も大多喜高校の支援推進委員のメンバーということで今やっていますけれども、これについては学校側も、我々もやらなくちゃいけないこともあると思いますが、これは学校側のほうで、やはり県立高校でするので学校側のほうでやはりそういう魅力ある学校づくりをしてもらいたいということで、この前ちょっと校長先生にお会いして、先生方もひとつ一緒になってくれということでお話ししてございますので、また学校側と色々な話の中で支援策を協議していきたいというふうに思ひますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（野村賢一君） ほかに質疑ございませんか。

6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 6番、麻生剛です。

根本議員の大多喜高校存続にかける熱意、私も大多喜高校のことに関してはこの問題、非常に同程度から思っております。予算が同じで熱意はあるんだと、こういう主張ですが、私も。

そこで、副町長さんに同じOBとしてお尋ねしたいんですけども、過去英語科が設置され廃止になり、どうしてかということについてまず考えていただきたい。

それは、私が考えるに当たりましては、当然入り口はあっても出口がないんです、大多喜

高校の場合。いわゆる、先ほどのように特色のある教育が。これは、大多喜高校のプールも今は使われていないと。あれ、町予算を投入してつくったプールです。このような経緯もありますので。

先ほどから県立高校だから県立が主体となってやる、これは当然の答えですけれども、町が今度は逆に母屋を乗っ取るぐらいの気持ちでやらないと、私はだめだと思うんです。

出口関係についてお考えがどうなのか、その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） 今、出口関係はどうかということなんですけれども、今、私が話したとおり、町立の高校であれば町がこれこれあれこれということなんですけれども、やはり県立高校でありますので、教育現場もこれは校長先生にも管理というか、それをもう任せているわけです。その中で、町があれしましょう、これしましょうと言っても、学校側の立場もございまして、なかなかそういう面で非常に難しい面がございまして。

今、話したように、今後は学校側と町の側のほうでこれから引き続き、どういう支援策ができるのか、また学校側でどういうものを求めているのか、そういったものをまたよく話し合いながら、支援策を練っていきたいというふうに考えています。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 副町長のご答弁、そのような答弁が来るかなと予想されておりました。それは、一番役人として優秀だけれども、一歩進めなくてはいけない状況になっているという町民の声をもうちょっと察していただきたい。

さっき出口政策はどうかといった点は、英語科の失敗は英語科を卒業しても行くところがないんです。推薦枠も少ない。あるいは国際関係のところにも行けない。だから、私はあれはヒント、サジェスションのつもりで言ったつもりなんですけれども。

大多喜町で、先ほど来教育課長も言っていたけれども、英語を生かしてやるというふうにいっていたのならば、大多喜町役場では英語に堪能な諸君を入れて、通訳に匹敵するような、国家試験も突破させて、そういう職員枠をつくるとか、あるいは海外の施設、海外の組織、そういうところにも行かれる状況をつくってやる。その手助けはできるはずだと。

この辺について、どうだろうか、民間の感覚がある大多喜町町長、飯島勝美氏に私は聞きたいと思う。この点について、町が主体的にやるべきことはそういうことなんじゃないかなと私は思うんですけども。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 大多喜高校につきましては、今、課長または副町長が答えたのが基本であります。ただ、今、人数を限定して、この人数を何とかしようじゃないかということの中で定員割れというのが一つあります。

一つは、逆に言いますとやっぱり少子化というのは、これはもういかんともしがたい事実でございます。それは現実を見据えていくと、そういうことになります。そうしますと、やはり1学級のクラス編制の人数をどうするかとか、そういった問題も一つありますよね。

ですから、必ずしも今の定員割れをどうするかということじゃなくて、いわゆる1学級の定数という問題をどうするかということは今、教育長を中心として県の教育委員会のほうにもお話をしております。ですから、クラス数は変わらなくても、やはり現実の実態に合わせた、そういったことも含めてお話をしております。

また、もう一つは、今は一次募集、二次募集ということの中で、私立は1回に一次募集で全数を募集できるんですが、公立についてはなぜか都市部の規格といたしますか、そういったものに合わせた中で地方にもそれが押しつけられていまして、一次である程度人数を抑えられていると。それで、二次募集ということになります。そうしますと、じゃ、一次で落ちた人がまた二次募集に来るとするのは非常に抵抗があるわけです。ですから、そういった問題はやっぱり県の教育委員会のほうにもお願いしますということで、こういったことも含めて、今、教育長には動いていただいております。

そういったことを、いろんな角度から存続ということはやっぱり考えていかなきゃなりませんし、大多喜高校がなくなる危機感というのは、別に根本議員、麻生剛議員だけでなく全員、本当に町民の皆さん、またOBの皆さん、みんな心配しています。ですから、それはもう全員が心配していることは間違いないわけでございます。ですから、そういったことは全員でやらなきゃいけません。

もう一つは、高校を守る上で、卒業したときにどこに行けるかということが一つありますよね。大多喜高校は、ご存じのように伝統校です。これはもう千葉県でも本当に有数の伝統校であります。そうしますと、大学へ入る推薦枠というのは実は新設校よりはるかにあるんです。これはもう圧倒的に伝統校、重みがありましてかなり有利なものがあります、大多喜高校は。だから、そういうことでわざわざ大多喜高校に来る方もあるんです。

ですから、いろんな角度で、今、麻生議員のおっしゃったことも一つあるのかもしれませんが、まだまだやるべきこともたくさんございますので、そういったことも含めて、基本はやはり大多喜高校がこの地域に残るといこと、そういうことであろうと思います。これは、

全町民の願いでありますし、また夷隅郡市内の全員の皆さんの、またOBの皆さんの願いでもありますので、我々もそこはしっかりと踏まえながらやっていきたいと思っています。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 町長の答弁の中で、麻生だけじゃない、根本だけじゃない、全員が考えているんだと、そのお言葉、私しっかりと受けとめます。お互いに合意点がここにある、全員なんです、執行部の皆さん、議員の皆さん、そして町民の皆さんもそうです。この辺は非常に高く評価させていただきます。

しかし、大多喜高校、伝統校だけれども、悲しいかな、進学率、どうでしょうか。どこでもよければ入る。これは確かに大多喜高校ならどこでも入れるかもしれない。しかし、自分が目指しているもの、そこに行けるかどうか、私はこれは甚だ疑問だと思っています。3年間という中できちっと目標を決めてやれば、ある程度まで届くんです。しかし、その目標設定までがなかなかできかねる。

たまたま一つの例を挙げましょう。これに関連するから言うんです、出口戦略に関連するから。

私、びっくりしたのは、県から、千葉県内にいながら、この辺にいながら、都内の学校に通う人がいるんです。なぜか。自分が目指す道に進めるからです。それが高校段階でそうなんです。高校段階じゃない人、どうか。サッカーの諸君は、今、通信制の高校ですよ。プロなんです、プロに行っちゃうんです。

つまり、大多喜高校に来たら、かつて英語科に行けば国際機関に行けるという道筋をきちっとつけられればよかったけれども、入り口政策だけで終わってしまったから失敗した。そして、今、県立高校だから、県立主体だからと言っているようではだめなんですよ。よければ来るんですよ。私、電車で一緒になって通いましたから、ここから東京まで。

そこで、これは長年教育行政の中において、中心として頑張ってくださっていた教育長にお答えいただきたいんですが、どうでしょうか、大多喜高校を本当に残すのであれば、さっき町長の言ったような全員野球です。それには、中で鍛えて、そして生徒の目指すべき進路について、高校だけに任せておかないで、私たち町当局も積極的にアプローチを図れる機会をおつくりする、そのパイプ役になっていただきたい。

というのは、かつて前々任者になるんですか、田中啓治教育長という方は、私どもが民間団体で大多喜高校のあそこを借りて夜空に花火をといるときに、いいよ、俺が出て行ってやるよ。あなた方じゃ、相手にされないかもしれないけれども、俺が行けば何とかかなると言っ

て、町、県の垣根を越えてやってくれました。

恐らく、教育長には私は厳しいことを言っているかもしれませんが、非常に実力のあるあなただからこそ、そのパイプ役になれると思う。その辺、ひとつご見解をお願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） やりますか。

教育長。

○教育長（宇野輝夫君） いろいろと、町長、副町長にまで教育のことをお答えしてもらっちゃって恐縮なんですけれども、私も出身は大多喜高校じゃありませんけれども、私の家内、それから子供2人、大多喜高校、ぜひ地元で普通科があるんだから行きなさいと勧めて、自信を持って勧めてきました。

というのも、やはり私が今ここに定住して生活しておりますので、この近辺、唯一伝統校である大多喜高校を守りたい。これはもう、私は教育長に就任した時点から、ですからそういう教育構想を練りながら今やっておるつもりです。

その中で、これまでの議会の中で答弁させていただいた中で、例えば保育園から小中高までの教育の連続性、私はそれより先に大学も含めた、あるいは就職も含めたキャリア教育の継続性というものを今考えております。これは、大多喜高校出身のOBの方に聞くと、この周辺だけじゃなくて、結構企業で活躍している方がたくさんいると。ぜひそういった方の、キャリア教育の一環で高校も中学も含めて、また商工会も挙げて、ぜひそういった連続性を追求していきたいと。やはりこれが先ほど麻生議員のおっしゃる出口はとっております。そういった意味で進めております。

また、子供たちの中で特色の、教育課長からお話しさせていただきましたけれども、やはり特色ある中に、私も英語教育、せっかくこういう取り組みを保育園からやっていて、それが小中とうまく連続していなかったと。これは反省するところで、それをまた来年度の組織の中で指導的な立場の人間も入れながら、ぜひこの連続性を追求していく。

そして、平成29年度の、卒業してしまったんですけれども中学3年生が、今度は大学受験のときに、英語教育の受験、一切変わりますので、ここら辺を想定しながら、高校のほうには校長にスタディサプリ、平成30年で3年目になりますけれども、ここら辺を検証しながらさらにそれをどうするのか、あるいは新規に英語教育を町としても、また子供たちの将来、グローバル化に向けてもぜひ推進していきたい。それが高大のつながりにもなるし、また就職のほうにもつながると。

ですから、そこら辺で英語に力を入れながら、ぜひそれを達成していきたいというふうに今、考えております。

また、先ほど来いろいろ課題に上がっております二次募集、こういうふうに二十何人やって3人しか来ないとか、これは私も調べて、郡部は大体そういう状況になっています、今。都市部は二次募集してもプラス1とか2とかプラスになっています。やはり格差になっています。

こういった中で大多喜は絶好のチャンスは、特色を生かすには、非常にグローバル化の一端として、三育学院の英語力、教育力というのはすごいので、これはぜひ投入して、今もALTで質の高い、どこにも負けないALTを派遣してもらっていますので。

来年度は、この予算の中にも、もう3校になりますから各学校にALTを1人ずつ派遣できる、こういう予算をお願いしてありますので、ここら辺でも授業だけじゃなく、コミュニケーションを子供たちに授業以外でもできるような、聞くときには英語だよと、そういった工夫も各学校で校長をお願いして取り組んでもらう予定でございます。

そういったもろもろも含めて、ぜひ今の高校の入試の課題というのは、やはり前にも触れさせてもらいましたけれども、当然生徒数の減少が大きいです。そして、前期、後期の試験制度もあります。そこら辺は県教委も方向を変えまして、平成33年度実施だったかな、一本化になります。こういったところで、流れも大きく変わりつつあると思います。

そしてまた、将来的には中学校では少人数教育、指導というのが認められていますけれども、高校もぜひそういった意味では、郡部も特色を生かしてもらって、県教委に働きかけて、少人数教育、少人数指導ができるような体制もお願いしたいと思っております。

全般にわたってお話しさせていただきましたけれども、私は出身校ではないけれども、誇りとすれば皆様に負けない、大多喜高校を残すという強い意志で、教育委員会のほう、子供たちの教育を預かっておると思っておりますので、今後をまた見ていただいてまたご協力願えればと思っております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 何か一般質問を聞いているみたいで、何か予算審議じゃないみたいですね。

ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 43 ページの企画事務費の中で13の委託料、デザイン制作委託料があ

りますけれども、これは何のデザインでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） このデザイン委託料というものは、大多喜町のキャラクター、おたっきーがありますけれども、それが各種イベント等に出向いた際に、子供たちへの記念品として配布する洋菓子の包装のデザインというようなことでございます。

デザインについては、今後地元のほうで、できれば高校生あたりにデザインしていただいたものを、製菓の会社のほうにそういった形のデザインをお願いしてやればなというふうを考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） ついでに、その下の地域活性化提案事業委託料、慶応の学生に引き続いてやってもらうという説明がありました。

昨年の提案の中で、これは実現してみようではないかという採用状況はどうなっているかということ、ことしは委託するに当たって、何か前のを踏まえて、テーマでもそういうようなものはあるんですか。ただ漠然と丸投げで、また何か見つけてというような形になるのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） これにつきましては、今、議員さんがおっしゃったとおり、慶応義塾大学との域学連携業務というようなことで予定をさせていただいております。

この委託業務につきましては、28 年度それから 29 年度と 2 年間にわたってやってきました。当初、28 年度においてその方向づけというものを出示まして、大多喜町を元気にしていきたいと、違った町外からの目を見た大多喜町を何か発見していきたいということで、大多喜町元気プロジェクトというようなことで活動をしていただいております。その中の一環として、高校との連携とか釜谷の再生とかというような課題を掲げて、活動をしていただいております。

来年度につきましても、これら 2 年間やってきた中で、仕上げといたしますかそういうような形で、何か形に残るようなものとして、業務のほうを実施していただければというふうを考えております。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

6 番麻生剛君。

○6 番（麻生 剛君） 6 番、麻生剛です。

41 ページです。企画事務費の中で、総合開発審議会委員の報酬ということとか、そのほかもろもろのことが出ております。

総合開発審議会というのは、昨年も私、質問いたしましたけれども、そのときにも将来にわたっての町を考える。その中の委員に関しては、これからは若い人も入れる。このようなご答弁だったと思います。だから、私は老若男女問わずやるべきだという主張は、そのときは引っ込めませんでしたけれども、ここで聞きたい。

今年度はどのような形の総合開発戦略を練るのか。そして、先ほど来話題になっている慶応義塾の学生諸君の若い力もその中に入れていくのか。あるいは、若者の、若い協力員も入れていくのか。これは、委員でなくても拡大すればできることだと思いますから。その辺をまず 1 点、お尋ねしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） この総合開発審議会委員につきましては、条例においては 15 名以内を置くというようなことになっておまして、現在 13 名の方に委嘱をしているところで。その内容につきましては、議会、それから商工会とか観光協会それぞれ、あとは一般の方のほうから公募した方もおります。

そういった中で、来年度はどういった内容を進めていくのかということでございますけれども、本来総合開発審議会の委員につきましては、町の総合計画とかそういった重要な部分についての諮問をして、いろいろと審議をいただくというような形になっております。

そういった中で、来年度においては特に新たな計画というのはございませんけれども、これまでの総合計画、5 カ年計画ですね、28、29 と進めてきました。それらの実績内容を委員の皆様提示して、どれだけの成果があるのかとか、そういったものもお示しさせていただいて、今後、後期ですね、後期の計画等も定める時期が来ますので、そういったことを含めまして検討していただければというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） ただいまの戦略関係は予算外だと思います。

まだありますか。

6 番麻生剛君。

○6 番（麻生 剛君） 6 番、麻生剛です。

課長のご答弁、ある程度理解させていただきました。

町長、私が言いたかったことをお答えいただきたいと思います。ある程度オープン化を図っていただきたいということなんです。決められた方々だけの知恵では救えない状況になっているからこそオープン化も図り、その中での議論、切磋琢磨していく。昨年、企画課がいろんなことを、高校問題でも取り扱っていただいた、これを私は高く評価しますので。

町長、どうでしょうか。この件に関して、オープン化も含めて考えていただきたい。そのときは、補正予算もつけなくちゃいけないと思いますけれども、その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） すみません、ちょっと私のほうから、先ほど少し漏れましたけれども、今、オープン化という話もされましたけれども、総合開発審議会の任期が一応今年度で切れることとなっております。

そういった中で、広報等でもお知らせいたしましたけれども、公募を現在しております。ちょうど締め切りも終わったわけなんですけれども、一般の方からの応募がございます。そういった中で、ほかの当て職的な方だけではなくて、一般の方からの募集もしている予定であります。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

ほかにないですか。

6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 課長、ありがとうございました。

町長、ちょっと教えてください。オープン化が可能であるかどうか。可能であるならばそういうことも含めて考えられるのか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 町は今、いろんな審議会等、いろんな大きな計画等につきましては傍聴ができるようになっております。それで、総合計画策定のときも、広く多くの皆さんにお願いをして会議をし、それも傍聴もできるようになっておりました。

ですから、町は当然今までも同じように開いておりますので、これからもそういうことについては今後も続けていきたいと思っています。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 同じく 43 ページなんですけれども、定住化対策事業の中の委託料、プロモーション動画作成委託料があります。これについて説明していただきたいと思いますが、どのように利用するのか、どういう内容なのか。

そして、目的は異なりますけれども、かなり前に町紹介のこういうものをつくった気がするんです。そこでも十分に利用されていないんじゃないかという意見が議会で、根本議員あたりからでしたでしょうか、出たような気がするんですけれども、以前つくったものの利用状況は今どうなっているんですか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） このプロモーション動画作成につきましては、前回は平成 27 年度に作成をいたしました。今回も、目的は全国移住ナビというウェブ上のサイトがございますけれども、それは総務省のほうで関係省庁等を交えてつくったホームページでございます。

その全国移住ナビの登録、これは全国の市町村のほうでそういったところに、プロモーション動画とそれからホームページ等もごらんになれるようになっておるわけでございます。

この利用状況というのは、こちらをごらんになっていただくとわかるんですが、全てアクセスされた状況がわかるようになっております。これを見ますと、全国の順位づけがもうされておるわけなんですけれども、いかにどれくらいの視聴があるのかというようなことがわかるようになっております。

ちなみに、全国で大多喜町のこのプロモーションビデオをごらんになった順位というのは、最近でいきますと 93 位で 100 ポイントと、ポイント制度となっております、そういうような形でわかるようになっておるところでございます。

なお、このプロモーション動画の作成につきましては、国の進めている部分でもございますので、特別交付税措置がされる事業というふうになっております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） すみません、47 ページの公共交通政策事業で、高速バス、品川行きの件だと思います。

常任委員会のときも言ったんですけれども、最後結論が出ていなかったような気がするので、その続きでやらせていただきます。

当初、1 億 5,000 万円の基金を積んで、その間 5 年間で黒字にするという詳細な計画を町

が提示して、これに基づいて議会は承認したと思っております。それで、今これの運行計画案が現場の状況と離れている部分があるので、それについて、再度現場の実態に合わせた運行計画案をつくってくれないかということで言いましたけれども、明快な答えがありませんでした。

それとあと、過疎債を使ってこれを走らせるということで、当初1億5,000万円の基金を認めた大きな理由の一つに、赤字の補填が青天井になってはいけないという意見のもとから、議会で1億5,000万円の上限を決めたものと思っています。

ですから、過疎債を使うに至った経緯と、過疎債を使うことによって赤字の補填が青天井にならないのか。それには、あと何年で黒字にするという明細な計画が必要だと思いますけれども、なぜそういった計画を出さないのか。あと青天井にならないという明快な答えがなければならぬと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） この高速バス品川線につきましては、本町と都心を直結して結ぶことによりまして、地域の活性化及び定住化の促進を図る上で、町の重要な施策というような位置づけをしているところでございます。

計画ということでございますけれども、この計画につきましては全員協議会とか委員会等でいろいろとご指摘をいただいております、これまでの当初計画に対しての十分な見直し等を図って、今後進めてまいりたいというふうに思っております。

それで、過疎債の利用につきましては、過疎地域において過疎からの脱却というようなことで、国からの特別な地域というようなことで、こういった過疎債という特別な利点というんですか、そういう面は与えられておるわけでございます。

今回、過疎債を利用するに当たっては、過疎債を起債した後年度に発生する元利償還金を普通交付税のほうで補填をしてくれるという形になっております。補填に当たっては、7割分が補填されまして、残りの3割は一般財源になるわけですが、その分を高速バスの基金のほうから充てていくというような形で、一般財源のほうについては使わないというような形で今後進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） そうすると、前回当初走らせるときに、運行計画案というのはつくり

ましたよね。何年後かに黒字になるよ、乗客はこういったふうにふやしますよ、ですから5年間で黒字になりますという明快な計画書が提示されたと思います。

全てのことはそうだと思うんですけども、これは一大事業であると思います。しっかりした計画に基づいて、それについてしっかりした実施計画をつくって実行する。要は当初はやっぱりこういった運行計画が現状と違っていたから、今こういった状況になっていると思うんですよ、過疎債を導入しなくちゃいけない状況になっていると思うんです。

ということは、最初の計画がちょっと間違っていたとか、実態と合わなかったということでしょうから、やっぱりしっかりした計画をつくって、あと当初黒字にするという約束のもとにやったと思っていますので、じゃ今度は何年後に黒字になるんだということを明快に示して、これは全ての事業がそうだと思いますが、しっかりした計画に基づいてやらないと、その場その場で、じゃこれをやってみよう、これをやってみようじゃ、本当に何もできないんじゃないかと、成功しないんじゃないかと思っています。

ですから、まずしっかりしたこういった計画案をつくって、それから今後は過疎債を使ってやるというような形にすべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 高速バスについては、大変たびたびのご質問、ありがとうございます。

まず、高速バスの、過疎債を活用するということは、先ほど課長の答弁でありましたように、やはり当初、議会でお願ひしました1億5,000万円の中でそれを活用して、その金で何とかいこうということで進めておりますので、一般財源の投入をしないうでいきましょうということの、今、計画の中でそれを進めて、変更の中で来ているところでございますが、ただもう一つは、乗車率ということで考えますと、初年度は大体予定どおりでありましたし、これから乗車率の数字がちょっと高いものですから、そこに若干開きが出ているということでございます。

ただ、28年度、29年度を見ますと、乗車率が142パーセントなんです。これは京急の社長、また小湊の石川社長ともお話しいたしましたが、やっぱりこういう事業の中でこれだけの伸び率は本当に大変珍しいですよということで、そういう話もいただきましたが、ただ私どもの計画よりもちょっとそれが離れていることが、この29年度からその差が少し出てくるかなというふうに考えておりますが、そういったところを過疎債の中で、基金で何とか運営しようということでございます。

ただ、私どもまだ2年、これからちょうど今年度で2年になりますけれども、やはり目的

に向かって、また計画に向かってできるだけ近づけるような努力をしていきたいと思っています。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） すみません、私の質問が1つ抜けていたと思います。

運行計画案を再度作り直して、これがちょっと現実と少し離れている部分があるということは認識していると思いますので。正しいというか、現状に合った運行計画案をつくってくださいと言っています。それで、つくるのであれば、いつごろまでにつくるのか。これがないければ、いつまでたっても私は満足いく数字は残せないと思っています。

とにかく、しっかりした計画案をつくってください。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） この計画も、4年100日という計画でございます。まだ2年ということでございますので、今の段階ではまず目標に向かってまずしっかりやっつけていかなきゃいけませんけれども、その数字が見通しとして、今さっき言いましたように伸び率が停滞してくるようであればまた考えなけりゃいけません、この1年、前年度の42パーセントの上昇ということはやはり大変な数字だと思いますので、こういったことを我々は計画に沿ってできるようにやっぱり努力をしていきます。

ただ、今言いましたように、また一方でそういう計画についてはやはり考えていかなければならないことも事実でございますので、並行した中で進めていきたいと思っています。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） やはり品川行き高速バスの問題ですけれども、当初青天井ではないということと、もう一つ、町長は5年を一区切りにしてやらせていただきたいという説明をしております。私のメモにそう、町長と書いてあります。

今、根本議員は計画の練り直しをしろと、きちんとした計画を出し直してくれと要望しましたけれども、私はやはりこれがどこまでを一区切りにするのか、もう来年、再来年、5年目には黒字にするというんだから、4年目で出ると思うんです。いつまで、とりあえず進めるのか、経過がよくなければいつ切るのか、それを答えていただきたいと思っています。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、根本議員さんにお答えしたとおりでございます、やはり対前年度で40パーセント以上の伸び率ということを考えますと、これは今いろんな事業の中でこ

んな伸び率はないわけですね。ですから、当然のことながらこういったことをもっと伸びるように努力をしてみますけれども、5年という計画ではなくて4年100日でございますけれども、そういう中でまだ、ちょうど道半ばなんです。

ですから、さっきお答えしましたように、まず私どもの立てた計画にまず向かって努力をしていかなければなりません、ただもう一方で、今の野中議員さんのように、どこでどういう判断をするかというのはまだ尚早かなと思っております。

○議長（野村賢一君） ほかにございせんか。

6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 同じく47ページ。

町長、これは町長に聞こう。一応、計画は破綻したんです。なぜ計画は破綻したか。それは、計画があるべき姿、理想郷を目指したからです。しかし、理想と現実が大きく乖離していた。これを認めない限り、次には進まない。

私は言っていると思う。この線路が必要であれば、このバスが必要であれば官民一体となって協力しよう。そのための条件は一つ。この計画は破綻した。申しわけなかったと町民に謝ること。その上で、新たな計画、それも理想郷の計画を立てるのではなくて、今いみじくも根本議員がおっしゃったように現実に即した計画を立てて、官民一体となってやろうじゃありませんか。

町長の姿勢は、私は先取りしているから評価しているんです。でも、評価しない点は、あなたは自分の過ちを認めない。過ちを認めてこそ、初めて私どもも協力できるんです。

町長に、まずこの計画は破綻したということをお認めいただき、そして新たな計画は現実に即した計画を立て、そして官民一体となってやる。それを町長、お答えください。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） まず、見解が全然違いますね。だから、麻生議員と私の考え方が違うということをおまず申し述べておきたいと思っております。

まだまだ計画半ばに達してありませんけれども、先ほど答弁したとおりでございます、破綻したつもりはございません。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 私は、ちょっと悲しい思いです。過ちも認められない。そして、見解は相違する。見解は相違しているかもしれないけれども、目指す目的は一緒なんだと、再三私は手を握ろうじゃないかと、一緒にこの町を盛り上げていこうじゃないかと言っているわ

けです。ちょっと耳を傾けていただきたい。

民間企業出身のあなたならわかると思う。オリブに入った人たちは、いい、あるべき姿を計画して、だめになった人は去っていきました。それぐらい民間は厳しい。なぜこのバスだけが特典があるんですか。全額赤字を補填するというような禁じ手は、本来使ってはいけないと私は思います。そして、これを認めないからこそ、私はたびたび批判しているんです。

簡単に言いましょ。あの路線は悪いと言っているのではないんです。ただ、これからどうしてあれが失敗したのか、破綻したのか、そのことを検証しなければ次に進めない。

榛村純一さんが亡くなりました。あの方は、ご存じのように掛川を救うために新幹線をとめたりしました。しかし、ただ新幹線をとめただけじゃないんです。いろんなところに官民一体となって営業努力をしたと。その営業努力が足りないと言っているんです。あなた、笑っている場合じゃないんですよ。

もう一度言います。町長の見解、もう一度聞きたい。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これは、麻生議員とはその考え方については平行線でございますので、私どもは破綻したつもりはございませんし、何としても道半ばの中でやはり努力していかなければいけない、それが私どもの使命でございます。当然、計画しましたので、やはりこれを実現するためにやっけてまいります。

ただ、破綻したとか、すぐそういう問題だけで皆さんはお話をしますが、やはり大多喜町の将来を考えたときには、これは当然重要な路線であります。ただ、私どももこの計画どおりに進めることが我々の最大の仕事ではございますが、事業というのはそんな簡単な話じゃないんです。やっぱり走らせることから、大きな問題があるわけです。これを走らせてくれるかどうか、こういう条件の中で走らせてきているわけです。ただ簡単に、お金を出したから走っているという話じゃありません。

ですから、こういうものをしっかり育てていくということが我々の仕事なんです。ですから、私どもは今の状態、道半ばの中で、破綻したとかそういう話じゃなくて、これからもこの計画に沿って、我々は強い決意を持って進めてまいりたいと思っています。

○議長（野村賢一君） ほかにございせんか。

もう高速バスの件はそろそろ、議論、終結してるんじゃないですか。

5 番吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） 私、出前議会で森宮の奥に、志関議員、野中議員、根本議員、私と

行ったときに女性の方2人から、先生方、既存のバス路線を増便したほうが利口ですよというのが、ばかの一つ覚えで脳裏に入っています。一応賛成はしました。私は、条件つきで賛成だったんです。

大多喜から羽田、品川直行、これはもうスピードアップでいいと思うんですけども、営業となるとやはりお客を乗せなくちゃいけない。やはり鶴舞とか金田は既存のバス路線がとまっていますので、袖ケ浦へやはり乗り入れすればもっとお客がふえる。

もうそれで今まで、じゃ国交省に交渉したかといったらしていないと。そういうあれじゃ、やはりやってみなくちゃだめだ。だから、この前言った後は、袖ケ浦市は袖ケ浦の駅からバス路線を新設したんです。そういう袖ケ浦バスターミナルを経由して東京行きを、新路線をまた出しましたよ。

だから、そういうことでやはりみんなの意見をよく聞いて、これを残すのであればやはりお客を乗せなくちゃいけないんだから、鶴舞と袖ケ浦のバスターミナルへ寄るということを考えて、それをやってから判断しないとイケないと思うんです。それを全然努力していない。知恵ある者は知恵を出せとよく言いますよね。

だから、そういうことで、やはりこれを残すのであればお客を乗せなくちゃいけないんだから、鶴舞と袖ケ浦のバスターミナルに寄ればまた……

○議長（野村賢一君） 吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） そういうことでよろしくお願いします。

○議長（野村賢一君） 賛成討論には条件つき討論はございませんので、ご理解してください。
はい。

○5番（吉野僖一君） 今まで言ったことを全然やっていないじゃない。

○議長（野村賢一君） ちょっと待ってくださいね、今、予算議会をやっていますから。

2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） この問題については、昨年度の議会の中で議論されているんです。

今、吉野議員が言いましたけれども、それも吉野議員から出て、それは議論されて結果が出ているわけですから、それはこれで、この議論はちょっと打ち切ってもらいたい。

○議長（野村賢一君） ほかにありませんか、高速バス以外。

（「関連、関連」の声あり）

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 先ほど、町長は乗車率の伸び率が2年目は42パーセントとおっしゃ

いました。

でも、計画からすると何パーセントなんですか。計画の達成率からすると幾つでしょうか。

○議長（野村賢一君） 今、わかりますか。

わからなければ、後でまた。

（「じゃ、ちょっと後で」の声あり）

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」「すみません」の声あり）

○議長（野村賢一君） ここで、会議の途中ですが10分間休憩します。

（「すみません、ちょっといいですか」の声あり）

○議長（野村賢一君） 何ですか。

（「質問で、高速バスじゃなくて」の声あり）

○議長（野村賢一君） だめ。ここで10分間休憩しますと今、宣言しました。

（「はい、わかりました。いいです」の声あり）

○議長（野村賢一君） わかりましたか。

ということです。10分間休憩します。

（午前11時01分）

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

○議長（野村賢一君） 議員の皆様申し上げます。

この予算に沿った質疑をお願いします。

ほかにございませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） すみません、45ページの地域おこし協力隊事業。

これ、説明の中で今年度の予算は2人分を計上していて、1人は決まっているということでお伺いしています。それで、その1人の方についてもまだこれから何をやってもらうのか決めると。大体農林業とか、そちらのほうの活性化に使う予定であるということはお聞きしました。その中で、地域協力隊をこれからまたもう一人募集するようになるのかなというふうに思います。

その際、有効な予算のあれとして、先ほどの大多喜高校に戻りますけれども、大多喜高校の魅力化を図るため、地域おこし協力隊が高校の魅力化のために一生懸命働いて、さっき言いました小学校、中学校、高校、大学、地域との連携を果たすために一生懸命、協力隊で募集してやって成功しているという事例も全国であるやに聞いております。

今後、こういった地域おこし協力隊が、大多喜高校の魅力化のためにこういった人材を派遣できるのであれば、今、高校も忙しいし、役場の職員の方も大変忙しいので、そういったことを専門にできる方が必要だと思います。地域おこし協力隊の募集に関しては、そういったことを念頭にやっていただくことはできないでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） この地域おこし協力隊につきましては、来年度、今言われましたように2名の方の採用ということで計画しております。

新たに募集する方を大多喜高校の支援推進のほうにという話でございますけれども、根本議員がおっしゃられている全国でやっておられるような実例というのは、島根県というのはかなりそういった面で、離島もございますから、力を入れているというようなことはいろいろ調べてみました。

一番違うところについては、まず県自体がそういった人員の減とかいうふうな取り組みをしているような状況があるようでございます。今現在のやはり受け入れ体制が整っていない中で、地域おこし協力隊として募集して、果たしてその活動はできるのか。

それから、地域おこし協力隊は3年で終わりとなっております。じゃ、その後、活動した3年間をどうやって生かして地域おこし協力隊の生活、3年、協力隊員が終わった後の生活の拠点として活動していけるのかという、そこまで考えていかなければ採用というのはなかなかできないというふうに考えておりますので、今、来年度予算の中におきまして、そのようなことはちょっと無理ではないかというふうに考えています。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「今の関連で、もう一度よろしいでしょうか」の声あり）

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） すみません。

もし条件が整って、来年度の予算の中で、高校等の魅力化のために地域とのコミュニティを図るためにやっていただける人がいるとすれば、こんなありがたいことはないんじゃないかと思っています。それについて、いろいろまだネックがあるというようなご発言であった

と思います。

来てくれればそれにこしたことはないと思っています。ただ、それについては今までは条件が整っていないからということですので、その条件について、まず県のほうが何とかそういった方向でもいいよというようなことであれば、それは受け入れることは可能だということによろしいですか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 一概にすぐ県が、そういう状況になったからというような方向で進むかとは、ちょっとまだ無理だと思います。そういった考え方も全然、県の方針等もこちらのほうでは理解していないところもございますので、今後どういうふうな展開になっていくのか。

協力隊員としては、先ほど言いましたように地域おこしというような目的がございますので、採用についてはできないこともないかもしれませんが、ただ、現実、来年度予算について、新たな地域おこし協力隊として採用するのはちょっと無理があるんじゃないかなというふうに考えています。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 45ページです。大多喜ダム対策事業。

これはご存じのようにダムができるといってできなくなった。本当に皆さんも国策に翻弄されたんだと思います。

この現状と、今後の取り組み方についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 来年度予算として、沢山川周辺区域環境管理事業補助金というように、350万円計上させていただいてございます。

これは、当然この管理は県のほうがやられている部分でございますので、その管理を地元の方々に、草刈りとかごみの収集とかというものをお願いしてやっていたところがございますので、今後どこまでこういった形が続くのかわかりませんが、地元の方々のいろんな要望もございますので、そういった中でこのダムの跡地の管理については進めていくような考え方になると思います。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） ありがとうございます。

要は、今のところは整備をしながら、きちっとした計画を地元民とも話し合いながら決めていくということで。

その際大切なことは、あれはもう国策に翻弄されたのは事実ですから、国に対してもどういう形で対処していくのか。その辺、もしお考えがあるのならお聞きしたいなと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 答えられるか。答えられないでしょう。

また後で、この件は。

（「じゃ、後でまた。よろしくをお願いします」の声あり）

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで、歳入及び款1 議会費、款2 総務費の質疑を終わります。

次に、款3 民生費、款4 衛生費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 81 ページの環境センター運営事業です。

委託料の中に、ごみ収集委託料 3,867 万円が計上されています。平成 30 年、来年度から 34 年の 5 年間の契約だということでした。

今まで、大体 3 年契約だったと思うんですけども、5 年契約になった理由と、本年度まで大体 2,900 万円、2,800 万円前後の契約料だったと思うんです、1 年間。これ、一気に 1 年間について 1,000 万円も契約料が上がった理由はどういうところにあるんでしょうかというのが 2 つ目。

この 3,800 万円の契約額は 5 年間、各年度同じ額で進むのかということと、もう一つは、今パッカー車じゃなくてトラックで収集しているんですけども、重たいごみをあそこの荷台によっこらしよと放り投げるのはすごい重労働だと思うんです。多くの市町村が、ごみ収集専用のパッカー車を使っていると思うんですけども、パッカー車に切りかえるというよな、そういう考えはないでしょうか。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） では、環境水道課よりお答えさせていただきます。

まず、長期契約の関係ですけれども、当初 26 年 12 月から一応 3 年間ということで、長期

契約を結ばせていただきましたけれども、今回は一般的な長期契約ということで、5年間で契約をさせていただいたところでございます。

また、1,000万円弱の委託費の増額につきましては、今回は町内業者、まず3社ほどございまして、その中で見積もりをとらせていただきました。その中で、一番最低の価格につきまして1,000万円ぐらい上がったんですけれども、それにつきましては労務費の上昇とか、あと機械損料等の上昇等がございまして、それで1,000万円弱ですか、上がった経緯でございます。

また、各年度の契約額ですけれども、まずこの契約が平成29年12月から平成34年11月までの契約でございまして、まず29年度につきましては4カ月間ということで1,289万400円を、負担行為を起しております。また、30年から33年度につきましてはそれぞれ3,867万1,200円、これは全て4年間同額でございます。最終年度の34年につきましては、4月から11月の8カ月間ということで2,579万800円ということで、それぞれ月で換算しますと322万8,600円の月割でございます。

それと、パッカー車ですけれども、現在議員さんのおっしゃられたとおり、パッカー車を利用した場合は作業員の労務の軽減にはつながると、私もそう思います。ただ、パッカー車につきましては、収集できるものが可燃物、スチール缶と限られてしまいます。近隣市町村にも確認したんですけれども、ペットボトルとか雑誌等は全て平ボディのダンプトラックで実施しているということで、大多喜町につきましても資源化、また再利用化ということを考えまして、このダンプトラックを採用しているところでございます。

また、一応瓶とかそういうのは破碎しますと売却単価が非常に安くなっちゃいますので、破碎しないように平積みボディのダンプトラックで実施しています。

また、近隣の市町では粗大ごみの収集はしておりません。大多喜町は、粗大ごみを出していただければ収集運搬車で環境センターまで収集するというので、粗大ごみ等も考えますとパッカー車では非常に無理だと。また、パッカー車を利用しますと経費の、委託料の増加も懸念されますので、現在のまま実施したいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 同じページの節の19の負担金補助及び交付金なんですが、この件につきまして、特に生ごみについては水分カットする何か小さいものを配布しましたけれども、

そういうものを利用して軽減されてくるのではないかというような期待があったんですが、これは持ち込み量に対応して負担ですよ、たしか。持ち込み量に対して。

そうした場合に、昨年度から思うと約 500 万円ぐらいふえているんですが、この辺の経緯と説明をお願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） そのこのいすみクリーンセンターのじんかい処理の負担金につきましては、平成 30 年度のいすみクリーンセンターの総事業費で、大多喜町の人口割、また持っていく量で計算されます。

その中で、来年、いすみクリーンセンターの事業の中で大きな事業、環境調査事業とか修繕工事が上がりまして、その分で経費が上がっていることと、あとこの算定の基準が平成 29 年 10 月末のいすみ市と大多喜町のごみの処理量、持っていく量ですね、それで案分されてまして計上されております。

大多喜町は、ここ数年比較してみてもごみの量は減っています。ただ、これはうちのほうの一般家庭のごみ以外でも、例えば事業所のごみ、処理業者が 2 件分入っています。その業者の処理も全部含まれていますので、負担金が若干上がっているような傾向でございます。

いすみクリーンセンターの事業費が総体的に上がっているということが、昨年と比べて増額になっているということでございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで、款 3 民生費、款 4 衛生費の質疑を終わります。

次に、款 5 農林水産業費、款 6 商工費、款 7 土木費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） 83 ページの農業振興事業、前年度に比べて半分以下の予算になっています。

農業の振興ということは、大多喜町にとっても大変重要な事柄であると認識しております。これが大幅に予算減となることは、農業の振興が滞るということで大変懸念しております。さまざまな理由はあるんでしょうけれども、農業振興事業というものはできるだけ予算を確保して、農業の振興に事業を何かやる、そういった形で予算を組むべきものだと思います。

れども、なぜ農業振興事業予算が減っているのでしょうか。

減った分は、何らかの形でほかの事業をやるとか、何とか振興事業を考えていかないと、この予算が減ることについては大変危惧しております。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） まず、農業振興事業の減額でございますが、この減額の内訳といたしまして、青年就農確保育成給付金事業補助金というものがございます。これが 29 年度、この青年就農に対する事業分が減額でございます。

この青年就農というものでございますが、大多喜町で新たに農業を行う、就業していただける方、その方々、初期投資がどうしてもかかる。また、経営的にも非常に苦しい状況でございますので、その方々に国からの助成という形で 1 年間 150 万円、最大 150 万円でございますけれども、この 150 万円の助成を受けられる方が昨年までは 5 人でございます。29 年度までは 5 人でございましたが、最大で 5 年でございます。

その 5 名の方のうち 3 名の方が 5 年を過ぎます。そのため、30 年度につきましては 2 名分の計上になります。さらに、その 2 名につきましても、4 年と半年が 29 年度で過ぎますので、残りの半期分、半年分ですね、75 万円ずつという形で、その額が減額になってしまったというところでございます。

ほかの事業につきましては、昨年とほぼ同様でございます。その分が大きな減額でございます。

○議長（野村賢一君） 4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） 先ほどの青年就農者の人が減ってきたということは、減額の理由だと聞いています。

各地の高齢化が進んで、やはりどなたか若い方がよそから来て、こういったことをやってくれるということは非常に大切なものだと思います。ですから、こういったことは黙っていても多分なかなか来ないと思うので、何らかの形で大多喜町をアピールして、こういった人をふやす。

それと、農業振興事業というのはここに書いてある項目だけではないと思っています。そのほかにもいろいろなことが考えられると思います。もしこの青年就農者の確保が難しいということであれば、何らかの形で農業の振興を図るような事業を行うべきではないかと思えますけれども、農業は振興しなきゃいけないということは重々皆さんわかっていることだと思いますので、新たにもし、これがだめであれば、もっとほかのものをやって振興を図るべ

きだと。少なくとも予算を減らすということはいかがなものかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 議員のおっしゃるとおり、農業につきましては大多喜町の基幹産業ということで、非常に大切な産業であるというふうに認識しておるところでございます。

当然のごとく、予算の減という形でございますけれども、この部分につきましては、来年度につきましては、青年就農の給付金事業の対象者が減るところで減額でございますが、さらに新規に就農していただける方、これも当然町の中にもいらっしゃるはずですので、この方々の掘り起こしといたしますか、そういうことは当然やっていくことになります。

さらに、町だけではなかなかそういう方々、またこれは親元就農でも可能という形になっておりますので掘り起こし、さらには夷隅農業事務所とも連携しまして、青年就農は特に大切だというふうに考えておりますので、推進は図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 土木までですよ。

○議長（野村賢一君） 土木費まで。

○1 番（野中眞弓君） ですよ。99 ページの土木総務事務費で、19 の負担金補助及び交付金の中で、国県道維持補助金があります。これは、国県道の草刈りなどをした地元に補助金を出すという事業ですけれども、説明では5 団体が今受けているという話でした。

5 団体目の受け取り金額を決算書から拾い出してみたら 11 万 5,000 円と、安くないお金なんですね。今、それぞれの集落が人口減とか高齢化でいろんな問題を抱えています。そういうところの区の収入がふえるというのはありがたいことで、どうせ国県道、自分たちの集落内の道と同時に使っていればやっている集落、多いと思うんですけども、この制度を積極的に紹介して、各集落の財政の足しにするというような働きかけは考えていませんか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） この制度は、町と地元が協定を交わして県のほうに申請して、県のほうで補助金を、町を通して交付するというものです。

それで、積極的にと言いますけれども、国道、道路際ですから危ないということもありま

すけれども、また県と相談してそれは考えていきたいと思います。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

6 番麻生剛君。

○6 番（麻生 剛君） すみません。ページが 95 ページ、観光振興事業。この中の大河ドラマ誘致実行委員会の補助金 70 万という形で計上されております。

これの現在の進捗状況、そしてテーマといたしますか、恐らく県内では香取もやってくるだろうし、館山も誘致しているだろうし、そんな中でのテーマをちょっとお聞きしたい。

以上です。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 実行委員会のテーマということでございますけれども、既に町内、また役場の渡り廊下のところにもございますが、忠勝・忠朝のドラマ化ということで、これが大きな一つのテーマになっておるところでございます。

これに向けまして、各委員様方の活動、さまざまところで大多喜のお城まつり、さらには岡崎とか各県外のところに視察等に行きまして、さまざまご意見をいただきながらご協力をいただいているところでございます。

そして、進捗状況でございますけれども、NHKのほうにもことしになりましてお伺いさせていただいたところでございますけれども、できる限り前向きにというお話をさせていただいているところでございまして、すぐドラマ化という意味合いで受け取ってもいいのかどうか、ちょっとよくわかって——理解はできませんけれども、そういう形で必死になって委員様皆様方、ご努力をいただいているところでございます。

○議長（野村賢一君） 6 番麻生剛君。

○6 番（麻生 剛君） 課長、答弁どうもありがとうございます。

恐らくNHK大河ドラマになれば、これは画期的なことであり、すばらしいことだと思います。

私がお聞きしたかったのは、例えば香取市ではご存じのように日本地図をつくった男、日本を歩いた伊能忠敬の問題や、あるいは小江戸とのかかわりや、そして館山のほうは南総里見八犬伝、里見水軍や北条家とのあれこれという、いろんなテーマがあり、そして進んでいると。大多喜の中でも今……

○議長（野村賢一君） 麻生議員、今の実行委員会の詳細と、町の事業から離れていますので。あとは担当者から麻生議員のほうに説明に行かせます。

○6番（麻生 剛君） はい、わかりました。

○議長（野村賢一君） ご理解ください。

○6番（麻生 剛君） それで、議長、すみません。担当者のレベルでの話ではなくて、町長のほうの意気込みをお尋ね、お願いします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 大河ドラマにつきましては、町は確かにある程度補助もしておりますが、ほとんどが地域のボランティアの皆さんの活動が主体でございます。これでもう8年の活動になるわけでございます。

今、麻生議員の言いますように、館山ではいわゆる里見氏、また香取では伊能忠敬ということで、今3つ出ていますね、千葉県で。全国では70を超えるところが出ております。大体大河ドラマ実現に向けては10年という一つのお話があります。

ただ、じゃ、それを10年でできるかどうかというのは別なんですけど、私どもが今、本多忠勝・忠朝、親子二代にわたります大河ドラマということを申し述べて、NHKのほうに常に要望に行っているんですが、それはあくまでも忠勝の時代、四天王の一人の忠勝の時代と、それから次男の忠朝の時代、これはメキシコと、まさにメキシコと日本の国交の一番の先駆けのようなものなんです。難破船を、遭難した方々を助けたということで、非常にこれは史実の中に残っておりまして、大河ドラマにつきましては史実に基づいたものでございますので、そういう意味では非常に今の大河ドラマ、大多喜町も、多分私はかなり頑張っていけば、どうなるかはわかりませんが、可能性としてはあるであろうというような思いでございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 105ページ、住宅建設費の住宅建設事業の中で、これ全部そうだよね、住宅建設事業について伺います。

若者定住化のための住宅確保というのは、町民の意向で、総合計画をつくるときのアンケートでも、重要性はあるけれども町の今の状況では満足していないというところに、町の今の若者対策、住居対策のところが入っております。

本当に住民の願いだと思えるんですけども、今ここで計画されている住宅は、不公平感というのがないと言えるのでしょうか。不公平感のあるやり方ではないかと思うんですけども、そのことについて検討すべきだと思うのですが、どういうお考えか伺います。

その不公平感とはどういうことかというのと、町内企業に勤めている人のための住宅だと。

だけれども、現実の問題として町外の企業に勤めていて、大多喜に家のある人の子弟がね。だけれども、結婚するに当たって、住居がないから町外のアパートに入っているんだという人もいるやに聞いているんです。

そういう人たちなんかにとっては、あるいはこれから、今、実家にいるんだけれども、結婚したらうちを出たいと。勤めはやっぱり町外だと。家から通えるところにある町外だという人たちは対象外になっていて、それは町民の間に不公平感を醸成することになると思うんです。それは、やはり対象について検討し直すべきではないかと考えていますので、考えを伺いたいと思います。

それと、もう1点は、町の仕事というのは、町民の経済を活性化させる、町民の懐にお金が入り込むような政策をまず考えなきゃならないと思うんです。今度の計画は、住宅の規模からいくと、なかなか町内の業者にお金が回るような計画ではないように思われます。

ところが、よそでは若者定住対策あるいは移住対策として、町民が取り組めるような支援策を何種類も用意して、町が建物を建てるんじゃなくて町民が建てる。町がそれに対して建てやすいように支援するという政策をとっているところもあります。本当は私はそうすべきだと思うんです。町がやって、周辺よりも町長は安くとおっしゃいましたけれども、安くやったら周辺の、要するに町民に……その町民の賃貸住宅をやろうと思っている人、やっている人たちの障害になるようなやり方になってくるんじゃないかなと思うんです。

そういう点で、産業活性化支援というような立場で取り組めないかという、その2点について伺います。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） この横山住宅ですけれども、町内企業に就業している人が対象になります。

それは、入居して、入居の契約については企業と契約しますので、入る人というのは町内、町外問いませんが、それを町外に通っている人もというふうになりますと、民間企業を圧迫するといえますか、本当のアパート経営になってしまいますので、それは考えていませんけれども、あくまでも町内企業に就業している人が対象になります。

それから、産業の活性化ということですが、1期工事もそうでしたけれども、町内業者何社か前は携わっていますので、活性化になっていると思います。

また、補助金の関係です。建てる業者に対して補助金を出すとかそういう要綱をつくるというのは、今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

6 番麻生剛君。

○6 番（麻生 剛君） 103 ページ、街なみ整備事業の問題なんですけれども、再三ご指摘させていただいておりますけれども、300 万円で、現在房総の小江戸が崩壊の危機であります。これは今までこのことに関して尽力してきた先人たちに、私は申しわけないと思う。この300 万円で、今年度どの程度の整備をすることが可能であるのかが一つ。

それからもう一つ。街なみ整備事業というのは、私は一つは建設国債のような感覚で捉えてもおるんです。要するに、30 年間はあるものはきちっともちますから。ですからこそ、町内はその間に整備していく。確かに時限立法という形で終えてしまったからかもしれないけれども、今はこのような状況になっている。

この問題について、現況とそれから今後の取り組み、考え方についてお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 300 万円の整備の今後の状況といたしますか、予定といたしますか、これにつきましては現段階ではまだご相談がないというところでございます、今後この事業の実施の希望がございますれば、それは対応していくという形になっております。

そして、この景観といたしますか、街なみ整備事業でございますけれども、従前の一般質問のところでもたしかお話ししたと思うんですが、国庫補助事業でたしか 22 年ぐらいまでだったでしょうか、国庫補助事業ということで、市街地の中を全て、できる限りでございますけれども、ポケットパークとかさまざまな街路関係の整備を行ったところでございます。

現時点では、さらなる整備、国費事業の導入というところはちょっと難しい。同じエリアになりますので、これをもう一度導入するというのは、補助金の採択要綱の関係から多分難しいというふうにご考えておるところでございます。

町といたしましても、この整備事業がございますので、中には経営の行き詰まっている方、商店、ございます。そちらのほうも私のほうでもやはり状況を確認させていただいたところでございますけれども、どうしても雨漏りが激しく、もうどうしようもない。修繕にも、お金が多額に本当にかかってしまうのでやめてしまったというところもございますし、経営的に非常に難しくなっているというお話も聞いているところでございます。

このような方々、商店がございますので、可能な範囲でこの整備事業の事業を充てられるような形で、今後も進めていければというふうに考えておるところでございます。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 麻生剛です。

課長、ご苦労さまでした。ちょっと私もびっくりしたんですけども、申し込みもなさそうだと、ないと。これは、恐らく喪失感ではないかなと思います。房総小江戸を形成するという熱意がなくなり、既に若者があそこに後継者として育たなくなった。

これで、どうでしょうか、町長。あの人たちがもうやる気力をなくしてしまっている点が1つ。そして、もしかしたら後継者がいない、これが2つ。それから、もう一つとして、外からもし、あの房総小江戸復活のためにお力をかしたいといたら、空き家、空き地じゃないけれども、町が中心となってやるという、その辺のお考えについてお答えいただければと思います。

○議長（野村賢一君） 町長、答えますか、これ。

町長。

○町長（飯島勝美君） 非常に幅広い質問なんですけれども、街なみ整備事業につきましては、今、課長の答弁したとおりなんです。

正直、景観、修景事業につきましては、やっぱり地域が協定を結んで、5地区の皆さんが協定を結んでこれはできたものなんです。ある程度私権を、いわゆる所有権の、私権の中である程度抑えるという、この景観の中でやってくださいということになっていまして、ただ、今申し込みがないというのは、実は補助金だけでできるものじゃなくて、補助金は本当に全体的に10年の計画の中でもそうなんです、自分の負担のほうの金額が大きいんですよ。

ですから、なかなかそこに手が届かないということも事実であります。ですから、家を直すときにやっぱりやる方が多かったです。ですから、なかなか全額町が出すわけではございませんので、個人負担が相当ありますので、それはなかなか厳しいかなと思います。

それで、もう一つお話にもありましたように、地域に、いわゆる小江戸をつくる会というものもあったんですが、今、実はその活動もなくなっちゃっている状態なんです。ですから、今、町はそれを地域の皆さんにどうですかという話をしているので、今までは地域の皆さんが小江戸の会があって、それが皆さんに勧めていたんですが、それがもう機能しなくなってきました。今、町が直接やっているという状況でございますので、確かによそからの人が来てやりたいということであれば、私ども町としては別にやぶさかではございません。ただ、

私的負担が相当あるということも事実でありますので、そういう意気込みがある方であれば、我々も一緒にやってまいればと思っています。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） どうもありがとうございました。

もううちだけではなくて、外からの方々も含めてやっていくという町長のお考え、同感でございます。

私が言いたかったのは、房総の小江戸がなくなってしまっっては、本多忠勝・忠朝の再現ドラマもあり得ない。全て連関しているということなんです。これをもって、あすのまちづくりの中での位置づけをしっかりとさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかに質疑ございませんか。

5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） ページが105ページ、先ほどの野中議員が言ったやつの住宅建設事業ですね、横山住宅ですか。

せんだっての議会有的时候に、ある程度の説明を受けたんですけども、議員さんでもできれば地元の大工さん、工務店さんをとということであったんですけども、何か指名参加とか登録申請をしていないと参加できないとかそういうことは聞きました。

それで、そのときの説明で確認なんです、企業向けの社員の住宅ということで、去年の秋のときにはこの跡地のところに一戸建てとかいろいろ話を聞いたんですけども、連棟式で2階建てでということなんです、部屋の割り振りですか、それをちょっと説明、もう一遍お願いします。

○議長（野村賢一君） これは、常任委員会でもかなりみんな議論したと思うんですけども。

建設課長。

○建設課長（野村一夫君） これから募集要項をつくっていきます。その中で、どういう建物、例えば共同住宅とかそういうふうに記載して決めていきますけれども、その内容についてはプロポーザルの中で提案してもらおう。会社によって考えが違いますから、その提案で決まってくると思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） あと、14戸ということで、1Kとか2LDKとか3LDK、そ

う個別の割り振り、皆さん、もう知っていればいいんですけれども多分知らないと思う。もう一遍ちょっと。知っているのか。

○議長（野村賢一君） 答弁もらいますか。みんなが知っているか知らないか、どうのこうのなんですけれども。

（「記録に残るから答弁もらったら」の声あり）

○議長（野村賢一君） じゃ、建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 今のこの予算の計画では、1DKが4部屋、2LDKが8部屋、3LDKが2部屋の予定でございます。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） これで、一応建てるのはいいんですけれども、プロポーザル方式でやるということなんですけれども。

それで、つくりました、入る人は何か企画課のほうで企業にアンケートをとったということらしいですけれども、その辺は、建てましたら、すぐ埋まりますか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） アンケートは企画課のほうでとって、それで14戸という数字が出ているんですけれども、要望については条件つきというのもありますけれども、それ以上の要望が来ております。

○議長（野村賢一君） よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（野村賢一君） それでは、款5農林水産業費、款6商工費、款7土木費の質疑を終わります。

ここで昼食にしたいと思います。

ここでしばらく休憩します。この間に昼食をお願いしたい、午後1時から会議を再開します。

（午前11時56分）

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

○議長（野村賢一君） 次に、款8消防費、款9教育費、款10災害復旧費、款11衛生費、款

12 予備費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 115 ページの教育振興費です。115 ページと 119 ページにまたがっております。

115 ページは小学校の場合、119 ページは中学校の場合ですが、教育振興事業費の中に扶助費という項目があります。準要保護生徒への就学援助費です。これを受けるための要件は世帯の所得が生活保護基準の 1.3 倍以下というものですが、来年度、国は生活保護の基準を 3 年間にわたって 5 パーセント下げるということを決定しました。そうすると、大もとになる生活保護の基準が下がるので、準要保護の認定にも影響が出てくるのではないかということが懸念されます。家の収入は変わらないにもかかわらず、国が基準を変えたために、今まで受けられていた就学援助が受けられないというのは、ぎりぎりのところでやりくりをしている世帯にとっては大変なことです。

それについて、国が生活保護基準を変えようとも、町としては今の額を変えないでやるといふ考えはありますか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） ただいま野中議員が言われた生活保護法の改正内容は、まだ勉強不足で手元に届いていないというのと、制度がどのような改正になるかちょっと把握してなかったんですけども、今、5 パーセントということでお聞きしましたけれども、平成 30 年度の認定に当たりましては、先ほど言われた基準額の 1.3 倍を超えないということを町要綱で定めておりますが、平成 30 年度におきましては、平成 29 年中の収入及び基準が用いられますので、平成 30 年度の予算には影響がないものと考えます。

ただ、世帯の状況も毎年変化してございますので、世帯員であったり収入等、毎年変化しておりますので、現在認定されている児童・生徒に影響があるかどうかというのは、今ここでは一概には申し上げられないところでございます。

町としましては、この改正があっても、その改正に従って対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

6 番麻生剛君。

○6 番（麻生 剛君） お忙しいところすみません。

これに関しましては、ページが 123 ページですか、文化財保護活動費なんですけれども、国指定文化財住宅管理費補助金等がここに計上されております。ちょっとこの文化財行政についてお尋ねしたいんですけれども、国の指定はこれで結構なんですけれども、その国の指定で、町がこれだけで県はどのくらいなのか。そして、大もとの国はどのくらい出しているのか、これが第 1 点ですね。

それからもう一つ、国登録文化財というのがあります。この指定と登録で、その補助関係はどうなっているのか。その辺がまず文化財行政についてお尋ねしたい点です。

お願いいたします。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） まず、指定文化財の補助の割合なんですけど、県が 4 分の 1 ですね。で、町が 4 分の 1 で、所有者負担が 2 分の 1 となっております。国のほうの補助金は県からということになります。

（「国は幾つですか」の声あり）

○生涯学習課長（宮原幸男君） 国としてはないんです。県が国に補助申請をいたしまして、国から出て県が 4 分の 1、町が 4 分の 1 ということです。

あとは登録文化財については、現在のところ補助金はございません。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 先ほどの関連なんですけど、額は変えなくても、例えば今は認定基準が 1.3 ですけども、その認定基準の割合を 1.4 とか 1.5 に変えることによって、生活保護基準が下げられても、今の認定水準を保つことはできるのではないかなと思うんです。

基準を 1.5 にしている自治体は県内に幾つかというか、幾つもあります。だから、本町が 1.3 を上げたとしてもクレームが出てくる心配はないと思うんですけれども、いかが考えられますか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 現在のところ、改正する考えはないんですが、今後、近隣の自治体等の状況により、そのようなことを考えていきたいというふうに考えます。

（「率先してお願いします」の声あり）

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

6 番麻生剛君。

○6 番（麻生 剛君） 121 ページですね。15 工事請負費、この件なんですけれども、この問題につきまして、私も再三再四お尋ねし、こうしてご指摘したんですけれども、地元産業を使う余地はないのか、地元産業はあるいは使っているのか。その辺をひとつお答えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） 公民館のトイレの改修工事のお話でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○生涯学習課長（宮原幸男君） これにつきましては、入札の規定に沿った形で執行してまいりたいというふうに考えております。

地元の業者というところなんですけど、下請とか、そういうところでも地元業者が入られているケースもございますので、そういうところで地元業者も活躍されているんだというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 6 番麻生剛君。

○6 番（麻生 剛君） 課長、ご答弁ありがとうございました。

そこで、副町長は審査会の委員長でもあります。ここでちょっと副町長にお尋ねしたいんですけれども、これは厳格にこの業法にのっとってやると、どうしても技術はあっても参加できない。しかし、救済措置として、何とか地元にと落とさせる新しい物差し、その点について検討していただけるかどうか。これは町民の方が何度も何度もこういうことでご相談に来ておるんで、その辺委員長としてのお立場で、ひとつその辺を考慮できるかどうか、もう一度お尋ねしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） それじゃお答えさせていただきますけれども、この問題についてはこの前もお話がありましたけれども、私どもも確かに、そのまま地元の業者が工事請負ができれば、それが最高だと思うんです。やはり地元の業者の育成というのは、これは必要だと思いますけれども、我々ひとつやはり法令を遵守して契約を締結しなければいけないという問題がございます。

この契約についても、地方自治法の中で随意契約ができる場合と随意契約ができない場合が定められておまして、契約について、やはり自治法に定まった契約の方法でやらなく

ちやいけないという定めがありますので、この前も話したように、地元の業者を請け負わせるには、やはり地元の業者が指名参加願いを出していただいて、指名業者で登録をしてくれば、これはもう工事の規模だとか、そういったものもございませけれども、地元の業者を指名ができるということになります。

1点だから、法律を無視した中で、我々はその契約をするというのは、これできない話なので、やはり我々としては法令を遵守した中で業者選定をするし、契約を締結したいというお答えしか今はできません。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 副町長の本当に聡明のあるご答弁ありがとうございます。

私が言いたかったのは内部に入っていたきたいということなんです。なぜ指名参加に登録できないのかという地元の人の声、それは税収においてもあらわれていると思います。実際、赤字企業なんですよ、一生懸命ここでやっている方々は。それも家族でやっている方がほとんどだから、何とか回っていくんです、金は。そんな方が指名参加に登録したとしても、赤字企業ということで、もう前提から外されてしまう。そうはないよと言ってもこれ事実です。

だから私が言っているのは、今は赤字けれども、その赤字企業を克服させてあげる。それが愛の手なんです。行政の愛の手なんです。日の光の当たらないところに光を当てていく。これは私は民間のことを経験した町長はよくわかると思うんだ。

どうでしょうか、町長。技術があって、一生懸命やっている方。こういう問題、指名参加にも本来ですと登録すべきだと言ってしまえば、これは終わってしまいます。何とか参加させる新しい物差し、基準、その辺を検討いただけないかどうか。これは町長にお尋ねさせていただきます。

お願いします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これは今、委員長であります副町長が答えた内容でございますので、その内容については変わらないところでございます。それで、赤字だからいわゆる業界、業者登録ができないということはないんですね。ですから、業者登録というのは赤字でもできます。そして、業者登録をした上で、今度は指名参加願いというのは、また別のものなんです。

ですから、そういう順序を必ず経ていただくということで、業者登録という中では、そこ

にどういう資格者がいるかとか、そういう基準がありまして、これは全部法令に定められているものなんですよ。ですから、それを町でいわゆる法令を無視してということはなかなか、それは一番法令を守っていかなければいけない町がそれを覆すことはできないということだと思います。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

6 番麻生剛君。

○6 番（麻生 剛君） たび重なる質問で本当に恐縮です。

これは全般にわたっていることなんですけれども、一つ例を挙げさせていただけると……。

○議長（野村賢一君） ページ数は何ページですか。

○6 番（麻生 剛君） ページは 119 ページ、これが出てきますね。生涯学習推進事業の旅費の 23 万 8,000 円、これはこの課だけではないと思います。これは恐らくメキシコへの公費を使つての訪問ということだと思います。

この点に関しては関連するところの方々はお答えいただきたいと思うんですけれども、これはいつ、どこで誰がどのような内容によって、公募であったものがいつの間になくなり、公費を使つての町長、議会議長、そして国際交流協会会長及びあと 2 名の派遣になったのか。その政策決定過程についてお答えいただきたい。これが第 1 点であります。

そのほか、恐らくメキシコですよ。英語も通じると思いますけれども、スペイン語が主になるかなと思います。そうした場合、スペイン語はこの方々がご自分で話して交渉するのか、あるいは通訳を介して交渉させるのかどうか。その通訳はどのようなルートで、もし通訳が採用するのであれば、どのようなルートでどのような方がやるのか。国際会議等で有名な方なのか、あるいは地元のガイド程度のものなのか。これはあくまでもその辺のことも加えてお尋ねしているわけです。

以上につきまして、ちょっと関連のところ、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） それでは、クエルナバカ市へのこの表敬訪問というような形のご質問だと思いますので、初めに総務課のほうからお答えさせていただきます。

これの経緯につきましては、今までもお話をさせていただきましたけれども、もう一度ご説明させていただきたいと思います。

これにつきましては、日墨協会から日系人大会をこのクエルナバカ市で開催するので、クエルナバカ市と姉妹都市を締結している大多喜町にぜひ参加していただきたいという招請が

されたのがスタートでございます。

平成 30 年度でございますが、クエルナバカ市と姉妹都市を締結して 40 年を迎える年でもあり、さらに日本とメキシコが平等条約を締結し、130 年を迎える節目の年でもございます。前回の訪問と同様に、旅行事業者から見積もりを徴しました。しかしながら、メキシコの観光が主流の旅程であり、町からの参加は 1 月の段階で一度中止したいということで決定したものでございます。

そのときに日墨協会の会長宛てに、町としては訪墨することが中止になったということで文書で送信しました。会長からクエルナバカ市で開催し、大多喜町が参加することが一つのメインでもあり、代表者の方だけでも参加してもらえませんか、日墨協会のできる限りの協力をさせていただきますので、ぜひ町長に再考していただきたいという電話がございました。

その中で、今までもそのクエルナバカ市、メキシコとの交流というものを振り返ってみますと、メキシコ大使館とのお城まつりの交流が主で、過去には少年野球のホームステイなどもございましたけれども、クエルナバカ市との交流や文化的交流、あるいは民間の交流については、10 年に一度程度の訪問、しかも大多喜町からの一方的な訪問でしかないというのが過去の現状でございます。

今回予定しております訪問は、姉妹都市として大多喜町とクエルナバカ市とのこれまでの交流を踏まえ、これから姉妹都市として人的交流、文化的交流が少しでも活性化する協議の場にすることを目的に、5 月に開催される日系人大会をチャンスとして捉え、日墨協会にもご協力をいただきながら、町長、議会議長、そして国際交流協会の会長にもご尽力をいただき、姉妹都市として提携した協定、この協定の内容に基づき、文化、経済、行政及び人物等の交流が少しでも活性化することを目標に予算を計上させていただいたものでございます。

なお、通訳につきましては、まだそこまでは決定しておりません。まだ予算も通過していない段階でございます。されども、町長が公式訪問されるということであれば、やはり正式な資格を持ったような方が通訳で入らなければ、これは意思が通じない場合もございまして、その辺についてはそういう方をお願いするというような形になるかと思っております。

○議長（野村賢一君） ほかにありませんか。

まだ。

（「追加で」の声あり）

○議長（野村賢一君） 6 番麻生剛君。

○6 番（麻生 剛君） 今の中で 3 名はわかりました。町長、議会議長、そして国際交流協会

会長、あと2名というのはどなたなのかという点がまだと、それから、通訳の問題、これ議会が通過していないから云々ではなくて、もうこの時点ではある程度めどはついていると思うんですけども、私が言いたかったのは、要は行く方は通訳がいなくて意思の疎通が図れないというふうに理解させていただきます、今のお話です。その上で、通訳を決めるということであれば、通訳のその費用等は補正か何かであるのか、あるいはこの中に入っているのか、その辺も改めてお答えいただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） あと2名ということでございますけれども、とりあえず総務費の中で1名分、それと生涯学習の関係のほうで1名分の旅費ということで、誰がそこに一緒に行くかというのは、まだ決定していない状況でございますけれども、誰が行ってもいいように、課長職相当の旅費で計上させていただいております。

それと、通訳の関係ですけれども、それについては町としては直接かかわっている方、それなりの資格を持ったスペイン語の通訳ができる方というのについては心当たりがないのが現状でございます。それについては、旅行業者のほうにお願いするような形になるのではないかなというふうに考えております。

また、それについてはこの予算には含まれておりません。ただ、それについて、どのような形にするかというのは、多分個人負担とか、そういう形での対応ができるのではないかなというふうには考えているところでございます。

○議長（野村賢一君） ほかにありませんか。

6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） ご答弁ありがとうございました。

今思ったんですけども、通訳に心当たりがないと。そして、町のほうの職員も、この国際化の時代にスペイン語堪能者を採用していなかったと。メキシコとの友好の都市ということでありながら、この問題。そして、三育学院との提携があると言いながら英語だけであるという、この国際化に余りにもかけ離れた対応。

そして、町長は町を代表して行く、議会議長は議会を代表して行く。これ任意団体である国際交流協会会長というのは、一体どのような資格で行くのか。私も国際交流協会の会員にさせていただきました。しかし、このようなことは聞いた覚えはありません。このような重要なことが、一定のある一個人の意思によって決められてしまうということ、これはおかしいと思います。とりわけ任意団体にすぎない国際交流協会会長をも公費で負担する、この

問題。そして、今回はこれだけ多額の公費が使われる。いまだかつてなかったと思います。
この問題について、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） まず、いろいろご質問いただきまして、今回の訪問につきましては、私ども今さっき課長の説明したとおりでありますけれども、まず公費は確かに入れるんですが、実際は行く方の負担のほうが大きいと思います。ですから、なかなか公募という形では余りにも負担が多過ぎるので、これはなかなか難しいだろうということ。それと、さっき申し上げたようなことがあるわけでございます。ですから、当然のことながら、呼ぶ人は全員相当の負担をして行くことになるわけでございます。

それで、今回のやはりミッションは、やはり国際交流という観点からのものなんですね。特にクエルナバカ市と大多喜町、確かに姉妹都市ということはずっと 40 年間言い続けているながら、先ほど課長が答弁したように、クエルナバカ市との交流というのは実はほとんどなかったというのが実態であります。ですから、前回ご質問をしたサッカーでしたか、何かチームの話をしましたけれども、あれもクエルナバカ市とやったわけじゃなくて、メキシコの国からのものなんですね。ですから、クエルナバカ市とは直接関係のないものなんですね。

ですから、40 年間の中でそういう交流というのは実はなかったということで、私ども今回は国際交流協会というのはやはり今いろいろな形で窓口になりますが、そういうことの中で今回のミッションは、まさしく 40 年国際、いわゆるクエルナバカ市との都市交流を結んでいながら、何もなかったということの中で、今回はいわゆるクエルナバカ市と大多喜町のホットラインを築きながら、そういったことを進めていこうということで、これが大きなミッションになるわけでございます。

それで、特にその通訳につきましては、今私、メキシコ、いわゆる日本のメキシコ大使館のほうに、日本大使館ですね、それに常々言っています。そこで大使館にいた方が、実は去年本国に戻っております。今まさにクエルナバカ市のいわゆる県になりますが、モレロス州の文化担当で今、そこに派遣といますか、行っていますので、その方ともいろいろお話をしまして、できればもともと大使館にいた方ありますので、ぜひ町長の役に立ちたいということで、今お話もしております、来られるんなら私のほうで全部、ちょうどかわる件でありますので、ぜひ協力したいということの申し出も受けておりますので、彼は日本語はもう堪能でございますので、そういった方も協力を申し出ていただいておりますので、予算が通りましたら、そういったところをこれから進めていければと思っています。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

款 8 消防費、款 9 教育費、款 10 災害復旧費、款 11 公債費、款 12 予備費の質疑を終わります。

先ほど私は、次に、款 8 消防費、款 9 教育費、款 10 災害復旧費、款 11 衛生費と言ったと思いますが、これ公債費の間違いで、訂正します。

これで平成 30 年度大多喜町一般会計予算の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「あります」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論がありますので、初めに、反対者の発言を許します。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 私は、平成 30 年度大多喜町一般会計予算に、反対の立場から討論します。

第 2 次安倍政権発足から 5 年たちました。この間、安倍政権は世界で一番企業が活躍しやすい国にするとして、大企業や富裕層を大もうけさせ、軍事費を膨張させるその一方で、国民には消費税の増税を初め、社会保障の連続改悪を押しつけてきました。その結果、貧困と格差は一層拡大しています。

富裕層では、日本の富豪 40 人の平均保有資産は、安倍政権が発足した 12 年の 2,000 億円から 17 年は 4,000 億円に倍増しています。16 年度決算では 1 億円以上の報酬を得た上場企業の役員は 600 人を超え、報酬額の合計も 1,200 億円超えと 12 年度の倍以上となっています。

片や中小企業やパートを含む全労働者の平均賃金は、この 5 年間で 16 万円も低下し、家族の収入を合わせた勤労者世帯の平均世帯年収も、実質で 7 万円近くのマイナスとなっています。

日銀のアンケート調査では、金融資産を持たない世帯が最近の 5 年間で 400 万世帯も増加、全世帯の 35 パーセントにもなっています。厚労省の 16 年の国民生活基礎調査からの推計では、大株主 300 人の試算額は 5 年前には全世帯の下位 35 パーセントほどの貯蓄額に相当していたものが、この 5 年間で下位 44 パーセントの貯蓄額に相当するまでになっています。

これは町外の出来事でしょうか。

本町でも、一般住民の経済状況は同じ流れの中にあると思われます。30年度予算書の歳入、個人町民税の見込みは前年度比で443万2,000円の減収となっています。その理由を担当課では、人口減によるものと、景気低迷により個人の所得が減少しているためだと説明されています。

均等割の減額は32万2,000円で人口減を反映していますし、所得割の431万円の減額は住民の所得の減少を反映したものにほかなりません。また、法人町民税の増加は喜ばしいことですが、町内企業の経営の順調を反映していると思います。でもここでも、企業は反映しているけれども、住民の所得は伸びてはいないという現実が如実にあらわれております。

こういう状況の中では、自治体は国の悪政の防波堤として、地方自治法の本旨を全うし、住民の福祉の増進に全力を尽くすべきです。

30年予算では、まず、小学生の給食費無料化が実施され、全県に先立ち、給食の小中学校完全無償が実現しました。このことは憲法26条義務教育の無償化を大きく前進させることとなります。評価したいと思います。

また、中学校のエアコン設置、部活動の外部指導員制度を早速導入しているなど、教育環境の整備も前進しています。ただ心配なのは、部活動改革への取り組みは、保護者の理解がなければ成功しないと思われます。周到的な対策を求めます。

子育てしやすい環境の整備が進んでいることについては評価しますが、全体として無駄をなくす、地元経済の振興を図るという点で、2点について再検討を願いたいものがあります。

1つ目は、品川行き高速バスの件です。

あれば便利です。しかし、費用対効果の面で問題が大き過ぎます。5年間の赤字予定総額は、新たに提示された資料によれば、2億1,095万2,000円になります。当初計画より約6,100万円の超過になります。過疎債を利用するので、一般財源からの持ち出しはないと言いますが、直接住民のためにこのお金は使ってほしいものであります。

もし、6,100万円のお金があれば、中学校はことしエアコンが入りますが、小学校は来年になります。小さい子供たちがあの暑い夏の中、きのうも天気によ過ぎて20度を超えた。また、一層激しい夏の暑さが予想されますが、小学校のエアコンなど、すぐに設置できるでしょう。高校生までの医療費の無料化もできるでしょう。先ほど伺った準要保護生徒の認定基準も上げることができます。町の予算は直接住民のために使ってほしい。

都会とつながることは悪いことではありませんが、現在、路線バスとして小湊バス、日東

交通による東京行きがあり、これを行政手腕を發揮して充実させていただき、町負担をなくし、かつ住民の利便性を増幅させることこそ、住民が行政に求めていることです。

自分のお金なら慎重に使うはずです。親方日の丸、過疎債で賄えば町負担はなくなるではなく、空気の運搬ではなく、住民の安心・安全にこのお金を転換していただきたい。

2つ目の抜本的な改革を求めるのは、若者定住対策として、町内企業就職者向け町営住宅建設の再検討です。

政策の転換を求める理由は3点あります。

総合計画立案の際のアンケートでは、若者定住のための住宅を求める要求が大きいことがわかりました。大多喜町ではアパートが見つからず、町外にやむを得ず住んでいるという声も聞きます。町内に住居を求める若者は町内企業に勤めている人だけでなく、町外企業に勤め、町外に住んでいる若者も中にいるはずです。大多喜に住みたいと願う若者に、公平に機会を与えることが行政として必要ではないでしょうか。

2つ目は、町の責任は町内産業の活性化です。

賃貸住宅が必要だという場面で町がすべきことは、町が住宅を直接に建てることではありません。これを町内産業の活性化の機会として捉えるべきではないでしょうか。民間のオーナーの発掘、町内業者の施工で、町内にお金が回る仕組みを考えていただきたい。

3点目として、町の若者ができるだけ町内にとどまれるようにすることは、実家の親にも目が届く距離に若い世代が住むことで、高齢化対策、あるいは地域コミュニティの維持という点で有効だと思われます。若者定住住宅はせかされているわけでもないと思います。いま一度多目的な事業となるよう検討することを心から求めます。

町内に住む誰もが納得できる、また無駄を省いた行政となるよう、町民からの信頼が得られる町政となるよう要望して、反対討論といたします。

ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） 次に、賛成者の発言を許します。

2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 議員の皆さんから多くのご意見が出されておりましたが、私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

先ほども言われましたように、高速バスについては、現在の状況から見ますと、赤字補填で反対する意見もわかりますが、大多喜町として将来を見据え、人口減少を脱却するには、交通政策というのは大変重要なものであります。単に赤字を批判するだけでなく、今後改善

を図っていく中で、もっと大きな将来を見据え、黒字化へ向けて執行部も努力し、その成果も着々と上がってきているので、議会と執行部が一体となって努力していかなければいけないと思います。

また、姉妹都市については、先ほども議員の皆さんからご意見が出されておりましたけれども、姉妹都市については当時の協定書を確認しました。その協定書には、モレロス州クエルナバカ市と千葉県大多喜町は 1609 年から培われた友情のきずなに基づき、相互に文化、経済、行政及び人物等の交流を通じ、両市間の相互理解と友好親善を深め、あわせて、日墨両国の友好関係の促進に寄与することを念願し、ここに、両市が姉妹都市として提携することを協約すると記載されております。

過去を振り返ると、果たしてこの協定どおりに友好親善を深めてきたのか疑問に思いますが、日墨協会が開催する日系人大会がクエルナバカ市で5月に開催することは、これから姉妹都市として交流を深める、大きな、大きなチャンスであり、関係を深め、両者が発展させていく上で、今までのように 10 年に一度程度の訪問ではなく、真の姉妹都市としての交流を実現するために、町長、議会議長、国際交流協会の会長が表敬訪問し、クエルナバカ市の市長、議長、議会、関係団体と親善を深めることは大切なものであります。

姉妹都市という重みを十分考え、ぜひ成果のある訪問にしていきたいと思います。

なお、町長、議長が公務で旅行し、旅費の支給を受けない場合には、公職選挙法の寄附行為に当たるおそれもあるので、十分注意していただきたいと思います。

そのほかにも、本年度の予算については、総合計画を初め、それぞれの計画に基づき予算化したもので、小学生の給食費無料化、中学校へのエアコンの設置、小中学校送迎バスなど、子育て、教育に重点を置いた予算であり、大多喜町の今後を見据えた中で、私はこの予算に賛成するものであります。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにありませんか。

4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） 私は、反対の立場から討論させていただきます。

財政状況が非常に厳しい中、行政の皆さんが大変ご苦勞なさってつくられた予算書、本当にありがたく思います。しかし、その中で幾つか疑義があります。これでいいのかなという疑義がありますので、それについて私の意見を述べさせていただいて、それで反対するものでございます。

まず1番目は、大多喜高校の存続の件です。

大多喜高校がなくなるということについては、大変厳しい大多喜町が待っているということとは皆さん認識しているところだと思います。しかし、去年までの同じような予算で、ことし26人の、二次募集があるので多少ふえるかもわからないけれども、このままで、この予算の中で県が統合を進めている中で、果たして統合を阻止できるのかなど。

大多喜高校がなくなれば、いすみ鉄道もなくなります。バスもなくなります。そうすることによって、いすみ鉄道の路線、線路も草ぼうぼうになるし、大多喜高校が統合でなくなれば、大多喜城に多くの観光客が来ているにもかかわらず、下が廃校になって、グラウンドが草ぼうぼうになってしまう。これはもう少し危機感を持って、予算上も配分して、人員的にも十分配分して、ぜひ大多喜高校を残してもらいたいと思います。それについては今回の予算では不十分だと強く思っております。

続きまして、高速バスの運行の件です。

運行については、当初5年間で黒字にする、1億5,000万円の補助をいただいて黒字にするという説明をいただいて、議会が承認したと思っております。それがこの3年目を迎えるに当たって、ほとんど1億5,000万円は使い切ってしまうという状況の中で、前回示された計画と大分かけ離れた部分があります。

過疎債を使って運行するということであるならば、いま一度明快な計画書をつくって何年後に黒字にするんだ、乗客はこのようにしてふやすんだ、それによって町がどのような形で、目に見える形で活性化するんだという、具体的な誰もが納得できる計画書をつくって運行させるべきと思います。その具体的なしっかりした計画書がないまま走らせるということは、先々不安でなりません。

ぜひしっかりした計画書をつくって、運行をさせていただきたいと思います。ですからこのまま、計画書がないまま運行させることについては反対するものでございます。

続きまして、過疎化、少子化進んでおります。

特に国道沿い、297沿いは大型店舗もできて、高速バスも走って、自動車の量も多く走っています。よそから来た人が見れば、大多喜町は非常に発展した町だな、活性化しているなという思いを強く持っていると思いますけれども、一步町なかに入る、旧商店街、これは上瀑、大多喜、総元、中野、老川、全ての地区において、商店街は壊滅的な状況になっていることは皆さんもご存じだと思います。

さらに、農村部においては、少子高齢化によって農業の担い手もない、有害鳥獣の被害

もたくさん出ている、こういったところにもっと重点的に予算配分をすべきであると思います。

今の行政で見ると、国道沿い、船子、横山地先のほうに重点的に予算配分がされているように思います。宅地造成にしても船子地域です。西畑、老川地区の人口の定住化を図るためには、そちら方面にもある程度の予算を配分して、しっかりやっていただきたいと思います。

続きまして、横山宮原団地の工事の件であります。

これは地元の業者の参入が今のところ難しいという答弁でございます。いろいろ調べましたら、国の中小企業に関する国等の契約の方針というものがあります。それは千葉県もこれを準用してやっているということでございます。

その中で言いますと、町内の企業の大多数を占める中小企業は、多くの雇用の場を提供し、多様な事業活動を通じて、本町経済を支える存在として、また、地域社会の担い手として、町民生活の向上に大きく貢献している。ただ、中小企業を取り巻く厳しい情勢を踏まえると、このままだと町内の中小企業はそれこそ壊滅的な状況になると思います。当然その中には、公正な競争が保たれた上で、町内の企業にできる限り受注の機会を与えるということが肝心だと思います。過去には町内の企業が5社とか6社、皆さんで組合なり協会なりをつくって、それで入札に参加したという事例もあるやに聞いております。

この横山住宅については、もう1年以上前から今回やるということは決まっていたことでしょうから、町内の企業さんにあっても、そのような行政側である程度の配慮をして、やはり入札に参加できるような体制をつくっていく。それが非常に大切だと思っております。

以上の4点でございます。

整理しますと、まず、大多喜高校の存続がこのままでは非常に難しい状況にある。もっと予算をふやしてほしい。高速バスについては、しっかりした計画をつくって、いま一度安心できる計画で運行してもらいたい。あと過疎化、少子化が進む農村部、旧市街地のほうにも重点的な予算配分をしてもらいたい。宮原団地についてはできるだけ町内業者に配慮した発注の仕方ができるよう配慮してもらいたい。

以上の点が不十分と考え、私は今年度の予算に反対するものでございます。

ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） 次に、賛成者の討論を許します。

7 番 渡邊泰宣君。

○7 番（渡邊泰宣君） 私は、賛成の立場から討論させていただきます。

まず横山住宅に関してですが、この横山住宅は町内企業に就業する者を対象とした賃貸住宅を提供するため、14戸を建設するもので、既に1期工事の6戸が完成しております。6戸全てが入居しております。この建設に際しては、町内企業からアンケート等により、その入居希望を伺い、入居者の家族形態を考慮し、3種類の間取りを予定しているものです。

また発注形態ですが、設計施工管理を一体として実施する方法は、受注事業者の高度な技術力により、施工業者の持つ独自の技術や工法を反映することができ、また、それによって建設工事はもとより、建設後の維持管理に係るコストの削減も期待できることから、地元事業者の育成を考慮してとの意見もあることは承知しておりますが、長期的に見れば、建設、維持管理経費が抑制されるもので、町にとっては有利な方法ではないかと思えます。

前回の工事は公募期間が短かったとの話がありましたが、今回の工事では公募期間に配慮し、参加を希望する町内の事業者を含む多くの事業者に参加の機会を与え、よりよい住宅を建設されるよう希望します。

このほか定住化対策事業では、昨年引き続き船子地先宅地分譲の経費も計上されており、町の課題である若者の定住化にも配慮された予算であり、私はこの予算案に賛成するものです。

以上です。ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） 次に、反対者の討論を許します。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 私は平成30年度大多喜町一般会計予算について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

本予算については、おおむね了承できるものと解します。しかしながら、高速バス運行事業におきましては、運行開始に当たりご説明をいただきましたふるさと納税を用いて、5年で1億5,000万円の補助金での黒字化とのお話とは方向性が変わってきたものとなっております。

執行部におかれましてもご努力をいただいているところとは思いますが、高速バス品川便の運行は、住民のニーズ、必要性なのか、ウォンツ、欲求なのか、考えてしまうところです。ニーズであればなくてはならないものですから、税金で賄うのもよいと考えますが、ウォンツはあったらいいものというものであると思えますことから、これを満たすのは企業の役割ではないかとも感じます。

町民の方々のお声には、あれば便利だよねとともに、高速バス東京便が走っていることや、

品川便の費用対効果、赤字補填の額、運行経路を含む運行方法、本数など、町の取り組み方とお金の使い方に疑問の声を多くいただいていることも事実でございます。

運行補助金の不足が早い段階から予測できていたと思われませんが、その対策に取り組まれている姿勢が町民に伝わっていないことも残念です。町民にとって住みやすい町であれば、定住してくれる人もふえ、移住者も来てくれるのではないのでしょうか。

過疎債の使用につきましても、町民の福祉の増進のために、より活用していただき、日常生活の利便性アップを図っていただくことなどに使ってもらえるとよいと思います。

町も一つの事業として客観的な立場からPDCAサイクルによる一層の検証が必要ではないかと感じます。平成30年度はもちろんのこと、その後の事業の見通しが明確でない現在の状況の中では、高速バス運行事業は町民の皆様にご理解をいただくことが難しいと考えます。

一般会計予算はさまざまな事業を含む一括採決となりますことから、現時点での平成30年度大多喜町一般会計予算について、私は反対の立場とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） 次に、賛成者ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

（「はい、反対」の声あり）

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 賛成討論がないようですので、私から反対討論をさせていただきます。

議案第21号 平成30年度大多喜町一般会計予算、反対の立場です。

私どもは憲法21条により、表現の自由、言論の自由が保障されています。いかなる方々もこれを侵してはならないのです。その根拠は、私は君の意見には反対だ。しかし、その反対意見を言う権利と立場は尊重する。つまり、人の意見に耳を傾ける姿勢がなくなるとは独裁です。ファッションです。民主主義とは言えません。町民の生の意見の代行者としての議員の役割、その立場は十分尊重されなくてはなりません。これが議会制民主主義のはずです。

今回、大多喜町民は怒っています。それはなぜか。

1つは品川行き高速バスの件です。

都心への足の確保としての役割を果たせ、利用率が当初の計画どおりにいってれば、これは大歓迎です。政治はご存じのように、結果責任であります。既に当初の計画は破綻し、これは誰の目にも明らかなはずですが、幾ら言いわけをしても納得できません。あくまでも大

丈夫と言って、町民をだますのではなく、計画の破綻のことを謝罪することの勇気こそが町執行部へは求められるのではないのでしょうか。

その上で必要性の認識、営業努力、官民一体となって頑張っていく姿勢を見せるべきではないのでしょうか。借金の上乗せは断固許しません。

私は思えば、これは一般質問でもやらせていただきました。本当に悲しいことです。戦争中の大本営発表のように、負けている戦況というものを隠し、逆にあたかも連戦連勝であるかのように世論を誘導したことに相等しいではないですか。いま一度町執行部には再考を求める、私から町民の立場を代表して、町民の意見を代弁して申します。

次に、地場産業育成、地元業者育成について、数々の私どもの提案、しかし、執行部の答えは私から言わせれば全く考えていません。とりわけ町内で発注する、町で主体的に行う事業には、地元業者が取り扱えるように配慮すべきではないのでしょうか。町民が日ごろ利用している施設の改修工事にしても、技術は持っていても、取り扱えないのでは、本当に、本当に悲しいことではないのでしょうか。

そして、先ほど来、私どもが主張した横山宮原住宅建設は、町内業者にとっては、町が示してあげられる最大の助成策を講ずるべきではないのでしょうか。公募という美名のもとに、大手業者、ハウスメーカーみずからが乗り込んでくる。地元中小零細業者はあらゆる面でも太刀打ちができないです。ハードルが高過ぎるのです。

例えば土俵に上がったところで、スタートの入り口に立ったところで、力の差は明らかです。超えられないんです。ボクシングで言えば、重いクラスのヘビー級が軽量級のフライ級をなぎ倒すかのように、無残にも歯が立たない、ノックアウトですよ。いま一度ふるさと大多喜を支えている町内業者の立場に立って執行部はやっていただきたい。

彼らは声を出したくても声を上げられない、地元中小零細企業者の声を私は代弁いたします。

再三再四申します。役に立つ場所、これが役場でしょう。

自然界には、すみ分け理論と呼ばれるものがあります。これは自然科学系を専攻した皆さん、あるいは生物そのものをお好きな方々は知っていると思います。川の上流には上流に適した生物、中流には中流に適した生物、そして、河口付近には淡水と海水に適した生物が存在する。このように私どものふるさは小さな小さな城下町です。その中で必死に生きている町民の、その居場所を取り上げないでもらいたい。その地に生まれてから何とか頑張っている、その地元の人たちを執行部の皆さん、考えていただきたい。

そして、先ほども私は申しました。

今、町民の中で批判の大きいものがあります。今回のメキシコ訪問です。

私はメキシコに行つてはいけないと言っているわけじゃありません。メキシコはご存じのように、1968年にメキシコオリンピックを我が国の東京オリンピックの次に開いた、中南米の核であります。世界経済の状況の中でもさまざまな位置づけでありましょう。そして四百数年前に私どものふるさとと非常に関係がある。それで友好都市になった。それは行くことは大いに結構です。

しかし、どうでしょうか。今、町のお金を使って、公費を使ってのこの時期の海外訪問、町民は首をかしげております。

私はみずから自腹を切つて、過去幾多の先輩たちが公募の中で行つてきたと思います。思い起こせば、最初は町内の方々に公募という形をとった上での姉妹都市、クエルナバカ市への訪問だったはずで、それがいつの間にか、どうでしょうか、公募はせずに町長、議会議長、そして一任意団体にすぎない国際交流協会会長が公費を使っていくという。このような取り決めが全く私どもの知らない中で決まって、2月16日の全員協議会の中で出されていく。これ一方的に押しつけることは民主主義に反します。だからこそ私は声を大にして上げているんです。

私はその場でも申しました。将来のまちづくりを担うべき人材が行くならば、大いに理解を示します。今回の町長、議長、国際交流協会会長の訪問では、とても町民の理解は得られていません。

寄附金の義援金の100万円を持っていくと言います。100万円を持っていくのに、124万2,000円を使って行く、公費を使って行く。これ全くもっておかしいじゃありませんか。

今、執行部の皆さん、やめることは恥ではありませんよ。勇気のある決断です。町執行部が本当に、本当に町民の声を聞く、耳を傾ける。対話の町政を推進するのであれば、今回の過ちに気づき、即刻やめるべきです。

町民は自分たちのお金が無駄に使われることは断じて許しません。

そして、町民の皆さんがこの町に住んで、最も心配していることの一つ。その中に教育問題があります。県下でも歴史があり、伝統校、名門校と言われている高校、大多喜高校です。

どうでしょうか。しかし、いつの間にか生徒が集められない。定員に満たない。何度も募集をかける。迷える名門校、迷える名門校ですよ。

さまざまな事情はあるでしょう。しかし、それを勘案してみても、町当局がやってあげ

ることはいっぱいあるはずです。県立だから、県が主体的だから、町はあくまでもサブだ、後方支援だとかいう考えは変えましょう。

この県立高校は、県立大多喜高等学校は大多喜町からなくなってはならないんです。

先ほど来ご指摘がありました。いつまでたっても全く変わらない予算措置、これではどうでしょうか。通学費の件や魅力ある学校づくりの人材派遣もできないじゃないですか。こういうことをやらなくして、大多喜高校を救えませんか。大多喜町に住んでいる人たちの教育機関がなくなってしまいます。私はもう時間の猶予はないと思います。今しかないんですよ。

かつて、大多喜高校の前身、旧制大多喜中学が手塚岸衛先生を追放しました。手塚岸衛先生、教育関係者の方ではご存じでしょう。自由教育を行い、千葉市で成功し、この城下の名門校、旧制大多喜中学校に赴任しました。時の軍事教官の先導により学生ストライキが起り、手塚先生の自由教育の芽は摘み取られ、この大多喜の地を石をもって追われました。しかし、手塚先生の思想とその生きざまは東京で見事開花し、今日まで影響力を教育界に及ぼしているではありませんか。

いま一度大多喜は過ちを繰り返すのではなくて、この県立大多喜高校存続のために町が主体となって、予算措置増額や人材派遣をすることを望む次第であります。

房総の小江戸を目指すといってスタートした大多喜の城下町、さあどうでしょうか、皆さん。あの現状を見てください。昨年、町の中心部の老舗が相次いで閉店し、ぽっかりと空洞化しています。その跡地利用も確かではない。空き地、空き屋対策とも当然連動します。

執行部の皆さん思い出してください。委員会、協議会で出席した方、とりわけ首長である町長は、あくまでも私的所有権尊重、所有者が決めること。町のほうでアドバイスということとはできない。それは他の機関でやるべきことではないかという答弁がありました。これは議員各位は覚えていると思います。

これを聞いて私は愕然としました。町にとって最後のとりでが、どうですか、町民にとって最後のとりでが町役場でしょう。その町の最高責任者が町民に寄り添う考えがないとは、これでは町民の気持ちを酌む政治はできません。私の一般質問に対して大変理解を示す答弁をしていただいた町長とは思えなかった。町民の生命、財産を守るという考えは全く欠如しているじゃありませんか。

町の考えは、今町民は言うております。弱肉強食、弱い者は強い者に食われても仕方がないということか。弱きを助け、強きをくじく。日の光が当たらないところに光を当てる。これが政治の果たす役割であります。

○議長（野村賢一君） 麻生君に申し上げます。

早目に。時間がたっています。

○6番（麻生 剛君） ありがとうございます。

きょうは町民の皆さんも来ていただいております。町民の皆さんの声を代弁する私、麻生剛。

今回の一連の町長答弁や予算措置には、この冷え切っている町の現状を見放し、ともに手を携えて生きようとする町民の希望をなくし、町に住んでよかったと実感できるまちづくりとは、遠くかけ離れた行政執行と言わざるを得ません。もっとぬくもりのある、町民にとって明るい夢と希望の持てるまちづくりへとかじを切ることを切に切に要望いたします。

悲しいかな、今回の予算措置はその逆であります。町民の背信行為に等しい。

よって、反対といたします。

町執行部の皆さん、そして、議員各位の皆さん、私どもは常に町民の厳しい監視のもと、行政運営がなされなければならないことを肝に銘じなくてはなりません。その上で、誤りをただす。是は是、非は非。そして町民の民意に沿った判断を下す、これが議会であります。議会の役割であります。決して執行部のイエスマンではありません。町民の民意を反映する議会を実現させようではありませんか。議会が執行部に対して、時にははっきりとノー、なぜならば、それが今回の町民の意思だからであります。

もしこのまま執行部の暴走が続く限り、町民は黙ってはいません。町民が与えられた、保障された権利の行使を当然行ってくるでしょう。大多喜町民を軽く考えてはいけません。この状態が続く限り、早晚、住民監査請求や公金返還訴訟等も起こり得るでしょう。議会議員の皆さん、これらのことを十分視野に入れながら対処していただきたいと思います。

これをもちまして、6番麻生剛の、平成30年度大多喜町一般会計予算、反対の討論とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号 平成30年度大多喜町一般会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(野村賢一君) 挙手多数です。

したがって、議案第21号 平成30年度大多喜町一般会計予算については原案のとおり可決されました。

(「何対幾つ」の声あり)

○議長(野村賢一君) ここで10分間休憩します。

(「議長、幾つ対幾つ」の声あり)

○議長(野村賢一君) 6対5。

(午後 2時15分)

○議長(野村賢一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時25分)

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第2、議案第22号 平成30年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号 平成30年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第22号 平成30年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第3、議案第23号 平成30年度大多喜町国民健康保険特別会計予算についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1番(野中眞弓君) ページ177、保健事業費のことですけれども、特定健康診査等事業費1,400万円計上されています。今までこれは町の裁量で少しずつ充実させてきたと思いますが、制度が変わることによって、今後どうなるのでしょうか。

それと、特定健康診査委託料が900人分ということで計上されております。これは受診率にすると何パーセントぐらいに当たるのでしょうか。

○議長(野村賢一君) 税務住民課長。

○税務住民課長(和泉陽一君) ただいまの野中議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず30年度から国民健康保険の運営が県も加わるということで、特定健診についてはどのようにするかというご質問でございますけれども、当面は国保加入者の特定健康診査、特定保健指導につきましては、町で特定健康診査等実施計画に基づきまして、従来どおり実施することになります。

また、特定健診の受診率あるいは特定保健指導の実施率、メタボリックシンドロームの該当者等の減少率などが県の特別交付金の保険者努力支援制度の中に交付金として算定されますので、今までも行っておりますけれども、送迎バスの運行や託児所の開設など、対象の方が受診しやすい環境をつくり、広報紙等を使いまして、受診の勧奨を行っていきたいと思います。

それから、受診率につきましては、平成29年度の受診率ですけれども、一応速報値ですけれども、35パーセントということで把握しております。

以上です。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 30 年度の 900 人というのは何パーセントに当たるんですか。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） 一応目標としましては 900 人ということで、40 パーセント前後を目標として行う予定であります。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「あります」の声あり）

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 私は、平成 30 年度大多喜町国民健康保険特別会計予算に、反対の立場から討論します。

ことし、平成 30 年 4 月から国民健康保険制度の運営が大幅に変わることは既に何度も言われております。今まで運営の全てを市町村が保険者として統括してきましたが、来月からは県が保険者になり、市町村の国保行政を統括監督することになります。

流れは、まず県が必要な費用を納付金として市町村に割り当て、そして、市町村はそれを受けて、保険税として住民から徴収し、県に納付することになります。納付されたお金を県は保険給付として、必要な財源として交付金の形で市町村に交付すると。新しい事業として、先ほど課長の説明の中にもありましたけれども、医療費削減の努力した市町村に予算を重点配分する保険者努力支援制度や、財政困難対策として、貸し付け交付を行う財政安定化基金制度が新規にできています。

今回大多喜町は保険料は現状維持ということですが、特別にこれが新しい制度になったからといって下がったわけでもありません。でも上がった市町村もかなりあるはずです。

この制度導入の目的はじゃ何かというと、市町村が保険料引き下げ対策として行った法定外繰り入れをやめさせ、住民に医療費増を負担させることにあると言われております。国民の声に押されて、当分の間は多分 6 年間だと思いますが、法定外繰り入れを認めました。し

かし、厚労省は繰り入れを計画的に減らす姿勢に変わりはないと述べています。6年過ぎた後、どうなるかわからないというのが現状です。何もかも新しい制度を導入するときは国民負担が少なくなるよう、まず制度設計をし、それからそこをアリの一穴というか、だんだん大きくしていくというのが全ての面で負担を拡大するときのやり方です。

あと、滞納者への取り立ての強化も私は懸念しております。担当課と滞納者対策のこととか、今までやってきた差し押さえとか、保険資格証とかの発行などの話を聞いていますと、担当は非常に住民の立場に立った対応をしてきたと私は思っております。そういうことが例えば保険者支援交付金などの創設によって、成果が上がらないとなるとペナルティーを課す。成果が上がれば餌をあげるというような中で、滞納者などの取り立てなども強化されるのではないかと懸念しております。今、実際にあらわれているわけではありませんけれども。

そういう点でこの新しい制度については、賛成するわけにはいかないので、私の反対討論といたします。

以上です。ありがとうございます。

○議長（野村賢一君） 次に、賛成者の発言を許します。

11 番山田久子君。

○11番（山田久子君） 私は、平成30年度大多喜町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

皆様既にご存じのように、平成30年4月から国民健康保険が広域化をされます。これは国保が抱えている問題として、1、加入者の年齢構成が高く、医療費がふえ続けていること、2、所得の低い方も多いので、保険料、保険税の負担が重いこと、3、小規模な市町村では国保の財政運営が不安定であることなどがありました。

そこで、国保制度を将来的に持続していけるように、国からの財政支援の拡充、総額約3,400億円のほか、県と市町村がともに国保制度の運営を担うことになったものです。県の役割は財政運営の責任主体として、市町村は各種手続の窓口を引き続き担当するようです。

本町でもふえ続ける医療費に対し、保険料負担が重くなってきておりましたことから、広域化の検討を求めるお声がありました。

県の資料の平成30年度市町村別国民健康保険1人当たり標準保険料の算定結果から見ますと、保険料の急激な負担増とならないよう、一定の割合を設けて激変緩和措置を講じた後の数字で見た場合、県内市町村の中で最も保険料、税が下がる団体の2番目に大多喜町が挙

げられておりました。正確な保険料、税は今後示されるようでございますが、本町の保険税としては少なからず善処する形としていただけているのではないかと感じております。

平成 30 年度大多喜町健康保険特別会計予算は、県から示されました事業の遂行と保健事業であると考えますことから、私は賛成の立場とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 23 号 平成 30 年度大多喜町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第 23 号 平成 30 年度大多喜町国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第 24 号の質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第 4、議案第 24 号 平成 30 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 24 号 平成 30 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決
します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(野村賢一君) 挙手多数です。

したがって、議案第 24 号 平成 30 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算については
原案のとおり可決されました。

◎議案第 25 号の質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第 5、議案第 25 号 平成 30 年度大多喜町介護特別会計予算につ
いての質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番(野中眞弓君) 220 ページ、地域支援事業費の中の介護予防日常生活支援サービス事
業費。

これ規制緩和がされて、ヘルパーのかわりにボランティア等を使ってもいいことになりま
した。本町ではそういうことが行われているかどうか、伺いたいと思います。

それと、介護度の認定で、全国的に厳しくなって、認定介護度を下げる傾向がある。サー
ビス、今までどおりに受けようとする、自己負担が生じる人たちが出てきているという話
を聞きますが、29 年度、本町の介護保険では、引き下げがあった人は何人くらいいたん
でしょうか。認定者の中の割合で、パーセントも出ますか。

それと、第 6 次するときには、介護報酬の大きい引き下げがありました。この影響が業者
どのくらい出ているんでしょうか。

以上です。

○議長(野村賢一君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(西川栄一君) ただいまのご質問に健康福祉課よりお答えいたします。

まずヘルパーにボランティア等の代行が行われているかということでございますけれども、
本町で実施しております総合事業におきましては、ヘルパーにボランティア等の代行は
行われておりません。

それから、平成 29 年度介護度の引き下げ、介護度、要介護 5 とかだった人が 4 とか 3 に下がるという意味であると思うんですけども、そういう方が何人いたかということでございますが、平成 29 年度、認定の更新があった人が、4 月からことしの 3 月 13 日までの更新者が 350 人おりまして、そのうち介護度が低くなった人、105 人です。割合としては 30 パーセントということになっております。

それから、介護報酬の引き下げの影響がどのくらい業者に出ているかということですが、第 6 次 のとき に介護報酬が大きく引き下げの改定が行われまして、本町の介護保険関係のサービスを実施しております事業所に幾つか聞いたことがあるんですが、その中でやはり実際に報酬の単価が下がりますので、影響は少なからず出ているというふうな声もありますし、私も出ているんじゃないかというふうに考えております。その辺は事業所によりましては、加算をとるなどして、減収に対して対応しているというような話も聞いております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 介護度認定で引き下げがあった人の中で、不服申し立てというか、そういうのが出た方というのはいませんか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（西川栄一君） 今ちょっとその辺の数は、不服申し立てがあったというのは今のところないんですけども、ただ結果として下がったということで、もう一度見直してほしいという話は多分何件かあったんじゃないかとは思いますが。そういう場合には再度調査のほうをし直すなどして対応していると思われま。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「はい」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論がありますので、初めに、反対者の発言を許します。

1 番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 私は、平成30年度大多喜町介護保険特別会計予算に、反対の立場から討論します。

介護保険事業はこの4月から第7期事業に入ります。年を重ねるごとに高齢者がふえ、そしてそれに従い、利用者もふえ続けています。

第6期では介護保険制度に国は大なたを振るいました。要支援1、2のサービスは保険給付から外す。特養の入所を原則要介護3以上に限定する。所得160万円以上の方の利用料を2割にする。これは1割から2割というのは利用料が2倍になることです。それから、高額介護サービス費の負担上限を引き上げる。それから、家族のいろいろな条件もありますが、食費、居住費の負担をふやすなど、大幅なサービスの改悪を実施しました。

要支援者のサービスについては、自治体によっては業者に丸投げしたり、介護報酬の激減で小さい業者が事業所を閉鎖し、サービスに支障を出しているところもあると聞きます。本町ではそういうことがないということで安心しました。

それと、本町では町として、担当課が現状維持で担っていることを評価したいと思います。

6次、それを引き継いだ第7期ですが、サービスの改悪をしたまま、さらに65歳以上の1号被保険者の保険料は1段階から9段階まで一律13パーセントの大幅引き上げになりました。利用者にとっては、サービスは悪くされる、利用料は引き上げられるで、本当に踏んだり蹴ったりそのものだと思います。

保険料は20年間でほぼ2倍化しました。この20年間で高齢者の受け取る年金額には余り変化はありません。国は物価が上がっても、賃金が上がっても、年金支給額は0.9パーセント下げる。マクロ経済スライドを持ち出して年金を抑えようとしています。来年度の年金はただ現状維持です。

こういう中で保険料も利用料も上げられ、しかし、サービスは下げられていくのでは住民はたまりません。

昨年改定された介護保険法では、介護保険からの卒業という美しい言葉、そして介護認定の厳格化など、自治体が駆り立てられる懸念があります。介護離職とか介護殺人がしょっちゅう報道されますが、そういうことにならないために始められた介護保険制度なのに、20年たって、かえって国民が苦しんでいる実態がありありと浮かび上がっています。

保険料、利用料の軽減制度の導入、制度の周知徹底を要望して反対討論といたします。

○議長（野村賢一君） 次に、賛成者の発言を許します。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 私は、平成30年度大多喜町介護保険特別会計について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

まず初めに、事業者を支払う報酬についてでございますが、この4月から0.54パーセント引き上げられる予定であるということが新聞等で報じられていたように思っております。

大多喜町の高齢化率は、平成22年度の33.8パーセントから平成27年度は39.4パーセントとなり、住民の2.5人に1人が高齢者となり、国の高齢化より早い状況にあります。介護認定者数の平成12年度3月末の要支援1、2の合計28名が平成29年度11月末には142名に、要介護度1から5の認定者数の合計は平成12年度3月末233名が、平成29年度11月末には529名とふえております。保険給付費、地域支援事業費等も増加をしているところで

す。町では、高齢化の進行や要介護者の増加に対応しながら、住みなれた地域で生活を続けられるよう、限られた財源の中ではありますが、町の資源を生かしながら、独自の地域包括ケアシステムを進化させていく取り組みを進めていただいているところであると思っております。

本予算でも、今年度新規に生活支援体制整備事業も盛り込んでいただいたところでございます。介護保険料については、第1号被保険者の介護保険料は被保険者の負担能力に応じて保険料を9段階に分け、低所得者の方には公費の投入による負担軽減も図られております。

介護保険料と事業サービスのバランスは大切であると考えますが、介護保険事業は高齢者の暮らしを支えるためになくしてはならない事業となってきたと思いますことから、私は平成30年度大多喜町介護保険特別会計予算に賛成の立場とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号 平成30年度大多喜町介護保険特別会計予算についてを採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第25号 平成30年度大多喜町介護保険特別会計予算については原案の

とおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第6、議案第26号 平成30年度大多喜町水道事業会計予算についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号 平成30年度大多喜町水道事業会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第26号 平成30年度大多喜町水道事業会計予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第7、議案第27号 平成30年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 質問させていただきます。

まず外国の方が30年度来る予定になっていると思います。その方の件についてお聞きします。

まずいつから来るのか、それで何人来るのか。それと、当然今度泊まるどころ……。

○議長（野村賢一君） ページ数は何ページ。

○4番（根本年生君） ページ、すみません、外国人のところ、すみません。実習生受け入れだとページ27ページですかね。下段の実習生受け入れというところですかね……27じゃない。

○議長（野村賢一君） これ謝礼だよ、謝礼。

（「29ページ」の声あり）

○4番（根本年生君） 29ページ、すみません。外国人実習生受け入れ負担金とか、このところになりますか。

それと、すみません、あといつから来るのかということと、これ、来たときに当然今の職員の方とお互いにうまくやっていけなくちゃいけないと思うんですけども、その辺の調整役というか、そこいらはどうなっているのか。

あと、この実習生が来たときに、どの程度赤字の解消になるのか。この方が来ることになって、現在の職員の軽減負担、今の職員の方々は大変な負担をしているやに聞いております。どのくらいの軽減の負担になるのか。

それで、あと夜勤です。今非常に多く問題になっているのは、夜勤をするのか、しないのか。

それと、この外国人が来るということを、具体的に今の職員の方に十分話をしているのかどうか。中にはちょっとよくわからないという声も聞きますので。

ちょっとまとめて聞きます。

あと、現在も大変厳しい状況で運営していると思います。ただ今度多分来るのはわからないけれども、夏か秋かあれですけども、今の状況でもいっぱいいっぱいやっている中で、恐らく何人かやめること事態が来たときに、やめるかもわからないですよ、何かうわさによるとですね。何人ぐらいやめたらもうやっていけないのか。その辺、だから外国人が来るまでそれが果たしてもつのかということが非常に心配しています。

それで、職員の方々は死亡事故があったり、監査が入ったり、赤字ということも皆さん知っていますので、非常に不安に思っています。このままこの職場にとどまっていけないものなのか。3年後、5年後突然やめますとと言われて、高齢者の方も多いで、それからどこかへ転勤するといっても、年がいけばいくほど難しくなっていくときにですね……

○議長（野村賢一君） 根本議員、もう少し分けてやってください。

○4番（根本年生君） わかりました。

○議長（野村賢一君） 一緒にやると答えるほうも大変だと思います。

○4番（根本年生君） じゃ、外国人のほうを先にすみません。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） それでは、今いただいた外国人関係のご質問に答えさせていただきます。

最初にいつ来るのかということですが、今、国のほうの手續を実施しております、その手續がどのくらいかかるのかというのが、いまだかつてまだはっきりしない状態でございます。当初の予定ですと、大体6カ月程度という話でしたので、7月前後になるのかというふうに解釈しております。

続きまして、何人来るのかということですが、こちらにつきましては、当事業所は実習生3名を予定しております。

続きまして、どこに泊まるのかということですが、これは今、実際に施設の1フロアがあいておりますので、そちらのほうに宿泊をしていただくように、今検討しております。

続きまして、職員の負担軽減になるのかということですが、こちらにつきましては、現状でかなりの職員の負担が多い状態でございますので、すぐ即戦力ということにはなかなかならないとは思いますが、負担の軽減にはつながると思っております。

続きまして、夜勤ができるのかということですが、こちらにつきましては、実際に日本人の方でも半年程度は夜勤はできない状況ですので、すぐ夜勤をできる状態になるとは思っておりません。ただし、これが日本人より時間がかかるとは思いますけれども、やっていただくように考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） すみません、再質問はまた最後に、3回目でまとめてやりますので、すみません。

今の職員の体制の件で、非常に皆さん不安に思っていることは所長さんも重々承知しているところだと思います。事故があったり、監査が入ったり、赤字の中で果たしていつまで続くのかと。要はほかへ転職するというような方も、考えているという方も聞いております。そうすると、なかなか今の現状で外国人が来て一人前になるまで、果たして勤務体制がもつ

のかという、非常に危惧しております。

ですから、早目に職員の方々には今後のあり方について、早急に説明をしてやらないと、本当に不安でたまらないと思うんですよ。中には体調を崩している職員もいるやにも聞いておりますので、ですから、早目に今後どうするのかという計画をつくって、それで職員の方に説明してやらないと、離職者がふえて、そもそもこの施設自体が立ち行かなくなってくるのではなかろうかということ非常に危惧しております。その辺はいかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） 今後のあり方ということでございますが、それにつきましては、委員会のときもお話をさせていただいたと思いますが、今後検討は必要と思います。まずは立て直しのほうを優先させていただきたいと思います。そちらのほうに努力させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） すみません、今の立て直しというのは、赤字解消に向けて頑張るという意味なのか、建て直しということは建物を、要は新しくする意味なのか、はっきりわかりません。

立て直しするにしても、本当に早急な計画をつくってやらないと、私が一番心配しているのは、やはり今働いている職員の方々非常に不安に思っているということです。同じ役場の職員の中でありながら、疎外感というのが非常にあるように私は感じております。何かレクリエーションがあっても、本所のほうでレクリエーションがあっても仕事が忙しくてそちらには参加できない。何か私たちは役場の職員であって職員じゃないのかなというような、そんな雰囲気も醸し出しているように感じられますので、早目に本当に今後どうするのかという計画をつくって示してやらないと、かわいそうでなりません。

ですから、今後の計画について、この間、常任委員会とき町長はたしか30年度につくるといような答弁で終わったに私記憶しております。本当に一刻も早く新しい計画をつくって、どうするのか示して、職員の方々を安心させてやってほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 今後のことは予算外だと思っておりますけれどもね、どうなんですか。答えられないと思います、今後のことは。答えられますか。

(「将来の予測のない予算はありません、答えてください」の声あり)

○議長(野村賢一君) 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長(秋山賢次君) それでは、先ほど立て直しという言葉でわかりづらいうことでございましたので、体制の立て直しという意味で申し上げました。すみません。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「はい」の声あり)

○議長(野村賢一君) これは反対の討論……。

(「反対、はい」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論がありますので、初めに、反対者の発言を許します。

4番根本年生君。

○4番(根本年生君) すみません、本当に職員の方々大変だと思います。急に去年、おとしあたりから特別養護老人ホームで事故があったり、監査が入ったり、職員の多くの方がおやめになったり、入れかえが激しい状況の中で非常に大変なことだと思いますけれども、やはり今働いている方を本当に大切にしていかないと、体制の立て直しといっても、今の職員の方々本当に一生懸命モチベーションを上げて頑張ってもらわないと、本当にこれはできないと思っています。今の情勢では1人、2人とやめていく可能性は大いにあると思っています。そうすれば、本当に特別養護老人ホーム成り立っていきません。

今の話ですと、体制の立て直しということですがけれども、具体的にいつまでにこういった形で、その体制の立て直しを行うかという明確な答弁がございませんでした。これでは職員の方々非常に不安でたまらない状況であると思いますので、私は早急な体制の立て直しを行って、30年度、31年度どうするのかという計画を早急につくって、この7,000万円近い赤字の解消に努めることが必要だと思いますけれども、その計画性がないものですから、私は反対させていただきます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 次に、賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 27 号 平成 30 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第 27 号 平成 30 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算については原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（野村賢一君） お諮りします。

ただいま町長から同意第 2 号 大多喜町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずるものとするについてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1 として、議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

同意第 2 号を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とするに決定しました。

事務局職員から議案を配付いたします。

（議案配付）

○議長（野村賢一君） 議案の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 配付漏れなしと認めます。

◎同意第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 追加日程第 1、同意第 2 号 大多喜町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずるものとするについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） それでは、同意第2号でございます。

大多喜町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずるものとするについて、初めに提案理由の説明をさせていただきます。

まず、本案でございますけれども、農業委員会等に関する法律第9条第1項の規定によりまして、委員になろうとする者の募集を行いました。

この結果でございますが、同法の第5条第5項に規定する町が認定した認定農業者等の数が農業委員会の委員の定数、10名でございますけれども、この10名の過半数に達しなかったことに伴いましての認定農業者等及び認定農業者であった者のほか、人・農地プランの中心的な担い手や指導農業士などの認定農業者等に準ずるもので委員の過半数を占めるようにするためのもので、同法の施行規則第2条第1項の規定によりまして、議会の同意を得ようとするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

農業委員会等に関する法律第8条第5項ただし書き及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号の規定により、大多喜町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずるものとするについて、議会の同意を求める。

提案理由でございます。

大多喜町農業委員会委員の任命に当たり、その過半数を認定農業者とすることが著しく困難であるため、委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずるものとするについて、議会の同意を求めるものでございます。

以上で、大多喜町農業委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずるものとするについて、提案を説明させていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

今の説明よくわかった、わからないでしょう。

（「すみません、結局何人足りなくて今の……」の声あり）

○議長（野村賢一君） 8番麻生勇君、挙手してからやってください。

○8番（麻生 勇君） 今の説明なんですけれども、認定農業者が足りないという話でしたよね。それで、何人足らなくてこれを今出しているんですか、これ。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 法律によりますと、過半数というお話でございます。定数が10のうち過半数で6名以上、これが認定農業者が必要だというふうになっておりますが、現在の応募の状況でございますけれども、認定農業者は3名でございます。そして、3名では過半数を満たさなかったということでございますので、準ずるものがこのほかに、認定農業者のほかに3名、町のほうで認定できる、人・農地プランがございます。この中心的担い手の方々が3名いらっしゃいました。これが準ずるものということで、認定農業者の3名と準ずるものの方、3名を合わせまして6名という形になりましたので、例外規定のこの以外の方を含めて6名という過半数を超えたというところの同意でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。

お諮りします。

本案はこれに同意することに賛成の方、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

◎日程の追加

○議長（野村賢一君） お諮りします。

ただいま町長から同意第3号 大多喜町農業委員会委員の任命について以下、同意第4号、同意第5号、同意第6号、同意第7号、同意第8号、同意第9号、同意第10号、同意第11

号、同意第 12 号までの 10 件の大多喜町農業委員会委員の任命についての議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 2 から追加日程第 11 までとして、議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

同意第 3 号から同意第 12 号までを日程に追加し、追加日程第 2 から追加日程第 11 として議題とするに決定しました。

事務局職員から議案を配付いたします。

(議案配付)

○議長(野村賢一君) 議案の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 配付漏れなしと認めます。

◎同意第 3 号～同意第 12 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 追加日程第 2、同意第 3 号から追加日程第 11、同意第 12 号までの大多喜町農業委員会委員の任命についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(飯島勝美君) ただいま一括上程されました同意第 3 号から同意第 12 号までの大多喜町農業委員会委員の任命について説明をいたします。

この同意 10 議案につきましては、農業委員会等に関する法律が改正されたことに伴い、現農業委員会委員の任期は平成 30 年 3 月 31 日をもって満了となりますので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同意をお願いする 10 名の方々についてご説明申し上げます。

議案書 3 ページをお願いします。

同意第 3 号 大多喜町農業委員会委員の任命について。

次の者を大多喜町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、大多喜町部田 390 番地、氏名、吉野公博、生年月日、昭和 54 年 12 月 24 日。

提案理由でございますが、平成 30 年 3 月 31 日で任期満了となる大多喜町農業委員会委員を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以下、5 ページ、同意第 4 号から、21 ページ、同意第 12 号までは提案理由が同じでございますので、住所、氏名、生年月日のみを説明とさせていただきます。

5 ページをお願いします。

同意第 4 号、住所、大多喜町大戸 327 番地、氏名、渡辺忠洋、生年月日、昭和 23 年 3 月 9 日。

7 ページをお願いします。

同意第 5 号、住所、大多喜町下大多喜 3415 番地、氏名、矢代とみ江、生年月日、昭和 26 年 3 月 15 日。

9 ページをお願いします。

同意第 6 号、住所、大多喜町弓木 547 番地、氏名、森紀久嗣、生年月日、昭和 20 年 3 月 8 日。

11 ページをお願いします。

同意第 7 号、住所、大多喜町下大多喜 3436 番地 1、氏名、山口豊、生年月日、昭和 24 年 1 月 24 日。

13 ページをお願いします。

同意第 8 号、住所、大多喜町泉水 193 番地 27、氏名、押元康郎、生年月日、昭和 23 年 4 月 8 日。

15 ページをお願いします。

同意第 9 号、住所、大多喜町小内 135 番地、氏名、鈴木孝一、生年月日、昭和 26 年 11 月 1 日。

17 ページをお願いします。

同意第 10 号、住所、大多喜町栗又 807 番地、氏名、加曾利益弘、生年月日、昭和 36 年 8 月 14 日。

19 ページをお願いします。

同意第 11 号、住所、大多喜町葛藤 1017 番地、氏名、磯野義夫、生年月日、昭和 19 年 9 月 27 日。

21 ページをお願いします。

同意第 12 号、住所、大多喜町小土呂 803 番地、氏名、浅野幸男、生年月日、昭和 22 年 6 月 14 日。

以上、同意 10 議案について議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間となっております。

それでは、同意 10 議案につきまして、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから同意第 3 号から同意第 12 号までの質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで同意第 3 号から同意第 12 号までの質疑を終わります。

同意第 3 号から同意第 12 号までについては討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから同意第 3 号 大多喜町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、同意第 3 号は同意することに決定しました。

これから同意第 4 号 大多喜町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

これから同意第5号 大多喜町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、同意第5号は同意することに決定しました。

これから同意第6号 大多喜町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、同意第6号は同意することに決定しました。

これから同意第7号 大多喜町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、同意第7号は同意することに決定しました。

これから同意第8号 大多喜町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、同意第8号は同意することに決定しました。

これから同意第9号 大多喜町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、同意第 9 号は同意することに決定しました。

これから同意第 10 号 大多喜町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、同意第 10 号は同意することに決定しました。

これから同意第 11 号 大多喜町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、同意第 11 号は同意することに決定しました。

これから同意第 12 号 大多喜町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、同意第 12 号は同意することに決定しました。

◎日程の追加

○議長（野村賢一君） お諮りします。

ただいま志関武良夫君外 4 名から、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について、発議案が提出されました。

この発議案を日程に追加し、追加日程第 12 として議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

よって、提出された発議案を日程に追加し、追加日程第 12 として議題とすることに決定

しました。

事務局職員から議案を配付いたします。

(議案配付)

○議長(野村賢一君) 議案の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 配付漏れなしと認めます。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 追加日程第12、発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についてを議題とします。

事務局職員をして議案を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長(吉野正展君) それでは、朗読をさせていただきます。

発議第1号。

平成30年3月15日。

大多喜町議会議長、野村賢一様。

提出者、大多喜町議会議員、志関武良夫、賛成者、同、渡邊泰宣、賛成者、同、根本年生、賛成者、同、麻生勇、賛成者、同、山田久子。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について。

上記の議案を、大多喜町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段と重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、平成27年に実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新

たな人材確保につながっていくものとする。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 月 日。

千葉県夷隅郡大多喜町議会。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣あて。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 次に提案理由について、提出者の説明を求めます。

2 番志関武良夫君。

○2 番（志関武良夫君） 事務局のほうから意見書の説明がありましたけれども、私のほうから、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提案理由をご説明させていただきます。

発議第 1 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提案理由の説明を行います。

現在、全国の町村議会が抱えている問題の一つとして、議員のなり手不足が深刻化していることであります。平成 27 年に行われました統一地方選挙においては、全国 928 ある町村のうちおよそ 4 割に当たる 373 町村において議員選挙が行われ、うち 2 割以上に当たる 89 町村では無投票当選となり、中でも 4 町村では定数割れという状況でございました。

ご承知のとおり、議員の退職した後の生活の保障も基礎年金しかありません。こうした状況において、特に今後の議会を担う若い世代の方に立候補を期待しても、サラリーマンの方々については、加入していた厚生年金も議員の在職期間は通算されず、老後に受け取る年金も低くなってしまいます。住民の代表として、議会がこれまで以上にまちづくりにしっかりかかわっていくためには、幅広い層の世代の方々が議員をやろうと思うような環境づくりを行っていかねばならないと思います。

そのためには、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにするには、議員を志す新たな人材確保につながっていくことと考えておりますので、この意見書への皆様方のご賛同をお願いし、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（野村賢一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合により、あす16日から本年6月30日まで休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

よって、あす16日から本年6月30日まで休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（野村賢一君） 本日はこれをもって散会とします。

お疲れさまでした。

（午後 3時33分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 野 村 賢 一

署 名 議 員 麻 生 勇

署 名 議 員 吉 野 一 男